

平成21年第1回西予市議会定例会会期日程表

会期3月4日(水)～3月18日(水)

(会期15日間)

月 日	曜日	日 程	備 考
3月 4日	水	本会議(開会)	・理事者提案説明
3月 5日	木	本 会 議	・一般質問
3月 6日	金	本 会 議	・質疑 ・即決議案採決及び委員会付託
3月 7日	土	休 会	
3月 8日	日	休 会	
3月 9日	月	常任委員会	
3月10日	火	常任委員会	
3月11日	水	常任委員会	
3月12日	木	常任委員会	
3月13日	金	常任委員会	
3月14日	土	休 会	
3月15日	日	休 会	
3月16日	月	休 会	
3月17日	火	休 会	
3月18日	水	本会議(閉会)	・委員長報告 ・質疑・討論・採決

平成21年第1回西予市議会定例会会議録(第1号)

1. 招集年月日 平成21年3月4日
 1. 招集の場所 西予市議会議場
 1. 開 会 平成21年3月4日
 午前10時00分
 1. 散 会 平成21年3月4日
 午後 3時34分

1. 出席議員

- 1番 兵頭 竜
 2番 二宮 一郎
 3番 兵頭 学
 4番 明智 祥勝
 5番 井上 勲
 6番 小野 正昭
 7番 松山 清
 8番 宇都宮 明宏
 9番 松島 義幸
 10番 元親 孝志
 11番 嶋川 武文
 12番 沖野 健三
 13番 森川 一義
 14番 藤井 朝廣
 15番 浅野 忠昭
 16番 岡山 清秋
 17番 酒井 宇之吉
 18番 兵頭 勇
 19番 山本 昭義
 20番 梅川 光俊
 21番 菊地 ミスギ
 22番 大竹 忠盛
 23番 二宮 元
 24番 坂本 隆重

1. 欠席議員

なし

1. 会議録署名議員

- 13番 森川 一義
 14番 藤井 朝廣

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 三好 幹二
 副市長 別宮 静
 教 育 長 森 英二
 公営企業部長 九鬼 則夫
 会計管理者 角藤 和幸

総務企画部長 清水 忠夫
 産業建設部長 安藤 芳夫
 生活福祉部長 炭倉 貞明
 教 育 部 長 森 精一
 明浜総合支所長 高岡 和廣
 野村総合支所長 西田 光和
 城川総合支所長 清水 享司
 三瓶総合支所長 芝 則重
 消防本部消防長 中野 竹夫
 総 務 課 長 上甲 憲章
 財 政 課 長 河野 敏雅
 企画調整課長 上田 甚正
 監 査 委 員 正司 哲浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 岩本 明定
 議事係 長 井上 千浪

1. 議事日程 別紙のとおり

1. 会議に付した事件 別紙のとおり

1. 会議の経過 別紙のとおり

議 事 日 程

1 会議録署名議員の指名

(13番 森川一義、14番 藤井朝廣)

2 会期の決定

(3月4日～3月18日 15日間)

3 議案第10号 西予市介護従事者処遇改善
 臨時特例基金条例制定につ
 いて

議案第11号 西予市例規の見直しに伴う
 関係条例の整理に関する条
 例制定について

議案第12号 西予市職員の勤務時間の改
 定に伴う関係条例の整理に
 関する条例制定について

議案第13号 西予市非常勤の職員の公務
 災害補償等に関する条例の
 一部を改正する条例制定に
 ついて

議案第14号 西予市税条例の一部を改正
 する条例制定について

議案第15号 西予市育英会設置条例の一
 部を改正する条例制定につ
 いて

議案第 1 6 号	西予市城川地域育英会設置 条例の一部を改正する条例 制定について	条例を廃止する条例制定に ついて
議案第 1 7 号	西予市三瓶地域育英会設置 条例の一部を改正する条例 制定について	議案第 3 2 号 西予市野村キャスルラン ド深山条例を廃止する条例 制定について
議案第 1 8 号	西予市公民館条例の一部を 改正する条例制定について	議案第 3 3 号 西予市宇和文化会館の指定 管理者の指定について
議案第 1 9 号	西予市青少年補導センター 条例の一部を改正する条例 制定について	議案第 3 4 号 西予市遊の里デイサービス センターの指定管理者の指 定について
議案第 2 0 号	西予市社会体育施設条例の 一部を改正する条例制定に ついて	議案第 3 5 号 西予市遊の里健康センター の指定管理者の指定につい て
議案第 2 1 号	西予市母子家庭医療費助成 条例の一部を改正する条例 制定について	議案第 3 6 号 西予市遊の里ふれあい広場 の指定管理者の指定につい て
議案第 2 2 号	西予市隣保館条例の一部を 改正する条例制定について	議案第 3 7 号 西予市惣川高齢者生活福祉 センターの指定管理者の指 定について
議案第 2 3 号	西予市介護保険条例の一部 を改正する条例制定につい て	議案第 3 8 号 西予市明浜ふるさと創生館 の指定管理者の指定につい て
議案第 2 4 号	西予市使用料及び手数料条 例の一部を改正する条例制 定について	議案第 3 9 号 西予市あけはまオートキャ ンプ場の指定管理者の指定 について
議案第 2 5 号	西予市中小企業振興資金融 資条例の一部を改正する条 例制定について	議案第 4 0 号 西予市明浜民宿故郷の指定 管理者の指定について
議案第 2 6 号	西予市あけはまオートキャ ンプ場条例の一部を改正す る条例制定について	議案第 4 1 号 西予市明浜塩風呂の指定管 理者の指定について
議案第 2 7 号	西予市明浜民宿故郷条例の 一部を改正する条例制定に ついて	議案第 4 2 号 西予市物産会館の指定管理 者の指定について
議案第 2 8 号	西予市明浜塩風呂条例の一 部を改正する条例制定につ いて	議案第 4 3 号 西予市野村農業公園の指定 管理者の指定について
議案第 2 9 号	西予市簡易水道及び愛媛県 条例水道の設置に関する条 例の一部を改正する条例制 定について	議案第 4 4 号 西予市野村青汁工場の指定 管理者の指定について
議案第 3 0 号	西予市病院事業の設置等に 関する条例の一部を改正す る条例制定について	議案第 4 5 号 西予市溪筋農林水産物処理 加工施設の指定管理者の指 定について
議案第 3 1 号	西予市城川堆肥製造用施設	議案第 4 6 号 西予市野村畜産総合振興セ ンターの指定管理者の指定 について
		議案第 4 7 号 西予市野村飼料混合施設の 指定管理者の指定について
		議案第 4 8 号 西予市大野ヶ原集落環境管 理施設の指定管理者の指定

議案第49号	西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について	議案第67号	平成20年度西予市介護保険特別会計補正予算(第4号)
議案第50号	西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について	議案第68号	平成20年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
議案第51号	西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について	議案第69号	平成20年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
議案第52号	西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について	議案第70号	平成20年度西予市上水道事業会計補正予算(第4号)
議案第53号	西予市有料駐車場の指定管理者の指定について	議案第71号	平成21年度西予市一般会計予算
議案第54号	西予市乙亥の里の指定管理者の指定について	議案第72号	平成21年度西予市授産場特別会計予算
議案第55号	西予市城川ふるさと交流館の指定管理者の指定について	議案第73号	平成21年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
議案第56号	西予市三滝ロッジの指定管理者の指定について	議案第74号	平成21年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
議案第57号	市道路線の廃止について	議案第75号	平成21年度西予市国民健康保険特別会計予算
議案第58号	市道路線の認定について	議案第76号	平成21年度西予市老人保健特別会計予算
議案第59号	西予市営土地改良事業の施行について(宇和町下松葉地区)	議案第77号	平成21年度西予市後期高齢者医療特別会計予算
議案第60号	西予市営土地改良事業の施行について(城川町魚成地区)	議案第78号	平成21年度西予市介護保険特別会計予算
議案第61号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について	議案第79号	平成21年度西予市農業集落排水事業特別会計予算
議案第62号	平成20年度西予市一般会計補正予算(第6号)	議案第80号	平成21年度西予市公共下水道事業特別会計予算
議案第63号	平成20年度西予市授産場特別会計補正予算(第2号)	議案第81号	平成21年度西予市簡易水道事業特別会計予算
議案第64号	平成20年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)	議案第82号	平成21年度西予市上水道事業会計予算
議案第65号	平成20年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	議案第83号	平成21年度西予市病院事業会計予算
議案第66号	平成20年度西予市後期高	議案第84号	平成21年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算

本日の会議に付した事件

- | | | | |
|---|--|--------|---|
| 1 | 会議録署名議員の指名 | | 例の一部を改正する条例制定について |
| 2 | 会期の決定 | 議案第25号 | 西予市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について |
| 3 | 議案第10号 西予市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定について | 議案第26号 | 西予市あけはまオートキャンプ場条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第11号 西予市例規の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定について | 議案第27号 | 西予市明浜民宿故郷条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第12号 西予市職員の勤務時間の改定に伴う関係条例の整理に関する条例制定について | 議案第28号 | 西予市明浜塩風呂条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第13号 西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第29号 | 西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第14号 西予市税条例の一部を改正する条例制定について | 議案第30号 | 西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第15号 西予市育英会設置条例の一部を改正する条例制定について | 議案第31号 | 西予市城川堆肥製造用施設条例を廃止する条例制定について |
| | 議案第16号 西予市城川地域育英会設置条例の一部を改正する条例制定について | 議案第32号 | 西予市野村キャスルランド深山条例を廃止する条例制定について |
| | 議案第17号 西予市三瓶地域育英会設置条例の一部を改正する条例制定について | 議案第33号 | 西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について |
| | 議案第18号 西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について | 議案第34号 | 西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について |
| | 議案第19号 西予市青少年補導センター条例の一部を改正する条例制定について | 議案第35号 | 西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について |
| | 議案第20号 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について | 議案第36号 | 西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について |
| | 議案第21号 西予市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について | 議案第37号 | 西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について |
| | 議案第22号 西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について | 議案第38号 | 西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について |
| | 議案第23号 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について | | |
| | 議案第24号 西予市使用料及び手数料条 | | |

- | | | | |
|-----------|-------------------------------|-----------|--|
| 議案第 3 9 号 | 西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について | 議案第 5 7 号 | 市道路線の廃止について |
| 議案第 4 0 号 | 西予市明浜民宿故郷の指定管理者の指定について | 議案第 5 8 号 | 市道路線の認定について |
| 議案第 4 1 号 | 西予市明浜塩風呂の指定管理者の指定について | 議案第 5 9 号 | 西予市営土地改良事業の施行について（宇和町下松葉地区） |
| 議案第 4 2 号 | 西予市物産会館の指定管理者の指定について | 議案第 6 0 号 | 西予市営土地改良事業の施行について（城川町魚成地区） |
| 議案第 4 3 号 | 西予市野村農業公園の指定管理者の指定について | 議案第 6 1 号 | 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について |
| 議案第 4 4 号 | 西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について | 議案第 6 2 号 | 平成 2 0 年度西予市一般会計補正予算（第 6 号） |
| 議案第 4 5 号 | 西予市溪筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について | 議案第 6 3 号 | 平成 2 0 年度西予市授産場特別会計補正予算（第 2 号） |
| 議案第 4 6 号 | 西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について | 議案第 6 4 号 | 平成 2 0 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 議案第 4 7 号 | 西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について | 議案第 6 5 号 | 平成 2 0 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号） |
| 議案第 4 8 号 | 西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について | 議案第 6 6 号 | 平成 2 0 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号） |
| 議案第 4 9 号 | 西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について | 議案第 6 7 号 | 平成 2 0 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 4 号） |
| 議案第 5 0 号 | 西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について | 議案第 6 8 号 | 平成 2 0 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号） |
| 議案第 5 1 号 | 西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について | 議案第 6 9 号 | 平成 2 0 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号） |
| 議案第 5 2 号 | 西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について | 議案第 7 0 号 | 平成 2 0 年度西予市上水道事業会計補正予算（第 4 号） |
| 議案第 5 3 号 | 西予市有料駐車場の指定管理者の指定について | 議案第 7 1 号 | 平成 2 1 年度西予市一般会計予算 |
| 議案第 5 4 号 | 西予市乙亥の里の指定管理者の指定について | 議案第 7 2 号 | 平成 2 1 年度西予市授産場特別会計予算 |
| 議案第 5 5 号 | 西予市城川ふるさと交流館の指定管理者の指定について | 議案第 7 3 号 | 平成 2 1 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 |
| 議案第 5 6 号 | 西予市三滝ロッジの指定管理者の指定について | 議案第 7 4 号 | 平成 2 1 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算 |

- 議案第 75号 平成 21 年度西予市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 76号 平成 21 年度西予市老人保健特別会計予算
- 議案第 77号 平成 21 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 78号 平成 21 年度西予市介護保険特別会計予算
- 議案第 79号 平成 21 年度西予市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 80号 平成 21 年度西予市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 81号 平成 21 年度西予市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 82号 平成 21 年度西予市上水道事業会計予算
- 議案第 83号 平成 21 年度西予市病院事業会計予算
- 議案第 84号 平成 21 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算

開会 午前 10 時 00 分

議長 ただいまの出席議員は 24 名であります。これより平成 21 年第 1 回西予市議会定例会を開会いたします。

三好市長より今定例会招集のあいさつがありません。

三好市長。

三好市長 皆さんどうもおはようございます。

平成 21 年第 1 回西予市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

日増しに春らしくなってまいりましたきょうこのごろでございますが、議員の皆様におかれましては、年度末を控え、公私とも大変多忙のところ本定例会にご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、季節そのものは冬の厳しさも幾分和らぎ春めいてまいりましたが、現実の社会経済情勢は暗く寒い冬空のままで、一向に暖かく明るい兆しが見えない状況が続いており、一刻も早くこのような不況から脱却できることを切に願っているところでございます。

こういった厳しい社会経済情勢の中で、西予市にとっては、今どの分野においてどのような形で政策展開を進めれば、市民の皆様にも少しでも安心して暮らしていただけるようになるのか、慎重に検討をしているところであります。この方向づけのいかんによっては、そのすべてに影響が出かないだけに、大きな課題を突きつけられているのが現状であります。

このような大きな課題を早期に対応するように、議会と行政がともに地域活性化と雇用創出の推進に全身全霊を傾注しながら最善の道を選択しなければならぬとこのように思っている次第でございます。何とぞご理解とご尽力を賜りますようお願い申し上げますとともに、これからの具体的な政策につきましては、後ほど所信表明並びに平成 21 年度当初予算説明の中で詳しく述べさせていただきますと存じます。

3 月定例会は、西予市の平成 21 年度施策の指針となるべく当初予算を審議いただく最も重要な会議でございます。3 月 18 日までの 15 日間という長丁場と三寒四温のこの時期でございますので、議員の皆様におかれましては、健康には十分ご留意をされた上で、活発なご議論を交わさせていただきますと思っております。

また現在、新聞紙上等で盛んに取り上げられております定額給付金や子育て応援特別手当につきましては、関連法案成立後、速やかに給付の諸手続に入りたいと考えており、その関連法案については、本定例会会期中におきましては、国会の動向と連動をして対応してまいりたいと存じますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会におきましては、議員の皆様からの一般質問をお受けするとともに、先ほど申し上げましたように、私の平成 21 年度の市政に対する所信の一端を申し上げるほか、条例制定 3 件、改正 18 件、廃止 2 件、指定管理者の指定 24 件、その他 5 件、平成 20 年度補正予算 9 件、平成 21 年度当初予算 14 件の合計 75 案件につきましてご審議をお願い申し上げます。諸議案の提案理由につきましては、上程の際にご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議をいただき、それぞれ決定を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが、招集のごあいさつとさせていただきます。皆さんよろしくお祈りいたします。

議長 次に、前定例会以降における諸般の報告及び監査委員から提出されました例月出納検査報告書は、お手元に配付のとおりであります。お目通しを願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

(日程1)

議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に13番森川一義君、14番藤井朝廣君の両名を指名いたします。

(日程2)

議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から3月18日までの15日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本日から3月18日までの15日間と決定いたしました。

(日程3)

議長 日程第3、議案第10号「西予市介護従事者処遇改善臨時特別基金条例制定について」から議案第84号「平成21年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」についてまでの75件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 議案第10号「西予市介護従事者処遇改善臨時特別基金条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

国の緊急特別対策の一つとして介護従事者の処遇改善を図ることを目的に、平成21年度から平成23年度における第4期介護保険事業計画期間中に見込んだ介護従事者への報酬増額に伴う保険料の影響額について、平成21年度は全額、平成22年度は半額が交付される特別対策が実施されます。

また、この特別対策では、この措置に対する被保険者への周知等の経費も交付対象とされております。本条例はこれらの経費に係る財源として、

国からの交付金を受け、介護保険料の上昇を抑制するための基金を創設することに伴い制定するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 総務企画部長。

清水総務企画部長 議案第11号「西予市例規の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

近年、法令等のデータベースシステムの技術革新が進んでおり、本市におきましても、例規改廃作業の合理化、効率化を図るため、平成21年度から新システムにより、西予市例規の管理を行うことといたしております。これにあわせて、西予市例規の全面的な精査、見直しを行ったところ、政治倫理の確立のための西予市長の資産等の公開に関する条例など25条例において、各種法令等を引用している箇所が、現行の法令条文の番号及び用字・用語等と不整合となっていることが判明いたしました。本条例は、そうした関係法令等の整合を必要とする条例について、一括して所要の整備を行うものであります。

続きまして、議案第12号「西予市職員の勤務時間の改定に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

民間企業の所定労働時間との均衡を図るという人事院勧告に基づき、平成20年12月に一般職の職員の給与に関する法令等の一部を改正する法律が可決成立し、これにより国家公務員の勤務時間が、平成21年4月1日から週38時間45分に改正されることとなりました。地方公務員についても、国との均衡を図ることとされており、今回県や県内自治体と同様に本条例を制定するものであります。

内容は、1日の勤務時間を現状の8時間から7時間45分へ、1週間の勤務時間を40時間から38時間45分へ短縮するもので、これによりまして、執務時間につきましては、午前8時30分から午後5時15分までに変更するものであります。勤務時間の改定に当たっては、公務能率の一層の向上に努め、行政サービスを維持するとともに、行政コストの増加を招かないよう努めてまいりたいと考えます。

続きまして、議案第13号「西予市非常勤の職

員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、障害者自立支援法の施行及び通勤の範囲の改定等のための地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴うもので、労働者災害補償保険制度との均衡を図るため、非常勤職員の通勤による災害補償の範囲に、単身赴任者や複数就業者の通勤形態を合理的な経路として加えるものであります。実態に即した運用により、事故等が生じた場合の非常勤の職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するものと考えます。

次に、議案第14号「西予市税条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市では、合併以来個人の市民税、固定資産税におきまして、納期前に一括納付した場合、それぞれに前納報奨金を交付いたしております。前納報奨金制度の本来の目的は、税収の早期確保による行政運営上の財源の安定化にありましたが、現在の状況からすると、本制度の意義は希薄化していると思われまます。

また、特別徴収となる給与所得者の市民税は、制度の対象にならないこと、担税力に比較的余裕のある方が利用できる優遇措置であるという公平性に欠ける点が指摘されております。今回の改正は、そうした納税制度を取り巻く環境変化及び行政評価による事務事業見直しの一環として、前納報奨金制度の廃止を行うものであります。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 森教育部長。

森教育部長 議案第15号「西予市育英会設置条例の一部を改正する条例制定について」、議案第16号「西予市城川地域育英会設置条例の一部を改正する条例制定について」、議案第17号「西予市三瓶地域育英会設置条例の一部を改正する条例制定について」一括して提案理由の説明を申し上げます。

議案第15号及び議案第16号は、育英会理事の変更に伴い、それぞれの条例の一部を改正するものであります。

西予市育英会及び西予市城川地域育英会では、育英会役職員に野村高等学校土居分校教頭が含まれておりますが、野村高等学校土居分校は、平成21年度から教職員の配置がなくなり、平成21年度末をもって廃校になることが決定しております。これに伴い、野村高等学校土居分校教頭を両育英会理事から除くものであります。

議案第17号は、今回の例規の見直しにより役職員の規定について、現在の運営状態と一部不整合がありましたので、所要の整備を行うものであります。

続いて、議案第18号「西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について」、議案第19号「西予市青少年補導センター条例の一部を改正する条例制定について」関連がございますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

新庁舎建設に伴い、本年7月から西予市中央公民館建物の取り壊しに入る予定になっております。これに伴い、新庁舎建設の期間中、西予市中央公民館を廃止するとともに、宇和公民館事務所及び青少年補導センターを代替施設である現農協本所に移転するため所要の整備を行うものでございます。

次に、議案第20号「西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、西予市立魚成小学校改築に伴い、城川西広場の所在地の地番が変更されたこと及び城川西体育館が魚成小学校の体育館とされたことにより、社会体育施設としての位置づけがなくなったため所要の整備を行うものであります。

以上、6議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 議案第21号「西予市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、知的障害者と判断された者であって、受給要件となる身体障害者に該当する者の基準について、交付された療養手帳に記載された障害のランクをあらわす記号によるものとして具体的に定めるものであります。あわせて、例規の見直しに伴い、所要の整備を行っております。

続いて、議案第22号「西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、本県の最低賃金が昨年10月に引き上げられたことに伴い、その最低賃金を基礎に算定している隣保館館長の報酬額を増額改定するものであります。

次に、議案第23号「西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

65歳以上の方、いわゆる第1号被保険者の介護保険料については、介護保険法の規定により3カ年を1期とする介護保険事業計画期間において見直しを行うことと定められております。これに基づき、平成21年度から23年度の計画期間中の保険料について、今後の高齢者人口の推移や介護保険サービスの利用される方の人数から居宅サービス、施設サービス費用の必要量、また今後実施する介護予防事業の経費等から本市における介護サービスに必要な経費を見込み、西予市第4期高齢者福祉計画並びに介護保険事業計画において算定することになります。

また、この計画期間におきましては、国の緊急特別対策の一つとして、介護従事者の処遇改善を目的とする報酬改定が予定されておりますが、その影響額の一部については、議案第10号でご説明いたしました介護従事者処遇改善臨時特例基金によりまして、介護保険料の上昇を抑制することといたしております。

以上によりまして、第4期計画期間中における保険料を改定するよう本条例の一部を改正するものであります。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 産業建設部長。

安藤産業建設部長 議案第24号「西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

平成12年に施行された地方分権一括法により、本市におきましても、順次愛媛県から事務の権限移譲が進められているところですが、このたび平成21年度から都市計画法に基づく開発許可事務の権限移譲を受けることになりました。これ

によりまして、開発行為に係る許可手続を迅速に処理することができるようになり、住民サービスの向上が図られるものと考えております。

今回の改正は、この開発許可事務の権限移譲に伴い、審査に係る手数料を定めるものであります。

また、あわせまして、例規の見直しに伴い、関係法令との整合等の所要の整備を行っております。

次に、議案第25号「西予市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

先の見えない世界的な大不況が続く中、中小企業を取り巻く経営環境は一層厳しさを増しております。こうした状況の中で、他の融資制度と比較すると、かなり有利である本市の融資制度を利用する中小企業者も増加しており、今まで以上に迅速な対応が要求されております。現在の本市の制度では、中小企業振興資金の融資申し込みを受けた場合、関係金融機関とともに融資先の調査を実施し、毎月1回定期的に開催する審査委員会で融資の可否を仮決定いたしております。したがって、申請がなされて仮決定に至るまで、最大1カ月を要するケースも発生いたしますので、緊急の場合の即時対応が問題となっております。こうした問題点を解消するため検討いたしましたところ、申し込みの際、申請内容については、金融機関と保証協会との間で事前調査がなされており、現在に至るまで当審査委員会において融資の否決をされた事例がないこと、また平成19年10月からは、責任共有制度が導入され、融資した企業が倒産した時点で、代位弁済が発生した場合の市の負担がなくなったこと、さらに、近隣市町において、この審査委員会を開催しているところは非常に少ないことなどから、本市におきましても審査委員会を廃止し、現下の厳しい経済情勢の中におきまして、融資制度の円滑な運用により、市内中小企業の金融難の緩和と経営の立て直しが迅速に図られるよう本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第26号「西予市あけはまオートキャンプ場条例の一部を改正する条例制定について」、議案第27号「西予市明浜民宿故郷条例の一部を改正する条例制定について」、議案第28号「西予市明浜塩風呂条例の一部を改正する条例

制定について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

あけはまシーサイドサンパーク関連施設につきましては、市民に健全な保健休養、憩いの場を提供し、生活福祉の向上と健康の増進を図り、あわせて一般行楽客の利用に供することを目的とした施設であり、平成18年度から指定管理者制度により管理運営を行っているところであります。

しかしながら、これら3施設は、原油高騰に端を発した物価上昇、特にA重油、原材料の値上がりにより、経営状況が一気に悪化しつつあり、経営方法の改善を必要としています。今回の改正は、こうした状況を踏まえ、それぞれの施設の安定経営のため利用料金を改定するとともに、休業日、営業時間等について、指定管理者による弾力運用を可能とするよう所要の整備を行うものであります。

また、あけはまオートキャンプ場につきましては、シーカヤックの艇庫と休憩公園の新設に伴い、所要の改正を加えるもので、これによりまして、集客力のさらなる向上と来訪者や市民への憩いの場の提供に努めるものであります。

以上、5議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 九鬼公営企業部長。

九鬼公営企業部長 議案第29号「西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

大野ヶ原地区は、豊富な農地を有しており、人口は減少傾向にあるものの、家畜や野菜、農機の洗浄等で水道の配水量は増加しており、現況の浄水施設能力1日70.6立米では、限界状態となっていました。このような状況を踏まえ、昨年10月には、給水人口を102人とし、1日最大給水量を39.4立米ふやして1日110立米に増加することにつき、愛媛県知事の認可を受け、現在水源の安定的な確保や浄水施設の整備、老朽化した送配水管の整備を中山間総合整備事業により行っております。今回の改正は、本年度この工事の完了後、経営変更をし、新たな施設での供用開始を予定するために所要の整備を行うものであります。

次に、議案第30号「西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、野村病院の診療科目の削減に伴う改正であります。

野村病院の婦人科につきましては、平成19年3月まで愛媛大学医学部産婦人科医局より週2回非常勤医師の派遣により診療を行っていましたが、医師不足と患者数の減少により、平成19年4月より医師派遣が中止となっていました。婦人科の診療再開が困難なことから、保健所の指摘もありまして、婦人科の標榜の取り下げをするものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 議案第31号「西予市城川堆肥製造用施設条例を廃止する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

この施設は、平成7年度に城川町下相地区に設置され、木材の皮などを活用した堆肥原料を加工、製造してまいりましたが、施設の老朽化が著しく、修繕経費等の面からも維持管理が困難な状況となっております。このたび運営の見直しを行いました結果、本施設を継続運営することは、費用対効果の面からも妥当性を欠いており、廃止することが適当と判断しましたので、本条例を廃止するものであります。

なお、本施設の一部については、再利用の可能な機能も残っており、隣接している森林組合製造所において利用の意向が示されていることから、それに沿った取り扱いを考えております。

続きまして、議案第32号「西予市野村キャスルランド深山条例を廃止する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

この施設の土地及び建物は、平成9年度に野村町在住でありました故滝野保昭氏から旧野村町に寄贈されたもので、旧野村町直営の宿泊及び休養施設として西予市が引き継ぎ、平成17年度まで管理運営を行ってまいりました。平成18年度からは、指定管理者による管理運営を予定していましたが、耐震性や消防設備等に不備があることが判明し、改修経費の問題もあり、当面の間休業

扱いにすることといたしました。その後、再開に向けて協議検討を続けてまいりましたが、施設の老朽化及び不審者の侵入等の安全管理上の問題もあり、昨年9月には侵入防止用フェンスを設置し、本施設は完全閉鎖の状態となっております。このような状況を踏まえ、本施設の営業再開は将来的にも実現不可能と判断し、施設を廃止することに伴い本条例を廃止するものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 森教育長。

森教育長 議案第33号「西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、市民の芸術文化の向上及び福祉の増進を図ることを目的に整備された施設であり、現在財団法人宇和文化会館に管理委託し、運営をいたしております。今回、この施設の指定管理者の候補として、非公募により財団法人宇和文化会館を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めます。

選定に当たりましては、指定管理者審査委員会による審査を行い、財団法人宇和文化会館の当該施設におけるこれまでの実績、運営方針等を審査し、蓄積された運営ノウハウ、経営改善に対する取り組み等を総合的に勘案し、この施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

なお、財団法人宇和文化会館の概要及び施設運営計画概要につきましては、別添の参考資料をご参照ください。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 続きまして、生活福祉部所管の施設についてご説明を申し上げます。

まず、議案第34号「西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について」、議案第35号「西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について」、議案第36号「西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

これらの施設は、高齢者福祉の向上並びに市民の健康と活力の増進を図ることを目的に整備された施設であり、現在社会福祉法人西予総合福祉会に管理委託し、運営しております。今回これらの施設の指定管理者の候補者として、非公募により社会福祉法人西予総合福祉会を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めます。

選定に当たりましては、指定管理者審査委員会による審査を行い、西予総合福祉会のそれぞれの施設におけるこれまでの実績、運営方針等を審査し、蓄積された運営ノウハウ、経営改善に対する取り組み、地域との連携等を総合的に勘案し、これらの施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

続いて、議案第37号「西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市惣川高齢者生活福祉センターは、高齢者福祉の増進並びに福祉サービスの向上を図ることを目的に整備された施設であり、現在社会福祉法人野村町社会福祉協会に管理委託し、運営しております。今回、当施設の施設管理者の候補者として非公募により社会福祉法人野村町社会福祉協会を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めます。

選定に当たりましては、指定管理者審査委員会による審査を行い、野村町社会福祉協会のこれまでの実績、運営方針等を審査し、蓄積された運営ノウハウ、経営改善に対する取り組み、地域との連携等を総合的に勘案し、当施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

なお、各指定管理者候補団体の概要及びそれぞれの施設の運営計画概要につきましては、別添の参考資料をご参照ください。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 それでは、産業建設部が担当する管理施設に関しましてご説明を申し上げます。

まず、議案第38号「西予市明浜ふるさと創生

館の指定管理者の指定について」、議案第39号「西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について」、議案第40号「西予市明浜塩風呂の指定管理者の指定について」、議案第41号「西予市明浜民宿故郷の指定管理者の指定について」4議案の提案理由を一括してご説明申し上げます。

この4施設は、明浜地域を代表する交流拠点として整備され、年間を通じて憩いと地域間交流の場として多くの市民や来訪者に利用いただいております。健康の維持増進及び地域産業の振興に大きな役割が期待されている施設であります。今回、4施設の指定管理者の候補者として、非公募によりあけはまシーサイドサンパーク株式会社を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めます。

その理由といたしましては、あけはまシーサイドサンパーク株式会社は、平成13年度から一貫して施設の管理運営に当たっており、各施設の設置目的の達成に関するノウハウが十分に蓄積されていること、さらにこれまでの経営改善と営業努力により、施設運営の効率化が推進されており、域外観光客等の確保や地域振興及び活性化のための取り組みの成果が認められることなどから、これら施設の管理運営を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

続いて、議案第42号「西予市物産会館の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、平成11年度に建設され、以来西予市産の農林水産物や農山加工品の販売、地域食材を活用した食の提供等で大きな実績を上げており、西予市を代表する直販施設として、地域の1次産業及び観光の振興などのためにならないう施設となっております。今回、指定期間の終了に伴い、本施設の指定管理者の候補者として、非公募により株式会社どんぶり館を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めます。

その理由といたしましては、施設開館以来9年間一貫して運営管理を行ってきており、施設の設置目的達成に関するノウハウが蓄積されているとともに、経営的にも安定した収益が確保されており、年間50万人にも及ぶ利用者を確保するなど、市の玄関口の顔として施設運営実績が認めら

れること、また西予市が今後目指している地域産品の販売拠点、観光情報の発信拠点としての負託にこたえ得る人的、物的能力を持った会社であることなど、株式会社どんぶり館にこの施設の運営管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

続いて、議案第43号「西予市野村農業公園の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、平成10年度から11年度にかけて建設されたもので、乳製品の加工販売及び地域食材の供給等を通じた総合交流ターミナル施設として、また都市との交流、地域農産物の交流及び地域情報の受発信を行うことにより、地域の活性化を図る施設であります。今回、本施設の指定管理者の候補者として、非公募により株式会社野村町地域振興センターを選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めます。

その理由といたしましては、施設開設以来11年間一貫して管理運営を行ってきており、事業推進に関するノウハウが蓄積されており、これまでの特産品開発や交流人口の増加を図るためのイベント開催並びに地域PR活動の取り組みに一定の成果をもたらしていること、また施設を利用した乳製品製造及び地域食材の供給事業は、地域ブランドの育成、地場産業の振興につながるものであり、そうした事業展開を着実に推進する能力を持った会社であること、さらに効率化やコスト低減の計画的な取り組みを進めていることなども総合的に評価し、株式会社野村町地域振興センターにこの施設の管理運営を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

議長 暫時休憩をいたします。（休憩 午前10時44分）

議長 再開をいたします。（再開 午前10時45分）

安藤産業建設部長 済みません。先ほどご説明申し上げました議案第40号の西予市明浜塩風呂の指定管理者の指定というところを議案第41号の民宿故郷の指定管理者というのが正解でございます。ちょっと読み間違いまして、議案第40号が民宿故郷の指定管理者の指定、議案第41号

が明浜塩風呂の指定管理者の指定ということで訂正願ったと思います。

続きまして、議案第4号「西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、平成13年度に建設されたもので、市内で生産された農産物の処理、加工、出荷の一貫体制を行うことにより、地域農産物の流通及び地域情報の受発信を通して農家所得の向上と地域雇用の創出及び地域活性化を図る施設として位置づけられている施設であります。今回、本施設の指定管理者の候補者として、非公募により株式会社グリーンヒルを選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、施設開設以来7年間一貫して運営管理を行ってきており、すぐれた製造ノウハウとともに、順調な販売実績を達成していること、さらに先進的な取り組みとして、HACCPの導入により、商品の品質向上と地域農業振興並びに地域雇用の安定を図っていること、また今後とも製品の販売を株式会社ファンケル関連会社が担うことが想定されるため、西予市、東宇和農協、株式会社ファンケルが合同出資した当該会社が妥当であることなどから株式会社グリーンヒルにこの施設の管理運営を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

続いて、議案第45号「西予市溪筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、平成14年度に建設されたもので、市内で生産される農林水産物を活用し、特産品の開発、加工品の試作、研究及び販売活動を行うことにより、地域農産物の流通、販売拡大と農業者の生産、経営意欲の向上に努め、農林業の振興並びに農山地域の活性化を目的としている施設であります。今回、本施設の指定管理者の候補者として、非公募により溪筋農産物加工組合を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、施設開設以来6年間一貫して運営管理を行ってきており、目的達成に関するノウハウが蓄積されていること、さらにこれまでの経営状況分析によって、効率的、健全経営及び運営がなされており、地元組織で運営されることにより、地域農業者の生産、経営意欲の

向上を図るための事業の実績が認められることなどから、溪筋農産物加工組合にこの施設の管理運営を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

続きまして、議案第46号「西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、平成5年度から6年度にかけて建設されたもので、市内畜産農家の生産性向上、経営体質の強化、担い手の育成確保を図り、合理的な営農活動の推進を目的としている施設であります。今回、本施設の指定管理者の候補者として、非公募により、東宇和農業協同組合を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、施設開設以来15年間一貫して運営管理を行ってきており、目的達成に関するノウハウが蓄積されていること、さらにこれまで効率的健全経営運営がなされており、地元組織で運営されることにより、地域農業者の生産、経営意欲の向上、経営体質の強化を図るための事業の実績が認められること、また当施設は、東宇和農協畜産部、愛媛県酪連、西予農業指導班等の関係機関の総合事務所として活用しており、本市の畜産の拠点施設として定着していること、以上の点により、東宇和農業協同組合にこの施設の管理運営を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

続いて、議案第47号「西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、平成6年度に野村町畜産総合振興センター関連施設として建設され、酪農、肉用牛、養豚等、畜産経営における購入飼料のコスト低減と高品質畜産物の生産を目指し、共同作業による効率的な混合飼料の製造と新しい飼料供給システムの構築により経営の安定を図ることを目的としている施設であります。今回、本施設の指定管理者の候補者として、非公募により農事組合法人野村町飼料混合施設利用組合を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、施設開設以来14年間運営管理を一貫して行ってきており、目的達成に関するノウハウが蓄積されていること、さらに

これまでの経営状況分析によって効率的健全経営、運営がなされており、地域畜産農家の生産、経営意欲の向上を図るための実績が認められることなどから、この施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

続いて、議案第48号「西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は平成17年度及び18年度に整備され、西予市大野ヶ原地区における畜産業の振興と集落内の環境保全に努めることを目的としている施設であります。施設については、堆肥舎2棟と汚水処理施設から成っております。今回、本施設の指定管理者の候補者として、非公募により大野ヶ原環境施設組合を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしまして、本施設は、事業計画の段階から地元組合で施設の管理運営をすることが前提となっており、施設整備事業完了と同時に、地元酪農家を主体として当組合が設立され、施設の管理運営について適切に処理されると見込まれることから、大野ヶ原環境施設組合が非公募要件である機能、性質等を考慮し、合理的な理由があると認められる組織であり、この施設の指定管理者として適当と判断したものであります。

続いて、議案第49号「西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について」、議案第50号「西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について」、議案第51号「西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について」、議案第52号「西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について」の4議案の提案理由を一括してご説明申し上げます。

議案の4施設は、市内農畜産物の加工販売を行い、またこれらの施設を通して都市との交流促進を図ることなど、地域の活性化に寄与するために設置された施設であります。今回、当該4施設の指定管理者の候補者として、非公募により株式会社城川開発公社を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、施設設置以来一貫して運営管理を行ってきたことから、施設の経営に関する十分なノウハウを有しており、さらにこれまでの経営戦略や営業努力により、地域の期待

にこたえる売上実績が達成されており、施設設置目的に沿った適切な運営がなされていることなどから、これら4施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

続いて、議案第53号「西予市有料駐車場の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市有料駐車場は、自動車を利用する外来者の一時的な利便に供し、地域の発展に寄与することを目的として、宇和町商店街の中に4つの駐車場を整備したもので、現在宇和町駐車場管理組合と協定書を締結し、管理運営を行っております。今回、指定期間の終了に伴い、新たな指定管理者の候補者といたしまして、審査委員会での協議の結果、非公募により宇和町駐車場管理組合を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、駐車場の設置目的である商工及び観光の発展につながる管理運営を行う経営方針であること、また同組合は、地域の状況に熟知しているとともに、効率的、効果的な管理運営がされており、経営状況も安定していることなどから、当施設を引き続き管理運営させることが適当と判断したものであります。

続いて、議案第54号「西予市乙亥の里の指定管理の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は地域の歴史文化の継承を図るとともに、地域商業活性化に資する施設として整備された施設であります。平成17年4月から旧野村町商工会、現在の西予市商工会が指定管理者として管理運営を行っております。今回、指定管理者であります西予市商工会が、今後の指定管理者として継続要望の意向がないことから、1月20日から2月3日までの間、指定管理者の公募を実施いたしましたところ、野村町商業協同組合の一事業者から応募があり、審査委員会での審査及び協議を経て指定管理者の候補者として選定いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、野村町商業協同組合は、事業者として西予市商工会と密接な関係であり、中心市街地活性化計画にも携わっており、商業活性化の核となる乙亥の里を活用することで、商業発展に大いに寄与できると意欲を示しております。

また、集客に対しての一層の努力や徹底した人的教育を実施して、サービスに支障が生じないように最善の努力を怠ると申し出ていることから、万全の態勢が図られると判断したものであります。

続いて、議案第55号「西予市城川ふるさと交流館の指定管理者の指定について」、議案第56号「西予市三滝ロッジの指定管理者の指定について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

これらの施設は、平成2年度開設以来、地域間及び都市と農村の交流の場、健全な保健休養の場として多くの利用者を受け入れてまいりました。今回、本施設の指定管理者の候補者として、現在の管理者である株式会社城川自然ロッジを非公募により選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、これまでの各種企画PRに努めるなど、前向きな努力がなされてきたこと、今後の経営方針においても、限られた委託料ながら地元食材の活用やイベントの開催、また県内外施設との連携を計画するなど、意欲的な取り組み姿勢が見られること、さらにこれまでの経営状況分析によると、効率化に努め、施設目的に沿った前向きな運営がなされており、実績が認められることなど、これらを総合的に判断し、株式会社城川自然ロッジにこれら施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

以上、19施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げましたが、それぞれの指定管理者候補団体の概要及び施設の運営計画概要につきましては、別添の参考資料をご参照いただきたいと思います。

以上、19議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第57号「市道路線の廃止について」、議案第58号「市道路線の認定について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回、3路線の廃止と17路線の認定をお願いするものであります。

まず、市道の廃止ですが、中川地区75号線は、一般県道平野坂戸線終点部の重複区間を廃止するものであります。

旧町地区216号線は、市街地内道路として機能していますが、西予市本庁舎の建設工事に伴い、廃止の後、延長を短縮して再認定するもので

あります。

池野々古市線は、池野々地区と東古市地区を結ぶ生活道路であります。農林水産省の交付金事業で改良を計画しているため廃止するものであります。

続いて、市道認定につきましては、旧町地区402号線は、一般県道鳥坂宇和線終点部のルート変更に伴い、旧道敷区間を認定するものであります。

旧町地区403号線は、永長地区と若宮地区集落間の連絡道を認定するものであります。

田之筋地区136号線から146号線の11路線につきましては、さくら団地内の造成工事の完了に伴い、開発道路を認定するものであります。

肱川右岸幹線道路は、遊歩道や児童の通学路として機能している地域内生活道路を認定するものであります。

今田池下線は、構造改善事業により開設された道路であります。地域内の重要な生活道路として機能しているため認定するものであります。

二及32号線は、一般国道378号バイパス道路の完成に伴い、旧道敷区間を認定するものであります。

なお、本件に係る市道の廃止、認定につきましては、さきの2月13日に開催いたしました西予市道路格付専門委員会において承認をいただいているものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第59号及び議案第60号「西予市営土地改良事業の施行について」提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成21年度に宇和町下松葉、城川町魚成の2地区において県単独土地改良事業を施行することに伴い、西予市営土地改良事業施行条例第5条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

事業内容につきましては、宇和町下松葉、城川町魚成の2地区のかんがい排水工事を施行するもので、これにより効率的な農業経営を図るものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 暫時休憩をいたします。(休憩 午前11時07分)

議長 再開をいたします。(再開 午前11時23分)

清水総務企画部長。

清水総務企画部長 議案第61号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市におきましては、平成20年度に野村町、城川町及び明浜町において16の地区が辺地の指定を受けており、それぞれ辺地総合整備計画を定めております。このたび野村町長谷、城川町窪野の2つの辺地において、平成21年度に消防施設及び市道の整備を実施することといたしました。これに伴いまして、国に変更計画を提出するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 三好市長。

三好市長 議案第62号「平成20年度西予市一般会計補正予算(第6号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、物件費等の事業費確定による増減額と工事請負費の入札減少金、事業の不採択による減額などが主なものであります。

このほか、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金、介護保険事業勘定繰出金、宇和福祉の里事業補助金、住宅新築資金等貸付事業特別会計繰出金及び高山診療所勘定ほか5診療所勘定への繰出金を計上しております。

また、国の第2次補正予算による緊急雇用創出事業で2人を1カ月雇用する経費、私立幼稚園就園奨励補助金、さらに災害対策基金及び明浜出身の方からいただいたふるさと納税に係る寄附金の一部を明浜町地域ふるさと基金へ積み立てる経費を計上しております。

歳入につきましては、決定額及び決定見込み額を計上しておりますが、寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金1,088万円を計上しております。これは平成20年度から始まった制度でございますが、現在までに15名の方から寄附

をいただきました。寄附申し込み際に、その用途についてお伺いしましたところ、15名の方のうち4名の方からご希望がありましたので、その希望を尊重して使わせていただきました。中でも明浜町出身の方からのご寄附1,000万円につきましては、ご希望に沿い、明浜小・中学校の図書購入費とかがば祭り事業に使わせていただきました。その残りにつきましては、先ほど説明いたしましたとおり、明浜町地域ふるさと基金に積み立てておりますが、平成21年度以降、この意向に沿って使わせていただきたいと思います。

また、用途の指定がなかった寄附につきましては、誇れる地域づくり事業等に充当させていただきました。

なお、寄附いただいた方々には、個別にこれらを報告するとともに、これからも温かいお付き合いをお願いしたいと考えております。

以上によりまして、本予算の補正額は、歳入歳出予算からそれぞれ5億6,760万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を252億3,080万1,000円と定めるものであります。

また、庁舎建設事業と大野ヶ原小学校改築事業におきまして、継続費の補正を行っております。

庁舎建設事業につきましては、庁舎建設に係る設計工事監理委託料を平成19年度から平成22年度までの4年間で継続費の設定をしておりましたが、庁舎の本体工事が平成23年度まで延長したことにより、継続費につきましても1年間延長したものでございます。

大野ヶ原小学校改築事業につきましては、工事が完了したことによる継続費の額の変更でございます。

また、例規集データベースシステム導入事業の債務負担行為補正を行っておりますが、これは新システムの初期導入に要する構築費用について1,200万円の設定を行っておりましたが、入札の結果、現行データを有する現在の業者が落札したため経費が発生せず、システム使用料も大幅な減額となったため減額補正を行ったものでございます。

以上、ご説明してまいりましたが、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくご審議を賜り、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

議長 河野財政課長。

河野財政課長 それでは、予算書に沿って補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、事業費の確定による調整が主なものであります。

まず、歳出につきまして説明をさせていただきます。

28ページをお開き願います。

9目電算管理費マイナス3,605万6,000円ではありますが、これは住基や税等の総合行政システムの新規導入磁気の変更及び西予市の公共ネットワークの業務系と情報系システムの統合においてセキュリティー対策を前もって講じる必要が生じたことによる統合磁気の変更により減額するものであります。

次に、29ページでございますが、12目情報推進事業費マイナス1億9,381万4,000円ではありますが、これはケーブルテレビ事業の総務省所管事業の確定による減額であります。

31ページをお開き願います。

2目13節固定資産事務委託料101万5,000円ではありますが、これは固定資産の税制改正のための電算システム変更委託料であります。

34ページをお開き願います。

1目15節工事請負費マイナス1,321万4,000円ではありますが、この主なものは、当初手都合集会所新築工事を自治総合センター助成事業として申請しておりましたが、不採択になりましたので減額しております。

なお、当集会所建築につきましては、誇れる地域づくり事業で実施をしております。

37ページをお開き願います。

地域介護・福祉空間整備等交付金事業補助金750万円ではありますが、これは宇和福祉の里のあんしんの家建築に対する国からの補助であります。

また、同じく宇和福祉の里事業補助金375万円につきましては、同建築に対して市から補助をするものであります。

39ページをお開き願います。

28節繰出金359万9,000円ではありますが、これは償還金の未納に対する住宅新築資金等貸付事業特別会計への繰出金であります。

次に、39ページでございますが、2目19節

民間保育所運営費負担金マイナス895万7,000円ではありますが、これは西予総合福祉会の保育園と三瓶ひまわり保育園の運営に対する負担金ではありますが、保育入所児の減及び人事院の人件費に対する増額勧告がなかったことにより負担金を減額するものであります。

47ページをお開き願います。

3目緊急雇用創出事業費31万7,000円ではありますが、これは国の第2次補正予算による事業であります。市内の自然公園や名所旧跡など、通常の管理が困難な箇所の手入れ、清掃を行うとともに、各地区で実施されております交流イベントの準備作業等を実施するため、作業員2名を1カ月間雇用するものであります。

50ページをお開き願います。

9目18節機械器具費241万5,000円ではありますが、これは明浜ふるさと創生館のフォークリフトの老朽化による買いかえに係る経費であります。

54ページをお開き願います。

5目13節施設設備管理委託料260万円ではありますが、これは乙亥の里管理に対する経費であります。

57ページをお開き願います。

3目道路新設改良費マイナス1,645万3,000円ではありますが、これは事業費の確定によるものであります。

なお、各事業内事業間での経費の組み替えも行っております。

63ページをお開き願います。

6目19節私立幼稚園園奨励費補助金160万円ではありますが、これは園児の増によるものであります。

64ページをお開き願います。

1目11節修繕料142万3,000円ではありますが、これは葦貫小、依津小、高川小、二木生小、田之浜小における修繕料であります。

73ページをお開き願います。

1目25節積立金6,004万円ではありますが、これは主に基金利子の積み立てを計上しておりますが、そのうち明浜町地域ふるさと基金事業につきましては、積立金701万4,000円のうち699万7,000円につきましては、ふるさと納税寄附金を充てております。

また、災害対策基金事業につきましては、新た

に5,000万円を積み立てております。

さらに、城川地域育英資金貸付基金事業につきましては、寄附金100万円を充てております。

次に、歳入であります、11ページをお開き願います。

1項市民税につきましては、個人所得の低迷により減額修正をしております。

2項固定資産税につきましては、実績により増額修正をしております。

12ページをお開き願います。

9款1目1節普通交付税7億6,117万5,000円ありますが、これは普通交付税の確定によるものであります。

なお、平成20年度の交付決定額は、106億6,622万5,000円となりました。

16ページをお開き願います。

7目1節学校建設費国庫補助金1,392万9,000円ありますが、これは大野ヶ原小学校改築に係る補助金であります。

21ページをお開き願います。

1目1節財政調整基金に8億7,018万円、12目1節減債基金に2億円を繰り戻しております。

25ページをお開き願います。

1目1節情報基盤整備事業マイナス1億920万円ありますが、これはケーブルテレビ事業の総務省所管事業の確定による起債の減額であります。

以上、説明とさせていただきます。

議長 炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 議案第63号「平成20年度西予市授産場特別会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業費の精査によるもので、歳入歳出それぞれ130万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,829万5,000円とするものであります。

歳出につきましては、施設授産場費の臨時雇用賃金を130万円減額いたしております。

歳入では、事業収入15万3,000円を増額し、一般会計繰入金を151万8,000円減額し、雑入を6万5,000円増額いたしております。

以上で本補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第64号「平成20年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出総額は変わらず、貸付金返済の滞納による歳入財源の内訳を変更処理するものであります。

歳入におきましては、償還金の貸付元利収入359万8,000円、県補助金1,000円を減額し、一般会計繰入金359万9,000円を増額いたしております。

以上で本補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第65号「平成20年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算からご説明申し上げます。

今回の補正は、歳出では、各項目実績見込みに伴う不用額の減額、共同事業拠出金確定に伴う調整、基金積立金の増額、直営診療所繰出金の増額、歳入では、実績見込みによる国民健康保険税繰入金の調整及び国庫、県支出金、前期高齢者交付金並びに共同事業交付金の確定に伴う調整が主なものであります。

4ページの歳出では、総務費を236万5,000円、保険給付費を7,000万円それぞれ減額し、共同事業拠出金を2,979万4,000円増額、保健事業費を1,213万円減額、基金積立金を31万7,000円、諸支出金を143万1,000円それぞれ増額いたしました。

3ページの歳入では、国民健康保険税を2,415万2,000円減額、国庫支出金を1億1,928万9,000円増額、県支出金を62万8,000円減額、前期高齢者交付金を2億4,095万円減額、共同事業交付金を1,241万2,000円、財産収入を31万7,000円、繰入金を8,075万9,000円それぞれ増額いたしました。

これによりまして議決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ5,295万3,000円を減額し、事業勘定予算の歳入歳出予算総額を58億7,653万5,000円と定めるものであります。

次に、診療施設勘定予算についてですが、今回の補正の主な内容は、歳出では、総務費と医業費の精査による調整、歳入では、外来収入の精査による減額とそれに伴う一般会計繰入金、事業勘定繰入金の増額であります。

それでは、診療所別にご説明をいたします。

18ページですが、俵津診療所の歳出では、総務費を77万6,000円増額、医業費を745万円減額、諸支出金を5万5,000円増額いたしました。

17ページの歳入では、診療収入を1,872万1,000円減額、繰入金を1,207万円増額、諸収入を3万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額を7,762万6,000円といたしました。

次に、26ページですが、狩江診療所の歳出では、総務費を2万円、医業費を290万円増額いたしました。

25ページの歳入では、診療収入を61万2,000円、使用料及び手数料を1万7,000円減額し、繰入金を354万8,000円、諸収入を1,000円増額し、歳入歳出予算の総額を6,786万5,000円といたしました。

次に、34ページ、高山診療所の歳出では、総務費を2万円減額、医業費を163万4,000円増額いたしました。

33ページの歳入では、診療収入を166万8,000円、使用料及び手数料を10万4,000円減額、繰入金を316万2,000円、諸収入を22万4,000円増額し、歳入歳出予算の総額を7,895万2,000円といたしました。

次に、42ページ、田之浜診療所の歳出では、総務費を10万円減額、医業費を20万円増額いたしました。

41ページの歳入では、診療収入を9万2,000円増額、使用料及び手数料を5万2,000円、繰入金を5万1,000円減額、諸収入を11万1,000円増額し、歳入歳出予算の総額を1,992万1,000円といたしました。

次に、50ページ、惣川診療所の歳出では、総務費を2万5,000円減額、医業費を3万9,000円増額いたしました。

49ページの歳入では、診療収入を65万8,000円減額、繰入金を67万2,000円増額

し、歳入歳出予算の総額を911万1,000円といたしました。

次に、56ページ、土居診療所の歳出では、医業費を464万1,000円増額いたしました。

55ページの歳入では、繰入金で他会計繰入金を258万5,000円、事業勘定繰入金を205万6,000円増額し、歳入歳出予算の総額を1億2,927万2,000円といたしました。

次に、62ページ、遊子川出張診療所の歳出では、総務費を14万円増額いたしました。

61ページの歳入では、繰入金を14万円増額し、歳入歳出予算の総額を453万2,000円といたしました。

次に、68ページ、二及診療所の歳出では、総務費を29万6,000円、医業費を235万7,000円、基金積立金を178万円それぞれ増額いたしました。

67ページの歳入では、診療収入を423万6,000円、諸収入を19万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額を5,585万7,000円といたしました。

次に、76ページ、周木診療所の歳出では、総務費を8万4,000円減額、医業費を127万1,000円増額、基金積立金を150万9,000円、予備費を131万7,000円減額いたしました。

75ページの歳入では、診療収入を202万3,000円、財産収入を1,000円減額、諸収入を38万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額を4,770万5,000円といたしました。

以上で本補正予算(第4号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第66号「平成20年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、総務費において不用額の見込まれるものの、減額補正と後期高齢者医療広域連合納付金においては、政府による被保険者の負担の見直し等により保険料が減額となったための保険料負担金の減額補正で、歳入歳出それぞれ8,809万9,000円を減額し、歳入歳出の総額を5億6,846万1,000円と定めるものであります。

歳出につきましては、総務費を126万3,0

00円減額いたしました。内訳は、総務管理費が63万円、徴収費が63万3,000円の減額となります。

次に、後期高齢者医療広域連合納付金を8,683万6,000円減額いたしました。

歳入につきましては、保険料徴収見込み額の減少により、後期高齢者医療保険料を8,683万6,000円減額し、不用額等の調整により一般会計繰入金を176万3,000円を減額し、諸収入として広域連合より交付される高齢者医療制度特別対策補助金50万円を増額いたしました。

以上で本補正予算(第4号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第67号「平成20年度西予市介護保険特別会計補正予算(第4号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、年度末精査に当たり、歳入歳出とも調整を行うものとサービス施設勘定については、3月末で各事業所廃止に伴う打ち切り決算に当たり精査を行うものであります。

それでは、予算の説明を申し上げます。

本予算の事業勘定では、歳入歳出それぞれ4,044万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を45億6,397万1,000円にいたしました。内訳といたしまして、歳出では、総務費で介護保険報酬改定に伴うシステム改修経費等を605万2,000円、賦課徴収費4万2,000円を減額し、介護認定審査会費4万1,000円を増額いたしました。

次に、保険給付費では、要介護、要支援の対象者の増減による支出科目内で調整を行い、保険給付費全体で2,331万円増額いたしました。

次に、地域支援事業費では、介護予防事業費と包括的支援事業費、任意事業費の精査として884万2,000円減額いたしました。

次に、基金積立金では、本年度からの介護従事者の処遇改善に伴い、保険料の影響額を軽減する国からの交付金として介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金3,181万円の計上並びに介護給付費準備基金の利子分22万4,000円を上積みすることにより基金積立金全体で3,203万4,000円増額いたしました。

歳入では、保険料を1,671万2,000円減額し、各事業費に応じた負担金や交付金等を見込んで分担金及び負担金を222万5,000円

減額、国庫支出金では、介護従事者処遇改善臨時特例交付金を含め3,246万1,000円増額、県支出金では726万4,000円減額、支払基金交付金を106万9,000円減額、介護給付費準備基金利子分として財産収入を22万4,000円増額、繰入金で一般会計繰入金を487万円減額し、財源不足を補うため介護給付費準備基金から3,990万4,000円繰り入れることにいたしました。

次に、サービス施設勘定予算についてであります。明浜特別養護老人ホーム勘定では、歳入歳出それぞれ729万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億4,744万6,000円にいたしました。本勘定では、今年度末の事業所譲渡を予定しており、打ち切り決算による補正を行ったものです。内訳としましては、歳出では、不用額の調整により総務費で404万2,000円減額し、サービス事業費は賄い材料費、利用者への処遇費を298万1,000円減額いたしました。また、運営基金利子として基金積立金23万2,000円を増額し、諸支出金として明浜デイサービス特別会計繰出金50万円を減額いたしました。

歳入につきましては、打ち切り決算に伴う2カ月分のサービス収入5,377万7,000円を減額し、財産収入として基金利子収入を23万2,000円増額、財源不足を補うための基金繰入金を4,657万7,000円増額し、諸収入に32万3,000円を減額いたしました。

次に、明浜デイサービス勘定では、歳入歳出それぞれ663万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,933万2,000円といたしました。内訳といたしまして、明浜特別養護老人ホーム勘定と同様に打ち切り決算に伴うもので、歳出では、総務費で主に燃料費、光熱水費70万6,000円、サービス事業費として主に賄い材料費を23万3,000円、予備費を569万6,000円減額いたしました。

歳入につきましては、サービス収入404万9,000円、繰入金50万円を減額し、高齢者福祉事業である生きがいデイサービスの利用者が当初見込みより少なかったため諸収入208万6,000円を減額いたしました。

次に、城川居宅介護支援勘定では、歳入歳出それぞれ189万7,000円を減額し、歳入歳出

予算の総額を2,015万4,000円にいたしました。内訳としましては、歳出では、総務費は主に人件費の不用額の調整で157万8,000円、サービス事業費31万8,000円、予備費1,000円を減額いたしました。

歳入につきましては、本事業の廃止に伴う利用者の移行によりサービス収入594万7,000円を減額し、繰入金405万円を増額いたしました。サービス施設勘定の未収・未払いについては、一般会計へ引き継ぎ精査を行うこととし、一般会計当初予算に予算計上しております。

以上で本補正予算(第4号)の説明を終わります。

以上、5議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 暫時休憩をいたします。(休憩 午後0時01分)

議長 再開をいたします。(再開 午後1時13分)

安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 議案第68号「平成20年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業費の確定に伴うもので、歳入歳出それぞれ553万2,000円減額し、歳入歳出予算を6億8,856万6,000円と定めるものであります。

歳出につきましては、施設管理費におきまして、中川農業集落排水施設維持管理事業に係る工事費198万3,000円を減額し、施設整備におきまして、明間合併浄化槽施設整備事業に係る工事費354万9,000円を減額しております。

歳入につきましては、消費税還付金等の雑入805万7,000円を増額し、新規加入に伴う負担金及び負担金336万4,000円、浄化槽市町村整備推進事業国庫補助金85万7,000円、浄化槽市町村整備推進事業県補助金23万1,000円、一般会計繰入金713万7,000円、浄化槽市町村整備推進債200万円を減額いたしております。

また、今回の補正では、地方債の限度額の減額

に伴います地方債補正を行っております。

以上で本補正予算(第4号)の説明を終わります。

続きまして、議案第69号「平成20年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)」について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、事業費の年度末精算に当たり、不用額等の調整を行うもので、歳入歳出予算からそれぞれ2,589万3,000円減額し、歳入歳出予算を8億5,024万1,000円と定めるものであります。

歳出につきましては、事業費を精査した結果、不用額を減額するもので、施設管理費で838万4,000円、施設整備費の事業推進費で7万5,000円、施設整備費で1,409万4,000円、公債費で334万円それぞれ減額するものであります。

歳入といたしましては、分担金1,660万円、繰入金1,445万5,000円、公債費1,000万円の減額と事業収入262万7,000円、消費税還付金等の雑入で1,253万5,000円を増額しております。

以上で本補正予算(第4号)の説明を終わります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 九鬼公営企業部長。

九鬼公営企業部長 議案第70号「平成20年度西予市上水道事業会計補正予算(第4号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、国道378号線改良工事における三瓶上水道事業の県工事に伴います配水管移設に係る補償金及び工事請負費を調整するもののほか、経常経費の実績見込みによる減額であります。

まず、収益的収入及び支出の補正についてご説明いたします。

今回の補正は、支出のみの補正となっており、宇和上水道及び野村上水道の修繕費、動力費の不用額及び予備費を972万4,000円減額計上いたしております。これによりまして収益的支出の総額は6億3,584万4,000円となりました。

次に、資本的収入及び支出の補正であります。支出におきましては、工事請負費を1,350万円減額いたしております。これは予定しておりました朝立地区国道378号線の配水管移設工事を県工事の進捗状況に合わせて行う必要があるためであります。

収入におきましては、工事負担金946万5,000円を減額いたしております。これは先ほど申し上げました三瓶地区の上水道改良事業によるものであります。

以上によりまして、資本的収入の総額は3億6,167万4,000円、資本的支出の総額は6億3,980万5,000円となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を補てんする財源につきましては、第3条括弧書きのとおり改めております。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 三好市長。

三好市長 議案第71号、平成21年度予算及び諸議案の審議をお願いするに当たり、今年度の市政運営の所信並びに予算編成の概要を申し上げます。

振り返りますと、平成20年は振幅の激しい年でありました。北京オリンピックは4年に1度のスポーツの祭典にふさわしく、すばらしい感動を世界に発信してくれました。

一方、世界経済はグローバル化と市場の暴走により、瞬時に金融危機へと突き進む恐ろしさを目の当たりにしました。

また、生命の源である食が、生産と流通の過程にむしばまれていることに衝撃を受けた年でありました。

さらに、集中豪雨や猛暑で地球温暖化が身近に迫りつつあることを感じさせられた年でもありました。

合併という大事業をなし遂げて6年目を迎えるとしておりますが、三位一体の改革という町にとって逆風の中、私はこれまでの合併の最大のメリットを生かし、合併に当たって策定されました建設計画に沿い、緊急性、効率性の高い事業を展開してまいりました。結果、健全財政を堅持しながら全国都市財政ランキングの投資的経費率部門

では、愛媛県下11市中、平成17年度1位、平成18年度2位、平成19年度1位、四国内におきましても、38市中それぞれ3位、2位、2位を占めております。このことは、旧町時代にはできなかった事業が実施でき、またこれらの公共事業を施行することにより、他市以上に地域の活性化にも貢献できたというあかしではないかと思っております。

しかしながら、自主財源の脆弱な西予市が、この先もこのような状態を続けることは不可能であります。国、県にももっと頑張ってもらわなくてはならないと思っておりますが、国・県の財政状況を考えますと、西予市独自の経済基盤の構築が急務と感じております。西予市は少子・高齢化の急速な進展や景気減速による地方疲弊の波に飲まれつつあります。

しかし、今世界が直面している資源や食糧、環境分野の問題は、パラエティーに富んだ地形や気候を持つ西予市にとっては、意外と対応できる分野かもしれません。第1次産業は、斜陽産業、構造的不況業種と言われて久しいのですが、アメリカ合衆国のオバマ大統領が掲げましたグリーン・ニューディール政策が省エネルギーと環境に重点を置いた新たな経済施策であることからもうかがい知ることができるように、食の安全と二酸化炭素の排出権、農山・漁村景観が唱えられる時代背景こそ第1次産業にとってビッグチャンスの到来させる機会となることを予感せます。

さて、平成21年度は、かねてから進めております新庁舎建設に着手する運びとなりますし、CATV整備では、一部地域が運用開始となり、情報化社会へ一歩前進いたします。また、将来に備えて地球温暖化や環境保全の取り組みも具体化するためにバイオマスタウン構想を進めていく考えでございます。

限界集落対策では、何といたしましても、地域に人が住み続ける仕組みづくり、そのために第1次産業で現金収入が得る仕組みづくりが重要であると考えております。今後市民の皆様や職員の方々からさまざまなアイデアを出していただき、それらを政策へと転換してまいりたいと考えております。その上で集落機能の維持が困難な地域に対しまして、地域で抱える諸問題への直接的な対応を図る集落支援員設置事業に取り組むとともに、地域活性化臨時交付金を活用した地域づくりプログ

ラムを実施し、地域がみずから考え、みずから行動する地域づくりの計画の策定を支援し、地域みずからが本当に必要とする活性化策をみずからの手で実行できるよう具体的な取り組みを進めてまいります。

また、病院対策では、医師不足の問題はなかなか一朝一夕に解決できるものではありませんが、国において、地域医療再構築のための対策が講じられつつあり、地方からも現状の打開に向けて一層強く国に要望しなければならぬと感じております。そうした中、昨日本市の病院改革プランについて諮問いたしておりました西予市市立病院のあり方に関する検討委員会から西予市市立病院のあり方に関する検討結果について答申があったところでございます。今後はこの答申を踏まえて、病院経営の効率化、宇和病院、野村病院の機能分担、新病院建設に関する検討を行い、地域医療機能の維持向上に努めてまいりたいと考えております。

このほかにも学校再編、耐震化対策、し尿処理場建設対策等、マニフェスト2008に掲げました6つの西予市づくりと28の政策提言実現のため計画的に着実に取り組んでまいりたいと存じます。

また、先の見えない長引く不況の中で、失業者対策、雇用の創出は、喫緊の課題となっており、平成21年度におきましては、国の緊急雇用創出事業等による各種用務での臨時職員の雇用も予定いたしております。

しかしながら、そうした直接雇用だけでは地域全体にわたる景気浮揚策としての効果は希薄であり、本市におきましては、非常に厳しい財政状況の中でありますが、国の交付税算定項目に地域雇用創出に関する事項が創設されたことを受け、これを積極的に活用することといたしました。これによりまして、特に現下の厳しい不況の影響を受けている産業分野に対し、公共事業の前倒し等の積極的な展開や受注機会の増加あるいは経営の安定化に結びつく各種補助金制度の拡充など、さまざまな経済対策を実施し、現在の厳しい状況を乗り切り、また経営立て直しのきっかけとしていただきたいと考えております。

政府は、地方分権改革推進委員会で国と地方のあり方を検討しており、大胆な改革が打ち出されることが想定されます。地方分権を受けて立つに

は、地域の問題や課題を解決できる能力を高めなくてはなりません。変革の波は西予市にとっては高いハードルになりましようが、その先に誇れる、愛着の持てる西予市が形づくられることを希求し、求めなくてはなりません。アメリカ合衆国のオバマ大統領は、イエス・ウィ・キャン、そう私たちはできると国民に呼びかけました。私たちの西予市もそうありたいと願っております。

以上、西予市の6年目を迎えるに当たり、私の所信を述べさせていただきます。

それでは次に、平成21年度予算案の概要についてご説明いたします。

平成21年度の予算は、合併6年目を迎え、歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算であることを踏まえ、持続可能な財政構造を構築することを基本に据えた上で、特にことしは生活防衛のための緊急対策を掲げ、次の3つの基本的な考えのもとで予算編成をいたしております。

その1点目として、厳しい財政状況に対応するための改革へ踏み込んでいく予算、2点目として、西予市総合計画を着実に推進する予算、3点目として、地域経済状況、雇用状況に迅速、的確に対応する予算、この3つの方針のもとで平成21年度各会計は、一般会計で246億3,300万円、特別会計で137億8,169万2,000円、公営企業会計で47億2,537万4,000円、全会計では431億4,006万6,000円となり、一般会計では、前年度比6%の増で13億9,900万円の増額となっております。

以上、一般会計予算案の新規事業と主な事業について、款項の区分を基準とした目的別分類でご説明をいたします。

初めに、議会費でございますが、議会活動を広く市民に周知するための議会だよりの経費や各常任委員会の研修費を計上しております。総額で1億9,078万4,000円としております。

次に、総務費でございますが、冒頭で申し上げましたとおり、CATV事業と庁舎建設事業に係る経費を計上させていただいております。

CATV事業につきましては、平成20年度から宇和地区と野村地区の中心部の本体工事に着手しておりますが、本年度は宇和地区の残りの地区と野村地区の惣川、大野ヶ原地区を除く残りの地区、明浜地区について工事を実施いたします。

庁舎建築事業につきましては、本年度は7月に中央公民館の解体工事に取りかかり、10月から本体工事に着手し、平成23年4月完成を目指しております。また、そのための継続費の設定をしております。

コミュニティでは、平成20年度の地域活性化・生活対策臨時交付金による基金を財源として、拠点となる集会施設6カ所の整備事業費を計上しております。

また、集会所等の改修費や地域の伝統行事の保存・継承、組織の育成を図るとともに、学び、交流する場の充実を進めるため、コミュニティ助成事業費、誇れる地域づくり事業費、地域自治活動支援事業費とともに地域環境、地域特産物、地域活動を再認識、再発見し、特徴ある地域づくりを支援するための西予地域づくり自慢事業費を計上しております。

さらに、所信の中でも述べましたが、過疎化、高齢化の進展に伴う限界集落対策として市民検討委員会、集落支援員の設置や限界集落対策モデル地区の設定等による集落の維持、地域活性化を図るための限界集落対策事業費を計上しております。

また、郵便事業株式会社が実施する流通拠点施設の整備に対し支援促進を図るため、流通開拓連携促進事業費を計上しております。総額で38億6,024万8,000円としております。

次に、民生費でございますが、高齢者福祉では、市民にとっての利便性と質の高いサービス提供、経営の効率化、安定化等を図るため、高齢者福祉施設の一部民間譲渡を行ったところであり、今後さらに進展する高齢化に対応し、養護老人ホーム等の老人福祉施設のサービス向上、基盤強化を目指すべく管理運営事業費を計上しております。

障害者福祉では、障害者自立支援法に基づき、障害者の社会参加を促進し、安心して生活できるまちづくりを推進するため、障害者自立支援給付事業費、医療費給付事業費、日常生活用具給付事業費、手話通訳者派遣事業費等を計上しております。

子育て支援では、保育所の機能充実や多様化する子育てニーズに対応するため、病児・病後児保育事業や子育て支援センター事業費、保護者が仕事等により昼間家庭にいない児童に対して、子供

の安全で健やかな居場所の確保と勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みの充実を図るため、放課後児童健全育成事業費、保育所の効率的な運営について検討を行う保育所法人化運営委員会事業費を計上しております。

また、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的として、地域における子育て支援に関する行動計画を策定する次世代育成支援地域活動対策策定経費を計上しております。総額で58億3,469万8,000円としております。

次に、衛生費でございますが、保健医療では、健康診断の実施、栄養指導等による生活習慣病の予防、疾病の早期発見、早期治療を促進する健康増進事業費や各種検診等事業費、休日等における小児初期急患診療に対する支援を行う小児在宅当番医運営事業費、市内の温泉施設を利用した温泉巡回バス事業費等を計上しております。

また、病院診療所の経営が厳しさを増す中で、救急医療等住民の多様で高度な医療ニーズをこたえる地域内での基幹病院である宇和病院、野村病院の維持充実を図るため、病院運営事業における拠出金の見直しを行っております。

さらに、平成20年度施行された75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度の実施見込み、高齢化の進展等を考慮し、後期高齢者医療保険事業費、同特別会計繰出金を計上しております。

また、老朽化している西部衛生センターと東部衛生センターを集約して新しく汚泥再生処理施設を整備するための計画策定、地質及び測量調整業務に係る汚泥再生処理施設整備事業費を計上しております。総額で18億4,793万8,000円としております。

次に、労働費でございますが、金融経済情勢の悪化に伴い、非正規労働者の解雇、雇いどめ等を中心とした雇用状況の悪化に対応し、平成20年度の国の第2次補正予算で創設された緊急雇用創出事業により公園管理、交流イベント準備、下水道加入促進、一般事務補助等に従事する臨時職員12名を直接雇用する経費を計上しております。

同じくふるさと雇用再生特別交付金事業により民間企業等へ委託し、地上デジタル放送の推進、コミュニティバス運行に従事する臨時職員6名

を雇用する経費を計上しております。

さらに、現下の厳しい地域経済、雇用失業情勢にかんがみ、地方公共団体が雇用創出につながる地域の実情に応じた事業を実施することができるよう地方交付税措置の中に地域雇用創出推進費が創設されたことに対応し、市道改良事業、市産材木造住宅建築促進事業、市単独作業道開設事業、預託金事業、中小企業振興資金利子補給事業、誇れる地域づくり事業等の充実拡充を図り、地域経済の活性化や雇用の維持創出に努めるための地域雇用創出推進事業費を計上しております。

また、勤労者に対する福利厚生資金融資制度により生活の安定を図るため、勤労者福利厚生資金融資事業費を計上しております。総額で5億6,293万円としております。

次に、農林水産業費でございますが、農業の振興では、地域農業を総合的に管理、調整、支援する体制整備のため、農村環境保全向上活動支援事業、中山間地域等直接支払制度事業費及び農作物生産振興対策事業費、圃場整備等の生産基盤の整備充実を図る中山間地域総合整備事業費、里地、棚田保全事業等を計上しております。

また、輸入畜産粗飼料高騰に対応するため、畜産産地粗飼料流通緊急支援事業費、稲わら収集組織の育成やバイオマス資源の利活用推進、耕畜連携の推進等、自給飼料の生産利用推進に立脚した輸入に頼ることのない生産基盤の強化を図るため粗飼料生産組織育成事業費を計上しております。

林業の振興では、国・県を含めた総合的な施策に基づき、自然環境を守る貴重な資源として森林整備保全を図るため森林整備地域活動支援事業費、林道開設舗装のための林道小振鍵山線ほか2本の事業費、間伐材出荷促進対策事業費、地域材の利用拡大を図るための市産材木造住宅建設促進事業費等を計上しております。

水産業の振興では、漁業環境の整備保全と地域漁業の振興を図るため魚礁整備事業費を計上しております。

また、漁港施設の整備を図るため、田之浜、高山漁港地域水産物供給基盤整備事業費、国道378号線俵津バイパス改良工事負担金等を計上しております。

下水道整備では、施設の整備を推進し、生活雑排水による水質汚濁を防止し、住環境の改善を図るため宇和町多田地区、明間地区における農業集

落排水事業特別会計繰出金を計上しております。総額で26億554万8,000円としております。

次に、商工費でございますが、商業の振興では、中小企業に対する経営資金融資制度を設け、中小企業の育成振興を図るため預託金事業費、それに関連した中小企業振興資金利子補給事業費を計上しております。

消費生活では、悪徳商法による被害が増加する中で、関係機関との連携により情報提供、被害者相談、苦情等に対応するための県が設置する消費者行政活性化基金を活用して消費生活相談員を設置する消費生活事業費を計上しております。

観光の振興では、観光レクリエーション施設の維持充実のため、維持管理事業費、宇和れんげ祭りの事業費等の各種イベント助成事業費を計上しております。

工業の振興では、優良企業の誘致を促進し、若者の市外流出を抑制し、地元定着を図るため、企業誘致奨励金事業費、地域内発型産業創出事業費等を計上しております。総額で3億4,632万5,000円としております。

次に、土木費でございますが、道路交通網整備として、広域的な地域内の連携強化、安全性等の向上に向け県営道路事業負担金事業、道整備交付金事業として4路線、市道市単独道路改良事業として24路線等の幹線道路の整備費を計上しております。

また、平成19年度に橋梁長寿化計画策定が義務づけられましたことに伴う橋梁長寿化修繕計画策定委託料を計上しております。

市街地整備では、社会情勢の変化や長期的な視点のもとに野村地区、三瓶地区において、愛媛県都市計画道路見直しガイドラインに沿った都市計画道路の見直しを行うとともに、宇和町用途地区において、愛媛県都市計画区域マスタープランの見直しにあわせて現在指定されている用途地区の見直しを行うための委託料を計上しております。

環境景観保全では、水質の浄化と環境保全に努めるため、下松葉地区排水路整備事業費、太田地区排水路整備事業費等を計上しております。

また、平成17年度に景観行政団体に指定され、景観法に基づき潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図るため、景観計画を策定する経費を計上してありま

す。

住宅宅地の整備では、若者から高齢者まで暮らしやすい定住環境と安全・安心な定住環境づくりのため木造住宅耐震診断補助金を計上しております。

下水道整備では、施設の整備を推進し、生活雑排水による水質汚濁を防止し、住環境の改善を図るため、宇和处理区、野村処理区における公共下水道事業特別会計繰出金を計上しております。

さらに、急傾斜地等がけ崩れ危険箇所6カ所の防災対策工事費を計上しております。総額で16億2,558万2,000円としております。

次に、消防費におきましては、消防・防災・救急では、災害救急に速やかに対応できる体制の整備を図り、住民の生命・財産を守り、安心して暮らせるまちづくりを築くため、消防団組織の充実を図るとともに、消防ポンプ車1台、耐震性貯水槽5基の整備等の事業費を計上しております。

また、災害への対応として防災意識の高揚に努めるため、住宅用火災警報器設置推進事業補助金及び自主防災組織活動育成補助金を計上しております。総額では8億7,583万円としております。

次に、教育費でございますが、学校教育では、安全で安心して学べる教育環境の整備を図るため、昨年度から事業取り組みを行っている宇和中学校体育館改築事業費を計上しております。

さらに、耐震診断を受けての小・中学校耐震補強に係る設計委託料を計上しております。

また、国際化や学習指導要領改訂への対応として、語学指導外国青年、これはALT招致の増員を図ることとしております。

生涯学習では、生涯を通じた教育機会の充実を図るため、市民セミナー開催事業費や公民館維持管理事業費を計上しております。

青少年育成では、家庭・地域・学校が連携協力して、地域に根差した心豊かな青少年を育てる取り組みとしてアドベンチャースクール事業費、山の子スクール事業費等を計上しております。

芸術・文化財として、文化施設の整備を図るため、町並み建造物修理補助事業費、国の重要伝統的建造群保存地区指定を目指す推進事業費、埋蔵文化財発掘調査事業費、古代ロマンの里構想推進事業費、文化的資源や地域環境を生かした個性豊かなまちづくりや文化活動を展開するため、全国

かまぼこ板の絵展覧会事業費や文とかまぼこ板の絵の物語事業経費を計上しております。

また、開智・開明学校姉妹館交流青少年派遣事業費を計上しております。

スポーツ活動では、スポーツ立市構想に基づくスポーツ立市振興計画によりスポーツ団体、クラブ及び指導者の育成を推進するため、スポーツ立市振興計画管理事業費や総合スポーツクラブ補助事業費、住民の健康と地域の交流によるコミュニティの推進を図る各種スポーツ大会開催事業費、公認4種認定施設となるための宇和運動公園陸上競技場改修事業費等を計上しております。総額では28億5,809万3,000円としております。

以上、歳出予算の目的別の概要でございましたが、続きまして歳入につきましてご説明いたします。

まず、市税につきましては、経済状況悪化の影響等を考慮し、市民税におきましては4,238万円の減額、固定資産税におきましては、3年に1度の評価がえによる影響額を考慮して4,712万9,000円の減額として、市税総額では1億240万3,000円の減額としております。

一方、地方譲与税につきましては、平成21年度からの道路特定財源の一般財源化に伴う制度改正等を考慮し1,513万9,000円の減額としております。

利子割交付金、配当割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金につきましては、平成21年度地方財政計画における基準財政収入額の増減率をもとに見積額を計上し、地方特例交付金につきましては、減収補てん特例交付金の創設を考慮して2,230万7,000円の増額といたしました。

地方交付税につきましては、地域雇用創出推進費等の創設等により、地方財政計画で対前年度比2.7%の増となっていることを考慮して2億3,713万3,000円の増額といたしました。

国庫支出金及び県支出金につきましては、補助金等の終了等により1億4,873万9,000円の減額を見込んでおります。

繰入金につきましては、庁舎建設事業の本格的な実施に伴う庁舎建設事業基金の繰り入れ、平成20年度に地域活性化・生活対策臨時交付金によ

り基金積み立てを行いました地域振興基金の繰り入れ等により2億5,656万6,000円の増額といたしました。

市債につきましては、庁舎建設事業、CATV整備事業、宇和中学校屋内運動場改築事業等大型事業の実施、臨時財政対策債の増等により11億9,680万円の増額としておりますが、合併特例債、過疎債並びに辺地債の財政上有利な起債を活用しております。

また、庁舎建設事業の本体工事につきまして継続費の設定を行っております。

景観計画策定業務委託と愛媛県漁業信用基金出資金につきまして、債務負担行為の設定を行っております。

以上、説明してまいりましたが、平成21年度予算は、将来を見据えた大型事業を計画し、また住民の暮らしを守るための緊急経済対策事業費を積極的に実施し景気の下支えを図っておりますので、前年度比13億9,900万円、6%の増とし、前年度に比較し増額の予算としております。

以上、説明させていただきましたが、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願いを申し上げ、私の市政運営に対する一端と平成21年度予算の概要について申し上げるものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議長 河野財政課長。

河野財政課長 それでは、まず初めに、平成21年度当初予算編成の概況についてご説明を申し上げます。

西予市は、合併以来、財政の健全性を大原則として、それぞれの人々が学び、喜び、それぞれの地域が輝き、市民が納得する予算を目指し、市内各地域の均衡、統一を図りながらグローバルに考え、ローカルに実践する予算編成に努めてまいりました。

しかしながら、国の三位一体改革による影響で、大幅な交付税の削減と国県支出金の見直し、削減等により極めて厳しい財政運営を強いられ、全事務事業についてマイナスシーリングや各種補助金の見直し、削減、廃止等を余儀なくされております。平成21年度当初予算編成に当たって

も、退職予定者の2分の1以内の新規採用、早期退職者制度、職員手当の一部カット等の継続による人件費の削減、行政評価システムによる事務事業全般にわたり、徹底した歳出の見直しと各種施策の優先順位についての厳しい選択を行い、施策枠予算により限られた財源を必要な事業に重点的、効率的に配分し、財政健全化に努めております。

また、そうした従来の基本方針を堅持しつつ、平成21年度の地方財計画において、平成20年12月に策定された生活防衛のための緊急対策に基づき地方交付税が1兆円増額となり、そのうち5,000億円は地域雇用創出推進費として地域の知恵を生かした事業を推進し、地域の雇用を創出するため、雇用情勢や経済財政状況の厳しい地域に重点的に配分されることとなっており、その財源を活用し、本市の直面する課題や将来につながる事業等、住民の暮らしを守るための緊急経済対策事業費等を積極的に実施し、景気の下支えを図ることといたしました。

なお、歳出削減では、対応できない財源不足につきましては、本年度も財政調整基金等の繰り入れで穴埋めせざるを得ない状況となっております。

では、予算書に沿って新規事業並びに主な事業についてご説明を申し上げます。

まず、歳出につきまして説明をいたします。

58ページをお開き願います。

17節公有財産購入費9,000万円ですが、これは現宇和郵便局の土地1,364.91平方メートル、局舎建物延べ面積995.23平方メートル、機械室延べ面積5.38平方メートル、車庫建物延べ面積116.95平方メートルを購入するための経費であります。

60ページをお開き願います。

9目電算管理費が前年度比9,305万7,000円の増額となっておりますが、この主な原因は、新規総合行政システム導入と公共ネットワーク事業においてハード機器の5年の保守契約期間終了により新たに保守料が必要となることによるものであります。

63ページをお開き願います。

12目情報推進事業費11億5,943万3,000円ですが、これは難視聴対策及び高速通信網の整備を行うCATV整備事業に係る経

費であります。平成21年度は宇和町の残りと思川地区と大野ヶ原地区を除く野村町の残りと思浜の全域の伝送路施設工事及び思浜サブセンター施設の整備を予定しております。

66ページをお開き願います。

18目庁舎建設事業費4億8,651万7,000円ですが、これは西予市中央公民館解体工事費と本体建設工事費等に係る経費であります。本体工事費は、平成21年度から平成23年度までの継続費とし、24億2,445万円を見込んでおります。

81ページをお開き願います。

19節誇れる地域づくり活動事業費補助金2,436万円は、住民が自主的に行う地域整備や地域づくりなどの特色ある地域づくり活動事業に要する経費に対する補助金であります。

84ページをお開き願います。

9目限界集落対策費768万3,000円ですが、これは限界集落対策市民検討委員会や集落支援員の設置及びモデル地区を中心とした地域づくり学習会に係る経費であります。これは地域活性化・生活対策臨時交付金の基金対応事業であります。

次に、85ページでございますが、10目地域整備費1億5,346万円ですが、これも地域活性化・生活対策臨時交付金の基金対応事業として、集会所6カ所の整備を行うものであります。

93ページをお開き願います。

28節繰出金7億1,313万8,000円ですが、これは介護保険事業勘定繰出金と老人保健特別会計繰出金であります。

95ページをお開き願います。

20節その他扶助費2億3,847万3,000円ですが、この主なものは、特別障害者手当、障害者更生医療費給付費、重度身体障害者日常生活用具給付貸与費、重度心身障害者医療扶助費であります。

98ページをお開き願います。

8目15節工事請負費9,800万円ですが、これは地方改善施設整備事業で、野村町市道奈良野名場連線道路改良に係る工事費であります。

次に、99ページでございますが、9目19節療養給付費負担金5億8,072万1,000円

ですが、これは75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度で、愛媛県後期高齢者医療広域連合が医療関係の事務を実施しておりますが、その広域連合に対する医療費の負担金であります。また、28節繰出金2億7,058万2,000円ですが、これは愛媛県後期高齢者医療広域連合が実施します医療関係事務以外の事業費につきましては、後期高齢者医療特別会計で経理することとなりますので、その特別会計への繰出金であります。

101ページをお開き願います。

20節医療扶助費6,000万円ですが、これは少子化対策事業として、平成20年4月から乳幼児医療助成制度を拡充し、就学前の乳幼児医療費を無料化するものであります。同じく児童生活扶助費1億4,362万8,000円ですが、これは母子家庭の生活の安定と自立の促進、経済的負担の軽減を目的として、児童扶養手当法に基づき実施されております児童扶養手当であります。

111ページをお開き願います。

28節繰出金1億99万4,000円ですが、これは田之浜診療所ほか5診療所に対する繰出金であります。

116ページをお開き願います。

6目13節妊婦健診委託料2,399万9,000円ですが、これは地域の子育て支援事業として、妊婦健康診査の充実を図るため、現在5回の健診回数に対し支援を行っているところでありますが、国の少子化対策を受け、平成22年度まで健診回数を14回に拡大支援するものであります。

119ページをお開き願います。

13節可燃ごみ処理委託料2億1,088万3,000円ですが、これは八幡浜市に委託しております可燃ごみ処理委託料であります。

122ページをお開き願います。

13節衛生センター施設整備計画策定業務委託料819万円、地質及び測量調査業務委託料871万5,000円ですが、これは老朽化しております西部衛生センターと東部衛生センターを集約して新しく汚泥再生処理施設を整備するための計画策定、地質測量調査業務に係る経費であります。

125ページをお開き願います。

2目ふるさと雇用再生特別交付金事業費1,662万7,000円につきましては、国の第2次補正予算関連事業であります。地デジ推進対策事業とコミュニティーバス運行事業で6名の雇用を見込んでおります。この事業は委託事業で、雇用期間は1年ですが、最大3年間雇用が可能です。

同じく3目緊急雇用創出事業費1,355万3,000円ですが、これも国の第2次補正予算関連事業であります。6カ月以内の直接雇用となりますが、この緊急雇用として12名の雇用を予定しております。

同じく4目地域雇用創出推進事業費5億2,775万円ですが、これは地方交付税に地域雇用創出推進費が算入されたことに対応し、地域経済の活性化や雇用の維持創出につながる事業として、従来の事務事業の別枠として特別に計上したものであります。

131ページをお開き願います。

19節農作物生産振興対策事業費補助金5,000万円ですが、これは多田、大江地区営農飲雑用水事業に係る経費であります。

133ページをお開き願います。

19節畜産産地粗飼料流通緊急支援事業補助金1,370万6,000円ですが、これはバイオエタノール燃料の需要拡大等により輸入飼料が高騰し、畜産農家の経営を圧迫しておりますので、畜産粗飼料に係る間接経費分を緊急支援するものであります。

同じく粗飼料生産組織育成補助金337万円ですが、これは耕種農家と畜産農家の連携により、自給飼料の生産利用推進に立脚した輸入飼料の動向に左右されにくい足腰の強い畜産の推進に係る経費であります。

142ページをお開き願います。

2目15節工事請負費国庫補助分1億989万5,000円ですが、これは宇和町の林道竜王線と林道成谷線の舗装工事、野村町の林道小振鍵山線開設工事に係る工事費であります。

148ページをお開き願います。

15節工事請負費2,457万円ですが、これは明浜町における魚礁整備工事に係る経費であります。

151ページをお開き願います。

15節工事請負費2億5,130万円でありま

すが、これは明浜町田之浜地区、高山地区の特定漁港整備工事、明浜町高山漁港漁村再生交付金工事、三瓶町周木漁港漁村再生交付金工事、明浜町田之浜漁港越波防止対策工事、明浜町狩浜漁港網干し護岸高潮対策工事に係る経費であります。

164ページをお開き願います。

15節工事請負費5,422万6,000円ですが、これは野村町の平野地区、旭F地区、明浜町の明浜10地区、城川町の下遊子A地区、成地区、菊之谷L地区のそれぞれのがけ崩れ防災対策工事を行うものであります。

また、明浜町の県営下谷急傾斜地崩壊対策事業に伴うモノレール及びスプリンクラー敷設がえ工事も計上しております。

168ページをお開き願います。

15節工事請負費5億8,789万円ですが、これは宇和町の旧町地区277号線、石城地区185・7号線、石城地区165号線、石城地区28号線、田之筋地区135号線、旧町地区297号線のそれぞれの改良工事と石城地区94号線ほか4路線の舗装工事を行うものであります。

また、明浜町では、すてきな集落整備事業による道路改良、野村町では、馬地惣財久線、中筋大洲線、岡上線、深山線、大和田前石線の改良工事と坂石大領地線、伊勢井谷フキノトシ線の舗装工事、市道のり面防災工事を計上、城川町では、本村窪ケ市線、下高野子線、日浦線、蔭ノ地杉之瀬線の改良工事を計上、三瓶町では、蔵貫22号線、和泉1号線、垣生4号線、安土18号線の改良工事を行うものであります。

172ページをお開き願います。

1目13節景観計画策定委託料174万6,000円ですが、これは景観法に基づき西予市景観計画を作成するものであります。同じく都市計画道路変更委託料845万9,000円ですが、これは三瓶地区及び野村地区におきまして、長期未着手になっておりました都市計画道路を愛媛県都市計画道路見直しガイドラインに沿って見直し及び変更をするものであります。同じく都市計画宇和用途地域変更委託料1,110万9,000円ですが、これは平成11年11月に宇和町用途地域が指定されたところであります。今後の市街地環境の開発や改善、企業の誘致等を視野に入れた新しい用途地域の指定をす

るものであります。

179ページをお開き願います。

19節住宅用火災警報器設置推進事業補助金700万円ですが、これは一般住宅に設置が義務づけられました住宅用火災警報器の普及を支援するため、1個当たり1,000円、2個を限度として補助するものであります。

182ページをお開き願います。

15節工事請負費国庫補助分2,618万円ですが、これは耐震性貯水槽新設工事に係る経費であります。5カ所を計画しております。

次に、183ページでございますが、19節自主防災組織活動育成補助金257万4,000円ですが、これは大規模災害から身を守るために、自助・共助の考えのもと、市民により自主的に結成され自発的な地域防災活動を行う自主防災組織に対して活動育成補助を行うものであります。

198ページをお開き願います。

3目学校建設費6億6,530万1,000円ですが、この主なものは、宇和中学校屋内運動場改築事業に係る経費であります。鉄筋コンクリート一部木造づくり2階建て、延べ面積2,458平方メートルを計画しております。

226ページをお開き願います。

15節工事請負費1億5,617万6,000円でございますが、これは宇和運動公園陸上競技場の公認4種認定のための改修工事と宇和体育館照明修繕工事に係る経費であります。

233ページをお開き願います。

1目25節積立金5,424万4,000円ですが、これは基金に対する利子を積み立てるものであります。うち4,615万円につきましては、平成21年4月から明浜特別養護老人ホームの民営化に伴い、平成20年度末で明浜特別養護老人ホーム特別会計が廃止になることから、それまでの未収、未払いについて一般会計で経理し、その余剰金について明浜特別養護老人ホーム運営基金に積み立てるものであります。

次に、歳入でございますが、15ページをお開き願います。

1項1目個人市民税及び2目法人税ですが、このような経済状況の悪化を考慮し、前年度比較4,238万円の減額見込みといたしました。

同じく2項1目固定資産税におきましては、平成20年度の実績見込み、3年に1度の評価がえ等を考慮し、4,679万1,000円の減額を見込んでおります。

16ページをお開き願います。

2款地方譲与税であります。平成21年度から道路特定財源の一般財源化に伴い、地方揮発油譲与税を新設し、9,268万円を見込んでおります。

また、平成21年度地方財政計画を考慮し、自動車重量譲与税を7,330万1,000円、地方道路譲与税を3,451万8,000円減額しております。

19ページをお開き願います。

9款1項1目地方交付税110億5,218万3,000円につきましては、普通交付税において地域雇用創出推進費の創設等により、地方財政計画で対前年度比2.7%の増となっていること等を勘案し、前年度比較2億3,713万3,000円の増額を見込んでおります。

27ページをお開き願います。

7目2節学校建設費国庫補助金1億4,903万3,000円ですが、これは宇和中学校体育館改築に係る国庫補助金であります。

29ページをお開き願います。

1目3節情報基盤整備事業費県補助金3億5,210万円ですが、これはCATV整備事業に係る県補助金であります。

36ページをお開き願います。

32目1節地域振興基金繰入金1億6,216万7,000円ですが、このうち1億5,716万7,000円につきましては、平成20年度の地域活性化・生活対策臨時交付金事業において、一部地域振興基金に積み立てをし、平成21年度に事業を実施することとしておりますが、そのための繰入金であります。

45ページをお開き願います。

1目1節総務管理債12億280万円ですが、これはCATV整備事業庁舎建設事業補償金免除繰上償還に係る借換債の発行によるものであります。

47ページをお開き願います。

8目臨時財政対策債の前年度比較3億7,000万円の増額につきましては、国の地方財政計画による発行可能額の増によるものであります。

以上、説明とさせていただきます。

議長 森教育長。

議長 暫時休憩をいたします。(休憩 午後2時27分)

議長 再開いたします。(再開 午後2時45分)

炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 議案第72号「平成21年度西予市授産場特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

本予算書の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ1,657万円といたしております。

歳出の主なものは、施設授産場費の事務費で人件費等で903万1,000円、事務費で賃金等で753万9,000円であります。職員の配置転換等が見込まれるため、前年度と比較しまして人件費の大幅な減額となっております。

歳入では、手袋加工賃金の施設授産場事業収入494万6,000円、繰入金で一般会計繰入金及び保護施設事務費繰入金の1,162万2,000円を予定しております。

以上、本予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第73号「平成21年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

予算書15ページをお開きください。

本予算の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ1,307万3,000円といたしております。

歳出の主なものは、住宅新築資金並びに改良資金に借り入れている公債費の元金1,082万1,000円と利子179万7,000円であります。

歳入の主なものは、住宅改修資金貸付金元利収入37万円及び住宅新築資金等貸付金元利収入791万6,000円並びに住宅新築資金等貸付事業費県補助金68万5,000円、繰上償還借換債410万円を計上いたしております。

以上で本予算の説明を終わらせていただきます。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

森教育長 議案第74号「平成21年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

この奨学資金は、西予市出身の優秀な学生・生徒であって、経済的理由により就学が困難な者に対し定額を無利子で貸し付けるものであります。

それでは、予算書27ページをお開きください。

本予算は、新規貸付予定者65名、継続貸付者75名、計140名及び運営費を合わせ6,799万6,000円計上いたしました。

歳入は、償還金5,299万5,000円及び前年度繰越金1,500万円等を計上し運営するものであります。

なお、奨学資金の貸し付けに当たっては、西予市育英会理事会に諮り、公正な決定運用を図ることといたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 議案第75号「平成21年度西予市国民健康保険特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

国保特別会計予算につきましては、事業勘定予算と10の診療所勘定予算で構成されております。

まず、事業勘定予算から説明申し上げます。

平成21年度の予算編成に当たりましては、平成20年度から制度改正により変更となりました予算実績を踏まえながら国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営を図るため、医療費の動向、医療制度の改正の対応等国が示す留意事項に基づき編成いたしました。今後とも保険給付費、後期高齢者支援金等の増加が見込まれることなどから、財政状況は一層厳しい状況になることが予想されますので、健全な財政運営のため、最重点課題である保険税収納の確保や医療費適正化対策等を考慮し、必要な経費を計上いたしました。

それでは、41ページをお開きください。

歳出の主なものは、1款総務費で9,920万3,000円、2款保険給付費41億1,564万1,000円、3款後期高齢者支援金等6億

7,911万7,000円、4款前期高齢者納付金等217万6,000円、5款老人保健拠出金2,863万5,000円、6款介護納付金2億6,889万8,000円、7款共同事業拠出金6億6,338万4,000円、8款保健事業費6,826万4,000円、9款基金積立金50万円、11款諸費支出金901万1,000円、12款予備費1,700万円を計上いたしました。

続きまして、39ページをお開きください。

歳入の主なものにつきましては、1款国民健康保険税9億8,372万円、4款国庫支出金16億6,084万7,000円、5款県支出金2億4,264万8,000円、6款療養給付費等交付金2億5,190万5,000円、7款前期高齢者交付金16億3,300万円、8款共同事業交付金6億1,838万7,000円、9款財産収入50万円、10款繰入金5億4,413万2,000円、12款諸収入1,606万7,000円を計上いたしました。

以上によりまして、事業勘定予算は、歳入歳出それぞれ59億5,182万9,000円といたしました。

次に、診療施設勘定予算についてご説明を申し上げます。

各診療所の受診者は減少傾向にあり、診療収入も減収が見込まれ、一般会計からの繰入金に頼る傾向が強くなり、年々厳しい経営を余儀なくされてまいりますが、経費節減に努め、物心両面にわたる経営改善を積極的に努め、今後とも地域になくしてはならない診療所づくりを目指す所存であります。

明浜の各診療所勘定歳入歳出予算総額並びに診療収入の占める割合並びに一般会計繰入金は、43ページ、44ページの俵津診療所が7,201万円であり、診療収入は5,809万7,000円であります。診療収入が占める割合は81%、一般会計繰入金は1,303万2,000円であります。

45、46ページの狩江診療所ですが、6,739万5,000円であり、診療収入は4,417万6,000円、割合は66%、一般会計繰入金は1,789万円であります。

続きまして、47、48ページの高山診療所は9,938万5,000円で、診療収入は4,3

64万6,000円、割合は44%、一般会計繰入金は128ページになりますが、4,905万9,000円であります。

続きまして、49、50ページの田之浜診療所は1,488万6,000円で、診療収入は1,478万4,000円、割合は99%、一般会計繰入金は1,000円の頭出しのみであります。

野村町の診療所勘定予算総額は、51、52ページの惣川診療所が1,124万9,000円で、診療収入は686万3,000円、割合は61%、一般会計からの繰入金は357万8,000円であります。

城川の各診療所勘定予算総額は、53、54ページの土居診療所が1億2,354万5,000円で、診療収入は8,638万円、割合は70%で、一般会計繰入金は158ページになりますが、1,743万4,000円であります。

続きまして、55、56ページの杉野瀬出張診療所が1,277万8,000円で、診療収入が1,270万6,000円、割合が99%、57、58ページの遊子川出張診療所が419万6,000円で、診療収入は348万4,000円、割合が83%で、いずれも一般会計からの繰入金であります。

三瓶町の各診療所勘定予算総額は、59、60ページの二及診療所が7,065万円で、診療収入は4,647万7,000円、割合は66%、61ページ、62ページの周木診療所が4,431万4,000円で、診療収入は4,287万7,000円、割合は97%で、いずれも繰入金ではありません。

なお、本予算案につきましては、去る2月26日に開催しました国保運営協議会におきまして慎重な協議をいただき、本日提案申し上げる次第でございます。

以上、本予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第76号「平成21年度西予市老人保健特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

平成21年度の老人保健特別会計におきましては、平成20年4月より老人保健制度にかわり後期高齢者医療制度が施行されておりますので、昨年同様平成20年3月までの診療等に係る月おくれの請求分に係る費用等の予算計上となります。

それでは、予算書207ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,382万円と定めるものであります。

歳出の主なものについては、209ページになりますが、1款総務費で11万2,000円、2款医療諸費で1,367万4,000円を計上いたしました。内容としては、総務費については、すべて事務経費等で、医療諸費につきましては、月おくれ請求分としての医療給付費及び医療費支給費とそれに係る審査支払手数料となります。

また、予備費として3万1,000円を計上いたしました。

次に、208ページに戻っていただき、歳入につきましては、1款支払基金交付金で650万6,000円、2款国庫支出金で411万4,000円、3款県支出金で102万8,000円を計上いたしました。これは医療給付費等に対するそれぞれの交付金となります。

次に、4款繰入金を116万6,000円計上いたしました。これは医療費給付費等及び事務費等に対する一般会計からの繰入金となります。

次に、6款諸収入を100万5,000円計上いたしました。主なものは、交通事故等損害賠償請求による第三者納付金となります。

以上、本予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第77号「平成21年度西予市後期高齢者医療特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

昨年4月施行の後期高齢者医療制度も1年が経過しましたが、その間制度そのものに対する高齢者の方々の感情的な面などでさまざまな問題が指摘されました。そうしたことに配慮して、国は被保険者の負担の見直し等を実施し、その後徐々に制度も理解され、浸透が図られているところです。今後も国はさまざまな指摘を踏まえ、5年後をめどに実施予定であった制度の修正を前倒しして行うこととしております。こうした動きを踏まえ、平成21年度の予算編成を行いました。

それでは、219ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,680万円と定めるものであります。

歳出の主なものにつきましては、221ページ

になりますが、1款総務費5,083万7,000円で、その内訳としましては、総務管理費が4,754万円、徴収費が329万7,000円となります。総務管理費につきましては、職員給与費、窓口業務に係る庶務事業経費で、徴収費については、後期高齢者医療保険料の賦課徴収業務に係る経費を計上いたしました。

次に、2款後期高齢者医療広域連合納付金を5億7,973万4,000円計上しました。これは愛媛県後期高齢者医療広域連合への負担金で、その内容については、西予市が徴収した後期高齢者医療保険料負担金、また低額所得者の方の保険料軽減分に対する保険基盤安定負担金並びに愛媛県後期高齢者医療広域連合の運営経費に対する事務費負担金などとなります。

次に、3款保健事業費を2,528万5,000円計上いたしました。これは後期高齢者を対象に実施する健康診査事業の経費となります。

次に、4款諸支出金を30万2,000円計上しました。これは後期高齢者医療保険料の過年度分に対する還付金となります。

また、予備費で64万2,000円を計上しました。

220ページに戻っていただき、歳入につきましては、主なものとして、1款後期高齢者医療保険料として3億6,135万9,000円を計上しました。内容は、被保険者から徴収した後期高齢者医療保険で、内訳として特別徴収保険料が3億632万2,000円、普通徴収保険料が5,503万7,000円となります。

次に、3款繰入金として2億7,058万2,000円計上しました。これは一般会計からの繰入金で、内訳としましては、事務費繰入金が7,581万7,000円、保険基盤安定繰入金が1億9,476万5,000円となります。

また、5款諸収入として2,485万7,000円を計上しました。主なものは、過年度保険料の還付金が30万1,000円、後期高齢者の健康診査事業実施に伴う広域連合からの受託事業収入が2,455万円となります。

以上で本予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第78号「平成21年度西予市介護保険特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

本予算につきましては、昨年度までは市が直接運営する介護サービス事業所である明浜特別養護老人ホーム、明浜デイサービス、城川居宅介護支援事業所の予算を施設勘定として予算計上をしていましたが、本年度から民営化になり、社会福祉法人の経営となりますので、施設勘定に係る予算の計上はなくなります。したがって、本予算は、主に要介護状態または要支援状態の者に対し必要な介護給付を行うことと要介護状態となることを予防するための事業等に関する予算の計上となっております。

それでは、237ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億170万7,000円と定めるものであります。内訳といたしまして、歳出の主なものは、総務費の総務管理費で8,584万3,000円、賦課徴収費で130万5,000円、介護認定審査会費で3,793万1,000円、保険給付費の介護サービス等諸費で37億7,400万円、介護予防サービス等諸費で2億5,080万円、その他諸費524万4,000円、高額療養費等サービス8,640万円、特定入所者介護サービス等費が2億3,076万円、地域支援事業費の介護予防事業費で2,204万円、包括支援事業で任意事業1億125万5,000円であります。

歳入の主なものは、65歳以上の方に納付していただく保険料の介護保険料で6億9,935万1,000円、歳出の地域支援事業費の事業実施に伴う利用者の負担金で724万7,000円、国庫支出金の国庫負担金で7億5,904万2,000円、国庫補助金4億2,116万6,000円、県支出金の県負担金で6億5,380万1,000円、県補助金1,622万3,000円、支払基金交付金の支払基金交付金で13億1,024万8,000円、繰入金の一般会計繰入金で7億1,197万2,000円、基金繰入金2,196万4,000円を予定しております。

以上で本予算の説明を終わらせていただきます。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 議案第79号「平成21年度西予市農業集落排水事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

平成21年度の西予市農業集落排水事業における主な事業といたしましては、汚水処理を実施しております8地区の施設の維持管理業務と継続して事業を進めております宇和町多田地区、明間地区の施設整備であります。

それでは、本予算の歳入歳出予算でございますが、予算書291ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出総額をそれぞれ7億652万4,000円と定めるものでございます。

歳出の主なものは、事業費の施設管理費で7,951万8,000円計上しておりますが、これは処理施設に係る光熱水費1,972万3,000円、くみ取り等の手数料2,353万5,000円、機械機具保守点検委託料2,669万3,000円等でございます。

次に、施設整備費では、3億5,679万6,000円を計上しておりますが、これは工事設計のための委託料977万5,000円、処理施設、管路施設整備のための工事請負費3億1,067万5,000円及びこれに関連する事務費、人件費等を計上しております。

次に、公債費であります。今までに建設された施設整備に対する元利償還金で、2億6,952万5,000円を計上しております。

また、予備費として68万5,000円を計上いたしております。

歳入の主なものにつきましては、汚水処理に伴う施設使用料6,285万2,000円、施設整備事業における受益者の分担金885万円、供用開始地区における新規加入者の負担金420万円、農業集落排水資源循環統合補助事業における県の補助金1億7,685万円、市債の元利償還並びに施設整備等として一般会計繰入金2億9,558万9,000円、前年度からの繰越金800万円、消費税還付金等の諸収入718万3,000円、市債1億3,250万円を充当しております。

また、地方債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を第2表により定めております。

あと事業内容等につきましては、配付いたしております事業一覧表をご参照いただきたいと存じ

ます。

以上で本予算の説明を終わります。

続きまして、議案第80号「平成21年度西予市公共下水道事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

西予市の公共下水道事業については、平成16年度末より供用を開始している野村処理区では平成11年度から、平成18年度末に供用を開始している宇和处理区では平成12年度からそれぞれ事業に着手しております。

平成21年度に実施する主な事業につきましては、宇和处理区では、延長約1,600メートルの管路整備工事を、野村処理区では、延長約3,000メートルの管路整備工事をそれぞれ予定いたしております。

それでは、本予算の歳入歳出予算でございますが、予算書313ページをお開きいただきたいと存じます。

本予算は、歳入歳出総額をそれぞれ8億9,947万3,000円と定めるものであります。

歳出の主なものは、事業費の施設管理費で6,352万5,000円計上いたしておりますが、これは主に宇和、野村両処理区の維持管理費用と公共下水道接続奨励金に係るもので、施設維持管理に係る消耗品費、光熱水費等の需用費1,400万3,000円、浄化センター維持管理費委託料等の委託料3,357万7,000円、公共下水道接続推進に係る補助金796万円、肱川上流の町環境保全運動推進事業415万円等を計上いたしております。

次に、施設整備費の事業推進費52万円でございますが、宇和处理区における公共下水道事業の推進及び普及促進などに要する経費を計上いたしております。

次に、施設整備費では、6億3,131万3,000円を計上しておりますが、主なものとしては、管路実施設計等の委託料5,550万円、管路整備に関します工事請負費5億105万円及びこれに関連する事務費、人件費等を計上いたしております。

また、今までに建設された施設整備に対する元利償還金で2億411万5,000円を計上いたしております。

歳入につきましては、施設使用料3,923万3,000円、公共下水道事業費分担金3,30

0万円、公共下水道国庫補助金2億3,000万円、市債の元利償還金及び施設整備費として一般会計繰入金3億104万5,000円、前年度繰越金315万円、消費税還付金等の諸収入1,124万5,000円及び市債2億8,180万円を充当いたしております。

なお、地方債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を第2表により定めております。

あと事業内容につきましては、配付いたしております一覧表をご参照いただいたらと存じます。

以上で本予算の説明を終わります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 九鬼公営企業部長。

九鬼公営企業部長 それでは、議案第81号「平成21年度西予市簡易水道事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

ただいまの特別会計予算書の269ページからになります。

平成21年度予算の主なものは、各施設の維持管理費及び施設の整備に伴う経費で、歳入歳出の総額をそれぞれ3億3,349万2,000円と定めるものであります。

その主な内容につきまして、事項別明細にてご説明を申し上げます。

278ページをお開きください。

歳出の主なものとして、事業費の総務管理費において、職員等の人件費と関係する事務費及び施設管理費等の委託料、また中山間総合整備事業負担金1,625万円など合わせまして1億4,846万6,000円を計上しております。

次に、280ページになりますが、施設整備事業費ですが、工事請負費で多田地区営農飲雑用水事業に伴います市単独工事分2,750万円、三瓶南地区簡易水道水源整備工事4,600万円のほか委託料、土地購入費等を合わせまして1億1,860万円を計上しております。

次の公債費は、元利合計して6,452万6,000円を計上いたしております。

次に、歳入ですが、275ページからになります。

主なものとしたしまして、給水収入1億1,833万8,000円、繰入金で人件費分など一般

会計繰入金 8,666万7,000円、それと基金繰入金 4,769万2,000円、また市債 6,670万円につきましては、多田地区営農飲雑用水施設事業に係る中山間総合整備事業負担金と三瓶南地区簡易水道水源整備事業に係るものを予定いたしております。

なお、地方債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を第2表により定めております。

以上で本予算の説明を終わります。

続きまして、公営企業会計予算に移ります。

公営企業会計予算書をお願いします。

議案第82号「平成21年度西予市上水道事業会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

公営企業会計予算書1ページ目をお開きください。

まず、第2条、業務の予定量についてご説明いたします。

給水戸数は、前年度計画から302戸の減で1万3,071戸を予定しております。その内訳は、宇和上水道事業が5,700戸、明浜上水道事業が1,890戸、野村上水道事業が2,401戸、三瓶上水道事業が3,080戸であります。

次に、西予市全体における年間総給水量を426万6,238立米、1日平均給水量を1万1,688立米と予定しております。

次に、主な建設改良事業としましては、宇和上水道事業における永長久枝地区配水管布設がえ工事3,000万円、野村上水道事業における浄水場場内配管改良工事1,700万円、西、坂石配水池計装設備工事1,300万円、三瓶上水道事業における朝立送水管移設工事1,350万円をそれぞれ予定しております。

続いて、第3条、収益的収入及び支出についてご説明を申し上げます。

収益的収入におきましては、水道事業収益の総額を6億4,073万4,000円とし、主なものとしまして、営業活動に基づく給水収益の6億1,243万8,000円、それから営業外収益として2,116万6,000円を見込み計上しております。

支出につきましては、水道事業費用の総額を6億2,988万円とし、主なものとしまして、営業活動に係る営業費用として5億6,750万

9,000円、企業債償還利息等の営業外費用として6,029万5,000円を見込み計上しております。

次に、2ページ、第4条の資本的収入及び支出についてご説明いたします。

資本的収入におきましては、総額を3,531万8,000円とし、内訳は、送水管移設工事における県補償金746万円を含む工事負担金1,771万7,000円、企業債元金償還金に対する一般会計からの繰入金1,760万1,000円を見込むものであります。

支出におきましては、総額を3億903万2,000円とし、内訳は建設改良費を2億1,253万6,000円、企業債償還金を9,549万6,000円として計上しておりますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億7,371万4,000円を補てんする財源につきましては、第4条の括弧書きのとおりであります。

続きまして、第5条では、一時借入金の限度額を2億4,000万円と定め、第6条では、予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費1億2,511万5,000円、交際費10万円と定めるものであります。

また、第8条では、企業債の償還に対して一般会計から受ける補助金として1,880万円を定め、次の第9条では、棚卸資産購入限度額を1,600万円に定めるものであります。

以上で上水道事業会計の予算の説明を終わります。

次に、議案第83号「平成21年度西予市病院事業会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

103ページをお開き願います。

説明は、宇和・野村病院を合わせた西予市病院事業についてご説明いたします。

なお、病院ごとの内訳を記載しておりますので、ご参照を願います。

それでは、第2条の業務予定量からご説明申し上げます。

病床数は、一般病床210床、療養病床52床、感染症2床、合計264床であります。

年間患者数を入院7万4,095人、外来12万1,242人で、1日平均患者数は、入院が203人、外来501人を見込んでおります。

次の第3条、収益的収入及び支出の予定額であります。収入は、第1款事業収入29億6,273万4,000円を計上しています。その内訳は、外来・入院の診療収入や検診収入などの医業収益28億11万8,000円、第2項の医業外収益は、企業債償還利息や救急医療に対する繰入基準による一般会計負担金など1億6,257万6,000円でございます。

支出では、第1款事業費用として31億1,500万9,000円を計上しておりますが、その内訳は、職員の人件費や事務費、材料費、経費等の医業費用が30億228万1,000円で、特に対前年度より増額となったものは、医師の地域手当の予算化や職員共済組合や退職手当組合の負担率が上がったもののほか、宇和病院の耐震診断委託料353万9,000円を計上いたしました。

第2項では、企業債の支払い利息など医業外費用が1億1,268万8,000円でございます。

なお、収益的支出額が収入を上回る予算を当該年度において損益計算上、やむ得なく編成することとなりました。これは、医師不足等による患者数の減少が見込まれるためであります。当年度損益勘定留保資金や国の公立病院に関する財政措置の改正で交付税の増額が見込まれており、交付税措置額が決定次第、一般会計からの負担金も視野に入れ、病院改革プランによる経営改善になお一層努力いたしまして収支の均衡を回復するように努めてまいりたいと考えております。

次に、第4条資本的収入及び支出についてご説明を申し上げます。

まず、収入で、第1款基本的収入として7,996万1,000円を計上いたしております。内訳として、出資金5,796万円は、企業債の償還に係る一般会計負担金でございます。

次に、支出で、第1款資本的支出として2億1,238万3,000円を計上いたしております。内訳として、建設改良費1億2,061万円と企業債償還金9,177万3,000円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億3,242万2,000円は、当年度及び過年度分の損益勘定留保資金で補てんをするものであります。

次に、第5条、企業債につきましては、限度額を医療機器整備事業で2,200万円と定めるものです。

次に、第6条は、一時借入金の限度額を5億円と定め、第7条では、予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として職員給与費18億6,247万8,000円、交際費290万円と定めるものです。

また、第9条では、棚卸資産の購入限度額を6億5,000万円と定め、第10条では、一般会計から受ける補助金を491万8,000円とし、第11条では、重要な資産の取得として、野村病院においてデジタルエックス線テレビシステム一式及び医療画像管理システム一式を取得しようとするものであります。

以上、病院事業会計予算の説明を終わります。

次に、議案第84号「平成21年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

153ページをお願いします。

介護老人保健施設つくし苑の事業につきましては、老人の心身の状況に応じた適切な介護及び機能訓練、必要な医療等を提供し、日常生活の自立と家庭復帰を支援し、地域に親しまれ、信頼される施設を目指してサービスの提供に努めてまいりたいというふうに考えております。

それでは、第2条、業務の予定量についてご説明をいたします。

入所定員は80床で、1日当たりの通所者定数は25名であります。療養者数は年間3万6,335人と見込んでおります。その内訳は、入所者が2万8,835人で、1日平均79人、入所率98%を予定し、通所者数では、年金7,500人で、1日平均25人を予定しております。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定でございますが、歳入歳出それぞれ4億2,594万6,000円とするものであります。

収入では、施設運営事業収益が4億1,638万8,000円で、その主なものは、施設介護給付費収益3億3,925万円であります。

また、施設運営事業外収益では、一般会計から企業債支払い利息に対する繰入金922万8,000円を計上いたしております。

支出では、施設運営事業費用が4億743万

9,000円で、その主なものは、給与費3億1,610万5,000円であります。施設運営事業外費用では、企業債支払い利息等1,850万7,000円を計上しております。

次に、第4条、資本的収入及び支出でございますが、資本的支出のみで3,312万4,000円を計上いたしております。その主なものは、企業債元金償還金3,118万1,000円であります。

なお、資本的支出額に対する財源につきましては、全額過年度の損益勘定留保資金で補うようにいたしております。

また、第5条では、一時借入金の限度額を5,000万円と定め、第6条では、予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条では議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費3億1,589万5,000円、交際費2万円と定め、第8条では、棚卸資産購入限度額を500万円に定めるものでございます。

以上で本予算の説明を終わります。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

明日3月5日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後3時34分

平成21年第1回西予市議会定例会会議録(第2号)

- 1.招集年月日 平成21年3月5日
 1.招集の場所 西予市議会議場
 1.開 議 平成21年3月5日
 午前9時00分
 1.散 会 平成21年3月5日
 午後4時14分

1.出席議員

- 1番 兵頭 竜
 2番 二宮 一郎
 3番 兵頭 学
 4番 明智 祥勝
 5番 井上 勲
 6番 小野 正昭
 7番 松山 清
 8番 宇都宮 明宏
 9番 松島 義幸
 10番 元親 孝志
 11番 嶋川 武文
 12番 沖野 健三
 13番 森川 一義
 14番 藤井 朝廣
 15番 浅野 忠昭
 16番 岡山 清秋
 17番 酒井 宇之吉
 18番 兵頭 勇
 19番 山本 昭義
 20番 梅川 光俊
 21番 菊地 ミスギ
 22番 大竹 忠盛
 23番 二宮 元
 24番 坂本 隆重

1.欠席議員

なし

1.地方自治法第121条により
 説明のため出席した者の職氏名

- 市 長 三好 幹二
 副市長 別宮 静
 教 育 長 森 英二
 公営企業部長 九鬼 則夫
 会計管理者 角藤 和幸
 総務企画部長 清水 忠夫
 産業建設部長 安藤 芳夫
 生活福祉部長 炭倉 貞明

- 教 育 部 長 森 精一
 明浜総合支所長 高岡 和廣
 野村総合支所長 西田 光和
 城川総合支所長 清水 享司
 三瓶総合支所長 芝 則重
 消防本部消防長 中野 竹夫
 総務課長 上甲 憲章
 財政課長 河野 敏雅
 企画調整課長 上田 甚正
 監査委員 正司 哲浩

1.本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事務局長 岩本 明定
 議事係長 井上 千浪

1.議事日程 別紙のとおり

1.会議に付した事件 別紙のとおり

1.会議の経過 別紙のとおり

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開議 午前9時00分

議長 おはようございます。

本日はこのように大勢の傍聴者の皆様にお越しをいただきまして、本当にありがとうございます。きょう一日間、一般質問でとっておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

ただいまの出席議員は24名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程1)

議長 日程第1、これより一般質問を行います。

この際、申し上げますけれども、各議員の発言は申し合わせを遵守しながらお願いをいたしたいと思います。

通告順に質問を許可いたします。

まず、6番小野正昭君。

6番小野正昭君 先ほど議長より一般質問の許可をいただきましたが、本日は多くの傍聴の方々がおいでになり、多分に緊張をいたしながら一般質問をさせていただきます。

その前に、先般質問をいたしました総合支所のあり方で、市民サービスの低下にならないように支所機能の充実について、個人情報取り扱いについての質問をいたしました。その後どのような対応をされたのか、今後のためにまずもお伺いをいたしておきます。

さて、2回目である今回は、財政について及び医療体制について、大きく分けてこの2点について質問をいたします。

その前に、去る1月13日、愛媛新聞掲載の言論の中で、慶應大学の片山善博教授は「魚河岸のような地方議会」と題し、大変意義深い文面がありましたので、参考までにまずその要点を紹介させていただきます。

その第1点は、教授のゼミに所属をする学生がある地方議会を傍聴し、「現在の地方議会は質問と答弁をひたすら読み合う、まるでお経を聞いているようだ」と、このように報告をしたそうです。まことに残念ながら、私は的を射た意見だと思っております。

2点目は、そもそも議会とは何か、議会を魚河岸のようだと呼んだ人物がおいでになります。その人は、幕末咸臨丸で遣米使節団の副使を務めた村垣淡路守範正であります。彼は米国議会を見て、まるで日本の魚河岸の様に似ていると日記に書きとめたそうです。魚河岸で行われるのは、ご案内のとおり競りであります。議会本来の機能も競りのようなものであり、議会は理事者と私たち議員との政策の競り合いの場であって、一字一句すり合わせるような議論の形骸化にならないよう、理事者と私ども議員も心しなければと思っております。

さてそこで、そのことを踏まえて財政と医療体制につき何点が質問をいたします。

まず、財政力の向上の件について質問をいたします。

私は平成16年の選挙、また先般の選挙での街頭でのごあいさつの中で、21世紀は福祉と環境の世紀であり、このことに対する施策が行政において重要な施策となり、またお金も多く必要になってくる、このようにあいさつをさせていただきました。

しかし、私はこのことを逆に産業興しの一助としてとらえ、雇用の拡充、若年労働者の確保並びに定着につながり、ひいては財政力向上になるとも訴えてまいりました。

そこで、当市の財政力指数を見たとき、平成18年度が3カ年平均で0.282、19年度同じく3カ年平均で0.283であり、また当市の中・長期財政見通し、仮試算でありますけれども、平成29年度、すなわち9年先の財政力指数は0.279になっており、平成19年度と比べてまことに残念ながら0.004ポイント下がっているのが現状であります。

また、市では産業創出課を設立され、産業興し、企業興しを目途といたし、地域の活性化、ひいては財政力の向上のために設置されたと思いをいたしております。しかしながら、優秀な職員がいるにもかかわらず、現在の内容は産業誘致課、企業誘致課になっているのではないのかと懸念をいたしております。

昨日の市長の所信表明の中で、平成21年度第1回定例議会に当たり、市長の所信表明には国、県の財政状況を考えますと西予市独自の経済基盤の構築が急務と感じております、このように昨日所信表明をされました。産業創出課本来の目的もあり、さきに述べた福祉、環境を利用、また目途とした西予市独自の産業の創出について検討されたことがあるのか、また計画はあるのか、その予定があるのか。このことが働く場所づくりであり、地域の活性化であり、ひいては財政力向上につながると考えます。市長の見解をまずお聞きをいたしておきます。

次に、積立金及び基金、その関連について何点が質問をいたします。

財政調整基金は、地方自治法第233条の2において歳計剰余金の処分の運用について、また同241条第1項には基金の設置について、さらに地方財政法第4条では予算の執行、財政の運営、年度内の財源の調整、積立金の処分について、また第7条では剰余金の運用方法の規定について規定をいたしておることはご承知のとおりであります。

さきの平成19年度決算において、正司監査委員から、当市には38の基金があり、近隣の市と比べると類似した基金が多くあり、この際統一するなり整理すべき時期だとの指摘がありました。

が、その後どのような対処をされたのかお伺いをいたします。

また、平成19年度一般会計の決算では約51億1,400万円の基金があり、お金がないと言って市民の方々に多大なご迷惑と協力をお願いをいたし、また我慢をしていただきながら、例えば老人福祉費を見ても、敬老会活動支援事業で合併後対象者年齢を75歳に引き上げ、また金額においても平成18年度実績が1,566万8,000円、同じく19年度が1,607万7,000円であり、若干金額は増加をいたしておりますが、ここに落とし穴があります。平成18年度の対象人員は8,298人、同じく19年度が8,624人、1人当たりでは減額となっております。

また、老人福祉全体を見ても同様に減額をいたしております。

さらに、旧町の折から引き続き西予市進展のためにご尽力をいただきましたご老人の方々の無医療者表彰、すなわち1年間お医者さんにかからなかったご老人の表彰においては、平成16年合併と同時に廃止をいたし、また苦楽をとみにされ、めでたく金婚式、銀婚式を迎えられた方々のお祝い金においても平成17年に廃止をされておりますが、その根拠はどこにあるのかお伺いをいたします。

また、先般聞きそびれました職員の資質向上のための研修費及び出張費についても、計画した予算がついてないやに聞き及んでおりますが、先ほど申しあげましたとおり、市民の方々及び職員に無理押しをしてまで基金を積み立て、また一方では平成18年の繰越金が約7億8,700万円、19年度では約6億8,900万円も繰り越しをされております。こんなに繰り越す必要がどこにあるのか、その整合性についてお伺いをいたします。

次に、市庁舎の建設事業基金についてお伺いをいたします。

平成18年度当初予算では31万3,000円を計上し、決算では3億1,604万5,000円。平成19年度当初には31万8,000円を計上し、決算では3億49万7,000円を繰り入れ、19年度末で6億1,654万2,000円となり、さらに20年度当初予算でも183万4,000円の予算を計上し、6億1,837万

6,000円の基金があるにもかかわらず、さらに平成21年度一般会計予算においても251万7,000円を計上し、6億2,089万3,000円の積立金になると思われませんが、その根拠と必要性はどこにあるのかお伺いをいたします。

さらに、関連質問として、現時点での市庁舎建設事業費はどのようになっているのか、また財源の内訳はどのように計画されているのかお伺いをいたします。

さらに、旧5町が保有した基金についてお伺いをいたします。

合併の申し合わせ事項として協定した中で、各5町の基金は誠意を持って持ち寄ることとなっていたと思います。現在、的確に経理されているかどうか。以前マスコミに問題になった隠し基金的なもの、別会計的なものは当市に、特に旧町にはないと思いますが、この点つまびらかにお答えをいただきたい。

最後に、医療体制について何点が質問をいたします。

私はさきの一般質問において、地方自治体の事務、すなわち仕事について突き詰めたところは市政の進展、福祉の向上、民生の安定であると申し上げましたが、最も重要なことは市民の方々の生命並びに健康の保持であります。

そこで、市長にお伺いをいたしますが、市民の方々から私によく言われるのは、立派な市庁舎よりも我々の命を守ってもらう病院の充実のほうがより大切なのに、行政やあんたら議員はなぜそれを言わんのぞな、話をする人はおらんがかなとよく言われます。まさにそのとおりであります。それが主権者である市民の方々の真の声であると私は思っています。市長はこの声に対してどのように受けとめ、どのように考えられているのか、まずお伺いをいたします。

この件につきましては、本市の危機的な医療体制を踏まえ、さきの平成19年12月24日付総経財第134号により、総務省からの通知により公立病院改革プランの策定に基づき、西予市独自の医療体制のあり方を検討する検討委員会が設立されたやに聞き及んでおります。前段の件を踏まえ、本市の医療体制につき何点が質問をいたします。

1点目、先般7月16日金曜日、NHK四国羅針盤の中で宇和病院の耐震について放送され、問

題となりました。改めて認識をいたしております。現在の宇和病院の耐震強度はどのようになっているのか。さきのことを踏まえて適応されていないのであれば、宇和病院の建てかえがあるのか。あるのであれば、その計画及びスケジュールはどのようになっているのか。

また、先般決議をいたしました器具を含めて、現在の設備器具はどのようになっているのか。また、現在の設備器具で十分対応できるのか。

3、医師及び看護師の定員はどのようになっているのか。また、福利厚生は十分なのか。勤務されている方々の意見なりアンケートなどの調査をされているのか。お医者さんの定数は充足されているのか、なければその確保につきどのような対応を考えられているのかお伺いをいたします。

以上、大きく分けて財政についてと医療体制の2点につき質問をいたしました。

さきの12月定例議会にも申し上げましたとおり、私は地方自治法及び標準市議会規則第62条に基づき、市民の方々の代弁者としてこの議場で質問をいたしております。的確で誠意ある理事者の答弁を期待をいたします。

議長 三好市長。

三好市長 皆さんどうもおはようございます。

本日は、一般質問に久しぶりに11人の大勢の議員各位の方々から多方面にわたるご質問をいただくこととなります。

市民が安全で安心できる社会、あるいは福祉向上に向けて立脚した建設的な議員の方々の質問を期待するものでございます。

また、本日は傍聴席にこのように多くの市民の方々がご来場をいただいております。皆様方の温かく、また厳しい目がこの議場の活力につながると思っておりますので、各議論の本質を見きわめてほしいと思っております。

また、今小野議員のほうから議論が形骸化にならないようにということが冒頭の中にありました。これも確かでありますし、ただ議論が暴走しないことを切に願っておるわけでございます。

それでは、小野議員の最初のご質問であります財政力について、福祉、環境分野の産業興しに関する財政力の向上についての質問についてお答えをさせていただきます。

いわゆる産業創出の究極的なねらいは、雇用の場の拡充と所得の向上による市民生活の安定及び地域経済の活性化にあり、財政力の向上はそれらの成果が行財政にもたらす果実であると思っております。

産業雇用を創出する方法にはいろんな考え方があるかと思いますが、企業誘致も産業創出の方策の一つでありまして、同様に地域資源を活用した観光産業や、あるいは1.5次産業の育成も就労の場を拡大する一つの方法だと存じております。もちろん、福祉や環境が地域産業経済の主役になり得ないという考えはなく、小野議員同様、21世紀の我が国の産業は医療、介護を中心とした福祉分野や環境ビジネス及び情報通信等の分野への戦略的な展開を進めなければならない時代になっておりまして、今後最も成長が期待される産業分野であるという認識を持っております。

世界を見れば、オバマ米大統領はアメリカの新しい再生のためにグリーン・ニューディール政策を掲げまして、10年間で1,500億ドルのクリーンエネルギー投資により500万人の雇用創出とともに、世界をリードする環境関連産業を育成しようとしておられます。

我が国においても、これまでの輸出主導型の製造業が世界同時不況の荒波を受けまして、非正規労働者の解雇やあるいは生産調整に追い込まれ、戦後最悪の経済情勢とともに、深刻な雇用不安に直面しておるということは議員もご案内のことだと思います。さらなる雇用情勢の悪化を食いとめるためには、戦略的に雇用をふやす対策が必要となってまいります。

その一つが、人手不足が社会的問題になっております医療、介護を中心とした福祉の重点施策、もう一つが地球温暖化対策に絡めた省エネ、再可能エネルギー、緑の雇用等をキーワードとした新たな環境産業育成であろうかと思っております。もちろん福祉も環境も非常に重要であり、産業政策として分離してでも対策が必要な分野でございますので、財政全体としてのバランスを考慮しながら、本市の主要政策の一つとして取り組んでまいります。ただ、これらの分野を産業としてとらえ育成するためには、人材育成、税制の優遇措置、社会的負担の国民的合意など、まず国が長期かつ戦略的な対策を示す必要があるかと思っております。

当面、本市の中期計画では福祉、環境分野での大規模事業の計画はありませんけれども、今後国の対策と絡めて慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 それでは、私のほうからは5点ほどお答えをさせていただきます。

まず1点目の、監査委員からの38の基金の統一、あるいは整理すべき時期ではないかという指摘に対するご質問でございますが、現在西予市の基金は普通会計に属する基金で合計38基金があります。これらの基金につきましては、合併協議の中で統一できるものは統一また調整し、西予市に引き継がれました基金と、災害対策基金や一般廃棄物処理施設等建設基金など合併後新規に設立した基金であります。

基金それぞれに設立の経緯や目的が違っておりましたが、すぐに統一、整理をすることはそれぞれ5町の皆様方のご理解がなければ難しい部分があるかと思っております。また、いずれにいたしましても、これらの基金は西予市の重要な貴重な財産でありますので、目的を尊重しながら的確な運用をしてまいりたいと存じます。

次に2点目でございますが、老人の方々の無医療者表彰廃止と金婚式、銀婚式を迎えた方々の祝い金の廃止の根拠ということでございますが、老人の方々の無医療者表彰廃止についてでございますが、無医療者表彰は医療費を抑制するという観点から老人保健特別会計で予算計上し、合併後平成18年度までの3年間、対象者に個別に商品券を贈っておりましたが、対象者が年々減少していたこと、そして実施していない市町があったこと、実施していても国保、老人だけが対象であること、表彰者が固定化してきたこと、表彰のために受診を抑制することが早期治療の妨げとなり、結果的には医療費増額につながることもある、そういった総合的に判断いたしまして、医療費の削減効果が見込めない等々の理由によりまして、平成19年度から廃止をしたところであります。

続きまして、金婚式、銀婚式を迎えた方々の祝い金の廃止についてのご質問でございますが、平成17年度当初におきまして、高齢者記念品、88

歳及び100歳以上及び金婚者への記念品を廃止したところでありますが、金婚者につきましては、対象者を把握するには全員の戸籍確認をすることはもとより、戸籍上の記載の婚姻日、結婚日と実際の婚姻日が違っていることが多く、また個人情報の問題がありまして、公平なお祝いをするには事務的に無理があると判断をいたしました。

このようなことを踏まえまして、平成17年度に住民基本台帳で確認できる公平にお祝ができる方法といたしまして、満88歳、満100歳を迎えられた方への敬老祝い金としたところであります。なお、銀婚式を迎えられた方への祝いは、当市の制度としてはもともと行っておりません。

次に3点目でございますが、無理押しをしてまで基金や繰越金をこんなに残す必要がどこにあるのかというご質問でございますが、西予市の重要な財源であります普通交付税が合併後11年度目から段階的に削減され、そして合併後16年度目の平成32年度には、合併当初と比較いたしまして単年度で約20億円もの削減がされる予定であります。このような大変厳しい財政状況を見据えまして、西予市民が安心して住めるまちづくりを行うために、事務事業評価システムを導入し、そして各事業を評価しながら、あれもこれもではなく、あれかこれかの選択をして事業を進めております。

また、将来を見据えた財政基盤の確立を図ることも最重要施策の一つであります。基金につきましても、その中の一つであります。

当然、職員につきましても無駄を省く努力を率先して行ってもらっておりますが、職員の資質の向上につきましては、職員研修事業に平成21年度も約240万円の予算を計上しているところであります。

また、繰越金でございますが、一般会計では平成17年度は7億8,755万1,000円、18年度は6億8,927万7,000円、19年度は6億2,941万円です。不用額は3月補正予算編成時に調整するように指示をしているところでありますが、これらの繰越金は3月補正予算編成時期と決算時期との時間差の関係で結果的に残ったものであります。

繰り越す額から事業繰り越しに伴い翌年度へ繰り越しすべき財源を差し引いた額、これを実質収

支と申しますが、地方公共団体の実質収支の額の適否を判断する指標といたしまして、一般会計を含めた普通会計において、標準財政規模に対する実質収支額の割合は3%から5%程度が望ましいとされております。西予市のこの割合は平成17年度が5.1%、平成18年度が4.6%、平成19年度が3.6%であります。

次に4点目、市庁舎の建設事業基金についてありますが、一度に多額の一般財源を必要とする大事業を行う場合、計画的にその財源を積み立てておくことが必要であります。庁舎建設事業基金はそのためのものであります。

また、予算といたしましては、当初に利子相当分を計上し、予算の収支の状況を見ながら積立可能額を補正で計上したものであります。

次に、関連質問であります庁舎建設事業費とその財源計画についてであります。庁舎建設事業につきましましては、平成20年12月に基本設計業務を終了し、現在実施設計業務を進めているところであります。

現時点での事業費につきましましては、庁舎本体建築工事で概算24億2,000万円、また既存施設の解体、改修ほか関連工事、業務委託費、事務費等を含めまして平成19年度から23年度の全体事業費を約29億9,000万円と見込んでいます。この財源につきましましては起債、つまり合併特例債と一般財源を予定しております。また、起債の額につきましましては、各年度ごとに県、国との協議、申請手続が必要とされております。現時点での財源計画といたしましては、全体事業費約29億9,000万円のうち、起債額を概算24億円、残り概算6億円程度を一般財源として見込んでいます。なお、平成21年度から約2年余りの間、既存施設の解体、改修工事とこれに伴う事務所等の移転作業、またこの間の市民の皆様の利便性、安全性の確保対策など、大変複雑な事業推進となりますために、格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に5点目ですが、旧5町が保有していた基金についてであります。

第1点目のご質問でも申しましたが、西予市では現在38の基金があります。これらの基金につきましましては、旧5町が誠意を持って持ち寄られた基金であります。また、この経理につきましまして

は、監査委員により厳格に監査をしていただいておりますし、隠し基金とか別会計的なものは全くございませんので、市民に不審を抱かせるようなご発言をされることは大変遺憾なことであると、このように思っております。

以上でございます。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、小野議員の医療体制についてのご質問にお答えさせていただきます。

ご質問の前段にあります医療に対する考え方がありますが、当然のことながら市民の生命と健康を守ることは行政施策においても最優先されるべきものだと考えております。

国の社会保障費削減による制度的な影響が西予市の病院経営に影響を落とし始めました平成18年度には、合併前のまま引き継いでおります2つの病院と11の診療所についてどうあるべきか、お医者さんなどの関係者による検討会を設置し、平成19年2月には医師、医療資源の集約化を図り、医師、患者双方にとって魅力ある病院の整備が必要であるとの西予市医療問題等の基本理念の答申を受けているところであります。

また、2期目の私の市長選挙におきましてマニフェスト2008の政策提言を行っておりますけれども、その中で安心できる病院体制の堅持と変革を平成23年度末までにお示しできるような政策として掲げており、先般公立病院のあり方検討委員会から答申を受けているところであります。平成21年度中には具体的な方針を決定したいと考えております。

次に、宇和病院の建てかえの計画があるのかというご質問でございますが、先ほど申し上げましたけれども、答申を受けました公立病院改革プランの中において、経営効率化、再編、ネットワーク化、経営の見直し、さらには耐震診断の結果などを合わせ、新病院の建設についても検討の必要があるのではないかという答申をいただいているところでございますので、建設計画については今後の重要な検討課題とさせていただきたいと思っております。

議長 九鬼公営企業部長。

九鬼公営企業部長 それでは、宇和病院についての具体的な質問についてお答えをいたします。

まず、設備器具の件でございますが、病院といたしまして診療科目に応じた必要な医療機器はエックス線CTやMRIなどを初め、各種備えております。ただ、医療機器は日進月歩で開発されておりますので、順次整備をして対応をいたしたいと思っております。

次に、宇和病院の耐震の件でございますが、昨日ご提案を申し上げました平成21年度予算におきまして、耐震強度の検査を実施する予定にしておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、医師、看護師の定員などの件でございますが、前年度の実績を基準に医療法で定められました必要数を算定いたしますと、医師数は最低でも9人、看護師については患者数と看護職員比率を昨年10月から10対1の基準認定を受けておりまして、最低でも60人は必要ではないかと思っております。

今の宇和病院の常勤医師数は6名で、非常勤医師を含めましても医師不足の状態が続いております。やむなく医師には過重な労働をお願いしている状況でございます。

また、看護師についても現在総数65名でございますが、そのうち育児休業中の職員が5名、また臨時職員も9名含まれておりまして、1週間に2日から3日の深夜勤務をこなし、どうか基準を満たしている状況であります。

次に、福利厚生につきましては、市の職員と同じく市町村職員共済組合等で対応をいたしております。また、意見、アンケートにつきましても年1回自己申告書や、看護師につきましても年2回の面接を総院長のもとで実施をしております。

最後に、医師確保対策でございますが、これも市長を先頭にいたしまして、愛媛県や各大学の医学部、また西予市出身の医師等への招聘活動を行っております。引き続き、各方面の協力をいただき、努力をしてみたいと思っております。

今後とも根本的には医師が働きたいと賛同していただけるような基本理念をしっかりと確立した病院を目指さなければならないのではないかなというふうに思っております。市民の皆さんにも一緒になって我が病院、おらが先生の思いを持っていたいて、市立病院を守り育てていただくようにご

協力もぜひお願いしたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長 小野正昭君。

6番小野正昭君 まず最初に、形骸化にならぬようにということで、市長は暴走的なというようなこともおっしゃられましたけども、なぜ前回の質問のことにについて再度お伺いをしたかという答弁がなかったのですけれども、これはまず先にこの聞いたのは、先般2月8日に今治市長選挙が行われましたけれども、大方の予想を覆しまして新人の方が約7,000票の差で当選をされました。

その当選の原因となりますのが、愛媛新聞に掲載をされておりましたが、それを読みますと、市民主体のまちづくりが基軸、支所への権限、財源の付与、市長巡回制度を打ち出したと、こういうことを打ち出して勝ったのだと。ということは、裏返せば市長にはそれがなかったということでもあります。したがって、老婆心ながら三好市長にもこういうことを大事にしてこれからの市政に当たってくれということで質問をさせていただきましたので、僭越ながら申し上げておきます。

それから、財政力及び雇用の考え方、財政全般につきましても、まだまだ私も勉強不足の点がありますので、今後ゆっくりと時間を割いて再度この件については質問をいたしたいと思います。

それから、参考までに無駄な基金がないというふうな答弁でしたけれども、八幡浜市が19、大洲が17、宇和島12の基金となっており、やはり当市の場合は38、特に今年度、21年度の一般会計で明浜特別養護老人ホームの基金を1つふやされましたんで39になるのではないかなと、このように自覚をしておりますが、その辺のところ鋭意また努力をしなければならないのではないかなと思ひ、私もまた十分見てまいりたいと思ひます。

それから、基金の持ち寄りの件で、大変私は憤慨をしております。私は質問の中でないと思ひますがと言っています。市民に混乱を抱かせるような質問はしておりません。ないと思ひますが、なければないと答えてもろうたらいいだけであって、挑戦的な発言は誠に慎んでもらいたい。

それから、老人医療の表彰の制度ですけれど

も、参考までに国民健康保険の老人の1人当たりの保険者負担額、19年度には約67万円、1人当たり要するわけです。ですから、このお医者さんにかからなかったお金をお年寄りに還元しても、仮に5,000円渡しても1,000人おっても500万円なんです。そういう意味で、10人おれば670万円、そんな金はすぐ浮いてくるんです。ですから、そういうところに今まで苦労したお年寄りの方にそういう手厚い福祉の向上のために血の通った行政をされたらどうですかと、私はこのように申し上げているのであって、そういう面からすれば私は合理的なことだと思っております。

それから、職員の件も確かにそのとおりですよ。19年度から20年、21年度と40万円ずつふえています。先ほど部長が答弁されたように、21年度一般当初予算会計は240万1,000円という予算が計上されておるのも承知しております。やはり、要は市民の頭脳であり市の核である職員の質の向上に今後なおさら鋭意努力をしていただきたい、そのように私は思っています。これが市民のためです。

それから次に、医療の件ですけれども、医師が不足しておると、それから市長の答弁は今回の答弁がここまでなかなかあとということで、市長の答弁には今回の答弁には尊重をいたしております。

それと、先ほど12月5日付の愛媛新聞で厚生省は臨床研修制度の見直しを発表をされておりますけれども、この新聞の記載によりますと、見直しても医師不足の解消の効果は未知数であるという論評を出しておりました。

それから、あいテレビで2月17日ですけれども、追跡アイという、地域医療に光を出して、前の野村病院の先生でありました川本愛大教授の特集を放映されて、まことにすばらしい取り組み方だなあといって感心をして私も見ておりましたけれども、私は医師不足というのは西予市独自で対応する必要があるのではないかなと。西予市独自の方法を考えてもいいのではないかなとということで、そこで私なりの考えを申し上げます。

先般、昨年ですけれども、産業建設常任委員会の帰りの飛行機の中で大変興味のある記事がありました。これスクラップもっておりますけれども、立命館大学の医療経済教授で内科医の柿原浩明先生が出した視点というところで投稿されてお

りましたけれども、その要点は、厚生省は1982年以降医師不足が深刻であり、平成20年6月医師不足解消のために現在の国公、私立大の医学生の方の定員約7,800人を約400人ふやしてピーク時に近づけたいと、このように載っております。しかし、増員分に枠があるなど、設けられたところで地域や診療所の医療医師の確保には余りつながらないのではないかと。そこで活用したいのが、私大を中心にした学生さんへの修学資金の方法であります。

大体国公立で1年間計算した場合、53万5,800円の授業料が要ります。6年間で見ると1,100万円から1,150万円が要るのに対して、私立大学は3,000万円から6,000万円の6年間での学費が要ります。そのことを踏まえて、そういう制度を私立大学希望者に貸し与えるような奨学資金を導入したらどうかというふうなことを書いておられました。

この国立大学、国公立大学の費用、私立大学の費用についてもインターネットで全部とってみました。大体今先ほど言いましたように国立大学は1,100万円から1,150万円、私立大学が3,000万円から6,000万円ということにおさまっております。そういうことで、私はこの私大の医学生の資金援助について米国の軍医の若者には大変この制度がありがたがられているというように聞き及んでおりますので、私はこの際、当町にも私立大学希望の学生に、例えば宇和町ゆかりの日本最初の女医でもあるおイネさん基金等の設立をして、西予市独自のお医者さんの確保を将来考えてみるべき時期にあるのではないかなと、このように考えておりますので、市長のお考えをお聞きをいたします。よろしく願いをいたします。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、小野議員の再質問についてお答えさせていただきますが、非常に最初の質問よりか後ほど長かったところがありまして、どれをどう答えていいかというところがあるわけですが、まず一番最初に、先般の質問があった後の経過についてのことについてちょっと触れられましたが、これはあえて答えなかったのは、議長のほうに出されてなかったことについ

て、当初に出るといのは私はちょっとこれは暴走だということで答えられなかったとこでありまして、これはやはり当初からそれなりのご質問がされるんだったら出すべきだと私は思っております。

ただ、愛媛新聞に今治市長選挙のいろいろなことが言われましたが、これは今治市長選挙のことです。私たちがところに触れるというのはちょっとないかと思っておりますので、触れることは控えさせていただきますが、私個人としては、西予市の中のいろいろなところへ行って、いろいろな方の声を聞くことを一番大事なことだと思っております。そういうことをもって西予市の中の身近な声を聞くというのが私の大事な役目だと思っておりますので、私はそのことをやっておることもまたご理解をいただきたいと思っております。

それで、その中でちょっと最後の医療の問題についてお答えをさせていただきますが、私どもも医師不足というのはこれは大変な問題でございます。非常に重くのしかかっています。これも国の制度の矛盾がここまで来ておるわけですが、そうかと言って私どもがそれを放置するわけにはいかんわけです。

しかしながら、おかげをもちまして、愛媛大学の地域医療講座で川本先生が教授として行っていただきました。そのおかげで野村病院がサテライトとしての指定を受けて、また新しい活動が始まりました。そういう中で、医療研修をしたいというお医者さんが1名出てきましたので、4月からその方が1名、野村病院に研修に来られるということになります。

また、宇和病院のほうもおかげをもちまして4月から自治医大の先生が1名ふえるようになります。だから、両病院に1名ずつふえるようになってきます。少しずつ努力が始められたかなという気がいたしておるところでございます。

また、私立大学の医学部への奨学金というような意味だと思いますが、そういう考え方もあるかと思っておりますが、今のところ西予市はその方向を持っておるわけではございません。したがって、今までのいろいろなところの結果を見ましても、医師になりたい、あるいは医師を育てたいということでそういう養成の奨学金を旧町時代もつくられたところがありますが、だれひとりとして借りら

れませんでした。そういう結果を見ても、それが果たしてつながるかということ、私はつながることは少ないかなと、このように思っております。

したがって、別の観点から医師の招聘等々を一生懸命努力をしていきたいと、このように考えておるところでございます。

それ以外については、恐らくご要望等々の中の、いろいろすごく勉強もされておられまして、それぞれの中で思われていることのご発言だと思っております。認識をいたして、ご質問に対する回答を控えさせていただきます。

以上でございます。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 先ほど私のほうが答弁したことによりまして、ちょっと挑戦的ではないかなという再質問でございましたが、実は私は決して挑戦的なことと思うお答えしたわけではございません。

実は、これは議員さんもお承知のとおり、住民代表の監査委員さんと、そして議会代表の監査委員さん、この2人がおられます。そういった中で、毎月定例監査ということで厳格に監査をしていただいております。そういったその監査のまとめを9月の定例会で上程し、そしてそれぞれの議員さんでご承認されておる、いわゆる議決されておるといった意味であるような答弁をさせていただきましたので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長 小野正昭君。

6番小野正昭君 くだいようですけども、なぜ答弁、質問にないからということですけども、ですから私はあえて冒頭に議会は形骸化にならないように政策の競りであると、競り合いをしなければいけないというふうな観点から前回の質問に対して、それもまたやはり市民の方を思って市長さんどういふふうな対応をされましたかという質問をしたのであって、別に暴走するつもりもないし、挑発する気持ちもありません。ただ単に市民の方々に私の質問に対してどのように対応されたか、それを再度お聞きをしたものであります。

それと、市長さん以下部長さんは行政のベテランですので、言葉を上手に使うてうまく何かこう

されたような気がしますけど、これを言うとまた根拠がないことやということで苦情を言われますので、この辺でやめますけれども、どうも納得がいきませんので、私は私なりに再度基金の件についても調べてみたいと思います。

それと、最後の医師の確保については、西予市独自でいろいろな方策を考えなければならないというふうな市長の答弁でしたけれども、私は先ほど来申し上げましたように、やはりこの西予市は幕末の西洋医学の先進地であると思っています。ご案内のように、村田蔵六、これは靖国神社の銅像にありますように、これは大村益次郎です、後の。それから、高野長英、それからもう少し時間がかかりますんであと2分ほどお願いをします。高野長英、それから二宮敬作、楠本イネ、こういう方全部西予市にゆかりのある方なんです。ですから、日本に先駆けて西予市がそういうふうなことをされたら、なおまちおこし、村おこし、そしてまた医師の確保につながるのではないかなという意味でおイネさん基金の設立を考えてみてはどうかというふうな私の政策的な一環としてお話をさせていただきました。

市長は、年末に三瓶の文化会館で愛媛文楽講堂講演会の中で、松尾芭蕉の「不易流行」ということわざをたしか言われたと思います。守れるべきはもうしっかりと守っていかなければならないと、このようにおっしゃったと思います、あいさつの中で。私はやはり市長が一番先に守らなければならないのは市民の生命、健康の保持だと思います。そのことを強く申し添えて、まことに僭越ですけれども今回の一般質問も時間を多少オーバーしましたが、まことに申しわけありません。

以上で終わります。

議長 次に、10番元親孝志君。

10番元親孝志君 皆さんおはようございます。

きょうは本当にたくさんの皆さんに傍聴においでいただきまして、心からお礼申し上げたいと思います。

実は、先般議会に対して苦情の手紙がまいりました。それは12月定例議会において、この傍聴席にわずか3名しか傍聴者がいなかったということで、私どもが自主制作をいたしております議

だよりの中で、これを「リーマンショックか、傍聴席は閑古鳥」という見出しで私出しました。これに対して市民の皆さんから、暇な議会に我々つき合ってる暇はないんだと。上から物を言うような表現は謹んでほしいというふうなおしかりの手紙をいただきました。

そういうご意見もあらうと思いますけれども、我々議員24名は西予市のために何とかしなければいけないという思いで日々一生懸命頑張っておりますのでございます。もちろん十分であるとはさらさら思っておりませんけれども、我々はやっておりますのでございますので、どうかまた市民の皆さんが我々をチェック、監視をしていただいで、いけないところは大いに叱咤激励をしていただきたい、そのように思っております。そういう意味で、きょうたくさんおいいただきましたことに心から感謝を申し上げまして、私の質問をさせていただきます。

きょうは2点ばかり質問をさせていただきます。

まず初めに、集落支援員制度についてお伺いをしたいと思います。

ご案内のように、西予市は過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎指定地域であります。愛媛県内では17の市と町が指定を受けております。これらの地域は人口減少や高齢化が著しく進展し、それに伴い、生活扶助機能の低下や生活交通手段不足、空き家の増加、農地や森林の荒廃等、重大な問題が発生をいたしております。今後、さらなる高齢化によりこれらの問題はさらに一層深刻化することは火を見るより明らかであります。

1970年、過疎法が制定されて以来、数字の上では過疎対策に75兆円が投入されたことになっておりますが、過疎化をとめることは残念ながらできませんでした。総務省ではこのような状態を重く受けとめ、平成15年、有識者による過疎問題懇談会を設置し、過疎地域等の集落対策について提言書を総務省に提出をされました。これらの提言のすべてを受け入れる形で、ことし4月より特別交付税による過疎対策が実施されることが決定をされました。これが集落支援員制度であります。

新制度は、従来の道路とかあるいは箱物への投資から、人への転換だと言われております。国の

過疎対策への大転換であることに期待は大変大きいわけでありませぬ。この制度は、新潟県上越市のNPO法人かみえちご山里ファン倶楽部をモデルにした事業であります。地域のお年寄りと連携をしながら、高齢者がそれまでの経験を生かして、山の生活を伝える先生として子供たちに環境についての学習会を受け持ったり、ひとり暮らしのお年寄りにはお互いが声をかけ合ったり、道路や河川的环境整備を地元の人と一緒にやっております。その結果、お年寄りに安心の笑顔が戻ったと言われております。

しかし、NPO法人の若者にとっては、生活は大変苦しいわけでありませぬ。町からの環境学習に対する補助や野菜の通信販売などを行って生活の足しにしてまいりましたが、生活は決して楽ではありません。そこで、もしこれが若者たちの生活費を国が負担することができたら、過疎対策につながるのではないかと、そんな発想が集落支援員制度につながったと言われております。

全国には既に集落支援員制度を取り入れているところがあります。島根県では2年以上前から県単独で支援員制度を導入いたしております。地域の聞き取り調査を行ったり、話し合いの場に参加したり、草刈りの手伝いをしながら現在9人が働いております。県からの支給は月額22万円、2年契約であります。新潟県、あるいは島根県では、若者たちがいろいろなアイデアを出し合ってユニークな地域おこしが既に始まっておるわけあります。

私は、この制度に大きな期待をしております。地域を見渡して大変不安に感じることは、集落の中にリーダーがいなぬということでありませぬ。リーダーをつくらうにも自分のことが精いっぱい、他人の世話どころではない。しかし、リーダー不在では、地域がまとまって今の課題や将来のことを考えたりできるはずはありません。これを国が面倒を見るというのですから画期的なことであり、西予市としてもいち早く手を挙げていただきたいと思っております。

また同時に、社会の流れも今大きく変わり始めております。脱都会の流れであります。都会での労働と暮らしに別れを告げて、人間らしい生き方を求めて農村にUターン、Iターンする層が確実にふえております。さらに今回の世界同時不況でこれに拍車がかかると私は思っております。受け

皿づくりが急がれるわけでありませぬ。

今回の制度がどこまで期待できるかはこれからありますが、制度をよく研究して、一人でも多くの若者を都会から受け入れていただきたい。

そこで、以下の点についてお伺いをしたいと思っております。

まず、この制度について国の予算規模は年間どの程度なのか。実際問題として、全国に何人ぐらいの支援員を配置できる事業なのか。

2つ目として、さきの地域活性化・生活対策臨時交付金の中で、西予市も限界集落対策として711万1,000円が計上されておりますが、この制度と連動してのことなのか、お伺いをしたいと思っております。

3点目として、市の限界集落対策事業の要綱には、モデル地区を中心にして地域づくりの学習会、講演会、先進地視察等を実施するための経費を交付するとなっておりますが、モデル地区とはどういう地域を想定しているのか、その数は市内にどれくらい想定しているのか、またあわせて何年計画なのか、お伺いをしたいと思っております。

それから4点目として、西予市には多くの課題が山積をいたしております。それらのいずれも重要であることは当然であります。中でも限界集落問題は特に重要課題であります。そのためには、市独自の支援員制度的なものも必要ではないかと私は考えております。国の制度とセットにして検討する考えはあるのかどうか、お伺いをしたいと思っております。

次に、2点目として、特色のあるまちづくりの推進についてお伺いをしたいと思っております。

ある一つの町を例に挙げて質問をさせていただきます。

長野県の南に位置したところに下條村という人口わずか4,200人が住む小さな村があります。平成の合併に対しても、仮に地方交付税が4割削減されても自主財源でやっていけるとの理由から、合併はしないを宣言されております。

この村が全国的な評価を得ているのは、合計特殊出生率が2.04であることでありませぬ。今、全国平均の合計特殊出生率は1.25であることを考えれば、驚くべき数字であります。既に全国から250以上の自治体関係者が視察に訪れていると言われております。なぜこのようなことがこの村でできるのか。それは、徹底した行財政改革

と、子供をふやすことが最大の高齢化対策という政策の実行にあります。

行財政改革については、歳入をふやすことは容易ではないが、歳出を減らすことはある面簡単に行けるとする考えのもとで、職員の徹底した意識改革と住民の要望にけじめをつけることをこの村では実行をされております。合計特殊出生率については、人がふえる村、村民倍増計画のスローガンがあります。そのためには、徹底した子育て支援策が功を奏しております。若者定住のための安く充実した村営の集合住宅の建設、中学校3年までは医療費がただという政策など挙げれば切りがありません。

この下條村で何が一番すばらしいのか。私が一つ挙げるとすれば、村の政策がだれにもわかるように単純明快なことであります。村の政策は人がふえる村、すなわち村民倍増計画。私もこれで十分だと考えております。

翻って西予市の場合はどうなのでしょう。西予市には、5つの政策と36の施策が掲げられております。その1つ、暮らしを支え地域を結ぶ住みよいまち、2つ、人も自然も環境も元気で安心できるまち、3つ、人が輝き文化が薫る学びのまち、4つ、本州すっぽり西予豊かさを実感できるまち、5つ、共に考え共に創る魅力あるまち。確かに隔々まできめ細かく網羅した非の打ちどころのない政策であるとは思いますが、しかし市民がこれを聞いて、まちづくりとして何が実感としてイメージできるのでしょうか。具体的であるようにその実、大変抽象的であるように私は思います。

とりあえず、一つ目標として掲げるとすれば、市長、限界集落問題を何とかしまししょうや。これぐらいで十分じゃないかと私は思っております。そのためには何をしなければならぬのか、これからの先の政策はいや応でも出てくると思いません。

西予市の最大の課題は、村から人がいなくなることであります。西予市の特色あるまちづくりとして何を第一目標に掲げるのか、改めて市長の所信をお伺いいたしまして、私の質問を終わります。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、元親議員の質問についてお答えをさせていただきますが、限界集落問題については、私どもの西予市は愛媛の先駆的な役割を今果たしておるという認識の中で今やらせていただいております。そういうことを踏まえてのご質問だと思って、このご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問のありました西予市における集落支援員制度についての答弁をいたしたいと思います。

集落支援員につきましては、総務省自治行政局過疎対策室から平成20年8月に過疎地域等における集落対策の推進についての通知があったところでございますが、ご質問1の集落支援員制度の国の予算規模につきましては、特別交付税措置のため公表されていないのが現状でございます。ただし、総務省が設置しました過疎問題懇談会の第1回目の会合における質疑応答の中で、平均的な過疎市町村の姿を人口約1万と見た場合、行政区数を42集落と仮定したということで、全国で1万2,000人の支援員の設置を予想されておるみたいでございます。そういう回答が示されておりますが、また経費は報酬、活動旅費、会議等々とされています。

次に、2番目の地域活性化臨時交付金の関係と、3番目のモデル地区の想定でございますが、来年度の限界集落対策事業につきましては、大きく2つの財源を柱にして事業を進めてまいります。

1つは総務省の集落支援員の設置、もう一つは地域活性化臨時交付金事業を活用したものであります。

集落支援員の設置につきましては、昨年実施いたしました集落へのアンケート調査、聞き取り調査をもとに、みずからの集落機能の維持が困難な集落を対象に、市内5カ所程度をモデル地区として、この5カ所ってというのは一つの集落単位という考えではありません。もうちょっと広い考えでありますが、そういうのを単位として、地域とともに取り組みを開始するよう検討しておりますところでございます。

地域活性化臨時交付金事業での西予市における限界集落対策の事業は、次の3つの取り組みを予定しております。

1点目は、地域づくりプログラム事業で、みずから集落の問題点や将来を考える積極的な集落に

対して、計5回程度のワークショップの開催や先進地視察を通して自立的な地域おこしに取り組んでもらいたいという趣旨でございます。

2点目は、限界集落問題研究会の実施で、限界集落問題に関しまして、著名な講師を招き、意識づくりを図るためのシンポジウムのような形式の研究会を年2回くらい実施する予定でございます。

3点目は、限界集落問題市民検討委員会の設置でございまして、西予市版の限界集落問題を検討する組織を設置して、事例研究、研修、活動のプログラムの検討などを行う予定でございます。

また、市、国、県の既存の施策、事業及び担当者を体系化し、対策につなげていきたいと考えておりますし、これらの限界集落対策事業につきましては、地域とのパートナーシップの形式が必要なことから、順次地域に入りまして推進してまいりたいと考えております。

限界集落対策につきましては、市としましても継続的に取り組んでいく予定でございますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長 別宮副市長。

別宮副市長 ご質問のございました西予市の特色のあるまちづくりについてにお答えをいたします。

まず最初に、西予市の先ほどございました5つの政策と36の施策がちょっと抽象的ではないかと、このようなお話がございました。

これはご案内のように、西予市の総合計画の中で示されているものでございまして、ご案内のように総合計画は大きく基本構想と基本計画に分けられておりまして、その中の重要政策、施策の方向を示すものが総合計画であるということをご理解をいただきたいと思います。

政策の第一の目標という、先ほどのご質問の中にごございました第一目標と優先度の設定でございますが、私たちを取り巻く社会情勢は日々変化をいたしておりますので、そのときの社会の流れにマッチした政策課題を取り上げていきたいと考えております。

例えば、一昨年のごみ減量化運動など、市民の

皆様の関心が集まる課題こそが時流にマッチした課題だというふうに考えております。

ご質問のございました限界集落につきましては、市民の皆さんの大変関心の高い問題だというふうに考えております。先ほど市長が答弁いたしましたように、引き続き継続的に取り組みを進めたいということでもございました。さらに、昨日市長の所信表明で述べられましたように、地域に人が住み続けられる仕組み、さらに第1次産業で生活できる収入が見込まれるような仕組み、対策を今後本格的に取り組む姿勢が強調されたわけですが、これが具体的な目標を示されたものではないかと、このように考えておるわけであり

ます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 元親孝志君。

10番元親孝志君 それでは、集落支援員制度につきまして、再質問させていただきたいと思

います。

実は私この質問書を出した後で、東京でこれについてのフォーラムがあるということを知りまして、申し込みまして先週の土日で行って帰りました。

そこには全国から約400名の方が集まっておられました。そこで、私幾つかの点を感じ取りましたので、そのことをまずちょっと報告をさせていただきますと思いますが、本来この集落支援員制度とか過疎問題というのは、これ地方の問題であるにもかかわらず、なぜ中央の東京でこれだけ熱気に満ちた議論がなされておるのか大変不思議に感じたわけですけれども、結果的には今の情報化社会の中でも、中央に行かなければ真の情報は得られないというのが、これ現実かなということを実感いたしました。これは何を言いたいかといいますと、先ほども出ておりましたが、西予市の中で今職員の研修費、財政の事情もあって大変厳しくなっております。しかし、それは財政事情はわかりますけれども、やはり今こういう時代であればこそ、職員は積極的にみずから問題意識を持ってこういった研修をしていただきたい。その予算化を当然市はしていただきたい、そのことについて1点お伺いしたいと思います。

それから2点目ですが、今回のフォーラムの中

で山口県の元町長って言われた吉本町長でしたが、非常に参考になる話をされておりましたが、その中でその町長が言われた話は、今回の平成の大合併というものについて、全国の自治体のアンケートからもわかるように、この平成の大合併は平成の大失敗だというふうに言われておりました。幾分うなずけるわけですが、それとあわせて、それはなぜそういうことが言えるかという話をされました。それは合併をして町は大変大きくなった。その結果今何が起きているか。大きな町は今面倒くさいことはやらなくなったと。なぜやらないかって聞いてみると予算がないって言う。結局予算がないという理由でやらないことを今正当化していると、これじゃあ合併後の町がよくなるはずがないというふうなことを言われました。

それからもう一点は、今の自治体は非常に慎重過ぎると。石橋をたたいてたたいて、たたいてしか渡らない。渡るときには石橋は崩れておるんじゃないかというふうな話までされましたが、やはり行政もこういう非常事態の中ではある程度の見切り発車も要るんじゃないかというふうな話もされまして、私も非常にうなずいて帰ってきたところでございます。

それと、今回の私の研修の中で思ったことは、今全国的に今の過疎問題の取り扱い、非常に活発になされておりまして。その一つが今回私が研修しました中山間地域フォーラムという、これ非常に構成メンバー立派でございます。それからまた、三好市長も参画をされておりまして、全国水源の里連絡協議会、これも非常にいいメンバーで構成されておりまして。それから、今回気がつきまして、ここは既に15年間集落支援員を全国に派遣いたしております。その数今400人とされておりまして、こういったすばらしい活動が全国にあるわけですから、積極的にこの情報収集を私は急いでいただきたい。そして、先般も実際に現地で働いておるボランティアの若者が自分たちの体験報告をされておりまして、まだまだこの集落支援員制度には多くの課題もあるなというふうに感じてまいりました。ですから、積極的な情報収集を急いでいただきたいということがあります。

それから、3点目か4点目かになりますけども、もう一つ、西予市の中に産業創出課がありま

す。これは三好市長が先ほども言われましたが、産業創出課が目指す最後の目的っていうのは、雇用創出であろうというふうに思います。

今まで雇用創出というのは、産業があって雇用という形であったわけですが、今回のような集落支援員制度のように非産業部門で雇用が発生するという新しい社会が今始まろうといたしております。

ですから、私はこの厳しい時代の中で、先ほど全国で市長が1万2,000人程度と言われましたが、もう少し私は思い切って西予市も独自に30人、50人ぐらい西予市の中で採用するぐらいな意気込みで、雇用を兼ねた取り組みもされてはどうかというふうに思いますので、その点についてお伺いをしたいと思います。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、元親議員の再質問についての数点についてお答えをさせていただきます。

最初は集落支援員の関係で、職員等々もそういういろいろな勉強会に参加するような経費等々も含めて予算化をしたらどうだろうかということと言われましたが、既に私どももそういうことを含めて職員の研修、予算化をしておるつもりであります。

職員の中もそういう研究グループをつくられて、そういうことを積極的に私どもに提案をして、研修に行きたいというグループがあるものについては出しております。そういうグループがそういう勉強をされて実際おられます。そういう有能なグループがあるということもご認識をいただきたいと、このように思うわけでございます。

次に、自治体のそれぞれの考え方があろうと思いますが、平成の大合併の問題について山口のある町長さんをご発言されたことについては、そういう考えもあるんだろうと思いますが、全国町村会の考え方は、この合併に対して反対的な考え方が非常に強い色彩を持っておられるので、その町長はそういう関係の中のご発言だったんではなかろうかと、このように推察するわけですが、私ども西予市においては、この5つの町が西予市をつくって5年をもうすぐ終わって6年目に入ります。そういう中で、私どもがやはりやるべきことは、慎重だけではなしに大胆にやっていく

必要があるということで、いろいろ今までもやらせてきていただいたところでありまして、昨日も私の所信の中でもちょっと触れましたけれども、投資的経費については愛媛の中で率として1番、四国の中で2番、3番ぐらいの市としてやっておるわけでありまして、これはほかから見たら何だろかなと思われるぐらいだと思っておりますが、積極的に投資もしておることもご理解をいただきたいと思っております。

また、情報の収集でございますが、私も今ご紹介いただきましたが全国水源の里の協議会に入らせていただいて、積極的に勉強をしておりますし、愛媛県においては過疎地域自立促進協議会の会長職におります。4月18日には総決起大会を愛媛県と私どもの過疎地域自立促進協議会でやらさせていただきます予定にしております。

そういうことを含めて、いろいろな点で私どもはそういうことや、あるいは全国のそういう過疎の連盟等も通じまして情報を収集しながら今後もやっていこうと、このように思っております。

次に、産業創出の関係でございますが、確かに産業分野の新しい雇用という意味で集落支援員制度っていうのはおもしろいとこだと思っております、ご指摘のとおりだと思います。今はモデルとして、5モデル地区という5人ぐらいに思っておりますが、これはふやしていこうと思っておりますので、今のお考えについては賛同をいたしますが、ニーズ的にはちょっと今まだどれくらいになるのかっていうのはまだ考えられておるところではありません。今後の次第によって、そういう発想もあるのかなと思っております。

以上でございます。

議長 元親孝志君。

10番元親孝志君 それから、もう一点ですが、特色あるまちづくりについてお伺いしたいと思いますが、その前に、今市長の答弁の中で行政はいろいろやっているんだという話をされました。それはもう私も十分認めております。むしろ今行政がされておることを見たときに、我々議会がやがてついていけなくなりますよということを我々議会の中で言っています。もう行政は行政評価システムの導入、公会計の導入、あらゆる分野

において時代の先を今西予市は行かれております。これは本当に我々私ども議会として尊敬いたしておりますし、むしろ我々が一つの危機感を持って、我々もしっかりついていかないと行政と相当の差ができてくるときがそう遠からず来るよという話を今いたしております。

そういう中で、今私どもが非常に残念なのは、行政がいろんなことをやられてるんだけど、どこで、何を、どうやられてるかっていうのが議会に全くわからない。当然議会がわからないわけですから、市民の皆さんがおおよそわかるわけないと思うんですね。今言われたいいことをたくさんやられてる、それはどこの部、どこの課でこういったことをやってますよというようなことを、やっぱり適当な時期に、適当なご報告をいただければ、我々としても相談もできますし、またお互いのコミュニケーションもとれるんじゃないかということで、我々議会の不満とすればちょっと情報公開が少ないんじゃないかという、それは私の努力が足りない面も踏まえて、そういう印象を受けておりますので、今後よろしければまたそういうことに気を使っていただければというふうに思っております。

本題の特色あるまちづくりについてお伺いしたいと思いますが、実は今世界経済、大変なことになっております。そういう中で、今一人一人が何やっているかということ、自己防衛という形に走っております。これはどういうことかと言いますと、それぞれがこの不況の中で自分をどう守るか。そのためには、ぜいたくを抑えよう、消費を抑えよう、そういった動きが今起こっております。その結果として、けさも出ておりましたアメリカの車も売り上げが四十数%落ちてるとか、トヨタも60%ぐらい生産調整するとか、とにかく物が売れないという時期に今来ております。これはどういうことかということなんですが、一人一人が自分を守るために質素節約をやる、これは正しいんですね。ところが、これを日本じゅうみんながそうしたらどうなるかということなんですが、そうすると物が売れない、売れなければ会社は経営できない、リストラしなければいけない、倒産しなければいけない、こういう負の連鎖が今起ころうといたしております。これを経済学でこういんですが、一つ一つは正しいと。しかし、その合計、総和は正しくない。これを合成の

誤謬というらしいんですけども、今まさに世の中、合成の誤謬に向かっておるとい一つの危機感があります。

そこで、私は提案ですけども、一つ一つは正しい、しかし全体は今正しくないという方向に行っており、これを一人一人は正しい、そして全体も正しいというふうにするにはどうしたらいいかということなんですが、今個人はもう恐怖で借金できません。であれば、全体で借金するしかないと思うんです。それはどういうことかと言いますと、財政出動だというふうに思っております。国や自治体がもう今個人にかわって借金をして事業をやらなければ、景気はよくなるんじゃないかということで、西予市もこれから近未来いろんな事業を予定されておりますが、ことし、来年が非常に厳しいと思えます、経済。だったら、それを前倒しで、今言う特色のある町として3年分を前倒してとにかく一気にやって、この不景気を乗り切るといふような思い切った施策というものが西予市としてとれないものなのではないでしょうか、そのことをお伺いしたいと思います。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、元親議員の再々質問についてお答えをさせていただきますが、経済っていうのは本當動いておりました、経済は心理学だと言われますが、人の心に動くもんだと私は思っておりますから、その経済の心を、人の心をどう上げることによって、経済は浮揚することに係ってくるんだと、このように思うわけですが、合成の誤謬ということもなかなかいい言葉をお聞きしたので今後利用させていただきたいと、このように思うわけでございます。

それはさておきまして、全体として借金をするという考え方っていうのは、これは私は西予市というレベルで考えますと、借金がふえ過ぎますと大変な後に禍根を残すこととなります、後世にです。そういうことに、借金の限定的なところを踏まえながら私どもはやっていきたいと思えますし、特に西予市の場合は過疎債、辺地債、合併特例債等々、有利起債を使っておりますので、現実にある借金額の半分ぐらいが事実上の借金だという認識であっていただいてよろしいのではないかと、このように思っておりますのでございます

が、今度の当初予算等々にも昨日ご提案を申し上げましたように、緊急出動として財政出動はさせていただくようにさせていただいております。ご案内のとおり、プラスアルファとしてことしは5億円緊急出動としてやらさせていただきました。2年間で10億円ぐらいの前倒しを一つの予算のプラスアルファとして今回入れさせていただいておりますのでございまして、先般の2月16日の臨時議会で議決をいただきましたとおり、臨時交付金7億円を使って8億円の事業をあわせてやりますと、西予市は相当の緊急出動をやっておるんだという認識もいただきたいと、このように思う次第でございます。

以上、答弁にさせていただきます。

議長 暫時休憩をいたします。(休憩 午前10時31分)

議長 再開をいたします。(再開 午前10時44分)

次に、7番松山清君。

7番松山清君 平成21年第1回定例議会におきまして質問の機会を得ましたので、通告に基づき質問いたします。

私は11年前に、宇和町を南予の中心として発展させたいという思いを抱き町議会議員になりました。その後、5町が合併して西予市が誕生し、今は西予市が南予でどのような役割を果たしているのか、南予の中でどう将来に向かって歩いていくべきなのかを考えなければならないと思っております。

西予市は南予の中心部にあるため、どの市や町に行くのにも交通が一番便利なところに位置しており、かつ中心部に十分活用できる土地が残されております。地の利のよい西予市からは、転勤があっても南予一円が通勤範囲として考えられたり、今後流通の中心としての役割を果たしていくことが期待されます。郵便事業会社の配送センターなど、企業やメーカーの営業拠点、配送センターなどの集積、集約の可能性も高いと思われま

す。しかし、そうは言うものの、時代の変化の中で3世代が同居している世帯が減少し、西予市のような地方でも核家族化が進み、過疎化、超少子・高齢化も想像を超えるようなスピードで押し寄せ

てまいりました。そして、限界集落問題は避けて通れない課題となっているのが今の現実であります。

このような中で、昨日の市長の所信表明にもあったように、西予市は合併後5年である程度の合併の成果を上げてきたものと認められるところがあります。合併協議会の決定事項に基づき、見渡してみますと、まちづくりもそれぞれの町で独自の事業が展開されてまいりました。それでも問題点もまだまだ山積していると言えます。それは今後我々も神経を研ぎ澄まして解決していかなければならないことも多く、西予市の合併後、一番最初の時期、このまちづくりを担ったもののターニングポイントに差しかかっているとある意味言えるのであります。

財政の厳しさも、100年に一度と言われる金融危機のためにさらに一層拍車がかかっております。そこで、今後取り組むべき課題3点について質問をさせていただきます。

まず初めに、西予市立宇和病院の医療体制の充実について伺います。

西予市立宇和病院に行ってみると、最近外来患者の激減を感じます。このままでは経営が継続できるのか不安になってきます。宇和病院が今後地域にとって必要であるという以上は、地域の住民や特に行政関係職員などは率先して宇和病院を利用していくべきであります。しかし、宇和病院へ患者が行かない理由の一つとして、以前から待ち時間の問題がありますが、予約制の導入など、その解決策のPRなども積極的に言い、イメージ改善を図る必要があると思います。

また、国の方針で電子カルテの導入なども示されていますが、これらの機会を利用して待ち時間の改善を図っていただきたいと痛感します。電子カルテについては、これまで何度も指摘されていることであり、待ち時間の短縮を図る一つのファクターであると思います。

宇和病院では、現在の病院が建てられる旧宇和病院の時代から、カルテをまとめて人の手で診察窓口まで運んでいました。そして、診察が終わって数分から十数分、診察室の前にカルテが置いたままになっているのですが、それを集めに回って事務窓口まで返ってきて、やっと処方せん発行の手順へ回されたり、会計の計算が始まったりするのです。その間、患者はいらいらしながら、そし

て次は自分の番か、次は自分の番かと思いながら長い時間をあの入り口付近で費やすこととなります。これは電子カルテの導入により解決できる問題だと思います。ほかに待ち時間に関して検討すべき課題があるのは承知していますが、一つずつでも前向きに取り組んでほしいと思うのです。

また、人間ドックなどについてももっと積極的に対応できるよう、また市民が市外の病院で人間ドックを受けるなどということがなくなるよう、医療体制の整備が望まれるところであります。

それもさることながら、宇和病院も全国の公立病院と同じく、医師不足により診療科目の削減や所属医師の過重労働、診療報酬の低下が大きな問題となっており、その対策が喫緊の課題となっていることは周知の事実です。特に、医師の数を確保するということが、経営改善にも大きくかわることから、そこに重点を置いた対策に取り組まなければならないというのは、だれもが指摘するところです。

西予市内には開業医は多いのですが、入院施設まである病院は極めて少なく、入院の必要な治療や手術などの場合は西予市民は宇和病院を頼らなければならないという現実があります。また、開業医の中にも宇和病院が必要かつ重要な役割を果たしていると認識している医師は多く、また宇和病院の経営改善のために協力するという話も私は聞いております。このような現状を打開するためには、医師を確保するための抜本的な対策を講じていくべきではないかと考えます。

昨日、宇和病院の医師が来年度から1名増員になるという話も市長からお聞きしましたが、さらに医師会にも積極的に働きかける必要があるだろうし、また診療所の体制も見直し、外来を市内の開業医や診療所の医師に担当してもらい、宇和病院勤務医の入院、外来の診察のバランスをとっていくようにしていくべきではないでしょうか。

今回提案されている予算を見ましても、診療所においては診療収入の減少や一般会計からの繰り入れが増加している傾向が見られ、生活福祉部長の議案説明でも、診療所へかかる患者の数が減少しているとの心配の説明もございました。昨日いただいた西予市立病院及び国保診療所将来構想策定業務報告書にも、順次統合病院に医療資源を集約させていくことが望ましいという方針が示されており、今後は診療所の診察時間など調整

し、宇和病院の外来をサポートするという可能性も考えていかなければならないと思われます。また、手術などについても、開業医が宇和病院でできるようにして、かつ経営改善につなげるということも考えていくべきではないでしょうか。

今後の宇和病院に位置づけられる役割について、また継続に当たっての市内の開業医の意識について調査し、協力できるところは協力していただくなどの方針を市として示していくべきではないかと思えます。そのような新しい方向性もあわせて考えていかないと、今のままでは患者離れがますます加速し、経営危機に陥ることも心配されます。今後は宇和病院単独でなく、市内の開業医とのコラボレーションも模索しながら、地域の中で果たしていく役割を検討し、市民の期待にこたえられるような病院となってほしいものです。

西予市版病院改革プランが昨日私ども議会に報告されたわけですが、その中でも病院の再編、ネットワークについてが指摘されており、地域開業医と連携した外来機能を担う必要があると検討委員会から答申されており、西予市の医療体制の中で重要なことであると再認識したわけであります。理事者の考えをお伺いいたします。

次に、行政区の見直しについて伺います。

西予市も合併して5年を経過しようとしていますが、行政区については合併からの枠組みもそのまま踏襲しており、少子化や過疎化の影響を受け、区民の減少や区の役員のみならず、問題を抱える区、地域が増大しております。特に高齢者ばかりの地区も限界集落の増加とともに多く見受けられており、これからの地域のあり方、行政区の枠組みが今のままでよいのかなど、見直す時期が目前の課題であると言えます。また、西予市での行政区のあるべき姿への指導や計画などが消極的であると思われるため、市民においてもさまざまな不平不満はあるものの、今後どうしていくかなどの議論も少しずつ起こってきているのが現実であるかと思えます。

そこで、今後5年ぐらいをかけて統合すべき地域や統合を分割すべき地域は細分化を検討していくべきだと思いますが、理事者のお考えをお聞かせ願います。

最後に、庁舎駐車場の管理について伺います。

庁舎の周りには恵まれた広い土地がありますが、今後新庁舎建設や来庁者の増加などにより、

手狭になってくることも推定されます。文化会館裏の大駐車場にしても、西予市が多額の賃借料を支払って民間から借り上げているところもあるため、その認識を忘れず、有効に利用していかなければならないと思います。

私が問題だと思うのは、西予市役所への来庁者や職員、公用車などの駐車以外に、私的目的で朝から晩まで駐車している車が多いことでもあります。これは駐車場の管理が開放型であるため、夜の閉鎖のみしかできないことにあります。そのため、本来利用してもらうべき来庁者の駐車スペースが庁舎から随分遠くにしかないとか、極端に少なくなってしまうことです。あるときは、駐車場を探して庁舎の周りをうろろしている車を見かけることも結構あります。駐車場を管理するということになる则有料化などという手法もありますが、西予市においてはそこまですることではなく、しっかりとあるべき姿として有効に利用できる駐車場であるべきだと思います。

今後、新庁舎においても広い駐車スペースは確保されていますが、その利用の仕方次第では一日じゅう、あるいは毎日動かない車が一番庁舎に近い、本当は来庁者が利用したい場所にとまったままなどという事態も想定できます。これらは西予市職員以外の周辺部の一般企業や店舗に勤めている人の駐車場として利用されていることにも起因していると考えられます。

一つうまく管理ができている駐車場の例として、道後温泉本館の駐車場があります。私は道後温泉本館のファンでよく温泉に行くのですが、それに隣接する市営駐車場は1時間まで無料です。駐車場に入るとき受け取る駐車券を入浴後に本館に設置してある小さな機械に差し込むと1時間無料の措置が講じられます。それ以上とめる場合は追加料金を精算機に入れなければなりません。

西予市の場合、来庁者についてはそのような無料の措置ができるのが望ましく、また会議などの場合は無料となる券を配るなど、駐車場の管理についてはさまざまなやり方が考えられると思います。現状は改善すべきであると思います。新庁舎の駐車場の管理についてどう予定しているのか伺います。また、自由にだれでも駐車できるオープンな状態ではなく、来庁者や職員、関係者と、西予市には関係のない自己都合の通勤や個人目的で長時間駐車場を占有する人などとは区別して管理

していくべきだと思いますが、理事者の考えをお伺いいたします。

以上で質問を終わります。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、松山議員の質問にお答えをさせていただきます。

宇和病院の医療体制につきましては、先ほどの小野議員の質問でも医師確保や医療体制につきまして現状のお答えをいたしました。宇和病院に限らず、今全国の自治体病院において医師不足と経営の悪化が表面化しております。これは行政改革の名のもとで行われた社会保障費の削減など、国の政策転換だと言われております。このことは最近になって見直しが具体化され始めました。愛媛大学医学部では、21年度から地域医療に携わる専門医師を育てるために10名の入学枠を新たに設け、地域医療学講座が開設されました。この地域医療学には先ほど言いましたように野村病院におられます川本先生が教授として行っていただくこととなります。22年度からは臨床研修医制度も見直されるようでありまして、都市と地方の医師偏在を解消しようとしています。また、総務省でも過疎地の中核病院の経営を支援するため、交付税などにより財政支援が予定されているところであります。しかし、公立病院だからといって旧態依然とした公共性だけを主張するのではなく、新たな医療の質や透明性、さらには効率性が求められていることも十分自覚しなければなりません。

また、基本的な西予市の医療体制については、先日公立病院のあり方検討委員会からも答申をいただき、当面2つの病院機能を分担しながら維持するようご意見をいただいております。これらを受けて、平成21年度中には市民の皆さんのご意見をお聞きするとともに、議会からのご意見やご提言を承った上で具体的な宇和病院のあり方について方針を決定したいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長 九鬼公営企業部長。

九鬼公営企業部長 それでは、宇和病院についての具体的なご質問にお答えをいたします。

まず、宇和病院の現状を申し上げますと、常勤医師は現在6名であり、救急や100名近い入院患者を診察していくためには大変な過重労働が余儀なくされております。医者は月に10日から15日の宿直が必要でありまして、献身的な医者の方の熱意によってどうにか維持されているというのが状況であります。

そういった中で、予約制度につきましても既に一部取り入れをさせていただいておりますが、初診の外来患者さんで特定の医師を指名される場合にはお待ちをいただく場合があるのも現実であります。また、ありました電子カルテにつきましても、新しい病院を考えたときには当然それらも必要になってくるのではないかと考えております。

また、人間ドックにつきましても、今後積極的な利用促進を図ってまいりたいというふうに思っております。

これらのさまざまな問題の中で一番の解決策は、やはり医師の確保ではないかというふうに考えております。

ご質問のありました地域の開業医や診療所の医師との協力体制についてであります。当然ながら市民の命を守る地域医療には地域の開業医の先生方や医師会との連携協力は不可欠だと考えておりますし、ご質問の診療所や開業医の先生方に宇和病院の施設や設備を開放して地域医療を行うシステム、これは開放型病院オープンシステムを取り入れるということだと思われませんが、その開放型病院になるためには、医師会との契約、院内規定の整備、医師会の5割以上の参加登録、そして2割以上の共同診療の実績など、国の基準を満たし、さらにはその上で愛媛県知事の承認を受ける必要があるようであります。

また、具体的には、開業医の先生からのご紹介で入院をされた患者さんの主治医は、あくまで宇和病院の医師が務めることとなり、開業医の先生と共同で診療を行うこととなるようでありまして、医師同士の意思疎通が今まで以上に重要かと思われま。

今後は宇和病院院内の医局の院長先生を初め、医師のコンセンサスを得た上で、さらには西予市医師会でも十分にご検討をお願いする必要があるのではないかとこのように考えます。

いずれにいたしましても、新しい地域医療のあり方については、今根本的な検討が求められてい

るところであるというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 それでは、行政区の見直しについてのご質問にお答えいたします。

西予市内の行政区につきましては、旧5町それぞれ違いがあり、数世帯の単位の行政区から宇和地区下松葉のような476世帯の行政区までさまざまであります。

議員ご指摘のとおり、過疎化、高齢化とともに区長ほか役員さんのなり手がなくなっております。そういったことで、自治活動を行うことが困難な行政区もあらわれております。

これまでの行政区は、行政情報の周知や行政に対する地域要望の取りまとめなど、行政運営に対して多大の協力をしていただいております。行政区を単位とする住民参加の活動を通じましてコミュニティ意識が醸成され、そして住民福祉が増進されてきたものと思っております。しかし、今後人口減少や高齢化とともに、地域活力の減退や地域コミュニティ意識の希薄化が心配され、大変憂慮すべき事案だと認識している次第であります。

そういう中で、行政区の見直しにつきましては、それぞれの行政区に歴史的な背景があり、慎重な対応が必要かと思っておりますが、限界集落問題とともに、活気ある住みよい地域づくりを推進していくために、今後西予市行政連絡協議会とも十分に協議して進めていきたいと、このように思っております。

次に、庁舎駐車場の管理についてであります。現在庁舎関係駐車場は文化会館前の宇和中央駐車場と文化会館裏の宇和文化会館駐車場、そして庁舎及び中央公民館周りの駐車場がありまして、全体で約440台の駐車台数の確保しております。その中で、庁舎及び中央公民館周りの駐車場につきましては、来庁者専用としておりますが、しかし宇和中央駐車場につきましては、一般公共用に供することを目的といたしました都市計画駐車場であることから、一般開放をしているところであります。ただし、長時間駐車する方や職員につきましては、宇和文化会館駐車場を利用するように指導しておりますが、JR駅前の中心地でこのように無料開放されているところは県下で

もなく、住民の方々はもとより、西予市を訪れる方々からも大変喜ばれているところであります。

現在は西予市宇和中央駐車場につきましては、個人の専用駐車場とならないよう、その対応として開放時間をおくらせたり、そして長時間駐車場する場合またはしている場合には、個別または勤め先に対し宇和文化会館駐車場を開放しているのでそちらにとめるよう指導しておりますが、時間がたちますとまた再びとめる者が出てくる状況であります。

ことしから庁舎建設が始まりますので、来庁者と工事関係者の駐車場をどうするか、また完成後は本庁職員がふえる予定でありますので駐車場が手狭になり、現在のような運用はできなくなるおそれも生じてまいります。こういったことも含めまして、今後庁舎関係駐車場全体をどう運用すべきか、議員提案の機械設置も視野に入れながら現在検討中であります。

以上でございます。

議長 松山清君。

7番松山清君 それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

宇和病院の医療体制について私なりの意見を述べたわけですが、公営企業部長のほうからは概略的な説明はありましたが、そうするのকাশないのか、取り組むのか取り組まないのか、そのあたりが最後の一言が出なかったような気がするので、それをもう一遍改めて聞きたいというふうに思うわけであります。

それじゃあつけ加えて言いますと、私はちょっときのうあのような答申の説明とかこういうような将来業務策定業務の報告書とかがきのう示されるとは思わなかったもので、質問をして今の状況についてお伺いせにゃあいけんと思ったんですが、こういうものがあるならば、もっと早く、例えばきのう示された将来想定業務というのは08年3月にまとめられておって、できたのは10月だということでしたが、そしたら12月の定例議会でも説明できたと思うし、そしたら私がこういう質問をしなくても、もっと具体的なところを考えることができたんじゃないかと、市民の方も宇和病院どうなるんやろうかと思うて不安を持っておられる方も多いんですよ。ですので、こう

いったことをやっておられるんやったら、早く報告が出た段階で示していただきたいというふうに思います。

そして、きのうは政策秘書室のほうから説明があったわけですが、私はこういったことをやるために公営企業部というのができて、病院の問題、医師の問題に取り組んでもらうたと思って認識しとったわけですが、きのう話を聞くところによると、企画調整課の中で今後やっていくんだというような課長のお話がありましたが、そこらあたりは一体どうなっとるのかと、追審体制についてですね。公営企業部は一体どういう役割なのかというようなちょっと疑問を持ちました。それでこの際それについてお聞きしたいのと、今後その宇和病院の見直しといたしますか、建てかえ計画に進んでいくわけですが、その見直しのスケジュールとか方向性、どういうやり方でどういう方針でやっていくのかということも関連してお聞きしたいというふうに思うわけでございます。

そしてあともう一点は、行政区の見直しについて、歴史的な背景があるので行政連絡協議会と歩調を合わせて相談してやっていきたいというようなご答弁でありましたが、その際に住民の意識調査等々がどうなのかと、歴史的背景があるというのは住民が今のままであってほしいと願っているということを言われたんじゃないと思うんですけども、そこらあたりがもういいよという意識なのか、あるいはもう絶対このままじゃないといけないというような意識なのかということもあると思うんで、そこらについては今言われた行政連絡協議会だけではなくて、もっと幅広く意見等々を収集して、慎重にかつ適切にやっていただきたいと思うわけです。

それと、やはりその意見を聞くだけじゃなくて、行政として行政区というのはこうあるべきだとか、今後こうしていきたいとかという理想的なものはある程度お示しをして、それに対してどう思うのかということをやらないと、何か言われたことだけやっていくとか、求めていく目的がなしに、糸の切れたたこみたいにどっか飛んで行くような話ではいけないんで、しっかりとあるべき姿を示した上でどう考えるのかというようなストーリーにすべきじゃないかと私は思うんですが、その点についてどうかお伺いをいたします。

議長 九鬼公営企業部長。

九鬼公営企業部長 それでは、再質問にお答えをいたします。

具体的に取り組むのかどうかというご質問でありましたが、ご案内のように、大変今医師不足というのは異常事態ともいっていい平成18年度からここ21年度にかけての状態でありました。したがって、対費用効果ですとか電子カルテにしてもオープンシステムについても現在の先生方、内部におられる医局の先生方の考え方とか当面必死で現場で取り組んでおられる先生方に対して、新しい取り組みについてはかなりのまた新たなご負担をかけるようなこともあったりしますので、今の時点で市、設置者側として新しいシステムをすぐ取り入れますよというようなご提言はなかなかできにくいのが現状であります。ご指摘のあったものは将来、平成21年度には新しい宇和病院のあり方を各方面で検討していただくという方向になっておりますので、そういった中であわせてそれらも含めて検討をしてみたいというふうに思っておりますので、今ご提案なされたことは確かに必要であるという認識には間違いありませんので、ご理解をいただけたらと思います。

それから、報告書が遅かったんじゃないかということですが、これは昨日もご報告を申し上げましたけれども、小野議員の質問にも市長がお答えましたように、平成18年度、大変病院の問題が出た時点で西予市の医療等問題検討委員会からの答申も受け、さらにこれではいけないということで、専門の機関からも調査をしていただくということでこの報告書が出てまいりました。

そのときにあわせて総務省からの病院改革プランの報告が今年度末求められましたので、ちょうど時期が重なりまして、病院改革プラン検討委員会の中でこの報告書や内部で検討しました答申をあわせて参考資料にさせていただいて、西予市の病院のあり方について答申をいただくということになりましたので、そちらが先般検討委員会が終わって議会の報告をさせていただくという形になりましたので、あわせて議会のほうにもその報告書を参考として使っていただくためにお渡しをしたといたしますが、報告をさせていただいたという経緯でありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。それから、推進体制につきましては市長のほうから答弁をいたしますのでよろしく申し上げます。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、松山議員の推進体制等々について、まずお答えをさせていただきますが、なぜ政策秘書室がその中に主たるものとして加わっておるかといいますと、公営企業局を私どもはつくらせていただいて、やはり企業的な感覚を持って市としてもしっかりしたものを持ってやっていくに当たっては、やはり公営企業部というのをつくるのが大事だということでつくらせていただきましたが、今スタッフとしては部長の以下にスタッフがありません。そういうときに大事な西予市の病院のあり方をやるときに、そのスタッフとして政策秘書室が持って、そこに加わっていくのが大事ではなからうかということで、政策秘書室の政策担当のほうはそのスタッフの中で事務的なまとめをしていくことも今後もやっていこうと、このように思っております。

次に、今後のスケジュール等々につきまして、21年度から始まる、いわゆる4月以降に始める検討委員会の中でどういう目標を持ってどうやって行くかということを検討していきたいということでありまして、まだ答申を受けた段階だけでございますので、まだまだスケジュールを示される段階ではないと、このように思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 松山議員の再質問の行政区の見直しについてであります。その中で住民に幅広く意見を聞くような意識調査をしたらどうかというようなことと、またあるいは理想的な行政区をするにはどのような姿がいいのか、そういったことを主導すべきではないかというご質問でありましたが、実はこういった町内会という組織につきましては、市長の権限で下部組織を組み込むということができないといったような一つの自治法的なものがあります。それを強制的な主導を行いますと、法に抵触するおそれもありますので、やはりまずもって代表区長さん方の会議において、まずそこに諮っていきながら、そして代表区長さんの意見を聞きながら進めていくことが大事であろうと、私はこのように思っております。

議長 松山清君。

7番松山清君 関連してもう一点だけお伺いさせていただきますと思います。

今の市長の推進体制の件なんです。私公営企業部というのはできたときからこの組織で本当にやれるんだらうかという疑問を持ってました。というのは、今度病院も政策秘書室がやると思いますけど、政策秘書室は新庁舎の建設で割と手いっぱいやるとるんじゃないかなというような気がしてまして、我々に病院の情報の問題が来なかったのもそういうところに原因があるんじゃないかというような私なりの感想を持っています。

それで、公営企業部長の下には上下水道課がありますけども、上下水道課も産業建設部の下にもあるし、組織的に公営企業部の下に政策秘書室があるわけではなくて、政策秘書室はあくまでも企画調整課の下にあります。そういう中で、やはり組織としては、そういう業務の流れがスムーズにいくような組織にするのか、あるいは前回私一般質問で言いましたけれども、マトリックス的なそういうプロジェクトチームみたいな形でやるのか、そういうことをきちっとやるほうが業務がきちっと進むだろうし、また私たちも聞くのに政策秘書室長に聞いたらいいのか公営企業部長に聞いたらいいのか、だれにどういうふうに意見を言ったらいいのか、そういうこともあるかと思えます。ですから、あるべき姿というのがどういう推進体制がいいのか、私はそこところは今の公営企業部というあり方についてちょっと中途半端な感じがするんですけども、そこは市長の考えいかがでしょう。

議長 三好市長。

三好市長 この公営企業部のあり方についてありますが、まず昨年7月に発足をさせていただいて新たなスタートをとっております。ありますが、まだまだ組織としての十分機能がしてないというご指摘に対しては、確かにそのとおりだと思います。ただ、先ほど言いましたとおり、やはり公営企業会計の部分は、独立してしっかりした体制づくりをとっていくというのは基本として持っておかなくてはならないというのは先ほど言ったとおりであります。

もう一つ、政策秘書室というのは、政策というのを今後重要な役割を担うということで私は政策

秘書室をつくらせていただいております。これは確かに企画部門の下に形は存在いたしますけれども、政策という一つの流れの中で、縦横無尽にいろいろなところへ入っていくというのが政策担当だと思っておりますので、ただその下に組織にある縦だけでやるのではなしに、横の流れをしっかりとつかまえていって、施策をつくっていくという意味で政策秘書室をつくっておるわけでありまして、それが現実的になるうとしたときに、例えば庁舎建設の問題をとらえますと、今までは政策秘書室にこの3月末まではやりますけれども、もう具体的に動きますと新たに庁舎の推進室をつくってそこへやらせて建設部門に行きます。だから、企画段階と施策段階と現実に動く段階とは違うわけでありまして、その段階では施策というものは縦横無尽でやっていけるようなことを今後もしていきたい、そういう発想で政策秘書室をつくっておることもご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長 次に、2番二宮一朗君。

2番二宮一朗君 公明党の二宮一朗でございます。

議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

昨年来の100年に一度と言われる未曾有の経済危機の中、自民党、公明党の政府・与党が策定した総額75兆円の経済対策の中の一つであります第2次補正予算が去る1月27日に成立をいたしました。その後、民主党を中心とした野党の皆さんの政局絡みや、庶民の痛みを感じていない国民不在とも思われるような国会での議論の中で大変待ちぼうけをさせられておりました。第2次補正予算関連法案が昨日、3月4日ようやく成立をいたしました。この第2次補正予算は今まで経験したことのない大不況を乗り切り、国民の皆様希望と勇気を与え、日本再生のきっかけづくりのために来年度予算と合わせて切れ目なく執行していくことが求められている性質のものだと思っております。

昨日のニュースでは、早速この定額給付金をきょうから現金支給を行うという青森県の自治体が紹介をされており、また県内では上島町が今月中

に支給を予定されている報道がございました。それぞれの自治体が全国で住民の皆さんの窮状を的確に認識をされて、一日でも早く支給したいというこの行政の思いは必ず住民の皆さんに届くと思えますし、頑張ろうという今後の意欲につながるものだと思っております。これこそが今回の定額給付金の役割であり、第2次補正予算の役割だと思っております。

そこで、私は今回の第2次補正予算に対しての西予市の対応について何点かお伺いをいたします。

まず最初に、今回の第2次補正予算の西予市への配分としてどれくらいの財源が入ってくるようになるのでしょうか。

また、今回の予算の中には交付金や給付金、手当や基金などもあると思えますが、項目ごとにお示しをください。そして、西予市への経済効果についての所見があればお伺いをしたいと思っております。

2番目に、定額給付金についてお伺いをいたします。

定額給付金については、12月の一般質問でも申しましたが、支給を待たれている市民の皆さんの声を数多くお聞きをしております。三好市長は昨日の協議会の中で、国会の状況を見ながら対応する旨のご発言があり、今会期中にも上程される認識を持っております。そこで、申請から支給に向けての具体的なスケジュールをお示しをください。また、支給方法や給付事務、配送業務、申請作業の中での雇用の創出などのお考えがあればお示しをください。そして、高齢者世帯やひとり暮らしの高齢者などの申請漏れなどへの対応の方法とか、何か考慮をされているのでしょうか。そして、全国で次々と言われておりますプレミアム商品券について、昨日の愛媛新聞の記事によると西予市も検討中とありましたが、その現在の進捗状況と考え方を伺いいたします。

3点目に、婦人健診臨時交付金についてお伺いをいたします。

婦人健診の14回無料化につきましては、12月議会で答弁をいただいたとおり、昨日ご説明いただきました当初予算に入っており大変うれしく思っております。しかし、今回の対応は愛媛県が2010年までの基金を新設した時限的な措置であります。西予市において、将来的にこの14回

無料化を継続していくお考えがあるのかどうか、またその必要性の認識についてお考えをお示しをください。

4点目に、介護従事者処遇改善臨時交付金についてお伺いをいたします。

この交付金につきましては、介護保険料上昇の激変緩和とともに、介護従事者の処遇改善が主な目的だと理解をしております。通告しております基金の創設の件につきましては、昨日の提案理由の説明を受けましたので理解をいたしておりますけれども、処遇改善については介護従事者の皆さんも期待を寄せておられます。そこで、行政として介護従事者の皆さんの処遇改善につながっていくような今後の指導監督の強化についてのお考えをお示しください。

最後に、子育て応援特別手当についてお伺いをいたします。

子育て応援特別手当は、今年度の緊急措置として幼児教育期の平成14年4月2日から平成17年4月1日までにお生まれになった第2子以降の子供さん1人当たりについて3万6,000円が支給をされるものですが、新年度を控えているご家庭は決して少なくないと思っております。西予市においての支給対象者の数と支給総額をお示しください。また、対象者へのお知らせの方法や申請から給付までの流れと支給できる時期がいつになるのかをお示しいただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 それでは、国の第2次補正予算が西予市には幾ら配分があるのか、また西予市における経済効果についてのお答えをいたします。

西予市に係る国の第2次補正予算の項目と配分についてであります。まず西予市に係るその種類につきましては、定額給付金、地域活性化・生活対策臨時交付金、子育て応援特別手当、介護従事者処遇改善臨時特例交付金、緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生特別交付金、妊婦健康診査臨時特例交付金、地方消費者行政活性化交付金の8項目を想定しております。

それらの西予市への配分につきましては、定額給付金を7億3,736万2,000円、地域活性化対策臨時交付金を7億139万5,000円、そして子育て応援特別手当を2,144万4,000円、介護従事者処遇改善臨時特例交付金を3,180万9,000円、緊急雇用創出事業を1,387万円、ふるさと雇用再生特別交付金を1,662万7,000円、妊婦健康診査臨時特例交付金を1,764万円、地方消費者行政活性化交付金を63万円、合わせて合計15億4,077万7,000円を見込んでおります。

定額給付金、地域活性化・生活対策臨時交付金、子育て応援特別手当、そして介護従事者処遇改善臨時特例交付金と緊急雇用創出事業の一部につきましては、平成20年度に予算計上をし、そして緊急雇用創出事業の一部とふるさと雇用再生特別交付金、妊婦健康診査臨時特例交付金、そして地方消費者行政活性化交付金につきましては、平成21年度当初予算に計上しております。

西予市への経済効果についてであります。地域活性化・生活対策臨時交付金につきましては7億39万5,000円を見込んでおりますが、総事業費は約8億5,400万円を予定しております。そのうち、市内業者では対応が難しい事業を約2億円と見込んでみますと、他の交付金につきましてはすべて西予市民が対象でございますので、約14億9,300万円以上の経済効果があるものと思っております。

次に、定額給付金についてであります。景気後退のもとでの住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うとともに地域の経済対策に資することを目的としておりますが、その概要は、平成21年2月1日の基準日において西予市に住民登録されている外国人を含むすべての人に対し、1人につき1万2,000円を支給するものでありまして、65歳以上及び18歳以下の人については8,000円を加算いたしまして給付するものであります。事業の実施につきましては、国会で財源関連法案が可決しましたので、今会期中に補正予算を議会に提出いたしまして審議、可決していただいてから給付事務をスタートしたいと考えております。

定額給付金に関する質問の1点目の給付時期及び支給方法につきましては、シミュレーションでは事務がスタートしてからおおむね30日後に申

請書兼請求書を発送する予定で、同日から受け付けを開始し、支払いは事務が整い次第順次行っていく予定であります。給付金の支払いにつきましては、世帯主の本人名義口座への振り込みを原則に考えております。口座を開設できない人や持っていない人など振り込みが困難な方には、本庁舎内の指定金融機関及び各総合支所出納係の窓口で現金により支払いする予定であります。

次に、2点目の雇用の創出につきましては、申請受給者数が外国人を含めまして約1万9,000人になり、その給付台帳の作成、申請書等の郵送、受け付け、要件の確認等の膨大な事務量が見込まれることから、現状の職員体制では対応が非常に困難なため、事務補助員を本庁2名、各総合支所1名の合計6名の臨時雇用を考えております。

次に、3点目のプレミアム商品券と地域経済のための取り組みにつきましては、現在プレミアムつき商品券の発行について西予市商工会と協議中でございます。定額給付金の経済効果は、国の試算では支給額の約4割が消費に回ると想定しておりますので、これを契機に地域経済が浮揚することを強く望んでいるところであります。

4点目の独居老人などの申請漏れへの対応につきましては、給付台帳の徹底管理により未申請者を常時把握しまして適宜申請の広報活動を行いますとともに、独居老人等で本人申請が困難な人に対しましては関係機関などに依頼をしまして、そして代理による申請、受給を促したいと考えております。

以上でございます。

議長 炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 3点目の質問であります妊婦健診取り組み状況、交付金額の見込みについてお答えをいたします。

取り組み状況ではありますが、妊婦健診助成について県下統一した方向で協議が進められているところであります。対象者に健診助成券を作成し配布するよう準備を進めておりますが、配布時期が5月上旬となるため、3月中に4月1日から実施する妊婦健診助成の説明文書を個別に通知いたします。

歳入予算につきましては、県補助金1回当たり

7,000円、人数280人、9回分の2分の1に当たる882万円を計上しております。

現在、単価につきましては、県、市町とで協議が進められているところであり、決まり次第統一した単価での対応となりますので、補正が必要になるかと考えております。なお、県下統一の利点といたしまして、県一括の委託契約ができますので、県内どこでも受診ができるという利便性があります。

次に、将来の14回無料化の認識についてありますが、国庫補助地方財政措置は2010年までで時限措置であります。この助成措置は、生活対策の一環として打ち出されたものであるとの認識をしております。この公費助成は、妊婦の受診奨励の取り組みの推進や経済的負担の軽減になりますので、国に対して引き続き助成措置を要望する次第であります。

次に、介護従事者処遇改善臨時交付金についてお答えをいたします。

第1点目の第1号被保険者の保険料分については、市は基金を創設する必要があるが、それに伴って条例制定の時期とその進捗状況との基金規模についてでございますが、条例制定については、この交付金は平成20年度で予算措置されますので、基金も年度内に造成するよう国からの指示により今回の議会に介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定を提案させていただいております。

進捗状況につきましては、国においては交付金の内示額が決定した趣旨の連絡を県から受けておりますので、規模につきましては国から示された算定シートにより計算し、今回の介護従事者に対する報酬改定に伴う保険料影響分として、平成21年度は全額、22年度は半額の計2,867万4,264円、周知等の経費として313万4,800円、合計で3,180万9,064円を予定いたしております。

第2点目の介護保険料見直しによる介護保険料の改定等に対し、どの程度介護保険料アップの抑制につながるのかでございますが、この特例交付金が交付されなかった場合、介護保険施行令第38条に規定する介護料率の算定に関する基準である介護料の段階を6段階として設定していますが、第4段階、本人が市民税非課税で世帯員が課税の場合の基準月額が4,158円で、交付金措置されるために4,100円となり、58円の保

険料の抑制につながるようになります。

第3点目のプラス3%がきちんと介護従事者の処遇改善につながるような指導、監査の強化についての考えをという質問でございますが、報酬改定が介護従事者の処遇改善に反映されているかについては、検証する機関としては国の社会保障審議会介護給付費分科会に調査実施委員会を設置することで検討がされております。その中で、介護従事者処遇状況調査等の実施が予定されております。主な調査内容につきましては、介護従事者の改定前、改定後の賃金の状況、各施設、事業所ごとの介護従事者への就業形態の状況等の調査が予定されております。その結果、介護サービス事業所、施設、都道府県、市町村に周知されることとなっております。その後、市としては、介護サービスの事業所への指導については今後国、県からの関係通知に基づき対応をさせていただきたいと考えております。

次に、子育て応援特別手当についてお答えをさせていただきます。

子育て応援特別手当は、国において平成20年10月30日に決定された生活対策の一環として設けられた手当でございます。議員のご指摘のとおり、多子世帯の幼児教育期の負担に配慮する観点から、平成20年度限りの措置として小学校就学前3年間に該当する子供であって第2子以降の子供に1人当たり3万6,000円が支給されます。

そこで質問の1点目、支給対象数と支給総額でございますが、現時点で560名を対象に総額2,016万円の支給を予定しております。

2点目の対象者の事前の支給案内でございますが、あらかじめ制度の啓発ポスターを市内の児童福祉施設などへ掲出するとともに、対象者全員へ支給のお知らせやチラシ、申請書などを同封したDM、つまり郵便による直送を通じ、支給漏れや円滑な交付手続に万全を期するようしております。

次に、3点目の申請書の交付体制についてでございますが、この手当は定額給付金の場合と状況が異なり、支給対象資格が第2子以降の就学前3年間に該当する子と限定されていることや申請書様式の複雑に加え、受付窓口での対象外世帯からの苦情や専門的な質問が多く寄せられると予測されております。したがって、簡易な書類、

受け付けを超えた専門的な窓口対応が求められると想定されることから、受け付けのたらい回しを回避するため、現時点では専従職員が配置されている本庁社会福祉課、各総合支所保健福祉課での受け付け体制を予定しております。また、不要な混乱が起きないように、指定された受付窓口の周知徹底にも配慮してまいります。なお、公民館や支所での申請あるいは相談に対しましては、受け付けの円滑な窓口誘導依頼について関係職員への働きかけをする予定にしております。また、定額給付金との混同を避けるため、封筒や用紙の色を換え、いたずらな混乱が生じないように工夫させていただきます。

4点目の支給日についてでございますが、議決後、可能な限り迅速な支給に向けての準備を滞りなくしてまいりたいと考えております。

最後に、5点目の相談窓口の設置に関しましてでございますが、これにつきましては3点目の回答部分と重複する部分がございますが、支給件数規模やこの手当がこれまでの児童手当の支給対象と重なるケースが多く、相談窓口としてはこれまでの本庁、各総合支所の担当課において十分に答えられると推測しております。したがって、特にこれ以上の相談窓口を設置することは現時点では考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 二宮一朗君。

2番二宮一朗君 明確なご答弁、大変にありがとうございました。

何点か質問をさせていただきます。

まず、今の炭倉部長のご答弁の中の最後の専門窓口なんですけれども、これは通告をした時期が20日でありまして今回は聞いてなかったわけなんですけれども、タイムラグのある今回の質問でございますので、ちょっと微妙なところがありまして大変失礼をいたしました。

それで、何点かちょっとご質問をさせていただきます。

まず、定額給付金の件なんですけれども、定額給付金は先ほども申しましたような経緯でできた政策だと私自身は認識をしておるんですけれども、今回全国であるように、全国まちまちではありますけれどもいろんな対応がされております。きょう

から申請をされる場所もあれば、支給をされる場所もあればという中で、今のご答弁では今後議決を受けて事務作業をしてということになると、約1カ月以上、1カ月半ぐらい先ですかね、西予市の場合は、そういうふうにはちょっと認識をしておりますけれども。

今回の定額給付金自体が、以前から議論がありますように、私自身も金額的にこれで満足というものでは決してありません。ただ、先ほども申しましたように、国で決まったことを行政がいかに市民、住民の方に伝えていくかという中で、やっぱりスピード感を持ってやるということが僕は大事じゃないかなと。そういう意欲が、行政の意欲が市民の今後のいろんな意欲に、勇気とか希望につながるんじゃないかなという思いがあって質問をさせていただきました。今の手順では、多分今の総務部長のお話が最短だとは思いますが、極力前倒しをぜひお願いしたいなと思っております。

それともう一点、定額給付金の基準日が2月1日というのは存じておりますけれども、全国のニュースを見てましたら、2月1日以降に出生された方も期間中であれば自主財源を使って出そうかなという自治体もあるように聞いておりますけれども、西予市におかれましては何人その後出生されるかわかりませんが、金額的には微々たるものじゃないかなと思うんですが、そういうところもぜひ、半年間ですか、対応の中であればぜひ積極的にやっていただければありがたいなと自身は思っております。

それと、高齢者世帯の対応ですけども、おひとり暮らしとか、今部長が言われました各種機関へお願いして代理申請をされるということでありましたけれども、例えば近隣で伊方町などでは職員の方が休日に独居老人とか高齢者世帯とかというところに訪問をして、直接申請書を説明してそこで書いてもらって受け取って帰るというふうなことを考えておられるというふうなこともお聞きしております。規模が違いますんで一概には言えませんが、例えば代理とかじゃなくて公民館とかへ行って申請を受け付けるとかいろんな方法がまた考えられるんじゃないかなと思いますんで、その地域性もあると思いますが、各総合支所等のお考えの中でまた工夫があればぜひ住民の方に申請漏れがないような方法でよろしくお願いしたいと思っ

ております。

最後に、3点目に介護従事者の処遇改善についてでありますけれども、この介護現場の現状は、重労働や低賃金のために仕事を続けられない介護従事者が少なくありません。過酷な仕事を福祉への情熱を支えに働いてきたものの生計の見通しが立たず退職を余儀なくされ、厚生労働省の調査では2007年度の介護職員の離職率は21.6%、これは全産業平均の15.4%を大きく上回っております。また、平均年収の試算額でも、介護現場のほうは若年齢者が多いということもありますけれども、全産業の男性労働者の約6割程度という結果も、そういう現実もあるということで、今部長のほうからのご答弁ありましたけれども、そういう改善に対してのいろんな調査をされて結果が出ましたら、ぜひひかるべき時期には議会のほうにもご報告をお願いをしたいなと思っておりますし、以前も何かの会議の中でありましたが、特に西予市の場合福祉の施設が多いものですから、それも民営化に向けて今進んでいる中ですが、それも市長が市もかかわっているところだから今後も指導はしていくという、介護施設の件で言われましたので、この処遇改善の件もぜひ指導力を発揮されて、介護従事者の方にいいメリットが贈れるような今回の政策にしていきたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 二宮議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目の、スピード感を持つべきではないかというご質問でありましたが、当然私もそのとおりだと思っております。しかし、これは大変な事務量でございます。申請書の送付やら返送用の書類のチェック、またそういったことやら振り込みの口座の確認、そして関連システム、電算関係の構築、そういったことやとにかく膨大で煩雑な事務が待っております。そういったことで、とにかく間違いのないようにしなければならぬ。それがまず1点目であります。

そういったことや、また前倒しをしてということでご発言ございましたが、これは私の考えるところによりますと、やはり法案が通らない前に事務を進めるってということはいかがかなと思っており

ます。と申しますのは、今回はきのう法案が通ったわけでありましたが、これが仮に万に一つ否決された場合これはどうなるかと、じゃ今まで事務を進めていたその事務費というものは当然これは西予市がかぶらざるを得ない、そういった危険性もあります。そういったことで、とにかく法案が通って迅速に事務を進めていく、これが一番大事じゃなかろうかと、このように思っております。

それから、2点目の自主財源につきましては、これは市長がお答えになるかと思えます。

それから、3点目の職員が直接出向いて申請書を受け取ったらどうかというご質問でございますが、これにつきましては、先ほども公民館等に出向いて対応しますよという話をしておりますので、そういったところで対応したいと、このように思っております。

以上でございます。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、二宮議員の質問の一つについてお答えをさせていただきますが、基準日の2月1日以降の出生についての自主財源でどうだろうかというご発想でございますが、私自身、これちょっと初めてそういう発想もあるんかなと思って聞かせていただきまして、ちょっと今ここで即断できづらい状況にあります。初めてそういう発想もあるんかなと思って聞きました。

ただ、私どもはこの定額給付金の絡みでは、今商工会と話しておりますプラスアルファのプレミアつきの商品券について前向きに今話しておりますので、そちらのほうに結構財源を投入したいという考えにあります。したがって、何もかにもというのはなかなか私ども難しいところもありますので、その辺だけご理解をいただいたらと、このように思っておる次第でございます。

以上です。

議長 炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 二宮議員からの再質問であります。介護従事者処遇状況の調査が参りましたら、議会のほうへも報告をさせていただいたらと思えます。市のほうとしても、介護サービスの事業所等には周知をして徹底をしていきたいとい

うように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 二宮一朗君。

2番二宮一朗君 それでは、最後に1点だけ。

今、市長がお答えいただきました2月1日の件でございますが、西予市の出生者数から見ると、約半年間超という100人ちょっとぐらいですか、という200万円ぐらいになるんですか。私の理想というか思いは、給付時期が終わる最後まで間に出生された方にはぜひしていただきたいなという思いがあるんですけども、できなければ例えば申請の発送作業が行われるまでに生まれた方にはせめて差し上げていただきたいというのが私自身の思いでありますので、また今後ぜひ検討をお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 暫時休憩をいたします。(休憩 午前11時59分)

議長 再開をいたします。(再開 午後1時00分)

次に、3番兵頭学君。

3番兵頭学君 一般質問をさせていただく前に、昨年6月の定例会で自主防災組織について質問をいたしましたところ、市長の答弁で、市民の皆さんに自主防災の必要を認識していただき、今後組織率100%を目指し、説明会などを開くなどして結成推進と育成を図っていくとの答弁でした。この時点で、野村町の5地区がまだ組織ができていませんでしたので、それから設立の機運が上がり、ことしの1月に町地区、そして2月には農友地区が設立総会を立ち上げることができました。そういった中で、お忙しい中三好市長も来賓として来ていただきましてご祝辞をいただき、ありがとうございました。残る野村の3地区も設立の準備をしているとのことで、防災西予市に一步近づいたと思っております。今後とも市民の安心・安全のために西予市の自主防災組織率100%を推進していただくことをお願いして、一般質問に入らせていただきます。

1番目に、資源ごみの持ち帰り禁止条例についてお伺いします。

昨年、松山市において資源ごみ持ち去り禁止条例が県内で初めて制定されました。その取り締まりの影響で違法回収業者が周辺市町村に出向いて資源ごみを回収する事態になり、周辺自治体でも対策を検討し、四国中央市では4月から、砥部町では7月から条例が制定され、東温市では3月の議会に上程と聞き及んでいます。

西予市におきましても、昨年からことしにかけて松山方面の回収業者が頻繁に資源ごみを違法に持ち去っています。昨年からの不況により、古紙の単価も下がっています。また、これからも下がると予想されますが、そのことから採算が合わなくなれば違法業者が来なくなるという意見も聞きますが、合併以来、ごみ分別収集推進のおかげで経費の削減につながっていると市民にアピールしているのに、違法持ち去りを見逃すと市民の理解と協力が得られないのではと思います。そこで、西予市としてもこの条例を検討される予定があるのかないのかお伺いします。

2点目に、野村少年自然の家休止についてお伺いします。

平成20年10月から惣川にある少年自然の家が耐震化等の問題で休止になり、今年度も休止を継続と聞き及びます。また、検討委員会の最終提出が一般質問提出後になるとのことで、どのような結論が出るのかまだ答申が出ていませんが、地元の人やこの施設を利用した子供たちや親には継続を願う方たちが大勢いることをまず申し上げます。

この施設は、旧惣川小学校を利用して昭和46年4月に開設、平成20年9月まで38年間、約10万人の利用者がありました。このほとんどが小学生、中学生と引率の先生です。最近の少子化等の影響により、施設の利用者が落ちているのが現状です。また、建物の耐震化に要する費用も3棟で約1億円と試算されていますが、子供の教育に数字だけでは判断できないと思います。このことに対して理事者の考えと、現在の建物が使用不可ならば、規模を縮小してでも改修し継続する考えがおりなのかお伺いします。

3点目に、西予市のホームページについてお伺いします。

最近のインターネット普及により、各家庭にパソコンがあり、いろいろな情報を知ることができます。西予CATVのケーブル敷設が全市に進ん

でますます利用者がふえると思われま。西予市のホームページを見ても、県内の市町村のホームページを見ても似たような内容ですが、県内では新居浜市と西条市で市長への直行便やご意見、お問い合わせのコーナーがあり、市の内外を問わず広く募集されています。そんな意見を言えるコーナーがあれば、西予市出身の方でもホームページを見られる方も多いと思いますし、違った視点からいろいろな意見を出していただけたと思います。市民の方でもメールなら意見が出せる方もいらっしゃると思いますので、個人情報の絡みはありますが、ぜひ設置を検討していただきたいと思いますが、市長のお考えをお伺いします。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、兵頭議員の一般質問についてお答えをさせていただきますが、その前に自主防災の組織について私も少し触れたいと思えますけれども、おかげをもちまして、自主防災組織100%を目指しておりまして、市内の各地にそれぞれ自主防災組織をつくっていただくような流れになりました。自助、共助の意識も高まってきておると思っておりますので、今後とも100%を目指していきたいと思えますので、何とぞ議員の皆さんも、各地域の皆さんもご協力のほどをお願いをしたいと思いますところでございます。

それでは、質問にお答えをさせていただきます。

資源ごみの持ち帰り禁止条例についてをお答えをいたします。

ご承知のとおり、西予市におきましては、平成18年度よりごみ処理経費の削減及び循環型社会構築に向けごみの分別区分を大きく変更し、ごみステーションあるいは市民の直接搬入による生活系ごみを収集しております。

ご質問の件ですが、資源ごみの持ち去りは数年前から全国的な問題となっており、西予市内の宇和、野村、城川地区では、昨年の秋ごろより資源ごみの中でも特に古紙類の新聞、雑誌が持ち去られている事態が発生してきました。原因としては昨年までの古紙価格の高騰が考えられますが、この行為を刑法上の犯罪として取り締まるこ

とは現実的には厳しい課題があり、市ではその対策として、担当職員による早朝パトロールの実施や、環境委員さんのご協力によって資源ごみの持ち去り行為の周知を図っておるところでございます。その結果、宇和地区では、昨年11月、12月に早朝パトロールによって持ち去り業者と遭遇し、嚴重に口頭注意を行いました。県内では資源ごみ持ち去り禁止条例を定める市町が東予、中予地区を中心に大きくふえてまいりましたけれども、西予市としましては、広報紙においてごみの排出時間の徹底を図ることや持ち去り禁止条例の意義と効果、また今年に入り古紙価格の大幅な下落などもあり、これらを勘案しながら検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 森教育長。

森教育長 それでは、兵頭議員の2点目、野村少年自然の家休止についての質問にお答えをいたします。

野村少年自然の家は、昭和30年に建設された旧惣川小学校の校舎を整備し、昭和46年11月に開設をいたしております。築後53年を経過しており、老朽化が進み、安全性の問題等により平成21年度から休止することにいたしております。特に、近年公共施設の耐震の問題が取り上げられておりまして、教育委員会としても憂慮している状況であります。

また、市では限られた財源を有効に活用するため、施策や事業成果を把握した評価により事務事業の見直しや廃止を進めていることはご案内のとおりであります。その一環といたしまして、昨年の8月1日付で13名の委員を委嘱し、野村少年自然の家存続廃止検討委員会を設置いたしまして、利用状況、耐震性、教育的役割について諮問している状況であります。間もなく答申をいただくことになっておりますので、その答申によりまして教育委員会で十分審議を行い、方向づけをしていきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 総務企画部長。

清水総務企画部長 それでは、西予市のホーム

ページについてのご質問にお答えいたします。

西予市のホームページでは、現在代表メール、またお問い合わせ、それから担当課への質問はこちらというような3つの方法で、市へのご質問、ご意見、ご提言などを受け付けております。届いたご質問やご意見、ご提言などにつきましては、それぞれの担当課で対応してるのが現状でございます。

ご質問の市長コーナーにつきましては、現在のトップページの市長マニフェストを市長室というメニューに変更しまして、議員のご指摘のとおり4月1日の開設を目指して準備を進めます。このことによりまして市長へ直接届くことから、質問者と市長との距離が縮まるため、より多くの皆様からご意見、ご提言をいただけるものと考えます。また、より多くの皆様にホームページに関心を持っていただけるものと考えております。

以上でございます。

議長 兵頭学君。

3番兵頭学君 それでは、再質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、1番目のごみ持ち帰り条例についての私の質問の本当の意味は、資源ごみを市民にいかにも理解してもらうか、その後に引き続くのが生ごみだと思います。資源ごみを分別して皆さんに資源ということを理解していただいた後で、それ以降に生ごみの処理も同じことだということで市民の協力が得られるのではないかと考えて、そちらのほうの意味で質問させていただきましたので、この条例の設置ということは市長の今のお考えのように当然まだ現況を見ている返事でしたが、ぜひとも資源ごみの持ち帰り禁止条例という意味をもって生ごみの処理対策も皆さん一般市民の人にさらに理解していただくための質問でありましたので、そこら辺をまたご考慮願ったらと思います。

それから2番目ですが、今教育長にお答えいただきました。実は、昨日の市長の当初所信表明におきまして、青少年育成事業では、家族、地域、学校が連携、協力して地域に根差した心豊かな青少年を育てる取り組みとしてアドベンチャースクール事業、山の子スクール事業を掲載されておりますが、このアドベンと山の子は、アドベン

が平成元年、それから山の子が平成5年から事業とされとります。この事業も実を申しますと、少年自然の家でアドベンが6日間、それから山の子が3日間宿泊をして自然体験を積むという事業です。

ことし聞きますと、その事業も宿泊施設が使用できないということで、6日間テント生活になるのではという公民館の話聞き及びましたので、子供たちには大変貴重な経験の場ですので、それもテント生活も6日間という时期的な、期間的なもんが健全育成につながるのかなと。私自身もアドベンチャースクール、山の子事業には直接は携わっておりませんが、これは継続していただきたいと思いますが、今回公民館のほうで聞きますとそういう返答でしたので、この点だけは再考をお願いするというので、またそういう施設を利用する子供たちが6日間もテントに過ごすということ自体で、ことしはもう間に合いませんけど、答申もまだ出ておりませんが、市長にはぜひそういう子供たちの経験を積ますという意味においても、少年自然の家の再開をお願いしまして、このことに対して答弁は要りません。

それから最後に、清水部長さんにも市長コーナーを設置するというのをいただきまして、ほかの近隣市町村から、西予市から出られた方も、恐らく西予市に対しても、Iターン、Uターン、それからふるさと納税等に対してもますます興味を持っていただけるんじゃないかと思っておりますので、4月1日からの開設を私も喜んでおります。

以上です。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、兵頭学議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

ごみ持ち帰り条例以外のことについて深く考えることがあるのでというご質問だったと思うわけですが、私どももご案内のとおり、西予市が合併をしたときに、できたときに、非常にごみ問題が大きな問題であるということに気づきました。したがって、ごみの1億円減額運動と銘打ってあのように住民を巻き込んでやらせていただいたところでございます。おかげをもちまして、前と後ではごみの量も減ってきますし、また減額も1億5,000万円近くの減額になって

まいりました。それは、4種類15分類という一つの皆さん方の、私どもの市のほうがお示したような分類の仕方でもみなやっていたいておる成果だと思っております。

そういう中で、私どもは貴重な資源ごみはリサイクルとして今までずっとそのように回すことによって、また新たな資源としての価値を見出しておるところでございます、そちらのほうも順調に進んでおると私は理解しておるところであります。

あと、生ごみの問題につきましては、以前から申しておりますとおり、生ごみがやはり3割以上を占めておるところでございます、生ごみをどう対応していくか、退治するかというのが今後の大きな問題になってまいります。したがって、バイオスタウン構想を今後進めていきますよというところは、そのものを含めて今後大きな流れになってバイオスタウン構想がいくんではなかろうかと私は考えておるところでございます、その辺のところもともに私どもも研修を積みまし、兵頭議員も一緒にその場に入ってくださいことを切に願っておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 次に、9番松島義幸君。

9番松島義幸君 議長より質問の許可を得ましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず1番目に、第1次産業への緊急支援についてお伺いいたします。

三好市長を初め理事者におかれましては、長期的な経済の低迷、国からの補助金等の削減という厳しい財政状況の中で、西予市の健全財政の維持と市の活性化のため獅子奮迅のご尽力をいただき、大きな成果を上げておられることに議会の一員として敬意と感謝を申し上げるものであります。

しかしながら、私たちを取り巻く情勢は、予想を上回る危機的な状況を呈し始めております。米国のサブプライム問題に端を発した世界同時不況は、100年に一度の未曾有の経済危機と言われており、国内はもとより西予市においても深刻な経済危機をもたらしております。理事者におかれましては、当然のこととして経済振興策に資さ

れ、その推進のため英知を絞って対策を講じていると思いますが、我々議会議員も市民からの負託にこたえるべく力を尽くさねばなりません。

このような情勢の中において、西予市市民が一人丸となって、特に行政と議会は共通の課題に対し情報を共有し力を一つにして、政策の企画立案に取り組み、この経済危機を乗り切っていかなければなりません。そのためには、理事者サイドに集積した情報をいち早く議会にも提出していただかなければならないと考えております。

さて、西予市の経済問題を考えるとき、当然のこととしてしっかりとした産業基盤の確立ということが大きな課題となります。西予市の産業構造を見てみますと、その基礎、その基盤をすなわち第1次産業であろうと考えております。また、第1次産業は、西予市の将来においてもさまざまな可能性を秘めた分野であると思っております。現に、農林漁業において意欲を持って新しい取り組みで成果を上げている人たちもたくさんおります。しかし、第1次産業全般では、個々の経営規模は小さく、生産性も低く、個人経営で世襲制が強く、経営後継者問題を初め厳しいものがあります。しかし、この西予市の産業の基礎とも言うべき第1次産業の経営基盤は、何が何でも守り育てていかなければならないと考えております。

そこで、第1次産業への緊急支援について理事者の考えをお聞きしたいとともに、二、三、提言を申し上げまして、所見をお伺いしたいと思います。

1点目は、農業支援であります。

農家は経営基盤が脆弱で、生産施設の整備充実が難しい現状であります。今、再生産サイクルの強化が農業維持、振興の大きな課題となっております。

その中の一つに、急傾斜地の多い農業地域での生産設備としてモノラックがあります。急傾斜地の農業生産にはモノラックによる運搬が不可欠であり、多くの圃地でモノラックが整備されております。しかし、整備されてから年月がたち老朽化している施設も多くあります。施設の劣化は、効率の低下のみならず大きな事故につながりかねません。零細な経営と農産物価格の低迷、さらには資材の値上がりが続く中、モノラックの施設更新や新設ができないという現状があります。このような実情を踏まえ、西予市の農業支援策として、

モノラック施設の新設、更新支援、大型農業機械導入支援として補助をしていくお考えはないか。

2点目は漁業支援ですが、高額を要する漁業施設整備による借入金の負担を軽減するために、近代化資金利子補給事業の拡大による漁業支援の考えはないか。

3点目には林業支援ですが、林業は第1次産業全体の環境サイクルとしての森林保全の重要性を認識し、林業の維持、振興のため、林業機械の整備に対する支援、また西予市産材の利用促進のための木材販売補助制度の拡大によるさらなる林業支援の考えはないか。

2番目に、商店街活性化についてであります。これは午前中に二宮議員からもありました賛否両論ある中、住民への生活支援と経済対策を目的とした定額給付金事業が実施されるようになりました。1人につき1万2,000円、65歳以上及び18歳以下の者については1人につき2万円が給付されます。

この事業の相乗効果として、地元商業活性化のために、プレミアムつき商品券で地元商店街での購入を対象に1割上乘せした商品券等の対策による地元購買力の底上げ対策に対する支援の考えはないか。このことについては、2月15日付読売新聞の全国1,804市区町村への調査では、278市区町村で独自の割り増しを検討しているとの回答が寄せられております。西予市としても、ぜひとも市独自の商店街活性化策として検討を実施していただきたい。

以上の点について理事者の答弁をお願いいたします。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、松島議員の一般質問についてお答えをさせていただきます。

当市の基幹産業である農林水産業は、最近の原油市場、原材料等の価格高騰の影響により厳しい状況にありますのは、今ほど松島議員ご指摘のとおりでございます。西予市のような地域では、何といたっても産業基盤を担っている第1次産業が元気にならないといけません。そのためには、多様な資源の持続的な維持を図る対策が必要であり、また地域の創意工夫を生かしたきめ細やかな生産基盤の整備や地域経済を支える経営基盤の整備に

対して積極的に支援をしてみたいと考えている所存でございます。

それでは、第1点目の農業支援でありますモノラック施設の新社、更新及び大型農業機械導入に対する助成はできないかというご質問でございますが、これについてお答えをさせていただきます。

急傾斜地におけるかんきつ栽培は、担い手の減少に加え高齢化の進行により荒廃園の増加が危惧されてる中で、省力化及び効率化を図ることが重要であると理解をしております。今の施設は主に昭和50年代から60年代にかけて導入されたと聞いておりますが、そうなりますと老朽化が進んでいる現状であると思っております。対応としましては、まず早急に現状を調査した上で、おのこの農家と協議を行いまして、適切な対応の検討をしてみたいと今は考えておるところでございます。

次に、第2点目の近代化資金利子補給事業の拡大による漁業支援についてのご質問でございますが、漁業を取り巻く環境は、灯油の高騰と長引く魚価安の、さらには養殖業においてはえさ料の高騰が相次ぎ、経営は極めて厳しい状況であると思っております。

このような中で、国の制度資金である近代化資金利子補給事業を有効に利用し、漁業経営に要する施設整備を初めとした経営近代化と合理化を促進するための支援は不可欠であると理解をしております。昨年末に、八幡浜漁業協同組合から経営安定を図るための本事業の拡大についての要望があったところございまして、これまでの事業の対象を愛媛県信用漁業協同組合からの、いわゆる転貸分については、対象貸し付けの1%以内の利子補給金を交付することとしておりましたけれども、愛媛県信用漁業協同組合の直貸分にも拡大して利子補給事業の対象とすることとしまして、西予市農林漁業資金利子補給金交付規定の一部改正を行ったところございまして、この直貸分をやっていくということでご理解をいただいたらと思っております。

最後に、3点目の林業支援についてお答えします。

林業は、ご質問のとおり、第1次産業全体はもとより、地域資源環境型の社会を目指す施策による関連産業の経済波及効果が期待でき、当市の林

業振興は重要であると認識をしております。これまで各種事業を実施しておりますが、さらに市産材の利用促進に向けた緊急の取り組みが重要であることから、今議会の当初予算に計上してご提案させていただいているところでございます。

事業内容は、地域雇用創出推進事業として、市内で直面する課題に対応して地域の雇用創出につながる事業としまして、事務事業の別枠として計上させていただいております。事業の詳細は、林業振興対策補助事業として、森林組合及びエフシーが新たに雇用する場合のその雇用に対する補助金や市産材利用促進につながる市産材木造住宅建築促進事業、間伐材出荷促進事業及び作業道の開設事業の経費を合わせまして5,400万円計上しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 松島議員 2点目の商店街の活性化につきまして答弁させていただきます。

我が国経済は、世界的な景気の悪化で、2月16日内閣府が発表した2008年10月から12月期のGDPは、速報値は3.3%の減、年率換算で12.7%減となっております。日本経済はかつてない景気の急降下に直面し、不況が長期化するとの懸念が広がっております。

西予市におきましても、市内中小企業者の資金需要が多く、中小企業振興金融融資制度の利用者が極端にふえており、1月末現在で昨年度比、件数にして約2倍、金額にして約3倍にふえている状況であります。このことから、雇用の悪化や所得の減少、個人消費の落ち込みによる市内商店街での消費額も激減していると想定できます。商店街の活性化について取り組んでいく必要があると考えております。

議員ご指摘のプレミアムつきの商品券の発行についてでございますが、さきの二宮議員の質問にお答えしましたように、現在西予市商工会と詳細について協議中ございまして、協議の結果、プレミアムつきの商品券の発行の実施となりましたら、この機会にぜひ市内商店街での活用がなされ、商店街の活性化につながりますように強く望んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

いて乾燥をし、集成材にしなくてはなりません。約半年間かかります。その半年間の頭がなければ、入札をして木材は西予市産材でやりなさいと言ってもこれは不可能なことなんです。私は建設課に聞きますと西予市産材でやっていますよと言いますが、それは使えるはずはないのです。それは、工期が半年延びますし、そういうことをすると。

それで、私が今までのことはいいんです。ことしの当初予算に宇和中学校の体育館の計画があります。私ざっとあの金額を見ますと、その集成材の原料、原木は約800立方ぐらいは要るのではないかなと、このように思います。私、この木材の世界に入って36年目になるんですが、今ほど価格低迷していることはありません。今、市長のほうの方針で、集成材の原料も西予市産材でやれというような考えがあれば、この西予市には西予市森林組合という組織があります。やはりこういうものに対してはそういう組織でなくては私はいけないと思っております。そうすると、森林組合が4月1日から杉の中目を買うということになれば、杉の価格は8月、9月まではもう暴落しません。私は、2割、3割は上がるであろうと、このように思っております。

やはりそこまでの思いで、そういう思い、これは林業だけではありません、水産業にしても、農業にしてもこれほど低迷すれば、市長をトップとして理事者が1,000人ぐらい、その中の方がそういう意識を持ち、またこの議会24人がそういう思いで町の取り組みをすれば、私はこの西予市はどこにも負けない町になると思います。生意気な言い方かもしれんが、それが本当の町の思いやり、人に対する思いやりではなかるうかと、このように思っております。

少し気分は害したかもしれませんが、私の思いは伝えましたので、以上で質問を終わらせていただきます。

議長 次に、15番浅野忠昭君。

15番浅野忠昭君 議長より一般質問の許可を得ましたので、通告により4点につきまして一般質問を行います。

現在の社会は激動の社会であり、100年に一度の大不況とか、新聞もテレビも情報メディアは

こぞってPRをしております。しかし、これまでの日本の経済は危機はなかったのか。今まで2度のオイルショックと少なくともこの50年間に7回程度の谷もあり、その都度痛手を負いながらも緩やかな成長を遂げてきたように思います。しかし、今回の谷は相当深く感じてはいるものの、ただだめだ、だめだではなく、今こそ国も地域も悪い点のみの議論でなく、前向きに明るい未来に向けて地道に行動すべきであると思います。今の麻生内閣はともかく、我々は情報に惑わされることなく、足元をもっと見詰め直し、足腰をさらに強くすることが肝要であると思われま。

そのためには、海拔ゼロメートルから1,400メートルある恵まれた大自然の中で、地域内生産、地域消費、いわゆる地産地消の推進が必要です。中国ギョーザ、汚染米、食品の偽造等々食の安全・安心が問われている今、本当に安心できる地元農林水産物への信頼の高まりや流通コスト削減、また近くにおいて生産者の顔が見える地産地消の再構築も今後さらなる発展が見込まれます。家庭や地域で、そして西予市で検討、結果が求められていると自覚しているところであります。地方の時代、地域の時代、地域の自立が叫ばれて久しい昨今であります。地域の自立、自主、自助の必要性を痛感しております。

また、西予市管内の交流事業についても充実が必要で、施策拡充をお願いする次第であります。三位一体改革の厳しい規制も、規制の次には積極的な育成が必要であります。一時的に金をばらまくのではなく、未来の社会に投資する施策は今必要であり、改革であると思っております。厳しい予算の中、市当局におかれましては頭の痛いことではあります。市民の未来が開かれる予算編成を切にお願いする次第でございます。

さて、質問の第1点は行政改革と臨時雇用であります。

100年に一度の大不況、大恐慌の中、サブプライムローンの問題に起因する金融恐慌の波は、失業者の増大、採用内定予定者の不採用と社会不安を与えております。このような世界的な雇用不安進行中の経済的な下支えとしての雇用対策は、重大事項として連日テレビ、新聞等で報道されております。今回の定例議会に提出されている臨時職員として10名を3年間採用する山林除間伐は、低迷している水源の森づくりや放置林対策と

して評価しているところであります。

西予市の公務員の人件費は年間50億円ですが、ワークシェアリング等の考え方を導入すれば、人件費の1割を削減し、5億円を原資に年俸200万円の臨時雇用対策を行えば250人の雇用を生み出すことができます。西予市のラスパイルズ指数は89と伺っておりますが、県職員も現在給与カットが行われており、それを考えると西予市の職員給与は一般市民とは隔絶されて高水準と言えるのではないかと思います。西予市は、人口的に言えば小さい市という認識でいいのではないかと思います。もちろん、市としての誇りや気概を持って行動はしなくてはなりません。ワークシェアリングについての理事者の考えと不況時の雇用の拡大について理事者の考えをお聞かせをいただきたい。

次に、エリア関連の発掘調査費についてお尋ねをいたします。

企業誘致と新たな産業の導入と銘打って、大々的に山田地区の発掘調査を実施しましたが、その原因者負担分として約940万円が未回収となっており、平成21年2月を期限に分割をして開発業者が市に支払う約束ができていないと聞いていますが、見通しはどうでしょうか。回収のための努力が不足しているということなどないか、お尋ねをいたします。

第3点目は、西予市のまちづくりリーダーの育成についてであります。

私は、以前の質問の中で、人づくり、人材育成についてはよどみ、停滞なく推進すべきものであり、まちづくりの基本は人づくりであろうと述べさせていただきました。平成の大合併では、全国さまざまな合併が行われました。合併はゴールではなく出発地点であり、まだまだ西予市においても課題は山積であります。

その一つは、リーダーの育成であります。限界集落の増加等で市民の自治能力の後退している地区もあると思いますが、共生、協働の精神で、それぞれの地域、地区を引っ張っていく人材の養成、確保は重要な課題であります。地域を担う住民自治の推進のリーダー育成の方策はどのように推進されているのかお伺いをいたします。

市の職員は、職員であると同時に当然市のリーダーでもあり、各地区では指導性を発揮してほしいと思っております。また、リーダーや市民の力

をいかに引き出せるかが重要なポイントにもなってきます。市民との協働の推進や調整能力も市の職員は問われております。しかしながら、市の職員の中には長期休暇、休職をしている職員の数は多いと聞いているが、実態はどうかお伺いをいたします。

また、その原因や職場環境、人間関係に問題がないか調査をしておりますか。休暇の取得状況などで、病気や精神的な問題、その他の問題等、全体に占める比率や今後の対応を含めてお伺いをいたします。

また、人事異動は、適材適所という言葉はありますが、そのような方向で重ねてお願いをいたします。

また、職員研修の場においてもどのような内容で行っているのか。私は少々のことではへこたれない精神的にも肉体的にもたくましい職員の育成を望むものであります。

4点目は、各総合支所長さんにお尋ねをいたします。

西予市は、514平方キロという県下の市の中では最大の面積を持っております。海拔もゼロメートルから1,400メートルと、地形、気候、言葉や地区民の気性もそれぞれ違います。三瓶、明浜の海洋性、宇和の農耕性、野村、城川の山村性とそれぞれ特性があります。各総合支所長さんは、旧町にあっては市民の代弁者と行政の執行者、また地域の顔として頑張っていただいている点は評価をしているところであります。総合支所で事業の推進上の課題、今後の方策、ビジョン等あればお聞かせをいただきたい。

また、旧宇和町については総合支所はございませんが、合併の折、本庁は宇和総合支所も兼務すると聞いておりますので、清水総務部長さん、答弁をよろしくお伺いをいたします。

最後に、通告しておりませんので、要望ということで2点発言をさせていただきたいと思っております。

まずその1点は、小学校の統廃合は答申が出され、説明会もあり、今後のスケジュールは種々の理由でおくれているということを知っております。学校はそれぞれの地域のシンボルであり、生涯学習や社会体育、健康づくりと多様な機能を持っております。特に、その跡地利用については、地元においても納得できるよう誠意を持って検討

し、有効利活用ができるよう善処をお願いいたします。

もう一点は、私は平成18年3月の定例議会で、体育指導員の必要性、重要性を、特にスポーツ、軽スポーツの普及は健康や医療費の削減につながるスポーツ立市であってほしい。特に、この推進に当たっては大まかな指導でなく各地域での末端浸透が大切であり、体育指導員については、予算面や人員の確保についても厳しい財政事情ではありますが、市民の健康をつくり守っていくという大切な役割があると思われまますので、柔軟な姿勢で対処するようお願いいたしました。また、平成20年3月の定例議会の質問には、体育指導員の件について岡山議員からも質問が出ております。にもかかわらず、議員の意見提案をその場限りの回答ではなく、事後処理についても誠意を持って対応をお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

議長 別宮副市長。

別宮副市長 浅野議員のワークシェアリングと雇用の拡大について、行政改革と臨時雇用についてということですが、お答えをいたします。

ワークシェアリングにつきましては、現下の厳しい雇用情勢の中で、雇用の維持、創出といった観点から社会的関心が高まっているところであります。また、少子・高齢化の進展や勤労者の価値観の変化が進む中で、多様な働き方の実現手法の一つとしても位置づける動きがあることもまた事実でもございます。

しかしながら、我が国においては、労働時間の短縮の割に人件費が低下しない、責任の所在があいまいになる、また生産性が低下するといった企業側の意見や、また賃金の低下や退職金の取り扱いに不安を感じるといった勤労者側の意見もございます。日本では、まだ余り導入が進んでいないのが現状であろうかというふうに思っております。

さて、ワークシェアリングを西予市にも導入して雇用の拡大はできないかという質問であります。定型的な業務を繰り返すような、またこれは製造業を中心とするような職種や現業といった職種では比較的適用をしやすいと思われまますけれど

も、創造性や判断力等が重視されます専門職、また技術、研究職、管理職等、自治体の行政職にはなかなか適用しづらいという側面も多いのではないかと考えております。全国の自治体では、大分県の姫島村に導入をされているというのを聞きお聞きをいたしておりますが、そのほとんどが介護職とお聞きをいたしております。現在の状況の中で、待遇改善が介護職に求められておりますけれども、そういう中でワークシェアリングが受け入れられるのか検討を要するところであろうというふうに考えております。

また、不況時の雇用の拡大についてであります。今議会にも提案をいたしておりますけれども、金融、経済等の悪化に伴い、非正規労働者の解雇、雇いどめ等を中心とした雇用情勢の悪化に対応いたしまして、平成20年度国の第2次補正予算で創設された緊急雇用創出事業により、公園の管理、また下水道加入促進、一般事務補助等に従事する臨時職員、同じくふるさと雇用再生特別事業により、民間企業への委託事業、地デジ放送推進、コミュニティバス運行に従事する臨時職員と、20名程度を雇用を予定をいたしておるところでございます。また、平成21年度に一般財源を充当いたしまして、林業振興対象事業を中心といたしまして地域雇用創出推進事業費を計上をし、森林組合、また株式会社エフシーに助成をし、新たに10名程度雇用を計画をしておるわけでございます。そのほか、市道改良事業、市産材木材建設促進事業等の充実、拡大を図りながら、地域の経済の活性化や雇用の維持、創出に努めるよう計画をいたしておるところでございます。

続きまして、3点目のまちづくりリーダーの育成についてお答えをいたします。

まちづくりリーダーとは、地域が抱えている課題に対してのハードまたソフト両面から課題を解決するために参画する市民のリーダーのことだというふうに理解をいたしておるところでございます。住民の参画のまちづくりは、最も身近で基本的な共同体である自治組織の活性化が欠かせません。自分たちが暮らす地域を明るく住みよいものにするために、そこに住む人々がともに助け合い、地域、集落の人間関係や自治機能の再構築が必要です。その中で、自治機能強化に向けた情報収集や提供等、行政と自治組織がパートナーとなって協働体制を推進する上で、区長さん、また地

区の代表の方、環境委員さん、いろいろ民生児童委員さん等々の地域リーダーとしてお願いしているところでもございます。

地域の課題は多種多様でありますので、市政との協働体制を図るため、市の職員についても積極的に地域行事、イベント等に参加し、地域の皆様と一体の中で地域づくりに参加するよう強く指導しておるところでもございます。今後とも情報の提供、学習機会の拡充、人的支援の強化などを通じまして、人づくりを基本とした取り組みをさらに充実をしていきたいと考えておるところでもございます。

さらに、職員の休暇、健康管理等につきましてもご質問がございましたので、お答えをさせていただきます。

職員の健康管理につきましては、定期健康診断を初め衛生委員会を設置し、さまざまな施策を講じ対処しているところでございます。ご質問の市の職員の長期休暇及び休職者につきましては、本年2月末日現在で病気休暇取得者が4人、休職者が3人です。そのうち、メンタルヘルスに関係する職員が4人です。当該職につきましては面談を実施、その最大の原因は仕事に対するストレスやIT技術の進歩によりますフェイス・ツー・フェイスからメールでのやりとりの増加、さらにはコミュニケーション不足や職場でのストレスの増加と分析しているところでもございます。健康管理が不十分な状況では、本人ばかりでなく周囲の職員に及ぼす影響も大きく、ひいては組織力の低下、住民福祉の増進にも影響を及ぼしかねない結果となることから、職員の心身の健康保持、増進、職場不適応症状に陥ることを未然に防止するよう職員ヒアリングを実施し、適材適所への人事異動を実施いたしておるところでございます。また、日ごろからコミュニケーションのよい環境づくりや雰囲気づくりを心がけておまして、今後とも職員コミュニケーション研修を継続的に実施をし、心身ともに健康で活力ある職場づくりの実現に努力をしていきたいと、このように考えておるわけでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 森教育部長。

森教育部長 浅野議員の2つ目の質問、エリア

関連の発掘調査、委託料未回収についての質問にお答えをいたします。

昨年7月1日付で納入確約書により、平成21年2月28日までに支払いをいただくことに約束をいただいております。しかし、現在納入がございません。確約以来、今後の支払い計画等を提出するよう、会社のほうに訪問あるいは出頭を求めまして要請をしてきております。去る2月末、最終的に納入が確認できておりませんでしたので、3月2日に社長出頭を願ひまして、私のほうで厳しく納入を迫ったものでございます。

なお、このことにつきましては、今後連帯保証人もございますので、保証人を通じてなお促してまいりたいと思います。なおかつ、司直の手にもよることも想定をしながら厳しく請求をしてまいり所存でございます。よろしくご理解を賜りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 明浜総合支所長。

高岡明浜総合支所長 浅野議員さんの各総合支所での事業の推進上の課題、今後の方策、ビジョン等についてのご質問にお答えをさせていただきますと思います。

合併前の平成16年3月末で、明浜の人口が4,573名、そして高齢化率が39.38%でありました。それが現在は4,070人、高齢化率が43.83%ということになっております。こういった状況の中では、やっぱり地域のコミュニティーを維持していくと、そういうためには行政と市民と一緒にまちづくりを進めていくことが必要ではないかなというふうに思っております。

事業推進上の課題というご質問でございましたけれども、やはり地域の方々の高齢化、これが進んでおまして、地域の中ではやっぱり今まで続けてきた地域の行事、こういったものの継続が危うくなってきたというふうな意見を多数聞きます。一方で、元気な高齢者の方々の、この方々はやっぱり社会との接点を求めておられる。社会とかわっていきたいというふうな考えておられる方がたくさんおられます。この方々の長年の経験あるいは知恵、知識、そういったものをこれからの地域のために役立てていただくことも非常に大切

ではないかなというふうに感じております。行政としましては、本庁支所方式の流れではございますそれぞれの地域にある公民館を充実していく、集落での活動を支援していく、そういったシステムが必要ではないかなというふうに思います。

まず、地域の人たちが元気で健康であること、体が動かなくなってはせっかく持っている長年の知識、経験、知恵、そういったものが無駄になってしまいます。いつまでも社会にかかわっていただくとということが、コミュニティーの維持に不可欠というふうに考えております。

以上、答弁といたします。

議長 野村総合支所長。

西田野村総合支所長 それでは引き続きまして、野村総合支所のほうから浅野議員さんのご質問にお答えいたします。

ご存じのように、中山間地の野村地区内には135の集落が点在しております。高齢化率が今現在、50%を超えたら限界集落と言われる集落がたくさんあるわけがございます。それで、平成20年4月1日現在で、今現在41集落が限界集落というようなこととなっております。今後10年後には97集落、大体7割というようなことになります。そういうことで、10年後の高齢化がいろいろと懸念されてるような状況でございます。そういうような状態になりますと、集落としての維持、機能ができなくなりまして、恐らく消滅する集落も出てくるのではなからうかと心配しております。10年後は、行政と集落とのパイプ役であります集落のリーダー格であります区長さんがいなくなるような集落も出てくるのではなからうかと思っております。そういうようなことで、本当に心配しているような状況でございます。

このような状況ではございますが、それぞれの地域で高齢者の方々が住みなれた集落で安全で安心して暮らせる地域づくりを今後構築していくには、行政と地域住民が一体となり、ともに知恵と汗を流して自主防災の基本とされております自助、共助の精神で自分たちの地域を守っていくことが大切ではなからうかと思っております。地域の中には元気な高齢者もたくさんおられます。そのような元気な高齢者の方々の、地域でひとり暮らしの高齢者とか援助を求めている地域の方々に

気軽に電話一本で相談や生活をサポートできる支援体制を今後つくっていくこともこれから必要ではなからうかと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 城川総合支所長。

清水城川総合支所長 それでは、城川総合支所長として浅野議員のご質問にお答えをいたします。

あれもこれも、あるいはユニークで特色のある事業ができた旧町時代に比べまして、今は限られた予算の中で、またグローバルに考えた場合、あれかこれかを選択しなければならない状況にあります。一方、地域にありましては、後継者不足ということから、これまで伝承されてきました祭りや地域独自の事業、こういったものが中止あるいは休止せざるを得ない、こういった状況になっております。ふるさとの自慢、そして誇りが失われつつある状態でありまして、10年後を考えますと想像を絶するものがございます。地方自治の時代と言われておりますけれども、まさに住民が主体となっても汗をかき地域をつくるのがこれからさらに重要度を増してくるものと思っております。

そのためには、地域づくりのかなめとなります独自の地域振興計画が必要ではないか、こう思いついて、昨年4月1日に就任をして、総務区長さんに地域振興計画の策定を提案をいたしてるところであります。この計画書は、これから自分たちが住み続けるでありましよう地域の将来あるいは展望するビジョンとなりますし、地域の正の遺産、あるいは負の資源、さらには地域の現状、課題、展望、こういったものを住民が共有することで、今ここにいる私たちにしかできないことを立証できるものになると思っております。

若者が住みたいと望む町は、まず働く場所があって生活が充実していること、2つ目に教育と子育てが支援され充実していること、さらに3番目に人づくりがしっかりできていることだと言われております。こうした思いを持って、住民が城川に残った理由、また城川に来た理由、そして城川に帰ってきた理由はそれぞれ違いますけれども、小さくてもきらりと輝く町城川でありたいと、こういった願いが今城川地区住民の総意であります。

また、ビジョンであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 三瓶総合支所長。

芝三瓶総合支所長 浅野議員の質問についてお答えをさせていただきます。

合併時、三瓶町の人口が8,957人で65歳以上の高齢者が2,925人、高齢化率が32.6%でございます。今年2月末の人口が8,245人、65歳以上の高齢者が3,051人でございます。高齢化率は37%となっております。この5年間で転入、転出を含めて712人が減少しております。昨年亡くなられた方が132人、生まれた方が34人です。市内どの地域におかれても、同様のことが言えるのではないかと考えられます。

そういう状況の中で、高齢化の急速な進展により第1次産業はますます厳しい諸問題が山積しております。ミカン農家を例にとりますと、農業の担い手の弱体化や高齢化で農作業が負担になっている声を耳にしますが、農地を手放す農家は少ないようでございます。一度休園または廃園になると原状に戻すのに数年を要します。今後どのようにしてミカン農家を守るのかが問題になるところです。この方策として、農家の共同化、共同体化、共有化等を組織化して作業能率の向上、作業の分散化を図っていく必要があると考えております。まず、農業が生き残るためには、共有化の道も一つの方法ではないか、方策ではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 まことに恐縮でございますが、私は合併前から今日に至るまで、本庁が総合支所を兼ねているということは一度も聞き及んだこともございませんし、そのような認識も持ったこともございません。

また、現に本庁総合支所方式をとってる以上、あくまでも本庁は本庁でないかと、このように思っております。したがって、議員の質問の要旨とは異なるものと思いますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

議長 浅野忠昭君。

15番浅野忠昭君 再質問をさせていただきます。

1番の行政改革と臨時雇用の問題であります。西予市におかれましても地域雇用創出推進事業費で山林の除間伐、道路新設改良事業等で十数人の雇用を予定しておることがわかっておりますが、それと緊急雇用創出事業で公園管理12人、地デジ放送推進で6人と総勢約40人の臨時雇用に予定しておるような状況であります。今後さらに西予市も失業者の増加が予想されております。これ以上、ワークシェアリング等の方策も取り入れて、今後まだ臨時雇用の拡大ということを考えておるのかおらないのか、理事者の考えをお聞きいたします。

そして、2番目のエリアの問題でございますが、昨年7月1日に業者と確約書を交わしておるそうでございますが、その間何回か分割して支払うということになっておりますが、督促が何かしたわけでしょうか。そして、これは本当940万円といいましたら市民の血税で支払っておるわけですから、ぜひ回収の見込み、方法等のご回答をお願いいたします。

そして、3点目のまちづくりリーダーの育成の件でありますけれども、私たちの集落におきましても限界集落は本当にもう直近に迫っております。リーダーの育成におきましては、公民館または校区単位でそれぞれの地域、区長さんを取り込んで、そういう体制づくりを早急に立ち上げていただきたい。そこら辺の今後の検討課題もあわせてお答えを願いたいと思います。

最後に、各総合支所長さんにおかれましては、今年度退職する方もおられますし、大変ご苦労さんでございました。また、今後在職される支所長さんにおきましては、いろんなビジョン、方法、方策等をお聞きいたしましたので、各町の発展のためにご尽力をいただきたいなと思っております。

以上です。

議長 別宮副市長。

別宮副市長 まず、再質問にお答えをさせていただきますが、まずワークシェアリングと臨時雇用の問題でありますけれども、一応ワークシェア

リングと今回の臨時雇用とは切り離して基本的には考えていきたい、臨時雇用につきましては今後拡大に努力をしていきたいと、このように考えております。

それから、まちづくりのリーダーでございますけれども、常々職員教育の中で申し上げておりますのは、職員には二足のわらじを履いてほしいと、このように願っております。地域で履くわらじと市役所で履くわらじとの二足のわらじをうまく履きかえて、地域の中にもしっかりと足元を固めてほしいと、このようなことを常々お願いをしておりますので、そういうふうな方向で努力をしてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長 森教育部長。

森教育部長 浅野議員の再質問にお答えしたいと思っております。

7月1日の確約以来、昨年の10月1日に催告書を出しております。さらに、ことしの1月10日にも文書で請求をしております。なおかつ、その動きがございませんので、出頭命令を出したところでございます。

以上でございます。

議長 浅野忠昭君。

15番浅野忠昭君 それでは、エリアに関連しましたの再々質問をさせていただきます。

とにかく、これ940万円というたら小さい金額じゃありませんので、とにかく緊急に回収できますような方策をとっていただきますようお願いいたしますして、私の質問を終わります。

以上です。

議長 次に、4番明智祥勝君。

4番明智祥勝君 議長の許可がありましたので、質問をさせていただきます。単刀直入にやらせていただきます。

まず、公民館の運営についてお伺いをいたします。

西予市も合併後5年を経過しておりますが、市内の公民館の運営につきましては、合併前からの

システムを踏襲している現状で、各町においてかなりの違いがあると思われまます。宿日直を行っている公民館もあれば、廃止して運営費に充当しているところ、宿日直の委託料の差、終了時間の違い等、運営方法にかなり温度差があります。運営方法につきましては全地域を統一すべき時期に来ていると考えますが、理事者の考えをお伺いいたします。

また、公民館は地域の社会教育の拠点として大きな役割を持っております。さらに、今後本庁支所方式に移行した場合、公民館の重要性はますます増大すると考えております。現状の人員では非常に不備が出てくるんじゃないかと考えております。そういった意味で今後人的体制の充実が必要と考えておりますが、その対応についてお伺いをいたします。

次に、林業振興について2点ばかりお伺いをいたします。

近年の食を取り巻く事件、事故の発生は、食の安全・安心を望む消費者意識を高め、林産物でありますシイタケにおいても中国品離れがおき、国産の需要が高まりつつあります。これは傾向としては非常にいいことであります。県においても、愛媛産原木干しシイタケが「愛」あるブランド産品に認定をされております。

一方、生産におきましては、カット野菜の消費の増加に見られるように、すぐ食べられる、そういった志向があります。シイタケもこのような傾向の中でスライスが求められるようになってきております。スライスを生産することにつきましては、乾燥経費の削減、労力の省力化による高齢化対策、また高価格販売等のメリットがあると考えております。現状は手作業のため、高品質生産、量の拡大が非常に困難であります。この対策としてスライス機の導入が考えられるわけですが、その支援ができないかお伺いをいたします。

最後に、林業に関する重機についてお伺いいたします。

現在、市の財産であり、株式会社エフシーが委託料で機械運営業務されております重機の取り扱いについてでございます。

平成21年度中には社員のオペレーターが定年となりその補充はないと聞いておりますが、その結果、重機の取り扱いが問題になってこようかと考えております。ご承知のように、重機につきま

しては林道、林内作業道の開設、補修に使用されており、林業振興に大きく寄与してきました。今後も間伐等を進める中で、機械の有効利用は重要であると考えております。

そこで、この重機につきましては、生産者組織等への無償譲渡をし、その組織で利用料徴収等を行い管理運営することはできないでしょうか。このことによりまして、林道、林内作業道はもとより、小規模道基盤整備、さらには災害対応と幅広い利用ができるのではないかと考えておりますが、理事者の考えをお伺いいたします。

以上、質問とさせていただきます。

議長 森教育長。

森教育長 明智議員の公民館の運営についての質問にお答えをいたします。

まず、宿日直についての質問ですが、現在宿直は全館で廃止しており、17時30分から22時30分あるいは23時まで当直を一部の公民館で委託して行っております。議員ご指摘のように、当直、日直は統一されておられません。野村町、城川町、明浜町の1館につきましては、支所あるいは出張所を設置し兼務いたしていることから、このような措置をとっているところであります。

2点目の質問であります本庁支所方式に移行した場合、公民館の人的体制の対応についてでございますが、公民館は地域住民の生涯学習を推進するとともに、地域の自治能力を高め、連帯感の向上を図るための拠点施設であります。その上に、印鑑証明や住民票、戸籍謄本等の申請を受け付け、交付する支所業務も兼務いたしております。現在、地区公民館は主に主事、非常勤館長、嘱託職員の3名で運営いたしておりますが、今後支所業務の拡大や限界集落対策、ケーブルテレビ整備等の兼ね合いも生じてくると思われまますので、さきの公民館当日直の統一も含めまして十分検討をしてみたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 明智議員の林業振興についてお答えをいたします。

まず、第1点目のシイタケ振興対策についての

ご質問にお答えいたします。

山村地域におけるシイタケ原木の生産は、生産者の減少、高齢化等により、極めて厳しい状況の中で、安心してシイタケ生産に取り組みよう森林組合による安価な原木を供給することなど、生産拡大の推進を図っております。また、市の支援では、種ごまの助成を行っているところでございます。議員お示しのとおり、中国産食品の安全性が問われる中で、食品に対する安全・安心の機運が高まり、原木シイタケの市場価格は高値で推移しており、明るい兆しともとれる現状でございます。また、消費者ニーズにこたえ、付加価値を高めた商品開発や一定規格と価格での安定した有利販売の取り組みは重要なことであると思っております。スライス機導入費用の支援につきましては、法人または団体と共同利用での購入要望があれば検討したいと考えております。

次に、第2点目の林業に関する重機についてでございますが、旧城川町において昭和49年に農林水産振興事業の基盤整備用機械を導入し、多くの小規模な圃場整備や林道開設等に効率的な運用により地域の農林業の活性化に寄与し、当初の目的はほぼ達成されたところでございます。近年は林内作業道開設を主体とした利用をしておりますが、機械の老朽化に伴う整備費用や燃料費の増大などにより、機械の合理的かつ経済的な維持運営に苦慮している現状であります。このような状況から、平成17年度より行政評価システムを導入したことにより、市ではエフシーに委託しているオペレーターの定年退職を機に、事業を廃止する方針を決定したところでございます。

議員ご質問の重機の処分について生産者組織等への無償譲渡はできないかとのことでございますが、市の物品の譲与につきましては、西予市財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関する条例に基づいて対応することとなりますので、個人、任意団体等への無償譲与は適切ではないと考えております。ただし、公益上の必要に基づき公共団体等からの要望であれば、公益性の観点から譲与することが可能でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 明智祥勝君。

4番明智祥勝君 1点だけお願いします。

現在、各中央公民館があると思うんですが、この中央公民館のそれぞれの活動といいますか、そういう状況、また今後のこの中央公民館についてもその体制等についてどうお考えなのか、1点だけお伺いします。

議長 森教育部長。

森教育部長 現在、西予市のここにあります中央公民館が代表の中央公民館でございます。中央公民館は現在それぞれの支所にごさいます。4つの中央公民館と全体の公民館ということになっておりますが、将来的にはどうするか、本庁方式になった時点では整理をしていかないけないというふうに考えておりますが、理事者と協議をして、地域の皆さんの合意形成を得て、一番いい方法を検討したいと考えております。

以上です。

議長 暫時休憩をいたします。(休憩 午後2時40分)

議長 再開をいたします。(再開 午後2時55分)

次に、1番兵頭竜君。

1番兵頭竜君 議長より質問の許可をいただきましたので、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、CATV加入促進並びに今後の展開についてお伺いいたします。

2011年7月からの地デジ完全移行に伴い、西予市で整備されているCATV事業は、第1期工事も始まり、本年の7月くらいから供用開始になると聞いています。情報過疎を解消するため、早く西予市全域に開通してほしいと願うところですが、事業費三十数億円にも上るこのCATV事業の取り組む姿勢に甘さを感じています。

民間的に考えると、これだけの事業費を投じるならば、もっと積極的に営業などを行うのが当たり前です。しかし、現在の状況を見ると、各地区から要望があった場合に情報推進課のほうで出前講座を行いますという現状です。なぜ、各地区を回り、もっと積極的に出前講座をさせていただきたいという発想にならないかが疑問であります。

先日、ある地区の出前講座に初めて参加させていただきました。一般的な質問からその地区や各家でのケース・バイ・ケースでの質問が飛び出し、大変有意義なものを感じることができました。やはり、広報やホームページなどでの周知もありませんが、実際に足を運んで市民に知ってもらうことがこのCATV事業には必要であると考えます。公設民営ということで西予ケーブルテレビが主体性を持つべきであると言われておりますが、市の職員が出向しているのもっと密に連携をとって加入促進に努めることはできるのではないかと強く感じます。

平成20年6月議会の質疑の答弁の中で、加入率60%を目指しておりますということがありました。私は、この数値に対しても疑問が生じています。修正が必要であり、行政がCATV事業に着手した以上、加入率は100%と目標は高く置き、それを目指して対策を講じていくべきだと考えます。極論になるかもしれませんが、採算ベースを考えての60%の加入率なら、行政は民間に助成すればいいのではないかという気がしてなりません。また、加入率で表現すると、将来の人口推移予測でもわかるように分母は変わります。したがって、加入率ではなく加入世帯、加入件数に変えるべきで、採算ベースの件数を出し、採算ベースを大きく超えるようなら月額使用料の軽減をしていくことにすれば、個人で加入を考えるのではなくて地域で考えてくる部分も出て、加入件数もおのずとふえていくのではないのでしょうか。さらに、この事業には光ファイバーを各戸までつなぐ環境をつくり出し、農林水産物のネット販売を初めとするネットビジネスや多方面での情報収集能力向上など、さまざまな方面での可能性を感じさせている一方、過疎化、高齢化が急速に進む中、福祉や医療についての可能性が見えてこないのが現状です。例えば、高齢者世帯や独居老人の家でテレビや電化製品を使用すると光ファイバーを通じて一括して異常がないかを点検できるようなシステムを構築すれば、地域やお年寄りの安全・安心を守っていけると考えます。光ファイバーは、単にインターネットを高速に行えるだけの手段ではないはずで、時代のニーズに応じた可能性があり、市長が提唱するグローバルに考えてローカルに実施するの代表例ではないでしょうか。

また、民間の地デジ放送と比較したとき、西予ケーブルテレビでの番組の中で自主放送の充実は必須であり、市民が民間か西予ケーブルテレビかの選択をするときのかぎを握っていると言っても過言ではありません。そのために、行政サイドでも広報番組の制作やさまざまな市の動きに対しての報道を行って、特色があって魅力ある自主放送を西予ケーブルテレビとつくり上げていかなければ、民間との差別化が図れないのではないのでしょうか。そうすることによって、ケーブルテレビの価値が市民に伝わり、加入促進につながっていくと考えられます。

そこで、現在の受注型出前講座から必須型出前講座への早期の政策転換、加入件数の増加による月額使用料の軽減、今後の光ファイバーの地域に応じた有効活用の付加の展開、特徴ある自主放送の制作について理事者の考えをお伺いいたします。また、100年に一度の不況と言われるこの時代に加入金の分割での支払いもあってしかるべきだと考えますが、あわせてお伺いいたします。

次に、西予市職員の給与格差是正についてお伺いいたします。

西予市が誕生して5年が過ぎようとしています。その中で、西予市の職員に係る人件費は約50億円となっており、一般会計に占める割合が約20%となっています。その人件費に対して、旧町時代に格差があったことは言うまでもありませんが、格差是正が12月議会で8割進んでいる状況という説明がありましたが、しかし現実にはどの基準で進んでいるのか明確化されていないのが現状です。

合併後、新規採用職員には旧町の枠は関係なく一律であるのは当たり前ですから、その8割の対象外に当たるのは当然のことです。合併当初ラスパイレース指数が三瓶、宇和、野村、城川、明浜の順であったのに対して、4%強あった格差のどの基準で格差是正が行われているのかわかりません。現在のラスパイレース指数だけをとりみると89.9%ということで、旧5町の平均ぐらいいかなというおおよその検討はできますが、基準額や平均年齢、さまざまな詳細を考えると一概に言えないのが現状です。同期で同じ階級で給与に格差がある現実、合併協定の5年をめどの言葉を信じてきた職員の士気の低下にもつながりかねず、心配をいたします。それが住民サービスの

低下に影響を与えることも否定できないため、完全なる格差是正を早急に行う必要性が高いと感じています。

そこで、これまでどの地区を基準に格差是正を行ってきて、8割進んでいるという格差是正の具体的内容と、それによって100%進んだときに人件費総額が市財政にどう影響するのか、また100%の格差是正はいつ行われるのか、理事者の考えをお伺いいたします。

以上で一般質問を終わります。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、私のほうから兵頭議員の給料格差の是正についてのほうから入らせていただけたらと思います。

職員の給料は、勤務の対価として支給されるものでありまして、ご指摘のとおり、人材の確保や職員の勤労意欲の維持、向上等の観点から、市の行政能力にかかわる重要な問題であると認識しております。

また、一方ではこのような財政状況の中、給与の拡大は市の財政の柔軟性を失わせ、行政の推進に支障を及ぼすおそれがあるので、定員管理の数値目標の確実な達成に取り組むとともに、その制度運用の適正化に向けて積極的に努力をしているところでございます。

さて、職員給与の速やかな是正、調整についてであります。給与の調整措置は地域住民の理解と納得が得られるような留意が必要であり、合併時の申し合わせに基づき、職員の給与については適正化の観点からその基準を統一して、現職員については現給を保証する、このことが大事なんです。現給を保証し、合併後5年をめどに給与の格差是正を図っているところでございます。

具体的な調整方法としましては、旧5町の給与制度運用を再検討するとともに、旧宇和町モデルを標準運用し、採用時から西予市に採用されたものとみなして再計算を行い、再計算の結果、現行の給与が再計算の結果を下回っている職員については財政的措置を考慮して限度を設けた上で号給を引き上げ、また現行の給与が再計算結果を上回っている職員については現行の給与を保証しながら再計算後の給与が現給に追いつくまで抑制等により調整措置を講じる等、平成17年度から調整

を実施したところでございます。

ご案内のとおり、平成18年4月に50年ぶりに給与の構造改革が実施されました。1号給が4号給に分割されて、年4回の昇給が年1回に統一される等大幅な改革が行われたところでありますが、この新給与制度による運用での調整作業を実施し、格差是正するよう努力しているところでございます。

個人ごとの再計算についてはほぼ完了しております。現在までの給与調整を実施した延べ人数は345人で、合併協議会協定内容による調整は平成21年度で完了予定としております。なお、現在ラスパイレスは90.3%まで上がりました。その後において、間差額の大きな職員に対する微調整を調整する予定でございます。

人件費総額が財政にどう影響するかでございますが、定員管理適正化計画の確実な実施によりまして職員を削減しており、一般会計に占める人件費総額については中・長期財政計画の範囲内で推移するものと考えているところでございます。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 それでは、CATV加入促進と今後の展開についてのご質問についてお答えをいたします。

ご存じのように、西予市のCATV事業につきましては、西予市が設備を整備しまして、そして民間事業者に貸し出し、運営を行っていただく公設民営方式としております。

出前講座につきましては、平成18年度より実施し、CATV事業のことだけでなく、地上デジタル放送や通信などの情報通信関係の内容について幅広く説明を行ってきております。これとは別に、現在今年度の工事エリアを対象に日程を指定し、順次CATV事業に関する説明会を実施しております。また、今後ともこの説明会と出前講座の2本立てでCATV事業に関する説明会を実施いたしますとともに、さらにふるさと雇用再生特別交付金を活用いたしまして、加入促進員を雇用した上で戸別訪問しながら、より一層の理解をしていただき、加入促進を図っていきたく考えております。

加入件数の増加による月額使用料の軽減につきましては、西予CATV株式会社が実際の運営を

行う予定のため、現在のところは見通しは立っておりません。

また、光ファイバーの有効活用につきまして、光ファイバーは最先端の技術でありまして、その通信能力を生かせばさまざまな分野におきまして利活用することが可能であろうと考えております。そのため、西予市にとって地域特性に応じた最も効果の得られる利活用方法を各分野の担当部署と協議検討し、最大限利活用できるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、特徴のある自主放送の制作につきましては、地域の情報が核となり制作されますが、西予市からも情報提供を積極的に行い、一件でも多く取材していただき、市民へより多くの情報を発信することでより価値を高め、そして加入促進につながることを考えております。

また、加入金の分割払いにつきましては、西予CATV株式会社に問い合わせを行いましたところ、検討をしていただいた結果、加入金の分割払いについては困難であるとの回答でありましたので、ご理解をお願いいたします。なお、キャンペーン期間や地域、または組合全体で早期に加入されますと加入金の割引が行われるため、かなりの低料金で加入できますので、こちらを有効活用していただきたい旨の回答でありましたので、よろしくをお願いいたします。

議長 兵頭竜君。

1番兵頭竜君 それでは、何点が再質問をさせていただきます。

ケーブルテレビ事業団ですが、加入促進に際して加入促進員を雇用するというところで、大変いいことだと私今思っております。その促進員は何人ぐらいを予定されているのか、わかればお示しいただきたいのがまず1点です。

それで、私が加入率60%ということなぜこだわるかと言いますと、本市における将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推移予測の統計を見ますと、平成17年で4万5,000人から27年で3万9,000人、37年で3万4,000人となっております。こうやって人口が減少することによって、やはり世帯数も減ってくるのではないかと。そういったときに、中・長期的なスパンでこのケーブルテレビ事業を考えた

ときに、加入者にとって60%のまま移行すれば加入世帯が減りますんで負担がふえるのではないかと、そういう心配をしております。その中・長期的スパンで、今の60%の目標で本当にいいのか。答弁のほどよろしく願いいたします。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 加入促進員の雇用の人数でございますが、これは3名でございます。そして、補助職員を1名と考えております。

それから、加入率の60%ということで厳しく言われておりますけれども、これはあくまでも加入件数を計算する上で60%というふうに定めております。つまり、やはり件数を出す以上は率を出さなければならぬと思います。もとの数字があるわけですから。例えば、全体で三瓶町を除いた世帯、そういった全体の世帯数から60%を乗じまして、そして加入件数を定めておることでの60%でございます。

そういったことで、当初の会社の見込みといたしましては4,800世帯を収支計算上見込んでおりましたが、今いろいろな早期の加入キャンペーンあるいは行政区ごとの割引、そういったもろもろの割引を推進することによって、まだもう少し伸びるのではなからうかということを考えております。それで、当面の目標といたしますか、当面の目標数値は35%、これである程度経営が成り立っていくというふうに考えております。それで、今後4年から5年ないし、そういったところで黒字経営、黒字転換に変わっていくということと安定した経営が成り立っていくと、このように考えております。

以上でございます。

議長 兵頭竜君。

1番兵頭竜君 今の再質問に際してちょっと1点だけ確認なんです、4年から5年で黒字転換ということですが、そのときに60%でいいという、60%で黒字転換になるという解釈でよろしいのかお伺いいたします。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 黒字転換になるのは今35%で、四、五年後でなっていくという計算であります。

それで、ちょっと先ほど言いそびれたんですけども、三瓶町を除く世帯数は約1万5,000世帯であります。そういったことで、当面の目標35%を掲げますと、こういった5,200世帯を目標に今一生懸命頑張っているところでございます。

議長 次に、17番酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 本日は、10番目のバッターでございます。野球で言いますと、私と次の11番の山本議員は補欠ということでございますけれども、最近はサッカーのほうが盛んでございますので、11番まで、イレブンということでもう少し時間が退屈でしょうけども、ひとつおつき合いをお願い申し上げます。

まず、私、3点通告をいたしております。

それまでに、私ども一般質問する身として、先ほどから出ておりますCATVの問題でございますけれども、何回か一般質問やらせていただいて、三瓶の方と野村の方から電話がかかってまいります。宇之さんよかったよとか、あれはもう一遍こうやったんかなというような話が入ってきます。今回、ことしの9月から宇和町がこういう一般質問も流れて、そしてお互いが共有するという問題が出てきましよう。また、再来年になりますと明浜も城川も流れる。

我々議員としては、一般質問するのに、皆さんがたくさん見てもらって、それでここに皆さんが来ていただいて、そしてお互い問題を共有してまちづくりをする、市のつくりをするというのが一番の基本だと思うんです。やはり、市民あつての議会、議員、市民が賛同してくれて、お互いが、市民が目を、目線を見せてくれてこそ、市の市長さんも理事者らもやりがいがあるんじゃないかと思えます。

このCATVの加入につきましては全戸入っていただいて、議会の活動とかそういうものを流す予定のようでございますので、ここを切にお願いしまして、一般質問も非常に精が出ますので、特に今回宇和町の町なかの加入率が少し悪いというように聞いておりますので、宇和町から来られて

る方もひとつしっかりと加入率を、お互いが入ろうぜと。やはり、市が何をしてくれるかじゃなしに、ジョン・F・ケネディじゃございませんけれども、国が国民に何をするかではなしに、国民が国に何ができるかという問題と同じように、市が活性するためには市が市民に何かをするということではなしに、市民がお互い協力し合って市を守り立てていくと、こういう考え方でひとつCATVの加入に絶大なるご協力を賜りますようお願いしておきます。

ただいまから質問に入ります。

先ほどから、きょうの質問は不況の風が吹いてあるものですから、非常に経済の中でも、去年の暮れから始まったんですけれども、本年1月の中ごろから西予市にも物流が非常に落ち込んでおります。中国地方にある旭化成さん、東予、愛媛の松山にある東レさん、ほとんど減産でございます。そういう余波が徐々に西予市にも参ってきております。購買も非常に下がっているようでございます。元親議員が言いましたように、やはり自己防衛というのが始まっているのではないかと考えております。

そういう中で、お互いがその産材、市の中で産業を守ろうとしてますけれども、やはりその中で私は、最近あります男女平等が叫ばれてから男女雇用均等法とか、これは俗の名前でございますけど、育児休業に関する法律等々、本当に細やかな法整備がされて、母子家庭につきましては対応がされております。しかし、この不況の中で、父子家庭、父親と子供の家庭は非常に野にやられてるんじゃないかという気がいたしておりますが、この父子家庭に対して、目を配り、頑張れよと言えるような施策はないものか思いをめぐらせております。西予市の現況とこの不況の中での思いやりの対策を講じられることはいかがかと思っておりますが、ご質問の所見をお尋ねを申し上げます。

続きまして、小学校の統合は地域の気持が一つになったところから始めてはどうかという質問でございますが、明治の廃藩置県のときに、地方を活性化するために国は赤い郵便ポストのある郵便局とポリボックスと小学校というのをつくりました。それによって、地方というものは、明治のそういう政策によりまして発展をしましてまいりました。その中で、実際のところは郵便局がなくなり、ポリボックスもなくなり、あと残るところは

小学校だけと。その中で、私の母校である高川小学校は私の卒業時期には579名でございました。これが今68名に減っております。教育という原点からいいましたら競争原理とかそういうものを入れますと、なかなか難しいことではございましょうけれども、私は教育委員会から答申がなされるまでにいろんな思いはございます、ここではご披露を申し上げませんが。当然、教育的視点が多くなり、比重を占めることが多くなると思います。しかし、設置者、市長におかれましては、教員の減少、どの程度少なくなるのか、大きな企業が1つなくなるというようなことになりかねない。それに伴う諸問題、人口減少、地方税の変化、財政等、それからもう一つあります、先ほど浅野議員がおっしゃられました跡地の問題、明浜町では西中学校の跡がそのまま残っております。廃墟の建物となっております。そのような問題も含めまして判断しなければならぬのではないかと考えております。

そして、地域自治といたしましても、小学校区は歴史的に文化的にも基礎集落であります。限界集落が叫ばれておりますけれども、小学校区というものは歴史的に、文化的にこれからのまちづくりにどうしてもなくてはならないと思っております。教育委員会が答申ありましても、地域の合意が一つになったところ、現状いろんな意見が入ってきております、あそこの学校とあそこの学校の案が出たが非常にもめてるらしいぞとか、そういう話は入ってまいりますけれども、議会に出てまいりますのは設置条例及び廃止条例案で出てきまして、議会は議決するだけでございます。その経緯については、教育委員会、市長のほうからあるだろうと思っておりますが、これにつきまして、小学校統合は地域の気持が一つになったところから答申がどうであれ順次やっていかれる考え方があるのか、お尋ねを申し上げます。これは、政治家としての一つの姿勢としてお聞きをさせていただきたい、このように思っております。

3番目に通告いたしております問題は、浅野議員と非常に重複いたしますけれども、ちょっと視点を変えまして、私の場合は、合併後5年間の間にほとんどのことが旧宇和町の比重の多い人口構成になってる中でのいろんな施策、そして経済の減退、人口流失、いろんなものが出ております。総合支所長として旧町の現場で市民と接してこら

れた対応についてお尋ねをいたしますが、出てまいりますのは、総合支所の近辺の食堂とかレストランとかはもう成り立たなくなってきた。まずそういう問題もあります。地域産業につきましてもそれぞれ違いがあると思いますが、学校統合、自治コミュニティ、市の予算、組織など、現状の市勢の発展のために感じられていること、また今期で退職される方、またこれからもすばらしい部長として残られる方、それぞれの気持ちでお答えをしていただきたいと思います。

この件につきましては、常々総合支所が非常に緊張感がないというところの市民の意見から、どうしてもこの時期に聞いておかなければいけないといつも常々思っております。

といいますのは、1年間やはり緊張がない、財政的な権限もないとか、そして総合支所へ行く一つのだるみが出るとか、そういう意見を市民から耳にいたしますので、やはりトップである総合支所長が常々意識を持ってどうすればいいか、人間は減るが、人は減るが、どうやればここが、旧町であるといいますけど、その集落が守っていけるか、そしてこれからの自分の人生の中でもそういう視点ですべてを眺めていくことによって、自分の思い、人生というものがすばらしいものになるのではないだろうかという気持ちがいたしますんで、あえてやめていかれる方、また緊張感がないかもしれませんけれども、次に1年間務めていただく方に緊張感を与えるために、ひとつ答弁を願いたい。

以上で私の質問といたします。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、酒井議員の質問についてお答えいたしますが、その質問の前に今CATVの効用について話していただきました。

私もこのCATVが、ケーブルテレビがそれぞれ三瓶の村の町なかと両方映っておりますが、そこでこの場から発信しておることが受けとめていただいております。答弁の内容もそうでありまして、ネクタイがどうであったとか、あるいはおまえの頭がだんだん広がって薄くなっておるぞといろいろ言っておりますが、それも非常にいろいろな目線があるんだということで、CATVの効用はすごいな

と思っております。議会から初めいろいろなところからCATVを利用して発信できるようになればいいのかなと思っております。市民の方の多くの加入を望んでおるわけでございます。

最初の答弁だけに、まずさせていただきます。

議長 炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 それでは、父子家庭に思いやりの対策はについてのご質問にお答えをさせていただきます。

今日における女性を取り巻く社会環境は、国の男女平等思想の普及を反映し、女性の積極的な社会進出や多くの分野での台頭が著しく、その地位の向上が図られ、各種の支援施策が展開されておりますことはご承知のとおりであります。

一方、議員ご指摘のように、父子家庭に対する支援は、母子家庭が児童福祉手当制度や母子家庭医療費助成制度、貸付制度等において、国や自治体からより手厚い援助を受けているのに比べまして、その対策の立ちおくれは否めず、両者の間に制度的格差があるのが実情であろうかと思っております。

最近では、家庭内での役割分担も多様化してまいりました。離婚に伴い、親権のあり方もさまざまな形態が見られる状況を迎えております。今や父子家庭からの相談も珍しくなくなってまいりました。ちなみに、本年1月末現在、本市における父子家庭からの相談件数は、経済的困窮を起因とするもので3世帯から相談を受け付けております。そのうち2世帯に対しましては、父子家庭に対し、児童1人当たり月1万円を支給する西予市母子父子家庭等福祉手当支給制度を適用させていただき、同世帯の自立支援をしてまいっているところであります。これは、平成16年度の合併以来初めての出来事であります。また、当市では父子家庭に5万円を限度に貸し付ける西予市母子家庭及び父子家庭小口資金貸付制度も設けており、臨時的な生活支援への融通への備えをしております。

未曾有の景気不況の中で、今後とも父子家庭からの相談は増加すると予想されます。厳しい雇用情勢の中で、特に就業支援が最優先される課題ではなかろうかと思っております。当市といたしま

しては、対策としては十分とは申せませんが、父子家庭対策の補完が期待されるこの2つの市の単独制度を有効活用した資金的な支援とあわせ、ハローワーク等の関係機関と連携を密にし、父子家庭からの相談にきめ細かく対応できる体制を整え、自立に向けた思いやりのある対応をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、酒井議員の小学校の統合問題については、小学校の統合は地域の気持ちが一つになったところからするべきでないかということについて設置者としての考えを言えるということでございますので、ご回答させていただきます。

小学校の再編は、将来の西予市を担う子供たちにとって、よりよい学校規模、いわゆる教育環境で教育をされていくために必要だと考えております。したがって、現在教育委員会で検討されております再編計画、これ（案）でございますが、これをもとに検討を行い、設置者として再編計画を策定したいと考えております。再編の推進につきましては、対象の校区の状況を踏まえまして、校区内の皆さんと十分協議を行った上で進めていきたいと、このように考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 明浜総合支所長。

高岡明浜総合支所長 合併後の旧町の現況について酒井議員さんのご質問にお答えをいたしたいと思っております。

明浜町には28の行政区がございます。このうち5年後には43%が限界集落になります。10年後では96%、もう100%、すべての行政区が限界集落という、そういった推計の数字もございます。したがって、地域内における経済活動あるいは社会活動、こういったものは非常に厳しいという状況であるということは認識をいたしております。

地域産業は第1次産業ですが、農業、漁業、これも長い不振に苦しんでおりますけれども、その

中でやはり経営の勉強を続けているんな視点から自分の事業を見直して努力されてる方がおられます。こういう人たちの支援、そういったものを我々考えなければいけないかなというふうにご考慮しておるところでございます。

また、学校統合につきましても、地域が寂れるというふうな意見が多数ございます。しかし、そこで学ぶ子供たち、これはいずれ大きな社会に出ていくことになります。そのときに、気おくれなく自分の意見の言える子供であってほしいというふうに思っています。そのためには、成長に合った社会の大きさ、そういったものが必要ではないかなという気がいたしております。

また、市の予算あるいは組織、そういったものにつきましても、本庁支所方式となりますとやはり支所の職員が減少する、そういったことが免れないというふうな状況であろうと思っております。そういった状況の中でもやはり地域の方たちに最も近い存在、公民館でございますけれども、今は生涯学習の拠点として動いておりますけれども、また地域づくりの拠点としての機能、そういったものを強化していく必要があるのではないかなというふうにご考慮しておるところでございます。

市民の要望に対する対応ということでもございますが、地域において要望されるもの、高齢化を反映して、すべてやはり住民の安全・安心につながるものというふうにご認識をいたしております。これらの要望につきましては、緊急を要するものにつきましては実施に努めておりますけれども、予算の確保が困難なもの、そういったものにつきましては、いろいろなそういう関連の情報を提供することで、できるものは自分でもお願いして、あるいは地域の力で解決をしていただくようお願いをしておるといふところでございます。

いずれにいたしましても、住民と話し合うという姿勢を持って、お互いに納得した上で要望に対応していくことが大切だろうと考えております。

本日の質問で総合支所長の質問をいただきましたが、緊張感を与えていただき、この緊張感を持って支所にも帰り、勤務に努めたいと思っております。なお、職員のほうにも緊張感を与えるためにも、最近議員さんの支所訪問が少ないようでございますが、職員と交流を図っていただければというふうに思っております。

以上、答弁といたします。

議長 野村総合支所長。

西田野村総合支所長 引き続きまして、酒井議員のご質問にお答えいたします。

合併後の三位一体改革、また昨年の原油高騰や世界規模での経済不況によりまして、野村町の地域産業は大変厳しい経営状況となっております。

野村の産業であります畜産農家数、これを見ますと、合併前は185戸ありましたが、現在は140戸の45戸減少しております。特に、45戸減少のうち酪農家数が31戸ということで、大半を占めているような状況でございます。また、建設業者数なんですが、合併前は27社ありました。今現在は23社ということで、この分も4社減っているような状況でございます。

それと、いろいろと人口につきましても、合併前は1万869人、今現在は9,955人となりまして、5年間で914人減っているような状況でございます。また、商店街も後継者不足で空き店舗が目立つようになりまして、大変寂しい思いをしております。

このような状況ではありますが、先月野村商店街の皆さんとの話し合いの中で、また乙亥の里を核として商店街を何とかせんといかんという熱い思いを聞かせてもらいまして、皆さんの元気さを感じました。自分たちの地域を少しでもよくして、安心して暮らせるまちづくりを住民と行政がともに連携して、自助、共助の考えで地域の力を高めていくことが今後の市勢発展へとつながると思っております。

市民の要望に対する対応についてでございますが、毎年区長さんを通じまして住民の皆様から要望等を取りまとめていただきまして、すべての要望事項につきまして一つずつ回答書を区長さんに送っております。要望につきましては、予算が伴うもの、またできるもの、できないもの等いろいろあります。常に住民の皆さんへ情報等を提供しながら、お互いが話し合いをし、行政がやるべきもの、住民の皆さんがやるべきもの等、お互いが納得した上で事業を推進しております。

最後になりましたが、私も野村総合支所を1年間務めさせていただきました。この1年間、本当にいろんな介護とか、いろんな場に出させていただきまして、自分自身にとっては本当にいい経験をさせていただいております。どうもありがとう

ございました。

以上で答弁といたします。

議長 城川総合支所長。

清水城川総合支所長 それでは、酒井議員のご質問に、城川総合支所長としての職務上感じていることの一端を述べさせていただきます。

城川の人口は、本年1月末現在4,247名であり、合併からの5年間で398名が減少いたしました。1年に換算しますと80人の減少ということになっております。また、高齢化率につきましては、明浜とほぼ同じ43.9%の数字が出ております。

こうした人口動態というのは、即地域の活力に比例してまいります。いつの時代にありましても中央に人や物が集まる、動くということは仕方のない原理だと思っておりますが、市町村合併は予想以上の早さでそれに拍車をかけているのも事実であります。地域の活力が徐々にではありますけれども疲弊していくさまを見ますとき、住民としてあるいは職員として忍びがたい思いがありますけれども、しかしそれに嘆いてばかりでは展開も発展もありませんので、今後また努力してまいりたいと思っておりますが、城川の地域づくりというのは昭和58年の「わがむらは美しく」の理念に始まりました。この精神は、いわゆる地域のコミュニティというのは今なお健在でありまして、住民の心に根強く息づいていると自負いたしております。

所変わりますけれども、アメリカの第44代バラク・オバマ大統領は就任演説で国民に対しまして、国が変わるのではない、まず我々が変わろう、今国に何かを求めるべきではない、我々が国のために何ができるかを考えよう、このような話を力説されておりました。このことは、私たちの地域づくりにも言えることではないかと、住民の主体性が重んじられる時代になったのではないかと思っております。地域の活力なくして、市勢発展はあり得ないと思っておりますし、そのため個人であるいは地域で何ができるか、この意識を住民に喚起することが非常に大切で、これも支所長としての与えられた職務の一つだと認識いたしております。

城川の中でありまして、約40年前、100人

いた集落があります。今現在11人になっているところがございます。63歳から85歳の11人で、うち独居世帯が3戸、高齢化率は何と90.9%になっております。農地の保全あるいは道路の維持管理、医療体制など、問題は切実に浮かび上がってきております。居住条件が不利な地域で暮らす住民に生活をどう保障していくのか、答えを必要とする時期に来ているのではないかと、こんなことを感じております。

このように地域には課題が非常に山積しておりまして、住民からの要望も多種多様であります。一朝一夕にその実現を見ることができないものもたくさんありますけれども、試行錯誤の連続でありまして、毎日住民と接する中でびりびりしながら、苦労はやがて報われる、このことを肝に銘じ頑張っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 三瓶総合支所長。

芝三瓶総合支所長 酒井議員の質問にお答えをしたいと思います。

三瓶総合支所では、21年度区長要望事項としては74件を提出しております。その内訳は、60件は産業建設関連です。総務課8件、教育課6件でございます。市民の皆様への要望に速やかに対応すべく努めておるところでございます。

少子・高齢化など地域の問題、課題が表面化しております中で、地域の新しい取り組みが急務だと考えております。三瓶では、総合型の地域スポーツクラブを育成し、健康で明るい地域づくりを目指しております。すべての世代の人々が生涯を通じてスポーツに親しみ、環境づくりを目的に活動をする組織であります。日常的に体を動かす機会がふえれば、子供の体力向上から高齢者の医療費の削減まで、現代社会の抱えるさまざまな問題を解決することになります。このスポーツクラブによってスポーツの町三瓶を活性化させ、夢のあるまちづくりを実現に向けて取り組んでまいりたいと思います。それには、市民の皆様にも協力をお願いし、自分自身に対して西予市で、地域で何ができるか、何をすべきか、何がやれるのか話し合いながら、住民と行政とが相互に意識改革を行いながら進めていくことが必要だと思っております。

最後になりましたが、私も今年最後で退職をさせてもらうことになっております。この機会を与えていただきまして、ありがとうございます。三瓶町で4年間を過ごしました。三瓶の皆様には温かく迎えていただきまして、非常に感謝をいたしております。今後ともよろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

議長 酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 私、実を言いましたら非常に感動をいたしております。といいますのは、答弁が非常に真摯な形で精いっぱい本当の自分の地域を考えてるのがひしひしと伝わってきました。私がジョン・F・ケネディを出しますと、オバマさんを、新しい大統領を出していただきまして、政治の原点、地域づくりの原点を見たような気がいたしております。今後、教育の問題で人づくりが原点だと思います。50年先の子供をつくる、その答えも今我々がここで何をすべきかという問題に帰着するのではなからうかと、こういうように思っておりますので、市長もひとつ、教育長も学校統合につきましてはよろしく肝に銘じて対応していただきたいと思っております。

最後に、市長にお尋ねを申し上げます。

合併して初めて総合支所長がその旧町の出身者でない方を登用されました。今後、それが是か非か、そして今後どのようにしてやられるのか、市長の所見をお尋ねして質問を終わります。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、酒井議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

総合支所長の人事の登用についてであります。それについては臨機応変に対応させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長 次に、19番山本昭義君。

19番山本昭義君 ただいまは、酒井議員にはとうとう酒井議員より下の11番のバッテリー、しかも補欠ということにされてしまいました。その

ような意味で気楽に質問させていただきます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、次の2点に対し、理事者の所見をお伺いいたします。

ことしの冬は雪も少なく暖冬で春を迎えようといたしておりますが、昨年後半にアメリカで起きたリーマン・ブラザーズの破綻に始まり、世界はかつてない金融危機となりました。このことは、世界経済に深刻な打撃を与え、未曾有の同時不況となりました。輸出産業の停滞、低迷で我が国の経済産業は日を追うごとに派遣切り、大量の雇用解雇が始まり、ことしの暖冬の季節とは裏腹に大変厳しい時代になりました。

さて、資源の少ない我が国が現在世界第2位の経済大国となり今日繁栄いたしておりますのも、地方の若い労働者たちが都会に流れ、輸出産業を支えてきました。つまり、地方を犠牲にした政策により、なし得た繁栄であると思うのであります。

一方、地方に目を向けると、このような施策が重荷となり、都会の繁栄とは裏腹に若者は定着しなくなり、少子・高齢化、過疎化が進み、地方の衰退が始まりました。このような地方の現実を十分にご承知の三好市長は、全国水源の里連絡協議会、つまり限界集落再生の会の発起人であり、また愛媛県では同会の会長であります。厳しい限界集落の現実を十分に国に訴え、問題提起し、地方より国を動かし活躍されると思うと、私は大変うれしく思っております。また、大変心強くも思っております。

それでは、第1点の西予市の限界集落の再生についてお伺いをいたします。

限界集落の再生については、これまでたびたび各議員が一般質問されておりますし、また旧町時代に首長を先頭に各自治体において集落環境整備、村おこし、そして限界集落などと事業名、また政策を変えて限界集落再生に取り組みまれましたが、各自治体の思いどおりには進まず、集落の衰退は急速に進んでまいり、限界集落と言われるようになりましたのも事実であります。この問題は大変大きな難題であります。避けては通れないのも事実であります。

現在私たちの住んでいる惣川地区は、高齢化が60%を超え、30部落のうち25部落が限界集落であります。この25部落にあっても、80歳

以上の高齢者の多い部落もあり、近い将来部落が消滅するのではないかと大変危惧いたしております。

このように急速に進む限界集落にあって、市長は昨年6月の定例議会の施策方針演説の中で、今年度を限界集落再生問題元年と位置づけ、今後積極的に取り組んでいくと申されましたが、その定例議会では具体的な方針は申されませんでした。また、2008年度市長マニフェストの限界集落対策によると、目標、目的は10年後の限界集落を守るため、今から調査研究を行い対策を実施します。また、方法としては日常生活や産業の支援、交通手段の確保を行います。あわせて、地域リーダーの育成を行います。このようにマニフェストにおいて言われておられますが、それから1年になろうといたしておりますが、その後限界集落の地域の政策をどのようにとらえたのか、またとっておられるのかお伺いをいたします。

第2点は、野村少年自然の家についてお伺いをいたします。

この件につきましては、午前中に兵頭学議員が質問をされておりますが、私もあえて質問をさせていただきます。

野村少年自然の家は、昭和47年、前惣川小学校が学校の使用変更により野村少年自然の家として開設をされました。その間、約10万人の利用者がありました。最近では、大学生の合宿など社会教育の場としても幅広く利用されてまいりましたのは言うまでもありません。

このように幅広く利用されますのも、広大な四国カルスト大野ヶ原高原、自然豊かな高樽の原生林、歴史的価値ある土居家など、自然豊かな学びの場があるからだと思えます。これまでは主に利便性、快適性が整った地域の施設を求めてまいりましたが、これからは子供たちが自然を共有し活動することによりお互いの信頼関係を構築し、思いやりの心、敬愛の情をはぐくみ、自然性を尊重した社会教育が求められる時代だと思っております。少年自然の家では、私たちが想像以上の社会教育の場であるとともに、教育者みずから子供たちとともに体験することにより、子供たちの新たな一面を見出し、伸ばし、育てていく教育の場であり、また指導者みずからも学ぶ施設であると思っております。30年余りの子供たちや地域に多くの思い出をつくりながら歩み続ける少年自然の

家であり、一方地域の雇用の場として、地域の食材を提供できる場としてどうしても必要な施設であります。今後の運営、今後の存続について地元は大変心配をいたしております。

現在、この少年自然の家は2階建て木造建築であり、53年余りが経過しており、耐震性の問題、また宿泊の問題等で平成21年度は休止することとあります。聞くところによりますと、少年自然の家は耐震診断の結果、存続し運営していくためには約1億円余りの金額が必要だそうです。この金額は大変大きな金額であります。今までの少年自然の家の利用者は約10万人でありますので、1人当たりの社会教育費としては約1,000円となり、この金額は私は大変有意義な社会教育費であると思っております。耐震補強費として1億円つぎ込むのも一案であります。一方新たな行き方として、田舎らしい簡素で建設費を抑えた少年自然の家をつくることにより、自然の家の役目としては十分に果たせるのではないかと考えております。それとも、利便性、快適性を兼ね備えた都会にある施設でよいと思っておられるのか、市長、また教育長の所見をお伺いいたしまして質問を終わります。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、山本議員の限界集落再生についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

ご質問の限界集落問題につきましては、取り組み状況や今後の対策につきまして、これまで幾度かご報告させていただいております。平成19年度を動機づけ期間として限界集落問題の周知などを、平成20年度を準備期間としてアンケート調査や聞き取り調査などを、平成21年度からを実施期間としております。

本年度は、昨年11月に23集落におきまして集落の状況、産業の現状、交流の取り組み、将来の見通しなど、そういう市単独の調査とまた愛媛県と愛媛県の過疎自立促進協議会、私会長をさせていただきとりますが、ともにさせていただきまして、その研究会を立ち上げまして、その結集として新過疎への提言ということで元気な地域づくり実現に向けてという冊子をつくらせていただいて、これも愛媛県の知事のほうにもお渡しをさせ

ていただいております。

そういう結果をもとに、対象集落、対象外集落に対して必要な支援の洗い出しを行い、支援策の策定、または集落の自主対策の支援などに取り組みたいと思っております。また、先ほどの答弁のように、集落支援員の設置、モデル地区の設置、集落のワークショップの実施、研究会の開催、限界集落問題市民検討委員会の立ち上げなどの取り組みを予定しております。

集落を取り巻く環境や課題は地域により異なっております。過疎限界集落問題においては地域の現況を見据えた個別の対策が必要と考えております。このため、地域と行政との連携対策とあわせて、地域における主体的な取り組みが重要になってくると思っております。

今後、各地域における話し合い等の体制づくりや各種事業等の導入、受け入れ態勢づくりの面におきましても、市民の皆様方のご支援、ご協力を賜りたいと思っております。集落の自主・自立の促進が図られ、行政と集落の共助、行政の公助のよりよい関係が構築され、誇れる、愛着の持てる集落づくりに努めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 森教育長。

森教育長 2点目の質問、野村少年自然の家についてお答えをいたします。

さきの兵頭議員への答弁と重複する点もありますが、よろしく願いをいたしたいと思います。

議員ご指摘のとおり、本施設のある惣川地区は藩政時代の面影を残す土居家や県下一の羅漢穴、雄大な四国カルスト大野ケ原を有しております。その恵まれた自然環境の中で集団宿泊訓練を行うことにより、創造的な能力やたくましい実践力、強い忍耐力、豊かな情操を身につけることができます。

ただ、本施設は築後53年を経過しておりまして、耐震性の問題から現状での継続は困難であり、耐震補強費あるいは改築するにいたしましても、1億円を投じるには現在の財政状況から考慮いたしますと早急な結論は出せない状況であります。

そのため、21年度から休止することにいたしておりますが、老朽化しています宿泊棟を除き、

食堂と集会所、トイレ、広場は引き続き管理していく予定であります。これにより、屋外でのテント泊でキャンプを行うことは可能であり、その利用方法につきましては今後関係団体とも協議してまいりたいと存じます。また、施設の存続等につきましても間もなく答申をいただきますので、しばらく猶予を賜りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 山本昭義君。

19番山本昭義君 合併をいたしまして、もう5年になろうといたしております。昨年の6月の定例会で、市長が、庁舎内に限界集落再生のチームをつくり今後は取り組んでまいりたいと、そのように申されたように思っております。私は、それからの後の動きが一向に私たちにできてきておりません。

ご承知のように、職員は大変こう作文つくったり、そういう施策をつくったり、またいろんなこじつけが上手だと思っております。私は、これほど限界集落の問題が出、また消滅する地域があるような形でありながらいまだに動きがないというのは、逆におかしいと思っております。本来なら先に動いてそういうところに入って政策をし、行動し、そしてその後でいろんな施策の計画を立てても遅いことないではないか、私は逆じゃないかと、そのように思っております。

ただ、そのときに、今まで職員はうまくやりたい、完璧にやりたい、そういうような形がありますので、そこら辺は市長がやはり責任はおれがとってやると、おれに任せと、それぐらいなやはり気概でこのことに取りかからなったら、私はできないと思っております。ただ、口先だけでやりますやりますと、何もできてないこの1年間、そのように思っておりますので、もうちょっと頑張っしてほしいなど、そのように思っております。

また、自然の家につきましては、休止と今言われましたが、私はほかに方法もあったんじゃないかなと、そのように思っております。と申しますのも、野村には乙亥大相撲で使う、あれは巡業やなんかに、使う大きなテントがあります。それを張ってやるのも一つの方法ではないか、そこらの方法も検討されたのかどうか。やはりそこらまで検討されて休止にするべきではないか。

と申しますのも、一度休止をしてまた再興するということは大変だろうと思っておりますので、そこら辺も十分に検討して、その再興をされる、また後つくっていかれることが、そういう考えがあるのかないのかどうか。そして、市長にはこの自然の家につきましては、休止のままいつまでも自然消滅さす考えであるのか、そこら辺もお尋ねしたいと思っております。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、山本議員の再質問についてお答えさせていただきます。

限界集落に対する対応の問題だと思うわけですが、私どもはこの問題は非常に大事な問題とって以前から言っておりますが、そのためにもまずいろいろなところへ入って行って聞くということをしていただきました。先ほど38集落と言いましたけれども、夜、これ全部行ったところです。私もその中で何ぼか行っております。夜行って会議をして、皆様方からご意見を聞いて、その中から今どういうことをやっていくかということは今割り出しておるところでありまして、それを続けながら、その中でこういう手を打たなくてはいけないというのを現実的に出していくというのがことしから始まってくるんだと思っておりますが、この1年間何もやってないわけではありません。しっかり職員と一緒にやっておりますので、見えてなかったというのは失礼なことではございますが、見えるように今度はやっていきますのでぜひ見ていただきたいと、このように思う次第でございます。先ほど、今のはエールを送っていただいたんだと、このように認識しておりますので、よろしく願いをいたします。

次のは、教育長の後で私は答えさせていただきます。よろしく願います。

議長 森教育長。

森教育長 さきにお答えさせていただきましたとおり、学校を初め公共施設すべてにおきまして耐震性の問題がクローズアップされてきておりまして、大変心配しておるところでございます。

このような中におきまして、昨年10月末に宇和中学校の生徒の利用があるということが判明い

たしましたために、十分検討する時間が当然ありませんでした。どうしても耐震性の問題があるということになりましたので、急遽利用を取りやめていただきまして、大洲青年の家を使っていたくように手配をしたところでございますが、いろんな原因もありまして現在休止をいたしておりますが、答申をもとにいたしまして、地域の方々とも十分検討をしていきたいと考えておりますので、またその切はよろしくお願いいたしたいと思っております。

以上でございます。

議長 三好市長。

三好市長 今後どうするかということでございますけれども、まずその前に、あそこのいわゆる宿泊については休止にするということでございますが、それ以外の棟については現役として続けていきたいという思いでありまして、先ほど兵頭議員からの質問もあったし、兵頭議員から言われたアドベンチャースクール等々については、十分これを今から活用してあそこにやっていかせていただきたいと思いますのでございます。また、外のテントで泊まるケースもありましょうし、土居家も利用いただくケースもあろうかと思っております。そうしながら、場所としては有効利用をさせていただこうと思っておるところでありまして、宿泊棟については教育長が言ったような問題等々があるので、今休止をするということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 以上で一般質問を終結といたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

明日3月6日は9時より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後4時14分

平成21年第1回西予市議会定例会会議録(第3号)

- 1.招集年月日 平成21年3月6日
 1.招集の場所 西予市議会議場
 1.開 議 平成21年3月6日
 午前 9時00分
 1.散 会 平成21年3月6日
 午前11時40分

1.出席議員

- 1番 兵頭 竜
 2番 二宮 一郎
 3番 兵頭 学
 4番 明智 祥勝
 5番 井上 勲
 6番 小野 正昭
 7番 松山 清
 8番 宇都宮 明宏
 9番 松島 義幸
 10番 元親 孝志
 11番 嶋川 武文
 12番 沖野 健三
 13番 森川 一義
 14番 藤井 朝廣
 15番 浅野 忠昭
 16番 岡山 清秋
 17番 酒井 宇之吉
 18番 兵頭 勇
 19番 山本 昭義
 20番 梅川 光俊
 21番 菊地 ミスギ
 22番 大竹 忠盛
 23番 二宮 元
 24番 坂本 隆重

1.欠席議員

なし

1.地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- 市 長 三好 幹二
 副 市 長 別宮 静
 教 育 長 森 英二
 公営企業部長 九鬼 則夫
 会 計 管 理 者 角藤 和幸
 総務企画部長 清水 忠夫
 産業建設部長 安藤 芳夫
 生活福祉部長 炭倉 貞明

- 教 育 部 長 森 精一
 明浜総合支所長 高岡 和廣
 野村総合支所長 西田 光和
 城川総合支所長 清水 享司
 三瓶総合支所長 芝 則重
 消防本部消防長 中野 竹夫
 総務課長 上甲 憲章
 財政課長 河野 敏雅
 企画調整課長 上田 甚正
 監査委員 正司 哲浩

1.本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事務局長 岩本 明定
 議事係長 井上 千浪

1.議事日程 別紙のとおり

1.会議に付した事件 別紙のとおり

1.会議の経過 別紙のとおり

議 事 日 程

- 1 議案第10号 西予市介護従事者処遇改善
 臨時特例基金条例制定につ
 いて
 議案第11号 西予市例規の見直しに伴う
 関係条例の整理に関する条
 例制定について
 議案第12号 西予市職員の勤務時間の改
 定に伴う関係条例の整理に
 関する条例制定について
 議案第13号 西予市非常勤の職員の公務
 災害補償等に関する条例の
 一部を改正する条例制定に
 ついて
 議案第14号 西予市税条例の一部を改正
 する条例制定について
 議案第15号 西予市育英会設置条例の一
 部を改正する条例制定につ
 いて
 議案第16号 西予市城川地域育英会設置
 条例の一部を改正する条例
 制定について
 議案第17号 西予市三瓶地域育英会設置
 条例の一部を改正する条例
 制定について

- | | | | |
|-----------|---|-----------|-------------------------------|
| 議案第 1 8 号 | 西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 3 4 号 | 西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について |
| 議案第 1 9 号 | 西予市青少年補導センター条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 3 5 号 | 西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について |
| 議案第 2 0 号 | 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 3 6 号 | 西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について |
| 議案第 2 1 号 | 西予市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 3 7 号 | 西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について |
| 議案第 2 2 号 | 西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 3 8 号 | 西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について |
| 議案第 2 3 号 | 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 3 9 号 | 西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について |
| 議案第 2 4 号 | 西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 4 0 号 | 西予市明浜民宿故郷の指定管理者の指定について |
| 議案第 2 5 号 | 西予市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 4 1 号 | 西予市明浜塩風呂の指定管理者の指定について |
| 議案第 2 6 号 | 西予市あけはまオートキャンプ場条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 4 2 号 | 西予市物産会館の指定管理者の指定について |
| 議案第 2 7 号 | 西予市明浜民宿故郷条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 4 3 号 | 西予市野村農業公園の指定管理者の指定について |
| 議案第 2 8 号 | 西予市明浜塩風呂条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 4 4 号 | 西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について |
| 議案第 2 9 号 | 西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 4 5 号 | 西予市溪筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について |
| 議案第 3 0 号 | 西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 4 6 号 | 西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について |
| 議案第 3 1 号 | 西予市城川堆肥製造用施設条例を廃止する条例制定について | 議案第 4 7 号 | 西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について |
| 議案第 3 2 号 | 西予市野村キャスルランド深山条例を廃止する条例制定について | 議案第 4 8 号 | 西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について |
| 議案第 3 3 号 | 西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について | 議案第 4 9 号 | 西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について |
| | | 議案第 5 0 号 | 西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について |

議案第 5 1 号	西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について	議案第 6 9 号	平成 2 0 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 5 2 号	西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について	議案第 7 0 号	平成 2 0 年度西予市上水道事業会計補正予算（第 4 号）
議案第 5 3 号	西予市有料駐車場の指定管理者の指定について	議案第 7 1 号	平成 2 1 年度西予市一般会計予算
議案第 5 4 号	西予市乙亥の里の指定管理者の指定について	議案第 7 2 号	平成 2 1 年度西予市授産場特別会計予算
議案第 5 5 号	西予市城川ふるさと交流館の指定管理者の指定について	議案第 7 3 号	平成 2 1 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
議案第 5 6 号	西予市三滝ロッジの指定管理者の指定について	議案第 7 4 号	平成 2 1 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
議案第 5 7 号	市道路線の廃止について	議案第 7 5 号	平成 2 1 年度西予市国民健康保険特別会計予算
議案第 5 8 号	市道路線の認定について	議案第 7 6 号	平成 2 1 年度西予市老人保健特別会計予算
議案第 5 9 号	西予市営土地改良事業の施行について（宇和町下松葉地区）	議案第 7 7 号	平成 2 1 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 6 0 号	西予市営土地改良事業の施行について（城川町魚成地区）	議案第 7 8 号	平成 2 1 年度西予市介護保険特別会計予算
議案第 6 1 号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について	議案第 7 9 号	平成 2 1 年度西予市農業集落排水事業特別会計予算
議案第 6 2 号	平成 2 0 年度西予市一般会計補正予算（第 6 号）	議案第 8 0 号	平成 2 1 年度西予市公共下水道事業特別会計予算
議案第 6 3 号	平成 2 0 年度西予市授産場特別会計補正予算（第 2 号）	議案第 8 1 号	平成 2 1 年度西予市簡易水道事業特別会計予算
議案第 6 4 号	平成 2 0 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）	議案第 8 2 号	平成 2 1 年度西予市上水道事業会計予算
議案第 6 5 号	平成 2 0 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	議案第 8 3 号	平成 2 1 年度西予市病院事業会計予算
議案第 6 6 号	平成 2 0 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）	議案第 8 4 号	平成 2 1 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
議案第 6 7 号	平成 2 0 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	2 陳情第 1 号	野村郷土資料館（仮称）の建設について
議案第 6 8 号	平成 2 0 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）	陳情第 2 号	労働者派遣法の抜本改正のため意見書を提出することを求める陳情書
		追加 議案第 8 5 号	平成 2 0 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）
		議案第 8 6 号	西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について

本日の会議に付した事件

- 1 議案第10号 西予市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定について
- 議案第11号 西予市例規の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 議案第12号 西予市職員の勤務時間の改定に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 議案第13号 西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第14号 西予市税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第15号 西予市育英会設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第16号 西予市城川地域育英会設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第17号 西予市三瓶地域育英会設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第18号 西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第19号 西予市青少年補導センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第20号 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第21号 西予市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第22号 西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第23号 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第24号 西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について

- 議案第25号 西予市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第26号 西予市あけはまオートキャンプ場条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第27号 西予市明浜民宿故郷条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第28号 西予市明浜塩風呂条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第29号 西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第30号 西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第31号 西予市城川堆肥製造用施設条例を廃止する条例制定について
- 議案第32号 西予市野村キャスルランド深山条例を廃止する条例制定について
- 議案第33号 西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について
- 議案第34号 西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 議案第35号 西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について
- 議案第36号 西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について
- 議案第37号 西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について
- 議案第38号 西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について
- 議案第39号 西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について

議案第40号	西予市明浜民宿故郷の指定管理者の指定について		行について（宇和町下松葉地区）
議案第41号	西予市明浜塩風呂の指定管理者の指定について	議案第60号	西予市営土地改良事業の施行について（城川町魚成地区）
議案第42号	西予市物産会館の指定管理者の指定について	議案第61号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について
議案第43号	西予市野村農業公園の指定管理者の指定について	議案第62号	平成20年度西予市一般会計補正予算（第6号）
議案第44号	西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について	議案第63号	平成20年度西予市授産場特別会計補正予算（第2号）
議案第45号	西予市溪筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について	議案第64号	平成20年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）
議案第46号	西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について	議案第65号	平成20年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第47号	西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について	議案第66号	平成20年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
議案第48号	西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について	議案第67号	平成20年度西予市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第49号	西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について	議案第68号	平成20年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
議案第50号	西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について	議案第69号	平成20年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議案第51号	西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について	議案第70号	平成20年度西予市上水道事業会計補正予算（第4号）
議案第52号	西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について	議案第71号	平成21年度西予市一般会計予算
議案第53号	西予市有料駐車場の指定管理者の指定について	議案第72号	平成21年度西予市授産場特別会計予算
議案第54号	西予市乙亥の里の指定管理者の指定について	議案第73号	平成21年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
議案第55号	西予市城川ふるさと交流館の指定管理者の指定について	議案第74号	平成21年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
議案第56号	西予市三滝ロッジの指定管理者の指定について	議案第75号	平成21年度西予市国民健康保険特別会計予算
議案第57号	市道路線の廃止について	議案第76号	平成21年度西予市老人保
議案第58号	市道路線の認定について		
議案第59号	西予市営土地改良事業の施		

- 健特別会計予算
- 議案第77号 平成21年度西予市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第78号 平成21年度西予市介護保険特別会計予算
- 議案第79号 平成21年度西予市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第80号 平成21年度西予市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第81号 平成21年度西予市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第82号 平成21年度西予市上水道事業会計予算
- 議案第83号 平成21年度西予市病院事業会計予算
- 議案第84号 平成21年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
- 2 陳情第1号 野村郷土資料館（仮称）の建設について
- 陳情第2号 労働者派遣法の抜本改正のため意見書を提出することを求める陳情書
- 追加 議案第85号 平成20年度西予市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第86号 西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について

開議 午前9時00分

議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありであります。

（日程1）

議長 日程第1、議案第10号「西予市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定について」から議案第84号「平成21年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」についてまでの75件を一括議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

まず、議案第10号「西予市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定について」から議案第12号「西予市職員の勤務時間の改定に伴う関係条

例の整理に関する条例制定について」までの3件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

嶋川武文君。

11番嶋川武文君 議案第12号は大丈夫ですか。

議長 議案第12号までです。

11番嶋川武文君 大丈夫ですね、はい。

これは実質17時30分を17時15分に短縮するといいますが、以前に戻すということなんでしょうけれども、私は総務委員会ではありますが、全体的な観点から、15分短縮することによって時間外手当が、恐らくふえないとは思いますが念のためにお聞きしたいのと、具体的に職員さんの時間外手当の、大綱ですから余り細かいことは言うなということですが、およそで結構ですので、どのくらい時間外手当が金額ベースであるのか、少々お伺いしたいと思います。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 15分短縮することによりまして、時間外手当がふえるんじゃないかというご質問であります。これは人の気持ちといえますか、そういった気持ちの切り返してものはうまくできるものだと、このように思っております。15分短ければ15分短く、あるいは長ければ長くなったようなことで、気持ちを切り返しができると思います。

それで、これ15分といえますと、簡単に単純計算しますと1時間2分当たり短縮すれば済むこととあります。そうすると、例えばパソコンを打つのを早く打つとか、あるいは今までゆっくり歩いていたのを早く歩くとか、そういったことで調整がつくものと、このように思います。したがって、時間外手当は出ないだろうというふうに私は踏んでおります。

それから、手当でございますが、これは当初予算の一番裏で計算しておりますが、これは本給の4%を組んでおります。それで、実質決算統計といえますか、そういった統計上からしますと実質五、六千万円の支給ではなからうかと、このよう

に思っております。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結いたします。

議案第11号については、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第11号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りをいたします。

議案第11号「西予市例規の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、ただいまの議案第11号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第13号「西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」から議案第20号「西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について」までの8件の一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第21号「西予市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」から議案第23号「西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」までの3件の一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

嶋川武文君。

11番嶋川武文君 きのうも一般質問がありまして、未曾有の経済危機という言葉が多数出たんでございますが、各種報道等によりますと、特に中京地方を中心に非常に生活保護の申請が多いと聞いておりますが、本市におきましては、最近こ

こ半年ぐらいの状況はどういうふうな様子でございますか、お聞きいたしたいと思っております。

議長 炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 生活保護の関係でございますが、昨年度と比べまして、ことしに入りまして去年より比較しますと十数件ふえてまいっております。

経済の低迷によるものもありますし、病気によるものもありますし、少しずつふえてきておりますが、現在、これは約ですが、250世帯に支給をしております。人数にしますと300人ちょっとになります。

以上です。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第24号「西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について」から議案第28号「西予市明浜塩風呂条例の一部を改正する条例制定について」までの5件の一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

嶋川武文君。

11番嶋川武文君 議案第25号に関連する質問でございますが、先ほども申しましたように、未曾有の経済危機と言われておりますが、これは一つは非常に難しい政治的な問題でありますので、ぜひ市長にお願い申し上げる次第でございますが、きのうも一般質問ございましたが、1次産業につきましては、制度資金の利子補給をいただいておりますが非常にありがたいことでございますが、現実的には非常に制約のある資金でございますが、この議案第25号に関連するところのこの中小企業振興資金融資関係のような柔軟な制度というのは1次産業にはございません。

私も長らく一般質問をしておりませんので、6月にはここを中心にぜひ再度やりたいと思っておりますが、ここは市長、ひとつ1次産業の町西予市という観点から、ぜひとも中小企業振興資金に該当するような制度をぜひ1次産業にもやっていただきたいと思うのであります。

その方法は幾らでもあると思うんですが、今度

の21年度予算におきましても、恐らく愛媛県漁業信用基金協会というところに出資すると思います。今まででもしております。

私も勉強不足ですから書類は見ておりませんが、恐らく数千万円単位で、1,000万円か2,000万円か3,000万円かわかりませんが出資しております、西予市もそこへ。それで、私も個人的な仕事の関係でここはよく知っておるんですが、保証協会と同じ機能です、ここは。今、未曾有の危機で非常に漁業関係、特に私は養殖関係なものですから、養殖関係とか畜産も入るかもしれませんが、1次産業に分類はされておりますが、味方によればこれ2次産業といってもいいぐらいの計画的にものをつくって計画的に出荷するという観点からいくと、2次産業に近い産業だと私は思っております。

そこで、ひとつ政治的な判断と申しましたのは、ぜひともこういう制度を基幹産業である1次産業にも、特に漁業関係でありますと法人化した組織が多いものですから、農業の場合は大変失礼ですが家族的な経営が多いと思っておりますが、法人的組織が多いんです、漁業関係、特に養殖関係は。従業員も抱えておりますし、多いところは漁業と合わせて従業員50人も抱えとる会社もございますし、非常に一部でございますが、資金繰りに窮地しておるとよく耳にいたします。

ここは行政がぜひとも手を差し伸べて、この一、二年、恐らく大不況が続くでありますから、今は3月でございますが、4月、5月、6月までに、ぜひ検討をお願いしたいと思うわけでございます。その方法は先ほども申しましたように、この中小企業振興資金のモデルにいたしまして、その1次産業用と申しましょか、僕は可能だと思うんですね、水産よりも保証するところがございますので。ぜひとも検討をしていただきたいと思うのであります。お願いいたします。

お答えをお願いいたします。

議長 三好市長。

三好市長 今、嶋川議員がおっしゃったことについては、私も非常に重要なことだとは思っております。

このたび中小企業振興資金の融資に関しましては、融資の枠の拡大ということでこれご提案をし

たわけでありまして、これで枠が拡大されるのではないかと考えております。

また、第1次産業、農林業関係のそれぞれの制度資金については、昨日も近代化資金等々についてもお答えをさせていただきましたけれども、例えば漁業関係については、直貸まで広げていくよということをお話をさせていただきましたけれども、今までは転貸だけやったんですね。直貸まで私どもは西予市は踏み込んでいこうということやらさせていただきますようにさせていただきます。それで、枠を拡大していこうと。

また、明浜漁協の関係で、今嶋川議員も言われましたように、信用漁業協同組合ですか。

(11番嶋川武文君「基金協会」と呼ぶ)

基金協会、その出資も今回させていただくような形もとらせていただいておりますので、そういう意味では、私ども西予市もそれぞれ商業をやられる方、第1次産業をやられる方に広げていっておるといこともご理解をいただきたいと思っております。

また、これ以上にそれぞれの制度性が、私もあとの細かい制度性は知りませんので、それ以上に何らかのやれる、一つの資金を投入することによって数十倍、数百倍の融資枠が拡大できるような制度性があるのなら、市としてもやはり下支えすることは大事なことだとは思っておりますので、その辺は専門的なところからもまた勉強されたことを私どもにお伝えいただきたいと、このように思うわけでありまして。

以上、答弁といたします。

議長 嶋川武文君。

11番嶋川武文君 直貸の利子補給もやっていただくということで、非常にありがたく思っておりますが、この場ではどうかと思っておりますが、私が申しましたのは、その制度資金とは別枠に柔軟なこの2次産業、3次産業におきましては、この議案第25号の制度は非常に柔軟に運用できる資金なんですよ。直貸の近代化資金というのは非常に特定された資金でございますので、例えば設備投資とか、えさとか、稚魚とか、それだけなんです。それ以外には使えないんです。そういう意味で、それとは別に、ぜひ市長も非常に幅の広い業務をこなしていってほしいと思いますので、細かいと

こまでは大変失礼ですがそんなに精通されては難しいと思いますので、産業部長に研究をしていただいて、6月定例会に私は一般質問いたしますので、ぜひともお願いしたいと思います。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第29号「西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第30号「西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の2件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第31号「西予市城川堆肥製造用施設条例を廃止する条例制定について」及び議案第32号「西予市野村キャスルランド深山条例を廃止する条例制定について」の2件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第33号「西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第34号「西予市游の里サービスセンターの指定管理者の指定について」から議案第37号「西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について」までの4件の一括質疑を行います。

議案第34号から議案第37号までです。

嶋川武文君。

11番嶋川武文君 だれも言いませんので私が言いますが、議案第34号に関連して、この西予市総合福祉会について多少お伺いしたいんですが、福祉関係の民営化等々、これも指定管理者ということで引き続きやるわけですが、以前ちょっとお話しした記憶はあるんですが、非常に大きな組織になっていると思うわけですが。

理事長の土居さんは非常勤と聞いておりますが、その下に常務がおいでですかね。恐らく

これ民営化されますと、400人から500人の従業員を抱える大きな組織となると思うんですが、福祉法人とはいえ、やはりこの組織は非常に西予市の関係する組織と認識しております。

そこで、これも私の勝手な提案でございますが、ひとつ西予市のほうからここへ部長級でも出向、あるいは派遣していただき、そうすることによって円滑な運営にもつながるし、健全な運営にもつながるのではないかと推測できるわけでございます。ひとつこれもまた提案ということでございますので、ぜひともご検討を願ったらと思う次第でございます。

議長 三好市長。

三好市長 総合福祉会という一つの組織については、それぞれそこに独立した法人格を有しておりますので、そこで理事会、あるいは評議委員会があるわけでありまして。

そこで、市との関係で安易に今の段階で議員がおっしゃることにストレートにお答えすることが現段階では難しいというところでございますが、どのようにお答えできるかということとはちょっと、今後考えの中には入れてはみることもするかもしれませんが、なかなか結論が言いづらい段階でございます。ご理解ください。

以上です。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第38号「西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について」から議案第56号「西予市三滝ロッジの指定管理者の指定について」までの19件の一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

元親孝志君。

10番元親孝志君 これは私の所管の分がほとんどでございますので、大綱についてのみ質問をさせていただきたいと思いますが、この指定管理者制度ができた当初から、私はこの制度に対して非常に疑問を感じておるわけですが、そのことは今でも変わりませんが、それは例えば何に疑問かと言いますと、これだけ大きい施設を指定管理者に委託して、そしてそこに代表者を設置して経営

管理をするわけですが、その代表者にその施設の担保能力をまず問わないということになっております。ということは、わかりやすく言えば、雇われマダムであるということになるわけですが、そういった方にこれだけのものを任すということは、私はどうしても長い間にこの設立した趣旨という、理念というものがだんだん変わってくるんじゃないかなというふうな心配をいたしております。どうしても、それぞれの施設が旧町時代にそれぞれの思い、目的があって当然これつくられておるわけですが、やっぱりもう一度原点に戻って、それぞれの施設の意義とか目的、理念、こういったものは行政がやはりチェック管理するというのは、これはもう当然ではないかと。今の建前言いますと、当然これ指定管理者、民間に委託しておるわけですから、行政は民間に任せおるというスタンスであるんですが、それでは私は不十分じゃないかなと。あくまでも経営形態がだれが見ても完全にこれ民営化できているとは思ってないわけですから、行政がその辺はしっかりと管理していく必要が今後においてもあるんじゃないか。ましてや、今回それぞれ指定管理も新規に今度契約をされるわけですから、やはりその時点で指定管理者にそういったものの追及、説明というものをこの際にやはり一度はやっておくべきではないかなという思いがするんですが、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

議長 三好市長。

三好市長 元親議員の指定管理者制度の根本のところのご質問だと思いますが、これはご案内のとおり、時代の流れの中で指定管理者制度ができたということをご認識のとおりだと思います。といいますのは、民ができることは民にやらせ、いわゆる民の能力を十分に生かす。経営というのはそもそも官のほうには余りない。皆さん方のそれぞれ社長業をやらせると方は多いわけですが、その方々ほど経営能力としては高いわけですから、そういう意味でこの指定管理者制度っていうのはできたというのが背景にあるわけでございます。

しかしながら、私どもはこの指定管理者制度でやる場合においては、西予市の中においては民が引き受けてもらえるっていうのも実質本質的には

なかなか限度性があるというのが現実であります。それを踏まえながら、私どもはこの指定管理者制度の中でのとってやっておるところもご理解の範疇だと思っておるわけであります。根本的に、だから私どものそれぞれの設立した趣旨というものはしっかり踏まえながら、それぞれの指定管理を受けていただくところにはやっていただいておりますし、その趣旨は私どもも大切にしながらお願いをしているところもあるところであります。

以上、回答とさせていただきます。

以上です。

議長 酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 指定管理者の中で、先般いただきました21年度の指定管理者導入施設の中に、ちょっとCATVが表記の中に見当たらないんですが、これはどういう制度になっているのか、ちょっとご説明をお願いします。

それから、将来的に公募、非公募、そして公益法人、そして公共的組合とか団体とか、そういうのをやはり整理するのがあるのかどうかというのが1点。

そして、年度が4年の場合と3年の場合と2年の場合とあるようでございます。今回出ておりますのがほとんど3年でございますが、4年の場合もあるようでございますが、そういう根拠的なものは今後整理されていかれるのか、2点目です。

それから、もう一点ございますのは、指定管理者の中で、今後やはりやっていけないという、委託料がずうっとかさんで、数年ずうっと続いていくという形で住民サイドの中で、例えば西予市で4つのふるが要るのかという問題が早晚出てくるだろうと想定される中で、市長の見解の中で昨日も一般質問でちょっとお話ししましたが、宇和中心型の人口集中がなされている中で、この指定管理者、各種の旧町以来の施設がどのあたりでめどをつけて整理される必要があるのかなという3点につきまして、ちょっとお尋ねさせていただきましたらと思います。

議長 三好市長。

三好市長 ちょっと私の答えが、これ専門性が

ありますので、答えが足りないところはそれぞれの部長に答えていただくといたしまして、概要についてだけ私のほうで話させていただきます。

これは最初の分では法律的な問題になりますが、CATV自身は株式会社として独立してそれぞれ運用をする会社でありますので、市とは何ら直接的には関係がないわけでありまして、だからケーブルテレビとしてそこが運営されるということでもありますから、市の持つとるやつをあそこへ委託するわけではありません。そういう意味で、指定管理者制度として成り立つ制度ではない。CATV自身が独立した会社として設立されておることによってでございます。指定管理者制度は、西予市が持っているやつをお預けするときにそれぞれのところへやるわけでありますから、そういうご理解をいただきたいと思うわけであります。

それと、公益法人の問題につきましては、ご案内のとおり公益法人法が改正されました。だから、その問題について、それに適する問題について適宜整理をできるもの等々については公益法人法の改正に伴うものについて、やれるのがどれだけあるかわかりませんが、そのほうにやっていったらいいんじゃないか、そのように思うわけでございます。

指定管理者の年数云々については、ちょっと担当部長のほうで答えたほうがいいんじゃないかと思えます。私のほうでは差し控えさせていただきます。

委託料の関係でございますが、現実的な問題を言いますと、赤字になっておる部分については、議会のご理解もいただきながら赤字補てんとして委託料という形でお渡ししておるのも現実的な問題でございます。これをどういう形でご理解をいただくかということは、議会の方々と一緒に今後検討としていくべき課題でもあろうかと思えます。そういう中で、ただ、私どものあるそれぞれの施設というのは、先ほどのご質問にもありましたとおり、それぞれの思いがあるわけありますから、それぞれの思いでできておるものについて、ただ単に赤字になるからという単純なことではそれをやめるわけにはいかない側面があります。そこには、地域の雇用がありますし、それぞれ第1次産業の大事な拠点としての存在もあるわけありますから、それをどの辺になりますと議会のほうとお互い同士が、まあこの辺だったらや

はりアウトだよという線にもし越えていくとしたら、あるいは住民の方からその辺越えたらアウトだよというご意見があるとしたら、それを俎上にのせるようにしたらいいのではなかろうかと、このように思っておるところでございます。

以上です。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 指定管理の件でございますけれども、現在1年から5年の間で結んでおりますが、これは管理候補者と話し合いで決定をいたしております。

議長 酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 市長の答弁の中で、非常に旧町の住んでる人たちに対しての温かい気持ちが私のほうにも伝わってきたことを感謝をいたしておきます。

1つだけ。私答弁が要らないんですけど、私なりに疑義がありますのは、膨大な施設をした、西予市で。そして、それを使って株式会社が成り立っている。それを指定管理者にはできないというのが、少しちょっと私には疑義があります。これにつきましては、いろんな法的な勉強をさせていただきたいと思えますけれども、西予CATVが指定管理者ではない。ただし、西予市が投資をした施設を使うという解釈の中で、指定管理者にならないのかなという考え方がしましたので、きょうはここで質問を終わらせていただきます。

議長 大竹忠盛君。

22番大竹忠盛君 指定管理者制度は、ご案内のとおり平成15年の自治法の一部改正によって成り立ってきたわけあります。今回多くの指定管理者を指定される予定でございますので、元親議員も言われましたが、もう一度制度の原点に立って的確な指導をされるように改めてお願いをいたしたいと思えますし、もう一つは当然ご案内のとおり、20年6月に事務次官通知で運用についての留意点ということで、的確に何点かにわたり留意点を示されておると思うわけあります。この際、指定に当たって今までも当然ご指導はな

さっていると理解をしておるわけでありますが、改めて周知をされるように要望をしておきます。

議長 別宮副市長。

別宮副市長 ただいまの大竹議員のご指摘でございますけれども、そのとおり指導徹底を図っていききたいと、このように考えております。

議長 ほかにありませんか。

嶋川武文君。

11番嶋川武文君 大綱ということではございますが、非常に微妙な内容でございますが、再度指定管理者をお願いする場合、あるいは公募する場合は、募集方法は公募と非公募があるようでございますが、公募の場合は更新する、更新という言葉になると以前の方が優先ということになりますので適当ではないんですが、既にやっている方を優先するのか、あるいは白紙状態で公募するのか。その辺を、大綱じゃないかもしれませんが、お聞きいたしたいと思います。

議長 別宮副市長。

別宮副市長 お答えをいたします。

ご指摘のとおり、白紙で公募をいたします。慎重に審査をさせていただいて、決定をさせていただくということになるかと思っております。

議長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第57号「市道路線の廃止について」から議案第60号「西予市営土地改良事業の施行について(城川町魚成地区)」までの4件の一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第61号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 続いて、予算に関する質疑を行います。まず議案第62号「平成20年度西予市一般

会計補正予算(第6号)」の質疑を行います。

嶋川武文君。

11番嶋川武文君 この議案第62号全般に關しての質問をいたしたいと思いますが、私も総務委員会でございますので、担当のような気がいたしますし、全体ですのお許しを願いたいと思います。

よく市民レベルで、私は西予市の財政はこの南予地方の4つの市、大洲、八幡浜、西予市、宇和島、4市あるわけでございますが、西予市はどの位置におるのかとよく聞かれます、いいのか悪いのかと。そして、私は私なりに解釈いたしました、まあ財政力指数とか実質公債費比率とかいろいろ指数がございますので一概には言えないと私も認識はしておりますが、市民の雑談の中では、私はこういう場で具体的に言うのはどうかと思っておりますが、悪い順番からいきますと大洲、宇和島、そして八幡浜と西予市は同じぐらいですよというように発言したことがかつてございます。理事者におかれましては、実際の市の名前を言うのはどうかとは思いますが、その辺、少し私たちも時と場合によったら理事者の代弁者になることが多いもんですから、市民から聞かれるもんですから、そういう聞かれた場合の私の答えがいいのかどうか、ひとつその辺をお聞きいたしたいと思っております。

議長 河野財政課長。

河野財政課長 今の嶋川議員のご質問にお答えしたいと思いますが、どこが悪いというようなことは私のほうの口からは言えませんが、大体当たっているのではなからうかと思っております。相対的に東・中・南予にしますと、南予の指標は東・中予に比べて若干悪いという指標ですが、それは中で悪いということで、財政状況が悪くて指導を受けるといようなところには西予市は行ってないということでございます。

平成19年度の決算、経常経費比率とか、そして実質公債費比率、借金とかということなんですけれども、そのレベルでは西予市は南予の4市の中で一番いいところにいるということでございます。

以上でございます。

議長 ほかに質疑はありませんか。

松山清君。

7番松山清君 2点お伺いいたします。

まず1点は、7ページ債務負担行為で、例規集データベースシステム導入事業というのは、平成20年度から平成21年度まで2年間にかけて1,200万円というのが今度は96万円というのに変更になりまして、これは同じ会社がそのデータを持っていたからだという説明があったわけですが、これにつきまして伺いたいんですけども、この例規集データベースってというのは、合併当初から何とか早くやるべきであるということをお主張してまいりまして、やっとできたのでよかったなという印象は持っておりますが、これはデータベースとして公開されておるのは去年の4月ぐらいからだったと思います。その段階で、大体これはできたんじゃないかというふうに私は思っておったんですが、これが21年度まで予定されておまして、この21年度まで予定されておる内容というのはどういうことなのかということをお尋ねしたいということと、これまでに至る経緯、合併してから当然他の市とか、そういうものはずっとこういうふうに公開もしてありましたし、データベースもできておったはずなんですけど、西予市はそりゃあ若干条例の整備の状況によっておくれるということは4年前に聞いておったんですが、それはこの21年度までにどのようなスケジュールと経緯でこうなっていったのかということについて、まず1点お尋ねしたいと思います。

第2点目につきましては、25ページの総務債についてなんですけど、これが減額で1億920万円というのがあります。総務省のCATVの補助の確定といいますか、そういう説明だったと思いますが、これはどういうふうになったのか。つまり、総務省の補助というのは、当初の予定があったと思いますけども、それがどういう、減額になった理由といいますか、年度がずれたのか、あるいはそれとも西予市対象になる事業自体に見直しがあったのか、何らかの原因があると思うんですが、それは具体的にどういうものかということをお伺いしたいと思います。

議長 暫時休憩をいたします。(休憩 午前9

時46分)

議長 再開をいたします。(再開 午前10時00分)

上甲総務課長。

上甲総務課長 今ほどの、松山議員の質問に対して答弁をいたしたいと思っております。大変休憩をとらせてまして、申しわけございません。

データベースの判例システムにつきましては、合併前からずっと旧町のものを引き継いでおりましたけれども、5年が経過したということで、今回20年度に入札を行ったものでございます。

この入札におきましては、結果今までの業者が落札をしたということで、初期導入費が不要になったということでございます。その初期導入費が不要になったということで、システムの使用料のみということで、今回の減額になったということでございます。

なお、公開につきましては、20年4月から公開をしておると、そういう状況でございます。

以上、答弁にさせていただきます。

議長 河野財政課長。

河野財政課長 もう一点の議員のご質問にお答えいたします。

起債の減額1億円余りしておりますが、このことにつきましては、CATVの事業は総務省所管の補助をもらってやっておる部分と、それから農林水産省の補助所管でやっている部分があります。総務省所管の分と申しますと、町なかの用途地域指定部分の工事ではありますが、この入札におきまして低入札でありました。総務省所管の分については、もう用途地域の部分だけの工事でありましたので、その部分の落札減ということで起債も減額となって、この補正予算を計上しております。

以上でございます。

議長 松山清君。

7番松山清君 ただいまの総務課長の答弁に対して、改めてもう一遍質問をしたいと思うんですけども、この例規集のデータベースというのは、イントラネットで庁内ではずっともっと早いうち

から見る事ができてたはずですよ。それで、私がずっと言っていたのは、そういうものがあるんだからそれを公開したらどうですかということ、合併当初からずっとお話をしておりました。それを公開するというのは、極めて少ない費用で市民にも条例が見れますし、私たちも家において条例が見れるということが目的であったわけです。

それで、そのイントラネットの中に条例の、いわゆるデータベースがあるにもかかわらず、つまりデータベースがありますから公開するに当たって90万円とか100万円ぐらいでできるわけですよ。それを使うことによって、今までずっと議員のみんなの机の上に置いてありますし、また各課にもありますが、そういったものは不要になるという効果があったわけですが、それをあえてここで1,200万円という債務負担行為を起す必要はなぜあったのかということなんです。私が疑問に思うのは、それも2年間かけてやるということになってますよね。だから、こういうお金をかけなくてももっと簡単にできたんじゃないかという疑問があるんですが、それはいかがでしょうか。

議長 上甲総務課長。

上甲総務課長 この入札といいますか、5年間を経過した中でのシステムの変更といいますか、それにつきましては、それぞれのいろいろ各社から見積もりといいますか、とった結果、新たな業者に導入するとすればこの程度の経費が必要でなかろうかということで、1,200万円の債務行為負担を起こしたという経緯でございます。

議長 ほかに質疑はございませんか。
元親孝志君。

10番元親孝志君 財政についてちょっとお伺いしたいと思いますが、先ほど嶋川議員が西予市は南予の市の中で財政状況はいいほうか悪いほうかというふうな質問がありましたが、その中で1点だけお伺いしたいんですけども、例えば基礎的条件が同じ、似通ったAという町とBという町があったとします。その起債残高を見たときにAの町は300億円、Bの町は400億円の起債残

高があるとします。そしたら、一般的に見るとAよりもBのほうが財政事情が悪いんじゃないかと、こう直観で判断するわけですが、しかし起債というのは率のいい起債もありまして、辺地債とか過疎債になりますと交付税の充当率が非常に高い。ですから、1億円の借金があっても、実質は市は2,000万円、3,000万円返済すればいいということになりますと、同じトータルの起債額の中、全体だけ見るとAという町とBという町がこうやというんですが、中を詳しく見ると逆に400億円あるBのほうがいいかもしれないという状態もあると思うんですが、西予市の場合、今340億円余り起債があると思うんですけども、実質の起債残高というのは、西予市が純粋に負担しなければいけないものはどれぐらいあるのか。これはたしかきのう市長は50%というような話をされたんじゃないかと思いますが、それがそのとおりなのか。また、それがデータとして、情報として、公開できるものなのか。

そしてまた、財政の指標にはいろんな財政力指数ですとか、起債制限比率とかいろんなものがありますが、こういうものの比率っていうのは具体的に表現されたものはないのかどうか。それをお伺いしたいと思います。

議長 河野財政課長。

河野財政課長 今の元親議員のご質問にお答えしたいと思います。

おっしゃるとおり、起債というものは後で交付税に70%算入されたり80%算入されたりということになりますので、その金額すべてが借金というわけではありません。ええか悪いか西予市は過疎地域になっておりますので、過疎債を借りますと70%返ってきますので、70%の補助で仕事をしたというような結果になるかと思いますが、確かに18年度決算で334億円普通会計であります。いろいろな借金がありますので、中には30%とかというような借金もありますので、トータルしてきのう市長が申しましたように、私どものほうは50から60の間ぐらいで借金の補助と後で返ってくる分がそのくらいあるのではなかろうかなというような分析をしておりますが、例えば50%としますと、半分の借金をしておると。だから、334億円の半分で167億円にな

りますか、そういう判断をしております。

それと、指標についてですが、これは毎年全国で同じ視点でつくる決算統計というものをやっておりますが、それは公開されておりますので、いろんな指標、その分については公開できます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 元親孝志君。

10番元親孝志君 ありがとうございました。

手間暇が余りかかるようであれば必要ないんですけども、比較的簡単に出来るのであれば、例えば20年度末現在で過疎債、辺地債とか、特例債とかいろんなものがあります。恐らく10も20もあると思うんですが、その1回集計表をつくっていただければ払い入りがしやすいかなと思いますのでお願いしたいのと。

それから、今回、今市が進めております庁舎建設、あるいはCATV事業、市民から見るとこの財政の厳しい折に、市は何でこんなことをするかという意見はもう至るところで聞きます。今言った話のように、例えばCATV事業30億円かかりますよと、その中で市の実質負担はこういう負担でやれるんで、今やるべきなのでやるというふうな数値を公開すれば、もう少し理解も得やすいかなという思いがするんですが、そういったものを全面的に出すということが事実上都合が悪いのかどうか。庁舎建設でも、例えば30億円かかる、そして今合併特例債等々使って交付税で持ってくる分があって、実質は30億円が12億円で建つんですよというふうなことを具体的に表現していいのかどうか、そこら辺お伺いしたいと思いますが。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 その点につきましては、確かに住民の方も非常に興味といたしますが、そういったものはあるかと思えます。ですから、そういう市民の方に安心していただけるような一つの仕組みといたしますか、広報にも掲載することも可能であると思っております。今後検討して進めていきたいと思えます。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第63号「平成20年度西予市授産場特別会計補正予算(第2号)」から議案第70号「平成20年度西予市上水道事業会計補正予算(第4号)」までの8件の一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第71号「平成21年度西予市一般会計予算」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

兵頭勇君。

18番兵頭勇君 平成21年度の一般会計予算の件につきまして、1点だけお伺いをいたしたいと思えます。

全体的な骨格を見ますと、昨年と見ますと約6%の増であり、金額にしまして約14億円の増額であろうというふうに思えます。

その中で、農林水産業費の率が前年度18%の減額であろうというふうに思えます。約5億7,000万円の減額であります。先ほども嶋川議員のほうから議案第25号の西予市の中小企業振興資金の一部改正の条例制定についての意見の中にもありましたように、西予市はやはり農林水産業が主体であり、この基本が農林水産業であろうというふうに私も思えます。

それを見ますと、ちょうど昨日の一般質問におきまして、農林水産業の振興を図るべきという意見が多く出されておったというふうに思えます。一概に金額が少ないからどうこうというようなことも言えないかと思えますが、この5億7,000万円の昨年度の比較から見て、減額の理由といたしますか、根拠、やはり西予市の第1次産業である農林水産業が潤うことによって商店街も潤いもあるであろうというふうに思えます。

今、一番農林水産業が窮地に立っておるというふうに思えます。そのような中で、この減額理由、根拠をお聞かせを願いたいと思えます。

以上です。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 議員のご質問にお答えいたします。

農林水産業費で5億円程度という減額でございますけれども、内容的には県営の畑地帯の総合整備事業で1億5,000万円、これ事業が終わった関係で減額でございます。それから、林業の振興で林道の工事もこれが2億5,000万円程度、これも林道事業の終了で減額ということでございます。それから、農林水産業費で漁港の建設事業費が約2億円程度、大体この大きな事業が終了いたしましたので、今年度の予算は5億円程度の減額ということになっております。

また、これ22年度から新たに始まる事業もありますので、そのときにはこの工事関係がまたふえて、相対的にはまた農林水産業費がふえるというような予想でございます。減額の主な内容はそういうことでございます。

議長 大竹忠盛君。

22番大竹忠盛君 私は総務委員会に所属をいたしておりますので、所管外の一般会計予算について何点かご質問させていただきたいと思いますが、まず99ページの児童福祉費。

何日か忘れたわけではありますが、愛媛県の特殊出生率の報道がございまして、愛媛県でも西予市はトップで1.64人、こういう報道がなされておりましたし、一番低い東温市は1.23、愛媛県で平均は1.40ということで、大変この報道を見て誇りに思ったわけではありますが、これはさまざまな子育て支援を実施していただいている成果の一端があらわれておるのかなと、こんな思いを持ったわけでございます。

そこで、今回99ページの延長保育事業1,500万円をお組みをいただいておりますが、これは三瓶1園と宇和2園の民営の保育園に対する助成というふうに伺っておるわけではありますが、今働くお母さんたちがだんだんふえておるわけがありますから、この面について今後さらに私は充実をすべきではないかなと思っておりますが、現状は今の3園で充足をされておるのかどうか、このことについて1点伺いたいと思います。

2点目は、101ページ、民間保育運営費負担金支払い事業5億円余り組まれておりますが、私が聞いたところでは、近年法令等の改正によって民営には非常に手厚い措置費が、今事務費というのかわかりませんが、出ているが、公立の

保育園については交付税措置で補助金が減っているというようなことを漏れ聞いたわけですが、現実はどうなっているのか、まずこの点について伺いをしたいと思います。

議長 炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 大竹議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず最初の、延長保育についてであります。これは国から2分の1補助金をいただいてそこへ賄っていると。要するに民間の保育所でなければできないという、いや、一般会計から持ち出しをすればできるんですが、今のところは西予市としては国からの補助を利用した民間での保育をやっていただいているという形で、宇和保育園、先ほど議員さんが言われましたように7.125人、それからうわまち東保育園が10.19、それからひまわり保育園が8.5といった形で、実質人数を確保するのが6人以上が必要ということになっております。そういった中で、要望を取りまとめてアンケートなんかをとっておるんですが、その中では野村保育園、12人の要望がありまして、15.6%に当たります。それから、うわまち南保育園、これが10人、9.9%で、そこらの要望をこたえることはできるんですが、うわまち南保育園に関しましては、今、西予総合福祉会が特徴ある保育園づくりということで病後児保育を実施しておるという形で、今のところはこの次世代育成支援のお金を使ってやるというような計画は持たれておりません。野村に関しましては、今のところは市としては一般会計からの持ち出しでそれをやっていくという計画は立てておりませんので、今のところこういう状況で充足はしておるといった形をとらせていただいたらと思っております。

次の2点目ですが、民間保育との負担金の格差があるかということですが、民間保育に関しましては、国が基準とする保育額というものが打ち出されております。それで、西予市としてはその保育額、市長のマニフェストにありますように、西予市では保育料を80%に持っていておりますので、その保育料の6.9%に当たりますが、34.8%の国の基準が示す保護者からの割合、これの6.9%を市が負担しております。

で、一般会計から持ち出してのことであります。

それで、民間につきましては、その後の分に対して2分の1の補助が国のほうからあります。その4分の1が県、あと4分の1が市といった形でやっておりますんで、民間のほうへそのお金を持っていくという形ですが、公立になりますと、保育料を徴収して、それから先ほど議員が言われましたように交付税措置がしてあるということですが、その交付税措置のしてある部分に関して、残りは市が全額一般会計から持ち出して運営をしなくてはならないというような形で、これも民営化検討委員会なんかで協議はしておりますが、民にすればそれだけ一般会計からの持ち出しは今のところ少なくなるということはお出ておりますけど、職員もたくさんおりますんで、そこらの減額調整もありますから一概には言えませんが、民のほうほど補助金的なものは少なくて済むということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 大竹忠盛君。

22番大竹忠盛君 ありがとうございます。

私は、このような環境の中で西予はすばらしい子育て支援策を現在行っていておろうと思えます。若い人ができるだけ西予へ行ったらすばらしい子育てがあるよ、このような形をさらに充実をさせていただきたいなあと、こんな思いを持っております。

次、時間の関係もありますので、3点ばかりお願いをしたいと思っておりますが、123ページの簡易水道の件。

本当は企業会計でもいいわけですが、この中で繰出金を8,600万円余りお組みになっております。わかりますようでしたら、これの給水人口がどのくらいになるのかということと、大変これはあちこちに存在をしておりますんで難しいことだとは思いますが、やはり食の安全といわれる時代でございますんで、安全管理についての指導がどのような形でなされているかということについてお尋ねをしたいと思っております。

次に、133ページの農業振興のことでございますが、先ほど兵頭議員も言われましたし、私も昨年の一般質問で耕畜連携の支援のことについてお尋ねをいたしました。さまざまな補助金、支援

策が組まれておるようでございますが、私は耕畜連携の振興というのは非常に今の畜産のこのような環境の中では大事な視点であろうと、このように理解をしておりますんで、その具体的な振興策について予算に関連してお尋ねをいたしたいと思っております。

最後ですが、145ページ、農業基盤整備機械運営事業2,151万3,000円。

きのうの質問の中でも林業用機械の活用についてお尋ねがあったわけですが、この運用状況がどのようになっておるのか、さらに成果等があればお尋ねをいたしたいと、このように思います。

以上、よろしくお願いをいたします。

議長 九鬼公営企業部長。

九鬼公営企業部長 それでは、ただいまのご質問1点目、2点目、簡易水道の関係についてお答えをいたします。

まず、給水人口ですが、簡易水道、県条例水道等々合わせまして、この簡易水道関係が1万2,700人程度、それから上水道が3万1,000人程度、率にしますと西予市の全体の給水人口の約28%ほどが簡易水道の特会でやっております、上水道が68%ぐらいに当たります。

それから、安全対策ですが、安全対策につきましてはご案内のとおりだと思うんですけども、毎年1回、水道管理者の方々の講習会を開催をさせていただいて、作業点検とか安全についての徹底をお願いをしております。

それで、具体的には水道法上やらなければならない基準があるようでありまして、水質の色とか濁り、それから残留塩素については毎日チェックをして、翌月の5日だったと思っておりますけども、それまでに上下水道課のほうへ報告をいただくというようなことを徹底をする。そしてまた、そのほか3カ月ごとの点検とか、そういったものを実施をして、安全な水の供給についてご努力を各管理組合にさせていただいてというのが現状でございます。

以上であります。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 それでは、大竹議員の2点目の耕畜連携の事業でございますけれども、議員が申し上げましたとおり、これは平成18年度からの飼料の高騰によりまして畜産農家が非常に今苦慮いたしております。この事業は今年度市の単独事業で耕畜連携を進める動きといたしまして、そのページの粗飼料生産組織育成補助金337万円でございますけれども、これは西予市の水田農家と組みまして、それは条件的にはいろいろあるんですけれども、面積が3ヘクタール以上と、それから10ヘクタール以上という段階的に4段階に組ませていただきますけれども、その面積の稲わらを収集するというので、その稲わらの収集を目的として安定した畜産飼料を確保するという目的でこの事業を新年度から起こしております。

その支援内容といたしましては、稲わら収集に関する労働費への支援と、それから機械の導入に関する組織への支援ということで、その実施団体といたしましては、農業法人とそれから営農集団、それから3戸以上の共同家ということを条件にいたしております。

金額的に申し上げますと、3ヘクタール以上の分で5団体、5ヘクタール以上で3団体、7ヘクタール以上で2団体、10ヘクタール以上で1団体と計11団体を一応予定いたしております。金額的には先ほど申し上げました337万円を計上いたしております。

それから次の、林業の機械の基盤整備でございますけれども、これは合併までには城川町で実施いたしておりました事業でございます、この運用につきましては専任のオペレーターを現在2名と事務員1名をエフシーのほうに運営委託をいたしております。それで、エフシーのほうで作業道の開設とか、林道の維持管理のような作業を年間通して行っていただいております。

その運用の成果でございますけれども、18年度で作業道の開設は4,400メートル程度、それから林内道の開設が1万7,000メートル程度、平成19年度で作業道の開設が5,700メートル程度、林内道の開設が1万3,000メートル程度、それから作業道の補修で18年度で2,100メートル、作業道の補修が900メートル程度の実績を上げております。

以上でございます。

議長 大竹忠盛君。

22番大竹忠盛君 関連で1点だけ。

先ほど耕畜連携の三百数十万円のお話をいただいたわけですが、私はこれは定着するまでに何年かかるんではないかと。

きのうも酪農家が激減をして大変な状況であるというお話を伺いましたが、市長にお尋ねをしたいと思いますが、金額は別として、この事業を何年か市単独でぜひ継続をされるべきだと、このように理解をしておりますが、今後の考え方についてお尋ねをしたいと思います。

議長 三好市長。

三好市長 この耕畜連携については、実は私は強い思いでこれをつくらせていただいた市単独事業でございます。まずは3年間やっていこうということです。

実は国の事業が大がかりな事業としてはやれるわけでありませんが、県と連携してやろうと思っておりましたが、県は南予地方局事業としてもありましたけれども、国の大きな事業があるやつは県はしないということで、残念ながら途中で県はポシャりました。だから、もう私は市単独でもやるということで、この事業を、耕畜連携をやらせていただくことにしました。

今後の畜産というのはこの西予市においては大きな、特に酪農の分野は強い大きな産業でございますから、これを守る。後ほど補正予算にも出させていただきますが、大野ヶ原育成牧場についても強い思いを持って私は今臨んでおるところでございます、ぜひご理解をいただきたいと思いません。

以上です。

議長 小野正昭君。

6番小野正昭君 それでは、2点ほど質問させていただきます。

一昨日ですか、市長の一般会計の提案説明の中で、21年度は生活防衛のための緊急対策予算として計上をしたということで、この一般会計見ましたら大変苦慮した予算案だなということで、先ほど兵頭議員も約14億円、6%のアップという

ことで、今年度246億3,300万円という予算を計上されておりますけれども、その自主財源となります市税ですけれども、約1億240万円ほどの昨年度に比べて減収の計上をされていません。約3.2%ぐらいになるのではないかなと、このように思います。

これは19年度の監査委員の報告でも、公正、公平性の確保から未収金対策について、収納率の向上に向け一層の努力をしてほしいと、こういうふうな監査委員さんの指摘がありましたけれども、この約3.2%減の収納率の向上に対して、今後どのような対策を投じられているのかまずお聞きをいたしておきます。この予算書では市債を充当されておりますけれども、市債で充当されて合わされておるのはよくわかるんですけれども、その辺のところをお聞きをしたいと思います。

それから、2点目ですけれども、これは234ページですね、13款1目2項28節明浜特別養護老人ホーム運営基金事業4,615万円ですけれども、私の勘違いでしたらお許しを願いたいんですけれども、先般昨年9月のときに、西予総合福祉会の理事長からの文書で、我々にはま荘とケアハウスはまゆうを事業実施について業者として指名してほしいという文書が出されております。それで、その譲渡の理由として、この2施設 これ松葉寮と偕楽園ですね が現に健全経営をしますので、明浜は西予総合福祉会に4月から移管をされると聞いておりますけれども、移管をされるこの明浜特別養護老人ホームに、これだけの基金の用途は何なのかなと。嫁入り支度ではないと思うんですけども、この基金の用途がちょっと理解できませんので、ご説明をお願いをしたらと思います。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 市税の3.2%の減ということで約1億円減額になっております。

その理由と申しますのは、当然このような景気、経済状況でございます。そういうことで、まず法人税、そして個人、そういった所得割の減収が見込まれております。

それと、もう一つ大きな要因といたしましては、固定資産税が平成21年度は評価がえになります。そういった評価がえによる減が主なもので

あります。当然、これ評価がえと申しますと、家屋は減価償却しますので、そういうことで下がってまいります。それが大きな理由であります。

それから、2点目の収納率の向上の対策というご質問でございましたが、これにつきましてはもう本当に厳しく対応しております。それで、市単独、税務課のほうで単独で差し押さえをどんどんやっております。これが152件の差し押さえをしまして、そして徴収した金が約1,800万円ございます。それに加えて、県のほうの愛媛県下の20市町で構成されております滞納整理機構というものがおりますが、そこに大口滞納を回します。その中では約1,900万円ほど徴収依頼をしておりますが、そのうち約半分の1,000万円ほど差し押さえをして徴収しております。そういう状況でございます。

また、平成20年度、今現在ですが、これまでこれ以外にもそれぞれ職員が戸別訪問いたしまして徴収に取り組んでおるわけでありましたが、今現在個人市民税、これが滞納額の繰越額が約9,000万円ほどございます。そのうち約1,800万円ほど徴収済みであります。

それから、固定資産税につきましては約7,700万円ほど滞納繰り越しがあるわけでありましたが、決算見込みの中には約2,400万円ほど今後取れるだろうというふうに想定しております。

そういったことで、とにかくこの徴収につきましては税務職員が鋭意努力している状況でございます。

議長 炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 小野議員からのご質問でありますが、明浜特別養護老人ホーム運営基金事業につきまして、この基金につきましては要するに、先ほど議員が言われましたように4月1日から西予総合福祉会のほうでやっていただくということで、打ち切り決算を3月31日でやるというような形で残が4,615万円出てまいりましたんで、その部分を基金として保有しておくという形であります。

議長 小野正昭君。

6番小野正昭君 1点目の関連の質問をさせて

もらいますけれども、確かに部長がおっしゃるように、また今回の一般質問の中にも大変な不況だということがあっての収収の低下ということはよくわかりますし、また職員の方々が一生懸命努力をされとるということもよくわかります。そのわかった上でなお一層収納率の向上に努力をさせていただきたい、そういう指導をしていただきたい。

それと、部長はご存じやと思いますが、余談になりますけれども、三瓶町のある町長さんは、優秀な職員は必ず税務課へ配置をする。これはなぜかといいますと、税の納入の難しさ、人様からお金をいただく難しさ、とうとさ、ありがたさ、それをよくわきまえて、その血税を有意義に一般財源、市民のために使うために、まずは税務課へ行かすんだというふうなことを聞き及んでおります。これは大変いいことではないかなと思いますんで、参考までに話をさせていただきます。これをどうとるかどうとらないかは、市長サイドのお考えだと思います。

それから、税の収納について、今本庁含めて4総合支所でそれぞれ収納して思うんですけども、その4総合支所の職員も少し少なくなつて大変だと思うんですけども、それぞれの収納率は総合支所別には把握をされとるのかされてないのか、それをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから、これも余談ですけども、明浜特別養護老人ホーム運営ということになりますと、これは明浜の老人ホームのための運営なんかという少し疑問を持ちましたんで、この辺の文字ですかね、これ疑問を持ちましたんで質問をさせていただきました。

以上で終わります。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 4町ごとの収納率といいですか、収納額といいですか、そういったものがわかるかというご質問でございますが、これは当然西予市全体のものでありますので、そういったそれぞれの総合支所ごとの収納状況というものは、ちょっと把握できないかと思っております。

議長 松山清君。

7番松山清君 60ページの電算管理費についてお伺いしたいんですが、毎年毎年非常に多額の電算管理費が組まれておりまして、特に11節の需用費の修繕料1,165万2,000円ですとか、13節委託料のシステム保守委託料5,191万円、あるいは電算機器保守点検料7,158万円、あるいは14節の7,630万4,000円リース料ですが、こういったものがなぜこんなにたくさん要るのかということがちょっと私疑問なんで、その点について伺いたいんですけども、事業適用でいきますと、電算システム管理運用事業が6,997万9,000円ですとか、電算システム開発導入事業が8,203万円、あるいはネットワーク管理運営事業が7,850万7,000円と、何なのかちょっとわからないので、それについてお伺いしたいんですが。

それで、なぜこれをお聞きするかというと、我々もこれまで何十億円を超えるぐらいのお金をこの電算管理費ということでもうずっとつぎ込んできておるわけですけども、議会で言うと視察研修に行くときの行き先をインターネットで調べるぐらいしか変わっていないんですよ。あと何だか我々にとっては変わってない。もちろん行政のほうとしては、例えば保険の計算とか、予算書の作成とかいろいろなことシステムは随分と改善されてきていると思います。思いますが、ちょっと先ほどの補正予算でも質問したみたいに、現実的には100万円そこそこできるのに、予算は1,200万円組んだ。こういうことがこの中でも起こるとるんじゃないかということをお心配してるわけです。

ここで保守委託でシステムで5,191万円ぐらい組んでありますが、例えば八幡浜市でできたシステムを西予市と書きかえるだけで何百万円というような見積もりとか、そういった金額になっているんじゃないかとか、そういうような心配があるわけでございます。

私どもが3年前に総務省へ行って研修を受けた折に、日本全国同じシステムを使うわけですから、データは例えば西予市のデータであるにせよ、今のインターネットで総務省へ送って返ってくるというような仕組みにしたらもっと安くなるんじゃないですかと、そういうシステムにしたらどうですかということをお聞きしたところ、総務省もそういうふうな今後考えていくんだというよ

うな答弁でございました。

今、パソコンが10年ぐらい前は40万円、50万円したのが、今は1台2万円台であるということです。これはどういうことかっていうと、そういうシステムをパソコンの中に持たずに、例えばワードとかエクセルという機能はパソコンにはないんだけど、そのデータだけをインターネットで向こうの管理しとるところに送ったら答えは返ってくると、そういうシステムになったら、本体の中のシステムは要らないわけで、2万円台のパソコンというのがこれからどんどん普及していくという、そういう時代になってきておる中で、そういう中でこれだけの多大な費用が本当に必要なんだろうかというふうに私は思っておるわけでございます。

それで、こういう何かちょっと見てもこれだけではわからないし説明でもなかったと思うので、もう一回ちょっとこの部分に関して詳しく説明をお願い、もう一回じゃありませんね。説明がなかったと思うので、詳しく説明をお願いしたいと思います。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 それでは、お答えをさせていただきます。

それでは、予算書の60ページの中の電算システム開発導入事業8,200万円というふうな予算計上をしておりますが、これは要するに今現在愛媛電算で稼働しております。それが今後RKKのほうに変更する、そういったことが一番の要因であります。

要するに、システムの切りかえに日数を要する、いわゆる電算ですのでスイッチ一つで切りかえるわけではありませんので、その要する日数の中で、同時に愛媛電算も稼働しておりますし、そしてRKKも稼働しておる、そういう同時並行になっておる状況であります。

そういったことで昨年度よりふえておるというのが主な要因であります。

よろしいでしょうか。

(7番松山清君「電算システムに係る費用とかネットワーク管理費用とか」と呼ぶ)

これらも今の理由が主なものであります。

議長 松山清君。

7番松山清君 ちょっとあとは委員会のほうにお任せするんですが、先ほど言いましたような無駄といいますが、これすごい膨大な費用が毎年要するわけで、一たん導入したらそれほど軽い運営コストで運営できるような仕組みにしていかないと、来年も同じ額がかかる、再来年も同じぐらいかかる、そういった点をとにかく改善していかなくちゃ大変だと思いますので、その点また熟慮いただきたいと思います。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 とにかく、今までの中で、この電算経費というものが本当にどんどんとふえておる状態でした。

しかし、このRKKを導入することによりまして、今試算をしておる中では、これから5年間このRKKを使いますと約1億円の経費が削減できるというふうに見込んでおります。

それからもう一つは、このネットワーク管理運営事業ということで7,855万7,000円組んでおるかと思いますが、これも職員の努力によりまして、いろいろ知恵と工夫を凝らしてもらいまして、そのインターネットをうまく抱き合わせております。そういったことで、この統合によりまして、今後6年間で約6,000万円の経費削減というふうに見込んでおりますので、どうぞご理解をいただきますようお願いいたします。

議長 ほかに質疑はございませんか。

嶋川武文君。

11番嶋川武文君 147ページの水産業振興費につきまして。

誤解のないように、私は水産の発言はするんですが、私の仕事は卸でございますので3次産業に属しますので、いわゆる我田引水型ではございませんので、冒頭に申し上げます。

ここで水産振興費が3,900万円計上されておりますが、実質、以前も触れたことあると思いますが、漁民に関連する振興費というのはこの19節の729万円、もっと細目言いますと本当に漁民に直接振興しているのは利子補給だとかその

他で五、六百万円ですね、これ。西予市が250億円も予算がありながら、水産振興費に漁民に直接かかわる振興費っていうのは五、六百万円なんですね、これ。

きのうも副市長のほうから発言がございました。1次産業で生活できる仕組みづくりにこれから取り組んでいくということでございまして、非常に期待をしているわけですが、私も三瓶でございますので三瓶で申しますと、水産係というのがおるようでございますが、若いからだめだという意味じゃないんですけどね。係長かその下の方が知りませんが、1人の方がいるだけでございます。

まず、予算を組むのに、あるいはこの未曾有の不景気を克服するのに、まず情報収集からしなければならぬわけですが、さきの7億円の補正は1次補正ですかね、2次補正ですか、それにつきましてもおおよそ総合支所に情報を任せて、そして吸い上げて予算を補正を組んでいるわけですが、私の知る限り、総合支所は漁業組合とか農協に出向いて情報収集をやっていないんです、全然。支所だけの判断で本庁に上がってきて予算を組んでるとというのが現状でございます。これはいかがなものかなと私は思うわけでございます。1次産業で生活できる仕組みづくりを早急にこの機会にぜひやっていただきたいと思うわけでございます。水産課の設置云々までは申しませんが、せめてそういう課の内部の改革が必要かと私は思っております。

さきの定例会で私は円高ウォン安という発言をいたしましたところ、市長を初め皆さんはお笑いになりましたが、今は私も為替は見えておりませんが先ほど前定例会で説明したとおり、一時は去年の夏は1,000円が7,500ウォンだったのが、今は1,000円が、当時は1万5,000ウォン、そういう時期もあったんです。私の知る限り残りこういう詳しい話はだめだと思いますが、例えばヒラメ屋さんのコストは1,150円ぐらいになるんですね、キロ当たり。かつては浜値、いわゆる浜で取引する価格は千四、五百円しておりまして、売上高営業利益率は二十数%あったんですが、今や売上高営業利益率はマイナス30%、40%、これが現状なんです。もうぜひとも市の担当者に現場に出向いていただいて、情報収集をぜひともやっていただいて、そういう市政

をぜひともしていただきたいと思うわけでございます。

漠然的な質問でございますが、答えられるところがあれば、ぜひともお願いいたしたいと思いません。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 嶋川議員のご質問でございますけれども、私も明浜出身なので浜の状況は十分わかっておりますので、確かに今言われましたように水産業、確かに今疲弊しております。農業も当然でありますけれども、水産業のほうも大分痛手をかかっていると思っております。

職員の情報収集が足らんのではないかとということでございますけれども、人数的にも若干少な目な感じはしますけれども、これも職員の能力で本当はそこら辺の処理をしてもらいたい気持ちもありますけれども、今後そこら辺の要望も含めて水産係の充実を図っていきたくて考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 ほかに質問はありませんか。

元親孝志君。

10番元親孝志君 これは所管に該当しますので、詳細は委員会でやりますが、大綱のみということで答弁も市長のほうにお願いをしたいと思います。

今回の当初予算の農林水産業費の中に、バイオマスタウン構想策定事業費294万8,000円が計上されております。これは、今国の流れが大体こういう方向に向かっておりまして、今年度末で全国で約300ぐらいな自治体がこの構想策定をされるんじゃないかというふうに聞いております。

そこで一つ提案でございますが、実は先般私も会派のほうで岡山県の真庭市のほうにバイオマスタウン構想の実際の事例を視察研修して帰りました。その結論を申し上げますと、この分野に今の段階で過剰に期待するところはほとんどないというのが結論だろうと思っております。

今後、こういったものが必要とされるためには、条件としてやはり燃料費が今の倍以上になるとか、そういった基礎的条件が変わらない限り、

なかなか厳しいであろうというのが率直な感想でございます。

真庭市は、恐らく全国の自治体ではこの分野ではトップランナーであるというふうに私は見てきましたが、ここでは一通りのこと全部されております。木質ペレットで温水プールをやったり、あるいはストーブをたかれたり、また工場ではそういう廃材で発電もされたり、あるいはまた生ごみで堆肥化されたり、そして究極はこの皆さんが想像するエタノール、杉、ヒノキからエタノールができないかということで、この実証実験も既にされております。

しかし、問題なのは、例えばエタノールを抽出するのにリッター当たり500円とか600円かかると。これじゃあ到底実用化できないというのが今の技術レベルだろうと思います。そしてまた、木質ペレットで温水プールをやる、それににかかる初期投資と今の燃料費との差額とを計算すると、まだ七、八年とんとんになるのにかかるというふうなことで、非常に技術的にまだまだ問題があるというふうなことからすれば、今世の中の流れはこうなってますけども、まだ恐らく10年この分野に期待できる分はないんじゃないかということを考えれば、この構想の策定事業費に300万円もかけるよりも、私はもう既にできとる真庭市に行けばタウン構想はあるわけですから、ここへ行って学んで帰れば職員の出張費で5万円ぐらい出せばこれはできると。あと余裕があるんであれば西予市で、例えばきのう市長が言われました生ごみが全体の30%を占めると、ごみの中で。今のごみ処理費用を見ますと、塵芥処理費用約6億円かかっていますので、2億円ぐらい浮かせます。10年で20億円ですから、この分野に投資するというのは可能であろうと思いますが、そういう具体的な事例の調査研究費に充てられるほうが得じゃないかという思いがいたします。

ですから、これ全国300の自治体がそれぞれにこういう構想を立てますと、単純に計算しても10億円全国でこんなことに使うわけですから、皆さんがそれぞれ別々につくる必要はない、いいところをまねればそれで済むわけですから、そういう発想の転換をして、この予算は私は必要ないんじゃないかという点をさせていただきます。

そしてまた、我々議会の政務調査のあり方について、いろいろマスコミ等でたたかれています

ので、我々の成果も大いにこういう行政の中で反映をしていただければ、議会の調査も非常に意義があるという評価に変わりますので、ぜひこれをご検討をいただきたいと思っております。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、元親議員のもうこれは所管だということで、大いに後ほど議論をしていただきたいとは思いますが、今までの元親議員の先駆的な役割を果たされる議論とどうも反対のようなご意見をされましたので、非常に心配をしておるところでございます。

私はこのバイオスタウン構想、全国で300構想国のほうが打ち出されております。今計画をつくられるのが170から180ぐらいだと聞いておりますが、もうその段階に来ております。

このバイオスタウン構想っていうのは、計画書をつくらないと国が認定してくれない。その計画書も、私も最初あんたらも自分らあがつくってくれたらええじゃないかという発想で私もありました。そして、この国が認定してもらうためには、膨大な量の計画書をつくらないとだめなんですよね。だから、これも職員がやれる分はやってくれっていうことで、相当安く削ったところでございます。この認定される計画書っていうのはなかなか単純にいかないみたいでございまして、これも削るだけ削った数字でございます。これもご理解をいただいて、1人の職員をこのバイオスタウン構想にやってくれるような流れを今つけております。

研修等々については、私も全国の地域循環センターの今理事をさせていただいておりますが、これは以前もご案内しましたように、今全国の農業集落排水事業の推進協議会の会長をさせていただいております。その関係で、技術部門がそちらのほうがありまして、そのセンターのほうが私は理事に入らせていただいておりますが、そこに勉強等は全部100%研修をただでやらせてくれる事業があります。勉強はそちらに全部その職員をやらせていくようにいたします。出張費からすべて100%補助になります。

まず、そういうような中でこのバイオスタウン構想をつくるわけでありまして、計画書を認定していただくためには、相当のすごい膨大な量が

必要になるということのご理解で、もうこれは削って削った数字であることもご理解をいただきたいと思うところでございます。

以上です。

議長 元親孝志君。

10番元親孝志君 内訳を知らずに物を言ったという点もあるわけですが、今市長が言われる国の事業認可を受けるために膨大な資料が要るんだという話でございしますが、今ほど言いましたように、その先に待ち受けているものっていうのは一体どれぐらいな魅力、可能性があるかと。これを事業認定を西予市が受けたとして、その先にじゃあ西予市が何をやりますか。例えば、木質ペレットの大工場をつくらうとかそういったことにつながっていくんであろうと思いますが、そのこと自体が研修の成果として時期尚早かなと、残念ながら。

ですから、もう少しそういった費用対効果の面も含めて、もう少し時間をかけられてもそんなに僕はおくれをとらないであろうというふうに研修の成果として受けて帰っておりますので、そこら辺もう少し私は時間を置いて検討されてはどうかと思えます。

議長 三好市長。

三好市長 今、私も言いましたとおり、全国で300の国が構想を持たれておる中で、もはやもう国もこれなぜ動かないのかって思われとるぐらいなんです、百七、八十ぐらいでしょ。早くしてくれというのが国の考え方で今あります。

西予市もこれ、遅くなりつつあります。だから、ちょっと認識を変えていただきたい側面もありますし、ご案内のとおり、アメリカのオバマ大統領が環境に力を入れるよと発信をしまっていました。そういう中で、日本の国も恐らく変わってくる、また地方もその中で変わっていかざるを得ないと思えます。

次に、待ち受けとることを含めて、これはバイオマスタウン構想の計画をまずつくるということであります。まだ事業はするという段階ではありませんが、まず計画書をつくる、そうするとまず原理的な問題には、つくる場合には、今は外郭団

体の補助は3分の1しかとれません、これをつくることによって、事業をやるときに2分の1補助を直接もらえる効果が出てまいります。そういう原理的なところから含めて、まず計画書をつくっておらないと次につながらないということでございます。その辺はぜひ委員会の中でもご議論をいただくとともに、ご理解をいただきたいところでございます。

以上でございます。

議長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 暫時休憩をいたします。(休憩 午前11時09分)

議長 再開をいたします。(再開 午前11時21分)

次に、議案第72号「平成21年度西予市授産場特別会計予算」から議案第84号「平成21年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの13件の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております案件のうち、平成20年度補正予算について、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第62号から議案第70号までの9件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第62号「平成20年度西予市一般会計補正予算(第6号)」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席願います。

起立全員であります。よって、議案第62号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第63号「平成20年度西予市授産

場特別会計補正予算（第2号）」から議案第70号「平成20年度西予市上水道事業会計補正予算（第4号）」までの8件を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第63号から議案第70号までの8件は原案のとおり決定いたしました。

本日採決いたしました10件を除く議案につきましては、お手元に配付しております各常任委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託をいたします。

（日程2）

議長 次に、日程第2、陳情第1号「野村郷土資料館（仮称）の建設について」及び陳情第2号「労働者派遣法の抜本改正のため意見書を提出することを求める陳情書」の2件を一括議題といたします。

この陳情につきましては、お手元に配付しております陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託をいたしたいと思えます。

暫時休憩をいたします。（休憩 午前11時25分）

議長 再開をいたします。（再開 午前11時27分）

ただいま市長から提出されました議案第85号「平成20年度西予市一般会計補正予算（第7号）」及び議案第86号「西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について」の2件を本日の日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、2件を本日の日程に追加し、追加日程とすることに決定をいたしました。

（追加）

議長 まず、追加日程第1、議案第85号「平成20年度西予市一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

三好市長 議案第85号「平成20年度西予市一般会計補正予算（第7号）」について提案理由

のご説明を申し上げます。

景気対策を盛り込んだ国の2008年度第2次補正予算が平成21年1月27日に成立いたしました。その財源の裏づけとなる関連法案が未成立であったため、予算執行ができない状態となっております。

この第2次補正予算に係る関連法案の成立につきましては、国民の関心も非常に高く、注目されておりましたが、ご案内のとおり、一昨日の3月4日ようやく可決成立したところであります。

今回の補正予算は、その関連法案成立を受けて定額給付金、子育て応援特別手当に係る関係予算を計上するものであります。また、同じ第2次補正予算に係る地域活性化・生活対策臨時交付金関連の予算につきましては、さきの第2回臨時会におきまして関連予算の議決をいただいたところでありますが、その時点では必要な財源を一般財源により対応しておりましたので、今回の関連法案の成立により、財源の組み替えを行っております。

今回の補正予算額であります。議決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ7億5,880万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を259億8,960万7,000円と定めるものであります。

定額給付金につきましては、既にご案内のとおりであります。景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対応するため、家計への緊急支援としての側面とともに、家計に広く給付することにより消費をふやし、景気を下支えする経済効果を有するものであります。

給付対象者につきましては、平成21年2月1日現在を基準日といたしまして、市の住民基本台帳及び外国人登録原票に登録されている者として、給付額につきましては1人につき1万2,000円とするものであります。ただし、基準日現在におきまして18歳以下及び65歳以上の方につきましては8,000円を加え、給付対象者1人につき2万円を支給いたします。

本市におきましては、給付対象者4万4,660人、うち18歳以下6,635人、65歳以上1万5,667人に対する給付を見込んでおります。給付額の総額を7億1,433万6,000円、また事業の実施に伴います事務費といたしまして2,302万6,000円を合わせて計上

たしております。

次に、子育て応援特別手当につきましては、平成20年10月30日に、新たな経済対策に係る政府・与党閣僚合同会議において決定を見ました生活対策に基づき、定額給付金と合わせて盛り込まれた事業であります。

厳しい経済情勢の中で、多子世帯の子育てにかかる負担に配慮し、緊急措置として小学校就学前3年間の幼児教育期にある第2子以降の子供に対して手当を支給することで、家庭における安心の確保を図ることを目的としております。

対象者は、第2子以降の平成14年2月2日から平成17年4月1日生まれの児童であって、本年2月1日の基準日現在で本市に住民登録されていることが要件となります。1人当たりの支給額は3万6,000円であります。

本市における対象者数は約560名を見込み、手当の支給総額は2,016万円を計上いたしております。また、手当の支給手続に伴います事務経費として128万4,000円を合わせて予算計上しております。

給付事務のスケジュールであります。定額給付金、子育て応援特別手当とも4月上旬に各家庭へ申請書を郵送で配布することとし、給付開始時期につきましては、制度の趣旨を踏まえ、的確、迅速な事務処理に努めたいと考えております。

以上が歳出予算の概要であります。

続きまして、歳入につきましてご説明いたします。

国庫補助金では、子育て応援特別手当交付金2,016万円、同事務取扱交付金128万4,000円、また定額給付金給付事業費国庫補助金7億1,433万6,000円、同事務費国庫補助金2,302万6,000円を計上しております。さらに、地域活性化・生活対策臨時交付金7億139万5,000円を計上しております。

繰入金では、地域活性化・生活対策臨時交付金7億139万5,000円と同額の財政調整基金繰入金を減額し、財源組み替えを行っております。

以上、ご説明いたしましたが、よろしくご審議を賜り、ご決定いただけますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第85号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 討論を終結いたします。

お諮りします。

議案第85号「平成20年度西予市一般会計補正予算(第7号)」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第85号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

議長 次に、追加日程第2、議案第86号「西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 議案第86号「西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、昭和45年度に国営草地開発事業で整備されました公営牧場で、事業目的は妊娠前の育成牛を酪農家から預かり、約2年近くの飼養管理をし、妊娠をさせた後で酪農家に返却する酪農業の基礎的部分を担う施設であります。

今回、本施設の指定管理者の候補として、非公募により愛媛県酪農業協同組合連合会を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、昭和51年度から30年余り県酪連が受託事業者となり現在に至っており、自然条件の厳しい大野ヶ原での育成牛の飼養管理技術が豊富であること、さらに西予市の

生乳は全量県酪連に出荷されていることなど、生産者と密接に連携した運営がされていることから、生産から出荷までの一貫した管理運営が可能です。このことから、指定管理者としての能力を十分に有しており、施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

指定期間については、県酪連の組織再編との関係もあり、平成22年3月31日までの1カ年間といたしております。

なお、県酪連の概要及び事業計画については、別添の参考資料をご参照いただきたいと思います。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結いたします。

議案第86号は、産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第86号は、配付しております産業建設常任委員会付託表に追加をいたします。

常任委員会においては、各議案並びに陳情について十分に審査を行い、最終日の本会議において委員会の審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めることといたしたいと思います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

3月18日は午後2時より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時40分

平成21年第1回西予市議会定例会会議録(第4号)

- 1.招集年月日 平成21年3月18日
 1.招集の場所 西予市議会議場
 1.開 議 平成21年3月18日
 午後2時00分
 1.閉 会 平成21年3月18日
 午後3時12分

1.出席議員

- 1番 兵頭 竜
 2番 二宮 一郎
 3番 兵頭 学
 4番 明智 祥勝
 5番 井上 勲
 6番 小野 正昭
 7番 松山 清
 8番 宇都宮 明宏
 9番 松島 義幸
 10番 元親 孝志
 11番 嶋川 武文
 12番 沖野 健三
 13番 森川 一義
 14番 藤井 朝廣
 15番 浅野 忠昭
 16番 岡山 清秋
 17番 酒井 宇之吉
 18番 兵頭 勇
 19番 山本 昭義
 21番 菊地 ミスギ
 22番 大竹 忠盛
 23番 二宮 元
 24番 坂本 隆重

1.欠席議員

- 20番 梅川 光俊

1.地方自治法第121条により
 説明のため出席した者の職氏名

- 市 長 三好 幹二
 副市長 別宮 静
 教育長 森 英二
 公営企業部長 九鬼 則夫
 会計管理者 角藤 和幸
 総務企画部長 清水 忠夫
 産業建設部長 安藤 芳夫
 生活福祉部長 炭倉 貞明
 教育部長 森 精一

- 明浜総合支所長 高岡 和廣
 野村総合支所長 西田 光和
 城川総合支所長 清水 享司
 三瓶総合支所長 芝 則重
 消防本部消防長 中野 竹夫
 総務課長 上甲 憲章
 財政課長 河野 敏雅
 企画調整課長 上田 甚正
 監査委員 正司 哲浩

1.本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事務局長 岩本 明定
 議事係長 井上 千浪

1.議事日程

- 1.会議に付した事件 別紙のとおり
 1.会議の経過 別紙のとおり

議 事 日 程

- 1 議案第 10号 西予市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定について
 議案第 12号 西予市職員の勤務時間の改定に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
 議案第 13号 西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 議案第 14号 西予市税条例の一部を改正する条例制定について
 議案第 15号 西予市育英会設置条例の一部を改正する条例制定について
 議案第 16号 西予市城川地域育英会設置条例の一部を改正する条例制定について
 議案第 17号 西予市三瓶地域育英会設置条例の一部を改正する条例制定について
 議案第 18号 西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について

議案第 19号	西予市青少年補導センター条例の一部を改正する条例制定について	議案第 35号	西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について
議案第 20号	西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について	議案第 36号	西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について
議案第 21号	西予市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	議案第 37号	西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について
議案第 22号	西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について	議案第 38号	西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について
議案第 23号	西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	議案第 39号	西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について
議案第 24号	西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について	議案第 40号	西予市明浜民宿故郷の指定管理者の指定について
議案第 25号	西予市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について	議案第 41号	西予市明浜塩風呂の指定管理者の指定について
議案第 26号	西予市あけはまオートキャンプ場条例の一部を改正する条例制定について	議案第 42号	西予市物産会館の指定管理者の指定について
議案第 27号	西予市明浜民宿故郷条例の一部を改正する条例制定について	議案第 43号	西予市野村農業公園の指定管理者の指定について
議案第 28号	西予市明浜塩風呂条例の一部を改正する条例制定について	議案第 44号	西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について
議案第 29号	西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 45号	西予市溪筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について
議案第 30号	西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 46号	西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について
議案第 31号	西予市城川堆肥製造用施設条例を廃止する条例制定について	議案第 47号	西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について
議案第 32号	西予市野村キャスルランド深山条例を廃止する条例制定について	議案第 48号	西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について
議案第 33号	西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について	議案第 49号	西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について
議案第 34号	西予市游の里デイサービ	議案第 50号	西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について

議案第 5 1 号	西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について		集落排水事業特別会計予算
議案第 5 2 号	西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について	議案第 8 0 号	平成 2 1 年度西予市公共下水道事業特別会計予算
議案第 5 3 号	西予市有料駐車場の指定管理者の指定について	議案第 8 1 号	平成 2 1 年度西予市簡易水道事業特別会計予算
議案第 5 4 号	西予市乙亥の里の指定管理者の指定について	議案第 8 2 号	平成 2 1 年度西予市上水道事業会計予算
議案第 5 5 号	西予市城川ふるさと交流館の指定管理者の指定について	議案第 8 3 号	平成 2 1 年度西予市病院事業会計予算
議案第 5 6 号	西予市三滝ロッジの指定管理者の指定について	議案第 8 4 号	平成 2 1 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
議案第 5 7 号	市道路線の廃止について	議案第 8 6 号	西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について
議案第 5 8 号	市道路線の認定について	陳情第 1 号	野村郷土資料館（仮称）の建設について
議案第 5 9 号	西予市営土地改良事業の施行について（宇和町下松葉地区）	陳情第 2 号	労働者派遣法の抜本改正のため意見書を提出することを求める陳情書
議案第 6 0 号	西予市営土地改良事業の施行について（城川町魚成地区）	追加 議案第 8 7 号	平成 2 0 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）
議案第 6 1 号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について	議案第 8 8 号	平成 2 0 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
議案第 7 1 号	平成 2 1 年度西予市一般会計予算	意見書案第 1 号	国会議員の定数及び衆議院小選挙区制度の見直しを求める意見書（案）の提出について
議案第 7 2 号	平成 2 1 年度西予市授産場特別会計予算		議員派遣の件について
議案第 7 3 号	平成 2 1 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算		
議案第 7 4 号	平成 2 1 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算		本日の会議に付した事件
議案第 7 5 号	平成 2 1 年度西予市国民健康保険特別会計予算	1 議案第 1 0 号	西予市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定について
議案第 7 6 号	平成 2 1 年度西予市老人保健特別会計予算	議案第 1 2 号	西予市職員の勤務時間の改定に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
議案第 7 7 号	平成 2 1 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算	議案第 1 3 号	西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 7 8 号	平成 2 1 年度西予市介護保険特別会計予算		
議案第 7 9 号	平成 2 1 年度西予市農業		

議案第 14号	西予市税条例の一部を改正する条例制定について	議案第 30号	西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 15号	西予市育英会設置条例の一部を改正する条例制定について	議案第 31号	西予市城川堆肥製造用施設条例を廃止する条例制定について
議案第 16号	西予市城川地域育英会設置条例の一部を改正する条例制定について	議案第 32号	西予市野村キャスルランド深山条例を廃止する条例制定について
議案第 17号	西予市三瓶地域育英会設置条例の一部を改正する条例制定について	議案第 33号	西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について
議案第 18号	西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について	議案第 34号	西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について
議案第 19号	西予市青少年補導センター条例の一部を改正する条例制定について	議案第 35号	西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について
議案第 20号	西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について	議案第 36号	西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について
議案第 21号	西予市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	議案第 37号	西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について
議案第 22号	西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について	議案第 38号	西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について
議案第 23号	西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	議案第 39号	西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について
議案第 24号	西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について	議案第 40号	西予市明浜民宿故郷の指定管理者の指定について
議案第 25号	西予市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について	議案第 41号	西予市明浜塩風呂の指定管理者の指定について
議案第 26号	西予市あけはまオートキャンプ場条例の一部を改正する条例制定について	議案第 42号	西予市物産会館の指定管理者の指定について
議案第 27号	西予市明浜民宿故郷条例の一部を改正する条例制定について	議案第 43号	西予市野村農業公園の指定管理者の指定について
議案第 28号	西予市明浜塩風呂条例の一部を改正する条例制定について	議案第 44号	西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について
議案第 29号	西予市簡易水道及び愛媛	議案第 45号	西予市溪筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について

議案第 46号	西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について	議案第 73号	平成21年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
議案第 47号	西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について	議案第 74号	平成21年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
議案第 48号	西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について	議案第 75号	平成21年度西予市国民健康保険特別会計予算
議案第 49号	西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について	議案第 76号	平成21年度西予市老人保健特別会計予算
議案第 50号	西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について	議案第 77号	平成21年度西予市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 51号	西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について	議案第 78号	平成21年度西予市介護保険特別会計予算
議案第 52号	西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について	議案第 79号	平成21年度西予市農業集落排水事業特別会計予算
議案第 53号	西予市有料駐車場の指定管理者の指定について	議案第 80号	平成21年度西予市公共下水道事業特別会計予算
議案第 54号	西予市乙亥の里の指定管理者の指定について	議案第 81号	平成21年度西予市簡易水道事業特別会計予算
議案第 55号	西予市城川ふるさと交流館の指定管理者の指定について	議案第 82号	平成21年度西予市上水道事業会計予算
議案第 56号	西予市三滝ロッジの指定管理者の指定について	議案第 83号	平成21年度西予市病院事業会計予算
議案第 57号	市道路線の廃止について	議案第 84号	平成21年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
議案第 58号	市道路線の認定について	議案第 86号	西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について
議案第 59号	西予市営土地改良事業の施行について（宇和町下松葉地区）	陳情第 1号	野村郷土資料館（仮称）の建設について
議案第 60号	西予市営土地改良事業の施行について（城川町魚成地区）	陳情第 2号	労働者派遣法の抜本改正のため意見書を提出することを求める陳情書
議案第 61号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について	追加 議案第 87号	平成20年度西予市一般会計補正予算（第8号）
議案第 71号	平成21年度西予市一般会計予算	議案第 88号	平成20年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
議案第 72号	平成21年度西予市授産場特別会計予算	意見書案第1号	国会議員の定数及び衆議院小選挙区制度の見直しを求める意見書（案）の提出について

議員派遣の件について

開議 午後2時00分

副議長 ただいまの出席議員は23名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります。

(日程1)

副議長 日程第1、議案第10号「西予市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定について」及び議案第12号「西予市職員の勤務時間の改定に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」から議案第61号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」までの50件並びに議案第71号「平成21年度西予市一般会計予算」から議案第84号「平成21年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの14件、議案第86号「西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について」、さらに陳情2件を一括議題といたします。

各常任委員会における審査の経過と結果について各常任委員長に報告を求めます。

まず、宇都宮総務常任委員長の報告を求めます。

宇都宮議員。

宇都宮明宏総務常任委員長 総務常任委員会の報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議におきまして、当常任委員会に付託されました議案13件及び陳情2件に対し、3月9日から委員会審査並びに所管事務調査研究を行いました。

審査の結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおりであり、陳情第1号「野村郷土資料館(仮称)の建設について」は、今後において柔軟な対応をすべきとの観点から継続審査と決定し、陳情第2号「労働者派遣法の抜本改正のため意見書を提出することを求める陳情書」については、西予市における就労機会、雇用情勢等を考慮すると、陳情項目また意見書案の内容に必ずしも適合しないとのことにより不採択と決定いたしました。議案13件については、いずれも原案のとおり全会一致で可決いたしました。

なお、当委員会では、付託されました議案を総

括するため、市長、教育長との懇談会も行いました。

議案審査と所管事務調査並びに懇談会の中で、委員より出された特徴的な意見、それに対する回答等について概要を抜粋して報告申し上げます。

初めに、議案第71号「平成21年度西予市一般会計予算」の総務課所管の一般管理費の中で、本年度より始まる人事評価推進事業についての説明を求めたところ、平成21年度を調査研究期間とし、平成23年度から本格導入するとの説明がありました。

また、企画調整課所管の限界集落対策事業の内容について説明を求めたところ、市内5カ所にモデル地区の設置を行い、集落支援員を配置し、集落点検など再度踏み込んだ集落实態調査を行い、その中で対処できる仕組みをつくっていくとの説明がありました。

次に、情報推進課所管分では、情報推進事業費のケーブルテレビ整備事業におけるメッセンジャーワイヤー設置工事負担金の内容と今後の推移について説明を求めたところ、光ケーブルが届かないところに追加で配線するリード線で、来年度以降も予算計上を行う見込みであるとの説明がありました。

次に、教育総務・学校教育課所管分の児童・生徒海外派遣事業について、内容や行き先を含めて見直しも検討すべきではとの意見に対し、今後教育委員会の中で検討し、善処すべきところは適切に対応していくとのことでありました。

また、平成24年度から柔道、剣道、相撲等が必修化になることに向けて、各中学校に施設は整備されているか、未整備の学校はそれまでに間に合わせるのかとの問いに対し、城川中学校については、既に武道場が整備されており、野村中学校においては、体育館の2階部分に柔剣道が整備されている。宇和中学校は、平成21年度に建設される体育館と併設して武道場を整備する計画であり、武道場が整備されていない中学校にあっては体育館を利用して、武道を行う計画であるとの答弁がありました。

次に、生涯学習課所管分で、大規模災害時等の避難所となる地区公民館の中には、耐震強度を満たしていない施設があるのではないかと。今後の課題として適切な措置をされるべきではとの意見に対し、公民館28館中、耐震強度を満たしていな

い公民館が現存することも確かであり、財政的な面も考慮し、今後の検討課題としたいとのことでありました。

次に、消防本部所管分では、消防本部施設は、震災を視野に入れて早急に対応すべきではとの意見に対し、耐震診断の結果から改修を考えており、設備についても順次更新していきたいとの説明がありました。

また、全般にわたり全国的に地方が疲弊している中、地域の活性化を促すために、地元でできるものは地元で還元するよう工夫すべきだとの意見が多くありましたので、報告しておきます。

以上、今定例会で付託されました議案等の審査概要について申し上げましたが、適切にご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます、総務常任委員会の報告を終わります。

平成21年3月18日、総務常任委員会委員長 宇都宮明宏。

副議長 次に、酒井厚生常任委員長の報告を求めます。

酒井議員。

酒井宇之吉厚生常任委員長 厚生常任委員会の審査の報告を申し上げます。

当委員会に審査を付託されました議案21件につきまして、3月9日から11日までの3日間、担当部課長の出席を得て委員会を開催し審査を行いました。

審査の結果は、いずれも原案可決した次第であります。

以下、審査の過程において質疑がありました事項につきまして、その概要を報告申し上げます。

議案第34号「西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について」、議案第35号「西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について」、議案第36号「西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について」の3議案は、関連性があるということで、一括で審議することにいたしました。

デイサービス事業を廃止すると聞いているが、今後どうなるのかという質疑があり、デイサービス事業は今後も継続して実施していただきます。経営の立て直しに向けて自立者及び要支援、要介

護1までの方を主に実施し、要介護1以上の方は福祉の里で実施していただくことになっておりますとの答弁でございました。

游の里の源泉は2カ所あるが、第2源泉の状況と温泉のお湯はきれいな状態で使用すべきではないかの質疑があり、第1、第2源泉の内湯量は、第2源泉のほうが多く、現在活用しております。お湯の抜きかえは週2回、月曜日、金曜日実施しており、通常は循環ろ過方式で営業していますとの答弁でした。

収支計画書の中の委託金500万円と委託補助金800万円の差異の質疑があり、委託金500万円は健康センターの委託料で、委託補助金は自立者のデイサービス事業等に対する委託料、利用者1回当たり1,000円ですという答弁でございました。

続きまして、議案第71号「平成21年度西予市一般会計予算」の当委員会の所管分につきまして審議をいたしました。

古紙やアルミ缶などの再資源売却収入は、価格の下落が伝えられているが、西予市の今後の見通しはどうかと質疑があり、昨年の夏から世界的な不況により再資源売却収入が大幅に下落しております。そのため、平成21年度当初予算は、前年度の3割程度の収入しか見込んでおらず、大幅な収入源となるため、苦慮しているところであるとの答弁でございました。

市長のマニフェストにもあるし尿処理場の整備の今後の計画についてどのようになっているのかの質疑があり、この事業を推進するに当たり、まず国からの交付金を受けられるよう、循環型社会形成推進地域計画を作成し、環境省へ承認申請を現在提出しているところであり、4月には承認が受けられると思われます。それにより平成21年度には、施設用地の確保を努めるとともに、施設の規模、資源化の方法等について整備計画の策定、また用地の測量や地質調査を計画しているところであります。

さらに、環境影響調査等を行う必要もあり、事業期間は4年から5年を見込んでいますという答弁でございました。

老人福祉費の青石寮の負担金の内容についての質疑があり、八幡浜地区施設事務組合負担金であり、特別養護老人ホーム青石寮の起債償還に対する関係市町の負担金であり、現在西予市から3名

の入所者があるとの答弁でございました。

高齢者の交通の足の確保についての要望はあるのかの質疑に対し、野村町高瀬地区から要望があり、野村総合支所で検討対応しておりますとの答弁があり、関連意見として、交通弱者に対して、限外集落地のバス、病院等西予市全体で交通の足の確保を対応していく政策的な立案を願いたいとの発言がありました。

続きましての質問で、社会福祉協議会運営事業について多額の補助金を要しているが、その算出根拠と理事会など市としてのかかわりはどうなっているのかとの質疑があり、正職員が11名、嘱託職員が4名、うち2名が市のOB職員、合わせて15名の職員が配置されています。補助金の算出根拠は、人件費、事務費、事業費で、収益事業ではなく、公益事業にかかわる経費で、管内、他の市の調査も実施し、事務事業の見直しの中でも補助金の見直しを行い、補助金については、右肩下がりになっております。内訳は、人件費が6,824万6,000円、事務費が742万2,000円、事業費が259万4,000円で、市としての補助金のチェックはしており、特に人件費については、行政職員との対比を行い、市の職員を100とした場合93%となっています。

また、理事者とも協議し、3年間に分けて減額措置等今後検討したいとの答弁でした。

議案第75号「平成21年度西予市国民健康保険特別会計予算」について、国民健康保険の財政調整基金繰入金が1億5,000万円計上されているが、今後どのように推移していくのかという質疑があり、基金の残高が19年度末で約2億5,000万円となっており、残り少なくなっております。20年度では、予算上1億1,000万円程度計上されており、また21年度も予算どおり繰り入れを行うと21年度末で基金が底をつく計算になり、国保財政はますます厳しい状況になってくるため、安定した運用をするために、22年度は国保税を引き上げなければならない状況になっていますという答弁でございました。

議案第81号「平成21年度西予市簡易水道事業特別会計予算」及び議案第82号「平成21年度西予市上水道事業会計予算」について、総合ビジョンの策定の状況、それにかかわる簡易水道の統合の実態はどうなっているのかの質疑があり、21年度末までに総合ビジョンを策定し、地元の

理解と現状を把握して設備統合、経営統合など実情に応じた統合を進めていきますとの答弁でした。

各町の上水道事業の運営状態の質疑があり、宇和、野村、三瓶については安定していますが、明浜地区は一般会計を繰り入れなければならない状況であります。今後水道料金の標準化を含めて検討していきますとの答弁でした。

議案第83号「平成21年度西予市病院事業会計予算」について、宇和病院の予算が赤字予算で計上されているのはおかしいのではないかという質疑があり、歳入が見込まれてない以上、どうしても今回は赤字計上することになったが、当年度の損益勘定留保資金や平成21年6月ごろには、新たな交付税措置が見込まれる予定になっており、なお一層の経営改善に努め、赤字予算解消につながると考えていますとの答弁でした。

また、宇和病院の耐震診断の時期と今後の対応についての質疑があり、21年度にできるだけ早く診断をし、結果を見て新病院の建設ともあわせて検討していきますとの答弁でした。

以上、慎重に審査いたしましたので、ご報告いたします。

平成21年3月18日、厚生常任委員会委員長 酒井宇之吉。

以上であります。

副議長 次に、元親産業建設常任委員長の報告を求めます。

元親君。

元親孝志産業建設常任委員長 産業建設常任委員会の審査結果についてご報告申し上げます。

当委員会に審査付託されました議案34件につきまして、3月9日と10日の2日間委員会を開催し、審査を行いました。

審査の結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、全議案を原案のとおり全会一致で可決いたしました。

また、関連として、三瓶町、明浜町で現地調査を実施いたしました。

なお、議案審査の過程において、委員より質疑がありました事項と所管事務調査の中で重要と思われる事項について概要を抜粋してご報告申し上げます。

議案第31号「西予市城川堆肥製造用施設条例を廃止する条例制定について」は、施設の老朽化が著しいため、市の直営事業を廃止するための条例制定であります。今後においては、西予市森林組合が施設利用に希望を出されているとのことでありました。

議案第71号「平成21年度西予市一般会計予算」のうち、農林水産課所管分について、バイオマスタウン構想策定料については、国が進めているバイオマス日本総合推進会議に基づくものであり、必要経費の2分の1が補助対象の事業であるとの説明でありましたが、バイオマスタウン構想の必要性及び期待性は当然あるものの、国の計画自体が確固たるものであるという確信が得られない現状においては、国の動向をよく見きわめ、西予市の実情に合った有意義な構想を策定していただきたいとの要望がありました。

議案第33号から議案第56号及び議案第86号の指定管理者の指定については、3月末で契約が切れる19施設と新しく1施設の追加に関して候補者の審査を行いました。20施設については、野村青汁工場のように完全に独立採算制で行われている施設もあれば、市からの委託料で賄っている施設等さまざまであります。委託料については、施設の性質、目的等から当然なしでは成り立たない部分があり、収支の結果だけでは議論できないところがあります。

しかし、施設に対して市民の理解が得られなくなれば、存続の意義を失うことになるので、今後においてさらなる鋭意努力に努め、十分なる理解が得られるよう市としての指導監督をお願いしたいとの意見でありました。

また、今回指定管理者が一部変更されている施設もあり、経営意識を刷新する意味においては、歓迎すべきことではないかと評価する意見がありました。

次に、議案第71号「平成21年度西予市一般会計予算」のうち、建設課所管分について、学校、病院等の公共施設の耐震度調査の必要性が議論されているが、当然のこととして、個人住宅に関しても同じことであり、老朽化した住宅に住む方の不安を増大させております。個人が耐震補強工事を行う場合、市の補助についてどうなのかという質問がありました。

全国には市が補助しているところも確かにあり

ますが、財源が伴うものであり、今後の課題として検討させていただきたいとの答弁でありました。

議案第80号「平成21年度西予市公共下水道事業特別会計予算」について、公共下水道事業への加入率が悪いと聞かれますが、現在の野村処理区、宇和处理区の加入状況はどうなっているのか、また加入促進に対してどのような努力をされているのかとの質問がありました。

野村処理区、宇和处理区の加入率は57%と38%であります。加入促進については、宇和町においては、第3次供用開始地区で、現在未加入戸数が741戸あり、全戸にはがきを出して加入をお願いする予定であります。特に使用料の多い企業等には、戸別訪問を実施する予定であります。そのための人材として緊急雇用対策として、野村、宇和に2名を雇用する予定であるとの答弁がありました。

また、加入率が低い理由の一つに、宅内配管工事費が高いように思うが、この費用を軽減できないかとの質問に対して、市としては加入奨励金として1年目4万円、2年目3万円、3年目2万円を補助し、事業費についても40万円を限度として融資制度を設けており、これを活用していただきたいとのことでありました。

なお、野村処理区工区が平成22年度で管路施設工事がすべて完了する予定であり、その後は三瓶町を検討したいとのことでありました。

農業集落排水、漁業集落排水事業の今後の計画については、宇和町下宇和地区が21年度より調査を予定しているとの報告でした。その他については、地区の同意が80%以上必要なことから、現段階では同意が得られている地区はないとの報告でありました。

次に、三瓶町、明浜町の所管事務調査についてご報告を申し上げます。

三瓶総合支所において、平成21年度の所管分の事業計画、当面する課題等について意見交換を行い、その後漁港整備、過疎農道等の現地視察を実施いたしました。

三瓶町は、建設事業費が他の町に比べ比較して突出して少ないが、その理由についての質問がありました。理由としては、用地の確保ができないため、事業計画が思うように進まないのが現状ですとの答弁でした。

また、三瓶町総合支所としての予算は、6億7,000万円程度しかなく、この厳しい時代の予算として、これでよいのか疑問に感じている。今後の三瓶町活性化のためには、1次産業に関連する加工施設を建設し、農水産物に付加価値をつけ、1次産業、2次・3次産業につなげていくべきではないかとの意見がありました。このことについては、西予市全般についてもご検討いただきたいと思えます。

最後に、明浜町の所管事務調査についてご報告申し上げます。

明浜町においても、三瓶町と同様な方法で調査を実施いたしました。総合支所における当面の課題として、過疎・高齢化が著しい明浜町において、今後だれが中心となって集落の維持や地域振興計画を心配していけばいいのか、本庁方式に移行すれば、さらにこれらの問題が懸念されます。そのためには、各公民館を充実させ、公民館単位で議論していくことが必要不可欠ではないかとの意見がありました。集落支援制度と絡めて、ぜひとも検討いただきたいとの意見でありました。

次に、明浜町の第1次産業の現状について、明浜漁協の関係者から、真珠養殖とハマチ養殖について説明を受けました。

真珠養殖については、従来であれば、年内に入札が開始されていたが、ことしに至っては、年明けに入札が持ち越され、結果においても、最悪の取引で終わり、20年度の営業内容は、すべての人件費がそっくり赤字になる見通しの報告でした。真珠養殖の主な経費は、母貝の支出にウエートが高く、母貝に対して財政支援はできないものが要望がありました。

また、ハマチ養殖についても、景気の低迷による消費の減少と円高による輸入魚に押され、出荷価格が大幅に原価を割っているという現状にあり、水産業の厳しさを改めて実感させられました。

一方、かんきつ類も消費の低迷と輸入オレンジの拡大によって経営は最悪の状況にあります。ピーク時には480ヘクタールあった園も高齢化と後継者不足によって2割強が放棄地になっている現状であります。園内のモノラックは、総延長150キロメートルに及び、その約8割が老朽化によって新規に施設整備が必要とのことでした。厳しい経営環境の中で新たな投資もままならず、市

に一部負担をお願いしたいとの要望がありました。

以上、慎重に審査いたしましたので、報告とさせていただきます。

平成21年3月18日、産業建設常任委員会委員長元親孝志。

副議長 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長 以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

お諮りいたします。

まず、議案第10号「西予市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第12号「西予市職員の勤務時間の改定に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第13号から議案第20号までの8件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第13号「西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」から議案第20号「西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について」までの8件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、議案第21号から議案第23号までの3

件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第21号「西予市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」から議案第23号「西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」までの3件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、議案第24号から議案第28号までの5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第24号「西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について」から議案第28号「西予市明浜塩風呂条例の一部を改正する条例制定について」までの5件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、議案第29号及び議案第30号の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第29号「西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第30号「西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の2件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、議案第31号及び議案第32号の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第31号「西予市城川堆肥製造用施設条例を廃止する条例制定について」及び議案第32号「西予市野村キャスルランド深山条例を廃止する条例制定について」の2件は委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、議案第33号について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第33号「西予市宇和文化会館指定管理者の指定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第34号から議案第37号までの4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第34号「西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について」から議案第37号「西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について」までの4件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第34号から議案第37号までの4件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第38号から議案第56号までの19件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第38号「西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について」から議案第56号「西予市三滝ロッジの指定管理者の指定について」までの19件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第38号から議案第56号までの19件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第57号から議案第60号までの4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第57号「市道路線の廃止について」から議案第60号「西予市営土地改良事業の施行について(城川町魚成地区)」までの4件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第57号から議案第60号までの4件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第61号を採決します。

お諮りいたします。

議案第61号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、議案第71号について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第71号「平成21年度西予市一般会計予算」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第71号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第72号から議案第84号までの13件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第72号「平成21年度西予市授産場特別会計予算」から議案第84号「平成21年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの13件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第72号から議案第84号までの13件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第86号について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第86号「西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第86号は原案のとおり決定いたしました。

次に、陳情2件について採決いたします。

まず、陳情第1号「野村郷土資料館(仮称)の建設について」は委員長報告のとおり継続審査と

することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、陳情第1号は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第2号「労働者派遣法の抜本改正のため意見書を提出することを求める陳情書」は委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、陳情第2号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後2時45分)

副議長 再開をいたします。(再開 午後2時47分)

ただいま市長から提出されました議案第87号「平成20年度西予市一般会計補正予算(第8号)」及び議案第88号「平成20年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)」の2件と意見書案第1号及び議員派遣の件についてを本日の日程に追加し、追加日程とし議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長 ご異議なしと認めます。よって、4件を本日の日程に追加し、追加日程とすることに決定いたしました。

(追加)

副議長 まず、追加日程第1、議案第87号「平成20年度西予市一般会計補正予算(第8号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

三好市長 議案第87号「平成20年度西予市一般会計補正予算(第8号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回提出します補正予算の主な内容は、歳出では、国の定額給付金事業にあわせ西予市商工会が実施主体となり計画しておりますプレミアムつき商品券発行に対する助成金の計上とその債務負担行為の設定、また野村町高瀬在住の三瀬様からご

寄附をいただきましたので、そのご意思に沿い、中筋小学校と中筋幼稚園の設備整備と教材備品、遊具等の購入のための経費及び将来の財務負担軽減を図るための減債基金の積み立てを行っております。

また、歳入では、利子割交付金、地方消費税交付金、特別交付税、県支出金等の交付額の決定による調整と先ほどの三瀬様から寄附金及び上下水道事業会計からの利益剰余金納付金を計上しております。

プレミアムつき商品券発行に対する助成金につきましては、西予市商工会が実施主体となり行います。10%のプレミアムつき商品券発行に対して、そのプレミアム分を助成し、西予市の地域経済の活性化を図るものであります。

発行総額は2億2,000万円のうち、2,000万円を限度額として実績に応じ助成したいと考えております。平成20年度1,000万円、平成21年度1,000万円を予定し、平成21年度につきましては、債務負担行為の設定をさせていただいております。これによりまして既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ1億8,010万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を261億6,971万5,000円と定めるものであります。

なお、今回の補正では、市役所庁舎維持管理事業を初めとする51事業の繰越明許費を計上しております。

以上、ご説明いたしました。詳細な点につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくご審議を賜り、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

副議長 河野財政課長。

河野財政課長 それでは、予算書に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、歳出につきまして説明をいたします。

11ページをお開き願います。

2目19節プレミアムつき商品券助成事業補助金1,000万円ですが、これは西予市商工会が実施主体となり行います10%プレミアムつき商品券発行に対する補助金であります。

12ページをお開き願います。

小学校費と幼稚園費につきまして、これは平成

21年1月29日に亡くなりました野村町高瀬の三瀬功氏のご意思により、兄の三瀬明聖氏から中筋小学校と中筋幼稚園のために使ってほしいと200万円のご寄附をいただきましたので、そのご意思に沿い、同小学校、幼稚園の備品の購入及び遊具の設置をするものであります。

次に、13ページでございますが、1目25節積立金1億6,810万8,000円につきましては、これからの大型事業等の起債借入金に対する将来負担に備え、減債基金の積み立てを行うものであります。

次に、歳入でございますが、9ページをお開き願います。

6款地方消費税交付金マイナス4,958万1,000円ですが、これは地方消費税交付金の交付額決定による減額であります。

なお、交付決定額は3億5,566万7,000円で、前年度比マイナス7.8%となっております。

10ページをお開き願います。

9款1目地方交付税2億3,710万8,000円につきましては、特別交付税の確定により増額計上するものであります。

なお、交付決定額は11億4,710万8,000円で、前年度比8.0%、8,500万6,000円の増額となっております。

次に、17款1目公営企業会計繰入金140万円ですが、これは上水道施設整備において、一般会計で出資債を借り、上水道事業会計に出資を行っておりますが、その出資に対する利益剰余納付金であります。

4ページに戻っていただきたいと思っております。

第2表繰越明許費であります。これは地域活性化・生活対策臨時交付金事業で、市役所庁舎維持管理事業ほか34事業6億2,926万4,000円、定額給付金事業7億3,302万2,000円、子育て応援特別手当支給事業2,087万2,000円、その他といたしましてCATV整備事業ほか13事業13億2,571万5,000円、合計51事業、金額27億887万3,000円を平成20年度から平成21年度へ繰り越しをするものであります。

事業名、金額、繰越理由等の詳細につきましては、お手元の参考資料をご参照いただきたいと思います。

以上、説明とさせていただきます。

副議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第87号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第87号「平成20年度西予市一般会計補正予算(第8号)」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第87号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

副議長 次に、追加日程第2、議案第88号「平成20年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 議案第88号「平成20年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、宇和処理区及び野村処理区において、関係機関との協議に不測の日数を要した等の理由により、年度内の施工が困難になったことに伴い繰越明許費1億6,238万5,000円を計上するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

副議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第88号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第88号「平成20年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第88号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

副議長 次に、追加日程第3、意見書案第1号「国会議員の定数及び衆議院小選挙区制度の見直しを求める意見書(案)の提出について」を議題といたします。

事務局長に朗読いたさせます。

岩本事務局長 国会議員の定数及び衆議院小選挙区制度の見直しを求める意見書(案)。

国においては、昨年末に地方分権改革推進委員会の第2次勧告がなされるなど、国から地方への分権の流れは着実に加速している。今後将来の道州制も視野に入れた真の地方分権を実現するためには、現在の政治や経済など各分野における国の中央集権的な体制がおのずから見直され、外交や防衛等国の専管事項を中心とした体制に移行していかなければならない。

折りしも世界経済は未曾有の同時不況下にあり、国家財政の膨大な赤字を抱える我が国においても財政出動等による経済の立て直しと財政再建という相反する課題を克服していかなければならない。このような状況の中で、本県を初め多くの地方自治体にあっては、我々地方議会議員も三位一体改革等に起因する深刻な財政事情や市町村合併に移行して既に定数削減、議員報酬カット等に

取り組んでいるところである。よって、衆・参両議院及び政府においても、議員各位の確固たる決意のもと、時代の流れに的確に対応し、また選挙制度等に対する地方の声も真摯に反映した国会改革に速やかに取り組まれるとともに、とりわけ次の事項について適切な措置を講ぜられるよう強く要望する。

記。

1、国会議員の定数を削減すること。

2、衆議院定数の削減に際しては、死票の大量発生防止、一票の格差是正等の観点から小選挙区制度を中選挙区制度に改めること。

3、なお衆議院小選挙区制度に関する当面の措置としては、重複立候補などについて比例代表制度を見直すとともに、合併後の市町村が選挙区によって二分されることのないよう区割りを見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月18日、愛媛県西予市議会。

提出先、衆議院議長河野洋平、参議院議長江田五月、内閣総理大臣麻生太郎、総務大臣鳩山邦夫。

以上であります。

副議長 ただいま議題となっております本案は、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いません。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

意見書案第1号「国会議員の定数及び衆議院小選挙区制度の見直しを求める意見書(案)の提出について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

副議長 次に、追加日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしております本件を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長 ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定をいたしました議員派遣については、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長にご一任を願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

市長より閉会のあいさつがあります。

市長。

三好市長 平成21年第1回西予市議会定例会の閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

去る3月4日から開会いたしました本定例会におきましては、委員各位には、本会議並びに各常任委員会を通じまして慎重なご審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。

おかげをもちまして、平成21年度一般会計予算を初め、多数の重要案件につきまして原案のとおりそれぞれ決定をいただくことができました。ここに成立を見ました平成21年度予算によりまして、市政各般にわたり所期の施策を推進し、市政の一層の進展と住民福祉の向上と発展に寄与してまいりたいと願っております。

特に100年に一度と言われる世界的金融危機で日本の景気も急速に悪化し、社会経済は混迷を

きわめておりますが、今まさに、その不況の波が地方にも静かに忍び寄ってきております。私はこのような現実をしっかりと受けとめ、そしてこの状況から早く脱却するための政策を迅速に実行し、市民の皆様にも少しでも安心して暮らしていただけるように全力投球で取り組んでまいり所存でございます。

先日は市内中学校の卒業式がとり行われ、来週には各小学校においても卒業式がとり行われます。私は、西予市の子供たちが希望に輝き大きく成長していく姿を目の当たりにしまして、改めまして将来を担う子供たちが安心して生活のできる社会の構築といつまでも誇りに思える西予市づくりに渾身の努力を傾注しなければならないとかたく心に誓ったところでございます。どうか議員の皆様におかれましてもご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。

いよいよ陽春の候となり、議員の皆様におかれましてもご繁用のことと存じますが、健康には十分ご留意をいただき、市政推進にご尽力を頼みますことを心からお願いを申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。長い間ありがとうございました。

副議長 これをもって平成21年第1回西予市議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後3時12分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

西予市議会副議長

同 議員

同 議員

平成21年第1回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 10号	西予市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定について	21.3.18	原案可決
議案第 11号	西予市例規の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定について	21.3.6	原案可決
議案第 12号	西予市職員の勤務時間の改定に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	21.3.18	原案可決
議案第 13号	西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	21.3.18	原案可決
議案第 14号	西予市税条例の一部を改正する条例制定について	21.3.18	原案可決
議案第 15号	西予市育英会設置条例の一部を改正する条例制定について	21.3.18	原案可決
議案第 16号	西予市城川地域育英会設置条例の一部を改正する条例制定について	21.3.18	原案可決
議案第 17号	西予市三瓶地域育英会設置条例の一部を改正する条例制定について	21.3.18	原案可決
議案第 18号	西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について	21.3.18	原案可決
議案第 19号	西予市青少年補導センター条例の一部を改正する条例制定について	21.3.18	原案可決
議案第 20号	西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について	21.3.18	原案可決
議案第 21号	西予市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	21.3.18	原案可決
議案第 22号	西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について	21.3.18	原案可決
議案第 23号	西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	21.3.18	原案可決
議案第 24号	西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について	21.3.18	原案可決
議案第 25号	西予市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について	21.3.18	原案可決
議案第 26号	西予市あけはまオートキャンプ場条例の一部を改正する条例制定について	21.3.18	原案可決
議案第 27号	西予市明浜民宿故郷条例の一部を改正する条例制定について	21.3.18	原案可決
議案第 28号	西予市明浜塩風呂条例の一部を改正する条例制定について	21.3.18	原案可決
議案第 29号	西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	21.3.18	原案可決
議案第 30号	西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	21.3.18	原案可決
議案第 31号	西予市城川堆肥製造用施設条例を廃止する条例制定について	21.3.18	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 32号	西予市野村キャスルランド深山条例を廃止する条例制定について	21.3.18	原案可決
議案第 33号	西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について	21.3.18	原案可決
議案第 34号	西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について	21.3.18	原案可決
議案第 35号	西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について	21.3.18	原案可決
議案第 36号	西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について	21.3.18	原案可決
議案第 37号	西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	21.3.18	原案可決
議案第 38号	西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について	21.3.18	原案可決
議案第 39号	西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について	21.3.18	原案可決
議案第 40号	西予市明浜民宿故郷の指定管理者の指定について	21.3.18	原案可決
議案第 41号	西予市明浜塩風呂の指定管理者の指定について	21.3.18	原案可決
議案第 42号	西予市物産会館の指定管理者の指定について	21.3.18	原案可決
議案第 43号	西予市野村農業公園の指定管理者の指定について	21.3.18	原案可決
議案第 44号	西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について	21.3.18	原案可決
議案第 45号	西予市溪筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について	21.3.18	原案可決
議案第 46号	西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について	21.3.18	原案可決
議案第 47号	西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について	21.3.18	原案可決
議案第 48号	西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について	21.3.18	原案可決
議案第 49号	西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について	21.3.18	原案可決
議案第 50号	西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について	21.3.18	原案可決
議案第 51号	西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について	21.3.18	原案可決
議案第 52号	西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について	21.3.18	原案可決
議案第 53号	西予市有料駐車場の指定管理者の指定について	21.3.18	原案可決
議案第 54号	西予市乙亥の里の指定管理者の指定について	21.3.18	原案可決
議案第 55号	西予市城川ふるさと交流館の指定管理者の指定について	21.3.18	原案可決
議案第 56号	西予市三滝ロッジの指定管理者の指定について	21.3.18	原案可決
議案第 57号	市道路線の廃止について	21.3.18	原案可決
議案第 58号	市道路線の認定について	21.3.18	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 59号	西予市営土地改良事業の施行について（宇和町下松葉地区）	21.3.18	原案可決
議案第 60号	西予市営土地改良事業の施行について（城川町魚成地区）	21.3.18	原案可決
議案第 61号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について	21.3.18	原案可決
議案第 62号	平成20年度西予市一般会計補正予算（第6号）	21.3.6	原案可決
議案第 63号	平成20年度西予市授産場特別会計補正予算（第2号）	21.3.6	原案可決
議案第 64号	平成20年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）	21.3.6	原案可決
議案第 65号	平成20年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	21.3.6	原案可決
議案第 66号	平成20年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	21.3.6	原案可決
議案第 67号	平成20年度西予市介護保険特別会計補正予算（第4号）	21.3.6	原案可決
議案第 68号	平成20年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）	21.3.6	原案可決
議案第 69号	平成20年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	21.3.6	原案可決
議案第 70号	平成20年度西予市上水道事業会計補正予算（第4号）	21.3.6	原案可決
議案第 71号	平成21年度西予市一般会計予算	21.3.18	原案可決
議案第 72号	平成21年度西予市授産場特別会計予算	21.3.18	原案可決
議案第 73号	平成21年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	21.3.18	原案可決
議案第 74号	平成21年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算	21.3.18	原案可決
議案第 75号	平成21年度西予市国民健康保険特別会計予算	21.3.18	原案可決
議案第 76号	平成21年度西予市老人保健特別会計予算	21.3.18	原案可決
議案第 77号	平成21年度西予市後期高齢者医療特別会計予算	21.3.18	原案可決
議案第 78号	平成21年度西予市介護保険特別会計予算	21.3.18	原案可決
議案第 79号	平成21年度西予市農業集落排水事業特別会計予算	21.3.18	原案可決
議案第 80号	平成21年度西予市公共下水道事業特別会計予算	21.3.18	原案可決
議案第 81号	平成21年度西予市簡易水道事業特別会計予算	21.3.18	原案可決
議案第 82号	平成21年度西予市上水道事業会計予算	21.3.18	原案可決
議案第 83号	平成21年度西予市病院事業会計予算	21.3.18	原案可決
議案第 84号	平成21年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算	21.3.18	原案可決
議案第 85号	平成20年度西予市一般会計補正予算（第7号）	21.3.6	原案可決
議案第 86号	西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について	21.3.18	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 87号	平成20年度西予市一般会計補正予算(第8号)	21.3.18	原案可決
議案第 88号	平成20年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)	21.3.18	原案可決
陳情第 1号	野村郷土資料館(仮称)の建設について	21.3.18	継続審査
陳情第 2号	労働者派遣法の抜本改正のため意見書を提出することを求める陳情書	21.3.18	不採択
意見書案第1号	国会議員の定数及び衆議院小選挙区制度の見直しを求める意見書(案)の提出について	21.3.18	原案可決
	議員派遣の件について	21.3.18	承認